

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

予 算 常 任 委 員 会  
健 康 福 祉 分 科 会 記 録

会議日 3月6日(金)

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月6日(金)

開会 午前10時 散会 午後6時12分

○場 所

第3委員会室

○出席委員

委員長	益田洋平	副委員長	五十川有香
委員	中西勇太	委員	玉井美樹子
委員	清水亮佑	委員	林恭広
委員	澤田直己	委員	小北一美

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[児童部]

部長	道場久明	子育て支援センター担当	北澤直子
次長	岡田耕一郎	家庭児童相談室長	中谷美樹
こども発達センター長	紙谷裕子	のびのび子育てプラザ長	古田彰子
子育て政策室参事	松永智美	子育て政策室参事	伊藤尊之
家庭児童相談室参事	中井三朗	子育て政策室主幹	佐野直樹
子育て政策室主幹	尾崎聡葉	子育て政策室主幹	岸川優子
すこやか親子室主幹	柏原令子	家庭児童相談室主幹	西村是紀
こども発達センター主幹	宮下昌也	こども発達センター主幹	宮本成貴
子育て政策室主査	西浦弘基	子育て政策室主査	井上博登
子育て政策室主査	原田真志	子育て政策室主査	知花嗣文
子育て給付課主査	黒木隆介	子育て給付課主査	馬場健太郎
すこやか親子室主査	金子美和子	家庭児童相談室主査	河合哲平
こども発達センター主査	古川みどり	子育て給付課主任	橋本陽子

[健康医療部]

部長	岡松道哉	健康まちづくり室長	山根正紀
国民健康保険課長	柴原聡	衛生管理課長	穴瀬雅美
地域保健課長	坂原秀昭	健康まちづくり室参事	白澤耕一郎

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

健康まちづくり室参事	柏木郁乃	健康まちづくり室参事	新栞明宏
保健医療総務室参事	濱本利美	参事	岩田恵
参事	林美紀	参事	平田武志
参事	林美奈子	成人保健課長代理	芳我知世
健康まちづくり室主幹	宮部竹司	健康まちづくり室主幹	早川真
成人保健課主幹	川見知佳	国民健康保険課主幹	永井崇弘
国民健康保険課主幹	藤岡和也	保健医療総務室主幹	廣瀬智恵子
地域保健課主幹	細川裕基	地域保健課主幹	黒田雅子
地域保健課主幹	前田知穂	地域保健課主幹	田畑三由紀
健康まちづくり室主査	小松亨恵	健康まちづくり室主査	大塚哲央
成人保健課主査	高口直人	成人保健課主査	谷内佳代
成人保健課主任	鈴木里奈	成人保健課主任	佐寄里奈

[学校教育部]

保健給食室参事	伊東昌宏	保健給食室主幹	福井佑介
---------	------	---------	------

○議会事務局出席職員

主査	今井理香子	主査	水落康介
主任	藤井勇氣		

○付議事件

議案第31号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
議案第32号	令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第35号	令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第19号	令和8年度吹田市一般会計予算中分担分
議案第20号	令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算
議案第24号	令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号	令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
議案第27号	令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算

（署名又は押印）委員長

---

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

(午前10時 開会)

○益田洋平委員長 ただいまから、予算常任委員会健康福祉分科会を開会し、本日の会議を開きます。

○

○益田洋平委員長 初めに、本分科会に分担されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位(案)のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

なお、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

また、要求資料の目次の欄に要求委員名を記載してもらっておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

○

○益田洋平委員長 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)中、健康医療部所管分、議案第32号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第35号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、健康医療部所管分、議案第20号 令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第26号 令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算を一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○林 恭広委員 大阪維新の会、林です。よろしくお願います。

議案第19号の地域医療推進事業における災害時医薬品等確保供給体制整備事業について、参考資料でいうと215ページのものになるんですけれども、これ事業の内容の中に、発災直後に道路事情や流通状況等により大阪府による広域供給が難しいとされていることから本市でやられると、この事業をされるということなんですけれども、これ大阪府内ほかで、近隣他市で実施されているようなところというのは

あるんでしょうか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 大阪府内でも複数の市町村において、やっぱり同じような医薬品の確保をされている市町村もございます。市町村によって方法はまちまちなんですけれども、一般用医薬品のみを市が購入しまして、市の施設内で備蓄している市町村もある一方、市のほうで確保しているんですけれども、市で独自で確保して期限切れになりますと、それを一斉に廃棄をするということが発生します。そのため購入をするたびに数十万から数百万円かかっているという実例もございます。

本市としましては、主に薬剤師会に流通備蓄を委託するというので、ほかの府ですとか、あとほかの市町村でも同様の事例もございますので、そちらを参考に廃棄を極力避けた形での確保の方法を検討して、この形にさせていただいた次第でございます。

○林 恭広委員 今回本市がやられるやり方と他市ではまた違うやり方があるというようなお話なんですけれども、今回のこの薬剤師会に業務委託するというやり方を採用している市というのは、ほかの市では、ちなみにどこの市がこういうふうにやっているとというような参考があれば教えていただきたいです。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 大阪府の市町村の中では、豊中市と、あと箕面市、枚方市、堺市、東大阪市は同様に使用しているところでございます。

○林 恭広委員 今お答えいただいた他市の豊中、箕面を含め他市さんというのも、やり方としては、例えばうちは6ブロック構想というのがあるからというので、多分6ブロックに分けてやっておられるかと思うんですけど、そういう同じようなやり方を推奨されているか、あと予算なんかも似たような予算になっているのかということについて教えていただきたいです。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちらにつきましては、市町村によってかなり備蓄方法に差がありまして、本市と同様に簡易薬局のほうに保管をされているところですか、あと薬剤師会事務局に保管されているところ、あと救護所ですか、市内の指定薬局の中で分散で備蓄されている市町村など、様々な方法を取られているという現状がございます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○林 恭広委員 であれば、この今回のやり方というのを選ばれたという理由が今回あるのかなと思うんですけど、そういうところというのは、御答弁いただけたら。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちらにつきましては、廃棄を極力避ける形でまず備蓄をしたいということ。あともう一つ、事業費も最小限に抑え、あと医療救護所のほうに確実に医薬品を配送するという供給体制も確保するために、このような形を取りました。

○林 恭広委員 今御答弁いただいた中で、医薬品を医療救護所に確実に届けるというふうにおっしゃっていただいたんですけど、その確実に届ける手段というのはどのようにお考えなのか、お教え願えますでしょうか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちらにつきましては、まず備蓄薬局を医療救護所の徒歩圏内にまず設定することを考えております。

確実に的確に保管ができ、かつ徒歩圏内にある薬局のほうを備蓄薬局として選定をさせていただき、その上でスーツケースにて保管をすることを考えております。スーツケースで例えば道路事情が悪いときも、確実に医療救護所のほうに医薬品を配送できるような形で検討をしております。

○林 恭広委員 徒歩圏内というふうなお話になってしまうと、ちょっとくどいようなんですけども、この徒歩というと、吹田市内全域、別に徒歩で行こうと思ったら行けるというふうなお話になるかと思うんで、そこは徒歩圏内であったとしても、災害が発災したときって、実際、道路がどうなってるかとか、例えばまたは水がどうかというふうなお話もあろうかと思うんですけど、その徒歩圏内というのも、例えば普通に歩いたら何分圏内とかというところまで設定されてるのかなと思うんですけど、そんなところはされているんですかね。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 徒歩圏内、大体何分ぐらいとかまでは特には設定はしてございません。多分、恐らくそれぞれの医療救護所から薬局までの距離というのは、地域によってかなり様々になるかと思われれます。なので、例えば道路事情とか、あと

例えば薬局のほうが被災をして薬を取り出せないなど、そういうことも十分考えられますので、そういう場合は薬剤師会さんのほうから、その辺り、別の薬局から調整をしていただいて持って来ていただくとか、どうしても持って来れない場合は、市のほうから備蓄薬局に行かせていただきまして代理で運ぶとか、そういう方法も案としては検討しております。

○中西勇太委員 よろしく願いいたします。

今、ちょうど林委員が聞いておられたんですけども、もう少しだけ、その災害時医薬品等確保供給体制整備のところで確認させてください。

他市事例とか、その一般的な推奨というところでは、三日分という規定ではないのではないかと思うんですけど、幅がもう少し長期というところも推奨にあるんじゃないかと思うんですけど、今回、吹田市において三日分にしたというところの理由と、その一般的な推奨、国からの推奨というのはどうなっているのか教えていただけますか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 今回この事業を三日間にした理由なんですけれども、もともと医薬品の備蓄につきましては、災害時につきましては、大阪府のほうに医療機関ですとか医療救護に関する医薬品を備蓄するというようになっております。

流通備蓄で保管をされているんですけども、医療救護所用としては大体七日間を確保されていると確認しております。それ以降は一般流通が安定するというふう聞いておりますので、まず大阪府が確保する、医療救護所の薬を確保することも考えたんですけども、大阪府のほうから、やはり災害発生直後につきましては、道路事情などで、大阪府内であっても配送が困難なことが想定されるというふうにお話を聞いております。

そのため大阪府のほうからは、各市町村に三日間程度は各市町村の中で薬を調達できるように確保するようにというふう説明を受けております。

以上のことから、三日間の確保とさせていただいております。

○中西勇太委員 分かりました。

今、先ほどの質問の中で、医療救護所からの搬送の手段のところを御説明いただいていたんですが、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

実際にその搬送する機能が機能するために、その搬送する人が重要なとすごく思うんですが、その部分はどのように確保するというか、機能するようにしているのかというところを教えてくださいませうか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 人員につきましては、まずは備蓄薬局の方からお運びいただくように依頼する予定になっております。

ただ、そちらも被災する可能性があったりだとか、職員の方が来られない可能性もございますので、その場合は、まず薬剤師会さんに御相談させていただきまして、薬剤師会全体の中でまず御調整をいただくかと考えております。

それでもやはり調達が難しいということでしたら、市の職員のほうが出向きまして、そちらで代理で運ばせていただくということを考えております。

○中西勇太委員 それは発災前に、事前にその最終、役所の方が動かれるところまで想定して訓練というか、想定はされた上で、発災前を備えるということではいいですか。発災後に、駄目だから連絡が来てということではないということではいいんですか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 確かにこちらのほうですね、事業開始前には薬剤師会さんですとか、あと備蓄薬局さんとも、やっぱり説明をした上で、この事業について実施をしていこうと考えております。

その上で、次年度以降につきましては、何らかの形で、この事業自体が確実に進むように訓練ですとか、いろんな方法を捉えて、対応について実際にやってみて、確実に実施ができるように備えていくことを考えております。

○中西勇太委員 私も病院で働いていたこともあるので、災害時に病院にちゃんと集まって緊急時対応をするという意識づけは、各専門分野にかかわらず、医師も看護師も薬剤師さんも保健師の方も、皆さん意識あると思うんですけど、薬局において災害時の対応というところの意識づけというのは、なかなかそこまでレベル高くないのではないかなと正直思っているのですが、災害時の対応というところでは、重要な対応になると思いますので、その訓練レベルまでというか、想定をしっかりと現場レベルでも落とし

込んでやっていただけたらと思います。

備蓄薬品ですけど、ごめんなさい、資料をお願いしたほうがよかったかなと思うんですが、想定されているものを詳しく説明していただくと物すごく時間かかると思うんですが、参考資料に載っている以上のところ、もう少しだけ詳しく教えていただけたらと思うんですが。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちらの薬品の具体的な内容なんですけれども、主には抗生物質、あと風邪薬、抗インフルエンザ薬、解熱剤、胃腸薬、下痢止め、眠剤、抗不安剤、降圧剤、糖尿病薬、心疾患用薬、ぜんそく治療薬など、主に厚生労働省が示す考えを基に、あと大阪府の備蓄医薬品ですとか、あと三師会と協議の上で、この内容を決定させていただいております。

○中西勇太委員 国からの推奨とか、そういったものを大阪府とも連携して準備されていると思いますので、ここで細かく薬剤のことをお話ししないつもりではいるんですが、災害時のその二次災害がやっぱり災害後の命を奪う、健康を損なう大きな原因になってくるというのは、もう皆さんがよく知っておられるところにも、一般市民のレベルでもなってくると思うんですが、脱水とか、動かないことが原因になってくる静脈血栓症とか肺塞栓症とか、基礎疾患の悪化や肺炎や何やかいろいろありますけど、薬剤以外に脱水対策で経口補水とか飲料水確保というようところが、医学的なところでも、健康医療部さんの目線でも重要なと思うんですけども、その辺りはどのように対応されているのかなと思っております。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちらの脱水対策なんですけれども、今回の備蓄につきましては、ローリングストックでできる医薬品ということで考えておりますので、こちらの経口補水液などはまず確保はしていないところがございます。

ただ、輸液が必要な患者様に対しては、病院の搬送など、ほかの手段で検討を進めていけたらというふうには考えております。

○中西勇太委員 今回のこのローリングストックの中には入らないということですけども、例えば便秘と

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

か、そういったところも問題になって、便秘薬とかがその薬剤に入っている、トイレがちゃんと整備されていなかったりしたら、全然、結局我慢されてということになったりするし、部署だけの対応では当然、災害時の対応にならないと思うんですが、非常に重要なところが抜けたら、薬だけあっても人は健康を保てませんので、その辺り協力しながらやっていただけたらと思います。

あとは、この薬がいざというときに期限が切れているとか、ローリングストックと言っていたのうまく回ってなくて、廃棄が起こったりとかいうことにならないようにしないといけないのかなど。

新しい試みのときはやっぱり難しい面が出ると思うんですが、スーツケースの中の薬剤を監査したり、棚卸しとか、内容を確認したり、廃棄が起こらないような仕組みづくりというのはどのように考えておられますか。

○**廣瀬智恵子保健医療総務室主幹** こちらのほう、検査につきましては年2回、半年置きに備蓄薬局さんのほうに点検をしていただこうと考えております。

点検する中で、薬の使用期限ですとか、箱数がどれくらいあるかということを確認をしていただいた上で、保管されている写真なども提出をしていただいて、確認をしていこうかと考えております。

また、こちらローリングストックにつきましては、市としては確実に使用できる期限を設ける形にはなるんですけども、薬局さんそれぞれにおいて、例えば市販のほうに回せるような期限とかがそれぞれおありかと思えます。その辺りを考えながら、流通備蓄を各薬局にさせていただくという形で考えております。

○**中西勇太委員** あと、吹田市自体、人口が非常に多いですし、密集して非常に多いんですが、この災害時対応の薬局とその医療救護所のそれぞれの規模とかというのは、どれぐらいの、何人規模に対する対応としてその保管を考えておられるのか、ちょっとごめんなさい、そこだけ最後確認させてください。

○**廣瀬智恵子保健医療総務室主幹** こちら対象者の規模なんですけれども、市の地域防災計画のほうで、上町断層帯地震の負傷者が大体6,030人ぐらい発生

すると想定されています。なので、こちらのほうで負傷者の大体62.8%程度が外来患者数というふうに見込んでおりますので、その掛けた人数で3,787名ほどの負傷者が発生すると想定しています。

1か所当たり大体それで割りますと630人ぐらいの負傷者が発生することを見込んでおります。

○**中西勇太委員** この件、丁寧に御答弁いただいてありがとうございます。よく分かりました。

予防接種事業のことに質問を移らせていただこうと思うんですが、予防接種事業の予算、本年度の予算の頂いている予算概要等々を確認しますと、予防接種事業については、非常に大きく予算拡充されているというふうに読めたんですけども、この原因を教えていただければよろしいでしょうか。

○**細川裕基地域保健課主幹** 予防接種事業における予算につきましては、令和7年度におきまして、5月定例会において補正予算を計上させていただいております。

令和8年度の当初予算と令和7年度の当初予算の比較につきましては、4億6,050万6,500円を計上しておりますが、令和7年度の5月補正におきまして4億7,937万5,000円を計上させていただいておりますので、令和8年度の当初予算と令和7年度の補正予算、当初予算を踏まえた額で計算いたしますと1,431万円を減額しておるところでございます。

○**中西勇太委員** 例えば、その昨年度、令和7年度の補正予算の分ということでしたけども、それは具体的には、新型コロナウイルスワクチンということではないんですかね。

○**坂原秀昭地域保健課長** 令和7年の5月補正に関しましては、高齢者新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う接種委託料の計上で約3億4,000万円、HPVキャッチアップ接種の経過措置延長に伴う接種委託料の計上で1億4,000万円を計上させていただいております。合計で4億8,000万円程度上げさせていただいております。

○**中西勇太委員** HPVワクチンもですね、ありがとうございます。

では、今回の令和8年度については、昨年の方も踏まえて、新型コロナウイルスワクチン接種委託料がこの当

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

初予算分に含まれているという理解でいいということ、ごめんなさい、もう一度、答弁いただいていいですか。

○細川裕基地域保健課主幹 委員おっしゃいますとおり、令和8年度当初予算に新型コロナワクチンの接種に関する予算を含んでおります。

○中西勇太委員 現時点で分かっている、令和8年度の新型コロナワクチンの予定、薬剤などについてはどのようになっているのでしょうか。

○細川裕基地域保健課主幹 令和8年度に用いられるワクチン等につきましては、6月頃に例年WHOが推奨株を選定しまして、それに基づいてワクチンを作っていくものでございますので、今のところは確定はしておりません。

○中西勇太委員 その詳細の今御答弁いただいたのは、抗体を作らせるウイルスの種類細かいところは決まっていないという答弁だと思うんですけど、令和7年度に使われた会社とか薬剤の種類とは、一応同じ方向ということでもいいですか。

○細川裕基地域保健課主幹 委員おっしゃいますとおり、令和7年度と同様であると想定して、令和8年度当初予算に計上させていただいております。

○中西勇太委員 昨年の5月に、その自己負担額を幾らにするかというところ、その補正予算を先ほどおっしゃっていただいたところで、しっかり議論させていただいたんですが、令和8年度のその自己負担額は、いつまでにどういった手続を経て決めていくのかというのは、今、当初予算での予算組みでと思うんですけども、正確な令和8年度の自己負担額等々はどのように決めていくのか、教えていただけますか。

○細川裕基地域保健課主幹 委員おっしゃいますとおり、当初予算につきましては、新型コロナワクチンの自己負担額は8,000円ということで計上させていただいております。最終的には、例年どおり10月から1月を予定して、新型コロナワクチン接種を実施する予定でございますので、その10月までに、他市町村との連携、覚書、手続等を経て決定していく予定でございますが、現在のところは8,000円ということで、他市状況を確認して予定しているところで

ございます。

○中西勇太委員 そうですね、新型コロナウイルスの感染症の状況について、分かる範囲、推定値などにもなってくると思いますけど、吹田市及び全国の状況として、このワクチンが必要かどうかというところで、重症者数や死亡者数など分かるところを教えてくださいませんか。

○田畑三由紀地域保健課主幹 2026年第9週、大阪府感染症情報センターからの報告によりますと、新型コロナウイルス感染症の定点報告数は0.57ということで、前週比より20%減ということで、一定の感染者数の報告はございますが、大きな流行ということには至っておりません。

また、重症化につきましては、国のほうが入院サーベイランスということで、入院患者の件数を集約しておりますが、その中では高齢者の方または基礎疾患のある方については、一定数、重症化するという報告がされております。

○中西勇太委員 多分、今のお話を聞いて、何も誰も分からないと思うんですね。具体的な、ごめんなさい、多分、専門家が聞いていても分からないと思うんですけど。吹田市で重症者数や死亡者数というところは、昨年度や一昨年度の分かるところであったのかというところや、吹田市で難しかったら、全国どの程度、重症者数や死亡者数が出たのかというところは分かるんですかということをお願いいたします。

○林 美奈子健康医療部参事 2025年の状況につきまして、死亡者数、死亡率につきましては持ち合わせておりませんが、先ほど田畑から御答弁申し上げました入院サーベイランスにおきましては、全国の2025年の新型コロナウイルス感染症によって入院された方については6万3,327名、そのうち60歳以上の方につきましては5万3,174人、おおよそ84%の方というふうになっています。

そのうちICUに入院された方が2,276名、2,276名のうち人工呼吸器を装着されてる方が981名というふうになっております。

また、大阪府におきましては、同様に2025年の入院患者数が2,787名、そのうちICUに入院された方が159人、159人のうち人工呼吸器を装着されてい

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

の方が65人というふうになっております。

○**中西勇太委員** 大阪全体で人工呼吸器が使われる方を数えても65人ということでお答えいただいたので、やっぱり吹田市で見ると、吹田市民で人工呼吸器が使われるまでの方は数人なんだろうと。プラス、基礎疾患まで見えないのと、本当に新型コロナウイルスによる感染症自体が重症化の原因なのかということでもちょっと見えないので、どれぐらい重症化される疾患として見るべきかということころは、一般の方が見られても、非常に広く、多くの方に打っていただくことが適切なかどうかということころは、非常に悩ましい風邪ウイルスになっているんだなというふうには思います。

この接種1件につき、非常に高額なワクチンであることは、前回の5月議会でも確認しましたが、今回、その自己負担、令和7年度また令和6年度と費用負担をしてきて、実際の実績ということころがどうだったのか、教えていただいてもよろしいですか。

○**細川裕基地域保健課主幹** 令和6年度の実績でございますが、対象者9万1,144人に対して接種者が2万5,776人でございます。接種率が28.3%でございます。接種の予算執行額としましては3億2,300万円ほどでございます。

ただし、令和6年度につきましては、1人当たり8,300円の国の補助があった次第でございます。

○**中西勇太委員** 令和7年度については、現時点で把握できている接種状況でという形になると思いますけども、お答えいただけますか。

○**細川裕基地域保健課主幹** 令和7年の12月の実績値というのは参考値ではございますが、新型コロナワクチンの想定接種者数は9万1,470名、今現在の接種されているのが1万2,369人の接種率は約14%でございます。

令和7年度の委託料でございますが、予算上につきましては2億8,858万5,031円ということで想定しております。

○**中西勇太委員** 今の想定の2億8,900万円は、予算計上の時点の想定ということですよ。今打たれている、把握できている14%に対してではないということでもいいですか。

12月時点まででは14%の方が打っておられるということは分かってきて、1月末までの接種であると思います。10月から開始の12月末時点で14%なので、恐らく1月に駆け込みでたくさん打たれるということはないんじゃないかと思っておりますので、非常に接種率自体は低くなっているのが分かります。

この実績が、また我々が審議した一部は有料の方、一般の方ですね、高齢の方の中でも一般というか、生活保護や非課税世帯ではない、それ以外の方と、今お伝えした生活保護や非課税世帯の完全に費用負担が免除されている方に分けて、対象者数や接種者数、接種率、その点を年度別で、今の令和6年、7年で教えてもらえますか。

○**細川裕基地域保健課主幹** 新型コロナワクチン接種の年度別の実績について、説明させていただきます。

まず、令和6年度の接種実績でございますが、自己負担が3,000円の方につきましては、対象者の内訳が5万8,833人でございます。そのうち接種された方が1万4,094人でございます。接種率が23.9%と24%という状況でございます。

続きまして、自己負担がない無料の方、市民税非課税世帯の方でございます。生活保護世帯の方につきましては、対象者数の内訳が3万2,311人、接種者数が1万1,682人でございます。接種率が36%でございます。

続きまして、令和7年度、令和7年12月時点の目安ではございますが、新型コロナワクチン接種、自己負担が8,000円の対象者が6万320人でございます。接種者数は3,851人、接種率は約6%でございます。

続きまして、自己負担が無料になる方につきましては、対象者数が3万1,150人、接種者数が8,685人、接種率が約28%となっております。

○**中西勇太委員** 今の正確な数字、今この場で初めて聞いたので少し驚いた部分もあるんですが、やっぱり、令和7年度は1人当たり自己負担8,000円で受けていただいている形にしたところ、無料で受けられる、無料だから受けようという方は28%受けておられるけども、有料で受けておられる方はたった6%。12月時点だけど6%ってかなり低いですよ。一般の方、皆様、御高齢の65歳以上の対象の6%

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

の方だけ、8,000円なら受けよう判断するものに対して、合計で、今、実績はまだ出ませんけども、予算の上で約2億9,000万円かけている事業と。かつ重症者数も吹田市であったとしても数人から数十人までの方を防ぐための事業と。

しかも無償であれば受けておられるので、考え方によっては、高いから受けたくても受けれないという方がおられるというふうにも読めますが、この無償の部分は国からの支援も来る部分ですので、その仕組みをどう今ここで議論するものではないと思いますが、私たちの大切なお金の使われ方として、これが正しいのかというのは非常に、7年度の実績もお伝えいただいても、思うところです。

これと8,000円は今回覚書で北摂各市と決められたと聞いておりますが、今回の覚書は、誰からの提案、どの市からの提案、または病院関係者や医師会などが関わっておられるのか、どういう形でつくられたのか、もう一度教えていただけますか。

○細川裕基地域保健課主幹 インフルエンザとコロナワクチンにつきましては、北摂7市3町で覚書を締結しております。本覚書につきましては、北摂市において、やはり予防接種法上、市町村ごとの近隣市との連携が重要でございますので、覚書を締結して、予防接種を実施していくという趣旨からしたものでございます。

覚書の提案でございますが、定期接種につきましては北摂の幹事会におきまして、どの市がこの年度の予防接種の覚書をするかというのを持ち回りで行っておりまして、そこから年度ごとに更新していくというような流れで動いております。

○坂原秀昭地域保健課長 答弁の補足をさせていただきます。

自己負担額を決定するに当たりましては、その幹事会等で事前に調査があります。それとワクチンの購入単価ということも参考に、そういう見積りを取った上で、自己負担額は決定していくという形にはなっております。

○中西勇太委員 持ち回りで幹事をしていただいたりとか、近隣市との調整というところは、市民の皆様や病院で働いておられる方々が混乱ないようにとい

うところでは、一定重要ではあると思うんですが、令和8年度の先ほど答弁いただいた、これから調整していくに当たって、今の現状、これまで私もたくさん議論させていただいてきた現状、事実を踏まえて、吹田市としてはどのような提案を行う予定でおられるのかというところを確認させていただいてよろしいですか。

○細川裕基地域保健課主幹 本市以外でも、どの市にも当てはまるところではございますが、コロナワクチン以外につきましても、定期接種に基づく自己負担額は幾らにするのか、また実施期間はどこまでするのかというのは、毎年度調整しておりますので、そこについて令和8年10月の実施についても確認をしてみたいです。

○中西勇太委員 答弁はなかったですけども、これから調整していただくというところで、本当に吹田市のホームページ、今確認しても、やっぱりこのワクチン予防接種事業において、令和8年2月24日時点で、健康被害で受理件数が1万4,888件、死亡一時金葬祭料に係る件数は進捗受理件数1,920件。このような薬剤は、私はちょっと知りません。

もうこの議場、委員会の場でも、何度も医師として責任持って言いますが、史上最悪の薬害です。これを分かった上で提供しているというところになるので、市民さんにはしっかりと今後も分かりやすい情報提供と、そうですね、市の独自の負担というところをこれにして、接種勧奨になるというのも、令和6年の接種実績、今、御答弁いただいた有料の方、令和6年は3,000円でしたよね。3,000円にしていた令和6年は今と流行状況も違いますけども、令和6年の時点で24%の接種率で、8,000円にした7年度は、今分かる数字では6%、恐らく1月分が出てきて少し上がると思いますけど6%。

これを見ても、やっぱり吹田市がどのように決めるかで、接種勧奨がどの程度加わるかというところも分かりましたので、非常に慎重に行っていただいで、真摯に取り組んでいただけたらと思います。

長くなっておりますが、続けてごめんなさい。地域保健課さんの案件、ちょっと長いんですが、すみません。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

RSウイルスワクチン、今回、この参考資料にも新しい事業ということで説明を書き添えていただいています。RSウイルス感染症は、もうここに書いていただいているとおりで、風邪を引き起こすウイルスです。風邪です。ただ、幼いお子さんが感染した場合は肺炎などになって、重症化というのをどの程度の定義にするかは悩ましいですけども、重症化することがあるというのは事実です。

これについて、新しい薬剤ですので、一般のドクターも含めて、知識が乏しいところがあるようなものなんですけど、どちらの会社の何という名称のワクチンを予定しておられるのか、教えていただけますか。

○黒田雅子地域保健課主幹 今回、定期接種で使用いたしますワクチンは、ファイザー社のアブリスボでございます。

○中西勇太委員 アブリスボですね。こちら私のほうでもデータ確認させていただいたりしているんですけど、今回、この今、予防接種といっても国からの定義がいろいろあるということで、一般の方は分かりにくいと思うんですけど、今回このRSウイルスワクチンは、A類疾病定期予防接種という形になっていると思いますが、間違いないですかね。

○黒田雅子地域保健課主幹 RSウイルスワクチンに関しましては、A類疾病の予防接種となっております。

○中西勇太委員 A類疾病の予防接種ということで確認させていただいたんですけど、そもそもこのA類疾病定期予防接種というものは、何の目的で行われるか教えていただけますか。

○黒田雅子地域保健課主幹 A類疾病は、主に人から人に感染することによる発生や蔓延の予防、またかかった場合、重篤になるおそれがあることから、そういった発生や蔓延の予防のために必要と定められたものでございます。

○中西勇太委員 今お話しいただいたように、集団免疫による流行阻止や、高い致死率や、重大な社会的損失になる疾病を防ぐという目的が、A類疾病の予防接種にはあると理解していますが、今回、今お話しいただいたアブリスボのファイザー社が出してお

られるランダム化比較試験も確認したんですけども、これの予防効果、議場でも少しお話あったかもしれませんが、もう質問せずに私から読み上げます。

RSウイルスの今回のワクチンですね、妊婦さんに接種します。努力義務として、妊婦さんに接種するワクチンになるんですが、RSウイルスの陽性下気道疾患を出生時の生後90日までは抑制効果が認められていて、360日までは有効率は41%まで下がると。かつ、医療機関を受診した、この効果は大事なんですけど、RSウイルスが陽性の下気道肺炎疾患に関しては、今言ったような抑制効果が360日まで見ると有効率41%まで低下するんですが、一応あると。

ただ、医療機関を受診した全ての気管支炎、肺炎などの感染症は下がらない。有効性が肺炎全体に対しての効果は認められないんです。かつ、ここから大事なんですけど、明確にこの下気道感染、有意差はないと言われているんですけど、アブリスボを打った群で、生後180日までのRSウイルスでないと思われる肺炎の累積発症数は、アブリスボを打った群で335、プラセボ、アブリスボじゃない偽薬を打った群で285例と、数字でいったら、やっぱりワクチン打ったほうがよくないですよ。

赤ちゃんにとっても本当にいいものなのか、非常に疑問が出るんですけど、この薬剤がこうやってランダム化比較試験で一定レベルの高いエビデンスで出てきたけども、これを打ったときに子供たちがこの短期の結果でもいい結果が出ているとは、ちょっと私の目では見えないんですけど、長期的な成績というのは、お母さん方に説明できる資料などあるんでしょうか。

○黒田雅子地域保健課主幹 ワクチンの効果につきましては、国から市民向けに配布する資料が出ておりまして、そこにもやはり生後90日までの予防効果と、生後180日時点での予防効果までが示されております。

吹田市におきましても、ホームページにこの資料は載せておりますので、対象者の方には有効性については、こちらで示していこうと考えております。

○中西勇太委員 今質問したのは、長期的な成績はあ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

るんですかと聞いたんですけど。

○黒田雅子地域保健課主幹 長期的にはもちませんというふうな、具体的には書いておりませんが、生後180日時点で医療受診を必要とする予防は5割程度、重症化予防が7割程度というふうに数字で示しております。それ以降の数字は載せておりません。

○中西勇太委員 今、御答弁いただいたのは、RSウイルス陽性の下気道疾患が、どの程度の効果があるかということは書いているけれども、お子さんの健康、お子さんの副作用とか悪影響も含めた、全ての問題に対してのデータというのは、今聞いたのはそこなので、それはやっぱりないということですよ。

だから、やっぱりそれが、長期成績が分かるところまでは説明すべきだし、分からないからといって、いたずらに不安をあおる必要はないと思うんですよ。分からないから危険ですなんて当然言っちゃ駄目なんですけど。ただ、やっぱり分からないこともあるんだということは一定、丁寧に御説明していただいたほうが良いと思うんです。

何ていったって妊婦さん、そもそも女性は、常に将来産むかもしれない卵子を体の中に抱えているのが女性ですから、そもそも特に若い女性が使われる薬剤というのは、妊娠しておられなくても気を遣わないといけなし、妊産婦については、今回ワクチンとなると、みんな安心して使われるように思いがちですけども、先ほど質疑させていただいた別のワクチン、新型コロナワクチンとかいったものでも、薬剤の安全性というものが本当に確かなのかというところの信頼が非常に崩れている現状において、丁寧に御説明していただくことは御検討いただきたいんですが、今のところホームページなどでどのように御説明される予定か、決まっているものとか、もう既に提示されているのかとか、御説明いただけますか。

○黒田雅子地域保健課主幹 ホームページにつきましては、既にアップしておりますので、国の示している情報を基に、ホームページのほうは作成しております。

○坂原秀昭地域保健課長 市民の方にですが、いわゆる安心感というか、その提供をさせていただくため

には、やはり国からのしっかりしたデータとかを頂く必要性がございます。

それを基にですが、我々としましても、予防接種をこちらのほうは推奨していく形にはなりますが、情報を提供させていただきたいと思っております。

○中西勇太委員 本当に国からの引用しているような情報提供をしっかりとさせていただきたいというのが、私のこの質疑なんです。私がこれ引用しているのも、そのアブリスボが、情報を基にしているデータを調べてきてお話ししているので、国からの情報どおり話していますからね。

これ本当に大事なものは、妊婦における重度ないし致命的有害事象、接種後1か月以内の重度または生命を脅かす有害事象は、プラセボ群よりワクチン群で0.68%。低い数字と思われるかもしれませんが、妊産婦、赤ちゃんに何かが起こったら絶対駄目なわけですよ。その状況でRSウイルス感染抑制によって得られると言われている絶対的利益差0.17%よりも、プラセボ群で有害事象が0.68%も接種後1か月以内の事象だけ見ても起こっていると。有意差がないとかそういう話、こういう論文はしてくるんですが、実際事実としてそういう数字がある。

早産が26例、胎児死亡4例、胎児関連有害事象35例等々、正確な数字が出ていますので、こういったことは、正しい情報提供として検討していただきたい。

ちゃんとリンクを貼るなり、今、新型コロナウイルスのホームページ、吹田市のホームページにちゃんと書いていただいているような形で、特に新しい薬剤ですから、丁寧な、すぐに見て分かる情報提供していただけたらと思いますけども、いかがでしょうか。

○坂原秀昭地域保健課長 情報提供という意味合いでのホームページにリンクを貼るということに関しては、今後、そこは検討させていただきたいと思えます。

ただ、情報のやはり量というのが制限等がございますが、できる限りのことはさせていただきたいと思っております。

○中西勇太委員 リンクと、リンクだけではPDFが見れないとかいろいろ出てきますので、ホームペー

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ジ上にしっかりと大事な数字は引用して、どういった効果が見込まれるのかと、分かっていないことで一番大事なのは、どのような有害事象が報告されていて、努力義務ではあったとしても、本人の判断に委ねられるものであるというところをしっかりと情報提供いただくようお願いしまして、私からのこの件の質問、一旦止めます。

○清水亮佑委員 よろしくお願ひします。さっきの同僚議員さんたちが結構質問してたんで、重ならないように質問はさせてもらうようにしますが、多分重なると思いますので、よろしくお願ひします。

議案参考資料の215ページの葉の備蓄のやつで質問なんですけど、まず市民さんへの周知の部分はどいうふうに考えているのか、教えてもらっていいですか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 市民への周知なんですけれども、医療救護所設置時には、市のほうから情報提供させていただく予定になっております。例えば、避難所への掲示ですとか、ホームページへの周知、あとSNSなどへの発信なども検討しております。

ただ、こういうインターネットですとか、そういうものを使えない方も中にはいらっしゃるかと思いますので、例えばコロナのときにも、いろんなところの掲示板のほうに情報を貼らせていただいたことがございました。そのような形で広く市民の方に情報提供するような方法を検討していきたいと考えております。

○清水亮佑委員 いろんなところに貼るというのも大事なことかなとも思うんですけど、一定関係がない部分の人、すごい健康な人とか関係ないかなとも思うんで、マイナンバーもあって、いろいろその持病とか定期的な健康診断とかある中で、多分チェック項目とかあると思うんですけど、何か個別に紙配ったりとかのほうが、自分に関係ある人のほうが、こういうのは心配せんでいいなとかと思うんですけど、そういうのはしない感じですかね。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 そうですね、現在のところ周知方法については、これからまた検討していこうかと思っているところなんですけれども、

実際の医療救護所の設置につきましては、被災状況に応じて、医療機関がどれぐらい被害を受けているかということですか、医療救護所設置予定の場所にどれぐらい被害があるかということ踏まえた上で、どこに設置をするかというのを決める形になりますので、平時から広く周知というのがどこまでできるかというのは、まだ未定なところがございます。

ただ、いざ発災したときに、市民の方が困らないような周知の方法につきましては、今後も検討させていただきたいと思っております。

○清水亮佑委員 先ほどの委員さんも聞いていたんですけど、ほかの市よりしっかり吹田市はやっているのかなということがあって、何かせっかく準備してんの周知せえへんかったらあんまり、意味がないことはないんですけど、何かやっぱり健康な人は別に、例えば自分が糖尿病やった人はインスリンとか、A1cとか、すごい気にして生活したりとか、健康に対してすごい意識して生きていると思うんですけど、例えば僕とかでいうたら32歳になっているんですけど、その年代で健康をどこまで気にしているかと、本当に個人差すごいと思うんで。

その中で、やっぱり知らへんとか、見たことないとか、多分普通に生きていて、一般の人ってあんまり掲示板とか見ないのかなという印象なんで、20代、30代、40代。せっかくするんやったら、やっぱりそのピンポイントでこういうの、困ってる人とか意識している人に対してアプローチしていってもらえたらと思うので。全然これから決めていってもらうときに、やってもらえたらなと思いますんで、よろしくお願ひします。

市内6ブロックに分けて備蓄薬局を設定することやったんですけど、吹田市は結構地域差はあのかなと思っていて、人口の部分で、医療需要の地域差もあると考えられるんですけど、その辺はどいうふうに考えているのか、教えてもらっていいですか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちらについては市内6ブロックにて確かに地域差などございますけれども、起きる災害によっては、どこの部分にどれだけ被害を受けるかというのが、まだ想定ができません。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

い状況でございます。

なので、仮としまして、この想定場所のほうの6ブロックの医療救護所を一旦設定させていただきまして、実際の被害状況に応じて、確定していくという形になっております。

○清水亮佑委員 分かりました。何の災害、津波とかやったら南のほうあれやけど、地震、上のほうで起きたらということやという認識でいかせてもらうんで。

あと、薬運ぶの、さっき何かスーツケースで運ぶって言うんですけど、何かほかの方法を考えたほうがいいのかなのかなというのは、率直に。こっだけ文明発達していて、人力のスーツケースで薬運んで、運ぶ人に何かあっても、何か責任とか取りにくかったりとかするんで、何かほかがいい方法があったら考えてもらえたらなと思います。

次に、ワクチンのRSウイルスの、さっき同僚議員が大分聞いていたんであれなんですけれども。1個気になったのが、やっぱり妊産婦さんって、はしかとか何かはやっぱりとか、すごい本当に、僕も子供3人いるんですけど、その都度その都度、はしかの抗体があるとか、何か病院でいろいろ言われて、やっぱり病院で言われたら基本的に全部せなあかなと思うんです、お母さん、うちもそうなんですけど。だから、やっぱり先ほど委員さんが言っていたとおり、どういうメリットがあって、どういうデメリットがあってというのを、やっぱり国の施策であると思うんですけど、何かメリット、デメリットをちゃんと教えて、やっぱりそれを理解した人が打つ。

それこそ、インフルエンザのワクチン、今の時期、打つ人は多分多かったりとか、受験生とか多いとは思いますが、やっぱりメリットもあるし、デメリットもあるじゃないですか。僕とかやったら、毎年、打つたびに熱出たりとか、やっぱりメリットがあってデメリットがあるというのがお薬だと思うんで、何かそこら辺もきちんと説明ができる状態をつくってからのほうがいいのかなのかなとは、個人的には思いますので、よろしくお願いします。

一回置きます。

○澤田直己委員 よろしくお願ひします。僕も災害時医薬品のことをお聞きしたいと思います。会派でも推進してたんで、かぶらない部分で質問したいと思います。

まず、素朴な疑問なんですけども、先ほどいろいろ答弁の中で、議案参考資料にも書いてますけども、発災直後三日分の医薬品の確保というところで、必要な医薬品も書いていただいていますし、それ以外の部分も先ほど厚労省が示す薬ですかね、いろいろ説明いただいたと思いますけども、これ足るんですか。107万円の薬代で三日分、この薬がいろいろある中で、吹田市の人口が三十八、九万人いて、この薬が必要になる患者さんが何人ぐらいで想定されているんですか。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 こちら患者の想定なんですけれども、市内の災害時の負傷者想定数から、阪神・淡路大震災のときの負傷者を掛けました人数で計算しております。

市全体で大体6,030人ぐらいの負傷者が出ると想定しております、そのうち62.8%程度が外来を受診される方と想定しております。なので、市全体でおおよそ3,787人の医療救護所受診者が出てくるかと想定しております。

6か所の医療救護所で割りますので、1か所当たり630人程度の患者さんが発生すると想定しております。

○澤田直己委員 分かりました。意外に少ないんですね。僕も単純に薬の値段は分かんないんですけど、仮に一人1日500円かかるとしたら、500で割ったら2,000人、三日やから3で割ったら666やったら足らんかなと思ったんですけど、まさに六百何十人やから、そんなもんなんやって今思ったんですけど。

取りあえず、急を要するような薬を確保するみたいな話なんだと思うんですけど、例えば市が備蓄する、先ほど説明いただいたような薬に加えて、それは状況によってはもっと必要になったり、違う薬も必要になったりというのは当然あると思うんですけど、吹田市は病院もいっぱいありますし、薬剤師会、医師会、薬品メーカーとか、そういったところが個別に、自分たちでそういう災害の時は役に立とうみ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

たいな意識で、何か独自で取り組まれている、市が  
足らずを補完してくれるみたいな、その連携とか協  
定とか、そんなんはあるんですか。

○**濱本利美保健医療総務室参事** 従前から、吹田市と  
吹田市の医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害時の  
医療救護活動に関する協定を締結しておりまして、  
主には今回の医療救護所における医療活動に専門職  
の派遣、それから必要な一部医薬品等の資機材につ  
いての供給も可能な範囲でしていただくということ  
を締結をしておりますが、今回は市独自でも府から  
の供給が十分でないときを想定をしまして、独自で  
確保しようとしているものです。

三師会さん、特に薬剤師会さんからも過去から御  
要望も頂いておりまして、薬剤師会としても各薬局  
で対応ができるようにしておきたいということもあ  
り、加えて市としても備蓄をしてほしいということ  
の御要望もありましたもので、市として今回御提案  
したものでございます。

○**澤田直己委員** 分かりました。

それと、これもごめんなさい、素朴な疑問なんで  
すけど、先ほど、どなたかの質問の答弁で、議案参  
考資料には、備蓄薬局薬剤師により市が設置する医  
療救護所に搬送すると。それが無理な場合は、市の  
職員とかがやるみたいな話だったと思うんですけど、  
これはだから、被災地というか避難所とかで欲しい  
と言ったら、渡しちゃってもいいものなんですか。

○**廣瀬智恵子保健医療総務室主幹** 今回確保していま  
す医薬品につきましては、医師が処方する処方薬と  
なっております。なので、避難所などで欲しいです  
と言われて、すぐお渡しすることは難しい状況でし  
て、例えば医療救護所にいる医師ですとか、あと巡  
回で回る医師のチームなどが処方することは可能と  
なっておりますので、そういうときに使用する医薬  
品ということになっております。

○**澤田直己委員** その南海トラフ地震とかの発災直後  
なんかに、医師が常駐しているようなイメージとか  
もないんですけど、結構、本当に急を要するよう  
な場面、特に発災三日以内というのは、そんな中  
でも、そういうふだんに近いフローで薬がお渡し  
できるみたいな想定ということなんですか。

○**廣瀬智恵子保健医療総務室主幹** 災害発生早期につ  
きましては、例えばDMATなどが、全国からその  
発災地域のほうに集まってくるということになって  
おります。その中で医療情報などを収集しまして、  
全国から応援に駆けつける医師を適正に配置をし  
たりですとか、例えば医療救護以外でも病院のほう  
で不足するところに医師を補給したりなどで、医療  
体制を確保するような形になっております。

○**澤田直己委員** DMATってそんな、南海トラフ地  
震ってめちゃめちゃ広いじゃないですか。吹田だけ  
じゃなくて、隣の豊中、茨木も全部対応するわけ  
やと思うんですけど、それでもそういう、いうたら僕  
らが病気になったり風邪になったら処方箋もらって、  
薬もらうという流れがあると思うんですけど、そう  
いう通常の流れがほんまにできんのかなという。何  
かその緊急事態やから、薬によっては特例がある  
とか、そんなんもないんですか。

○**廣瀬智恵子保健医療総務室主幹** DMATにつ  
きましては、全国からその被災地に集まってくる  
ので、北海道から沖縄まで厚生労働省のほうから指  
示を出したら集まってくるという形になっておりま  
す。

DMATの先生方が医療救護所まで行くというイ  
メージではなくて、例えば全体の医療状況を見て必  
要なところに応援に駆けつけていただいたり、例  
えば医師会のほうに所属される先生方も支援に  
来てくださいますので、その先生方も御協力を  
いただきながら、早急に医療体制を構築して  
いくという流れになっております。

○**澤田直己委員** そのあれはないんですか、緊急  
事態やから、例外的に、例えばこの風邪薬とか  
やったら渡してもいいとか、そんなんは一切ない  
んですか。

○**濱本利美保健医療総務室参事** 緊急の対応とい  
うのが、まさしくこの医療救護所の設置という  
のがそれに当たってございまして、通常の病  
院とか診療所が現存してございましたら、そ  
こで通常の医療を提供していただくんですけ  
れども、壊滅的な被害が起こったときの医  
療の補填として、医療救護所を設置する。  
そこで提供する医療は、災対法に基づいて、  
医療費については、その法に基づく対応に  
なりますので、特別な対応という位置づけに  
なります。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○澤田直己委員 災対法って何ですか。

○濱本利美保健医療総務室参事 災害対策基本法ということになります。

○澤田直己委員 違うものを想像したんですすみません。災害対策基本法、勉強不足で申し訳ないです。分かりました。

議案参考資料にも、温度管理も含めた適正保存と有効期限、これはふだんの備蓄をしている状況において、こういうことが担保されているということなんでしょうけども、一旦取り出してスーツケースに入れて運ぶわけじゃないですか。被災地に持っていったりするわけ、だから医療救護所とかに持って行く。少なくとも三日間ぐらいは温度管理がされてない状況が普通に想定されるのかなと思うんですけど。その辺は、僕は薬の専門家じゃないんで、何がどうか分かんないですよ。多分インスリンの薬なのか、ほかのやつか分かんないですけど、それは大丈夫なんですか。三日間、例えば真夏、8月とかであっても使える状態なんですか。

○濱本利美保健医療総務室参事 実際に医療救護所で活用することを想定しまして、一部、インスリンにつきましては、ふだんから冷所保存が必要なんですけれども、薬局においての備蓄は、スーツケースの中ではなく、それだけは冷蔵庫内で保存をということでお伝えをして、保存していただくと思うんですけども、そのほかの医薬品の選定においては、常温で置いておくことが可能な薬剤を選んでおりますし、あと薬局の中での保管につきましても、薬局の中に通常の医薬品がある、そういうところに準じたところで、適正な管理をしてほしいということで指示をしていこうと思っております。

○澤田直己委員 先ほど一番最初に、この薬の量が十分かという質問させてもらいましたけど、理想を言えばいろんな薬が常時備蓄されていて、傷薬も含めてあるのが理想とした場合に、取りあえず今回のこの予算であったり量であったりでも十分、南海トラフぐらいの地震が来ても、市民の安心、安全という、そういうことを使えるような状況じゃないやろうけども、一定担保できるんか。

要は、今回はスモールスタートとして始めたのか、

今後、検証もしながら、もうちょっとこの薬必要やねとか、もうちょっと量要るよねとか、そういうようなことも、始める前にこんな聞くのもあれやけど、そういう何かこれで十分という意味での提案なのか、これはスモールスタートとして始めたような意味合いなのか、その辺聞かせてください。

○濱本利美保健医療総務室参事 これで十分かと言われると、被害の想定が何せ読めないというのがありますが、上町断層地震の規模感で想定はしておりますが、これが絶対値とは考えておりません。

なので、読めない中ではありますが、加えて従前から大阪府がこの医療救護所の分も含めて七日間分の備蓄をしています。その中で、うちとしては当座の最初の三日間分の最小限の医薬品を市として確保しようということで構築しているものですので、これで十分ではないとか、府の備蓄も足りないというふうな事態が起きましたら、それを早めにキャッチをしまして、府、国を通して、供給の確保ということに努めることになろうかと思えます。

○澤田直己委員 分かりました。

取りあえず置いときます。

○小北一美委員 1点だけ、RSウイルスのほうの231ページの参考資料のものです。これ北摂近隣市町村になるんですけど、高槻市が入ってないのは何でなんですか。島本町が入っているのに、高槻市が入ってへんのは何でなのか。

○細川裕基地域保健課主幹 定期の予防接種につきましては、北摂市で覚書締結はしてございますが、RS母子免疫ワクチンのA類の覚書につきましては、高槻市がこのA類の予防接種にメリット等を考えるものでございますが、覚書締結によって、やはり締結事務でございましたり、発生するということで、ここには高槻市は参加しないというところになっておりまして、インフルエンザ、コロナワクチンとの覚書につきましては、高槻市も参加するという状況になっております。

○小北一美委員 高槻市さんが何で参加せえへんのかというあれなんですけども、先ほどからの議論もありましたように、ワクチンはいろいろメリット、デメリットありますので、そういった情報をやっぱり

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

しっかり、これは国が推奨する、来年度から実施する事業なので、そこはきちっと情報提供した上で、あと自己責任で打っていただくような形にしたいと思いますので、これ要望しておきますので、よろしく願います。

○玉井美樹子委員 先ほど来、質問があった災害時の薬の備蓄体制のことですが、詳細とか、薬はなるべく無駄にしないようにというようなことが、やり取りの中では分かったんですけども。拠点の薬局で受けていただくに当たって、それを受けることが薬局にとってマイナスになったり、地域によったら使う薬に同じように備蓄しても差異が出たりとかいろいろあるのかなど。その辺りは無駄にならないようにということでも、そういった薬局にとってマイナスになるようなことはないのでしょうか。

○濱本利美保健医療総務室参事 この間、薬剤師会さんとも協議を重ねてまいりました。例えば、薬品を選ぶ上でも、備蓄薬局さんで流通備蓄ができやすいような薬剤を選んだり、それから各備蓄していただく医薬品は基本的に市のものになりますので、薬局さんにマイナスになるようなことは基本ないような形での仕組みをつくっております。

ただ、各薬局さんの通常の医薬品の出入りによって、一部、流通備蓄ができないものも想定をされるかなとは思っております。それは、今年度は市が買ったものをそのまま置いていただく。次年度以降の予算につきましては、その流通備蓄をする上でのマイナスが出る部分を一定想定をしまして、令和9年度の予算に積算した上で、御提案しようかなと思っております。

○玉井美樹子委員 次に、自殺対策はここですよ。吹田市の教育ビジョンの中に、子供の自殺対策強化プランというのが強化というふうに書かれてるんですけども、地域保健のところも第2次自殺対策計画の中に、子供とか若年女性の自殺の増加があるというふうに書かれていて、具体的に計画の中にも示されているんですが、教育委員会との連携というのはどうなっていますでしょうか。

○前田知穂地域保健課主幹 教育委員会との連携は、従前から教育センターと共催で、小・中学校の教職

員向けのゲートキーパー研修を実施しておりまして、あと青少年室とは共催で、市内の大学、高校との連絡会を実施するなど、若者全体に関わる部署に広く連携させていただいて、事業の実施、企画運営のところから一緒にサポートしていただいているという状況がございます。

加えまして、令和7年度につきましては、教育センターさんのほうからも少し研修を増やしたいという御要望も頂いております。例えば高校連絡会の際に若者の自殺未遂行為に対する対応についての研修を実施したんですけども、そこに高校の先生だけではなくて小・中学校の先生も受講できるような形で、対象を広げて実施するなど、研修の充実を図っているところでございます。

そういった日々のそのつながりのところから、逆に公立中学校の一部の学校から、うちの学校でゲートキーパー研修を実施してほしいみたいな御要望も少し上がってくるようになっておりまして、少しずつではあるんですけども、連携が広がってきているところです。

○玉井美樹子委員 以前お聞きしたときも広がっていきたいと言われていたんで、取組が広がっているのかなと思います。

子供の兆候ということで、学校と教育センターとは連携されているんですけども、児童センターとか、一定利用できる年齢層が上がるところありますよね、取組が広がっているところとかね。児童部との連携はどのようにされているのでしょうか。

○前田知穂地域保健課主幹 児童部につきましても、自殺対策推進庁内会議の実務担当者のところの委員になっていただいておりますので、従前から自殺対策の取組を連携、特に児童部は居場所づくりに関するようなどを担っていただいている部分がありますので、会議の中で進捗を共有しながら、連携を図っているところでございます。

委員おっしゃる児童センターとの直接の連携というところは、地域保健課としてまだ取り組んではいないところではあるんですが、そこも含めて児童部の代表の機関の担当者の方々と、また検討してまいりたいと思っております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○玉井美樹子委員 ぜひ居場所のところになっているということでしたら、そういったところもぜひ考えてほしいなというふうに思いますし、こども家庭庁ですか、亡くなった子供たちの兆候とか原因とか、その辺りが出されているかなというふうに思うんですけど、例えば学校に行きづらかったりとか、そういった人たちの受入れは児童センターでも行っていると思いますので、その辺りの連携は地域保健のところからしっかり言っていただきたいなというふうに思います。

ゲートキーパーの研修は行われてる、ちょっと広がってきているというふうに言われてますが、子供たちが亡くなる兆候の中に、リストカットだったりオーバードーズだったり、いろんなことがあるのかなというふうに思うんですが、実際、こういうことを行ったらこんな、例えば薬物のことはしっかり専門的な研修というか啓発的なことがなかったら、ゲートキーパーだけが増えていってもそこは防げなかったりとか、そういったこともあるのかなというふうに思うんですが、その辺りはどうなっていますでしょうか。

○前田知穂地域保健課主幹 委員おっしゃるとおり、ゲートキーパーで直接的に学校等で関わる先生だけが話を聞いていても不十分かなと思っておりまして、いろんな環境でつながっていくということが大事かなと思っております。

その対策の一つとして、例えば今年度であれば、市内の薬局やドラッグストアで従事されている薬剤師等の方に対する研修を実施したり、要はオーバードーズ等で市販薬等を買に来たときに接する可能性がある方たちへの啓発だったり、それからそもそも子供たちに対する、高校生、大学生のところになってくるんですけども、SOSを出していいんだよという、そのSOSの出し方教育の部分であったりとか、多角的にいろいろな取組を行っていく必要があると考えております。

○玉井美樹子委員 ゲートキーパーとまではならなくても、例えば接するだろう人たちに対して、オーバードーズってこんなことで、薬剤師さんが知るのももちろんのことやと思いますけど、もう少しそうい

う地域に向けたじゃないけど、できるだけ身近なところで増やす取組はしてほしいなと思います。

ちょっと戻るんですが、ゲートキーパーの令和7年度の実績は言っていたいたんですが、新年度、2026年度ですか、そこでの予定なんかは決まっていることがあれば教えてください。

○前田知穂地域保健課主幹 定期的に行っている教職員の方や市職員向け等のゲートキーパー研修に関しては、従来どおり実施が決まっております、加えてまして依頼に応じて実施するという形で、市内の高校から2校、依頼を頂いております、それが生徒向けのSOSの出し方教育というところが決まっております。

○益田洋平委員長 理事者から、先ほどの澤田委員の質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を許可いたします。

○濱本利美保健医療総務室参事 先ほど澤田委員の御質問で、医療救護所が特別な対応だということで、法律の名前を申し上げました。先ほどは災害対策基本法と申し上げましたが、法で実質弁償をされる根拠となっている法律は、その法律ということではなくて、改めますと災害救助法の間違いでしたので訂正をさせていただきたいと思います。

○益田洋平委員長 ただいま理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○五十川有香副委員長 先ほど来、ほかの委員さんから災害時の件でお話をされていて、基本的だけ確認なんですけど、医療救護所については6か所ということで6ブロックに分けてということですが、資料では備蓄薬局を6か所とは書いていないので、それはもう分散という形でされるのか、拠点の薬局も6か所ということなのか、お答えください。

○廣瀬智恵子保健医療総務室主幹 備蓄薬局につきましては、医療救護所の近く6か所に設置しようかと考えております。なので、1救護所当たり1か所ずつという形になります。

○五十川有香副委員長 1救護所当たり1か所ということですが、

先ほど来、その薬局も大丈夫か、いろんなね、そ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ういった要求があるよねということで、その場合はほかからということですが、リスク管理というところからすると、分散型のほうがいいのではないかなと思いますが、今回その6か所にまとめた理由を教えてください。

○**廣瀬智恵子保健医療総務室主幹** 一番最初に医療救護所として、まず1ブロック当たり1か所ずつ設置するということが決まっておりますので、その設置予定場所の近くということで、6か所ということに決めております。

○**五十川有香副委員長** 実際、これまで災害対応、大阪北部地震とかもですけれども、吹田市でそういった災害対応で、コロナも含めてでいいですが、インフルの対応、薬がないといったような状況で、現状の体制の中で災害対応されたことがあれば、その事例をお答えください。

○**濱本利美保健医療総務室参事** 北部地震のときに、吹田市でも任意の救護所が設置をされたり、豪雨が来た際にも任意の設置がありましたけれども、こういった医薬品とか医療体制を整えるというふうな対応したことは、過去にはございません。

○**五十川有香副委員長** その際は、大阪府から対応依頼というか、対応していただいたということで理解してよろしいですか。

○**濱本利美保健医療総務室参事** 例えば、コロナのときのように一部解熱鎮痛剤が品薄になるとかというふうな事態があったかと思いますが、国、府を通して供給の整備ということをされたと認識しております。

○**五十川有香副委員長** 分かりました。

8月に、私たち議員にも薬剤師会の方々から要望書というのが出ております。これは市長宛てに出されているかと思いますが、その中で、災害時に運んでくださいということと、あとその中で換気とかそういった、いわゆる薬局が整備できるような形で、そういった環境整備もしてほしいというような要望もあったかと思いますが、その点は今回、反映されていないと思うんですけれども、どのような検討をされたのかお答えください。

○**濱本利美保健医療総務室参事** 令和8年度予算に対

する、要望書を頂いた中身におきまして、この医薬品を備蓄するというところにつきまして、備蓄をいただく薬局における、どこに置いていただくかというところで、医薬品が適切に管理できる部分をということをお願いをしております。

今回、避難所とかの衛生管理や換気が必要ということで御要望を頂いている件につきましては、健康医療部ではないところで対応していることとなります。

○**五十川有香副委員長** 分かりました。

次、行きます。先ほど玉井委員から、子供の自殺の件でお話をいただきました。私もその点、気になっていたんですけれども、ホームページを見させてもらったら、自殺対策ということで自殺対策推進懇談会というのをされているんですけれども、見たところ、ホームページとか事後的にもですが、何も掲載をされていないんですが、こういった検討をされて、令和8年度、具体的にどのように政策を進めていかれるのかお答えください。

○**前田知穂地域保健課主幹** 自殺対策推進懇談会につきましては、今年度、令和7年12月25日に開催されておりまして、事後的に資料の公表等をさせていただいております。

今年度につきましては、こちら外部委員の弁護士の方、医師会の方、民生委員さん、市民委員の皆様であったりということで、市が実務担当者会議の中で話し合った概要について、それぞれの室課の取組に対して御報告させていただいて、それに対して御意見を頂いているような会議になっております。

今年度は、やはり若者の自殺対策のところについての御意見が多くて、例えば民生委員の方からは、産後のあまり動けない時期の支援が重要であるというところであったり、医師会の先生もそういったところ、オンライン診療なども検討しているけれども、なかなか実現が難しいであったり、それから例えば薬剤師会の方からは、小・中学校や高校に対して薬物乱用防止教室を毎年実施しているんだけど、なかなか児童、生徒の悩みをキャッチする受皿になりきるところが難しいので、そういった要請に課題を感じているというところであったり、そのような

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

御意見を頂いております。

市民委員の方からも、若者の自殺というのが、以前に比べて随分と身近な話題になりつつあるというのを実感しているという御意見を頂いております。やはり真面目な子ほど、先生とか保護者とかに頑張れしか言われなくて、できなかったときにすごく落胆してしまったりだとか、苦しくなっている状況があるのではないかとということ、本当に身近な大人がそういうときに気づける、気づいて声をかけられるようになるというのが、市民としても大事だと感じたところを御意見いただいております。

○五十川有香副委員長 じゃあ、7年度はまだ議事録上がってないんですけどということですね。もうちょっとかかるという意味ですね、事後的に上げられて。

それで、8年度、具体的に何をされるのかということをお答えください。

○前田知穂地域保健課主幹 なので、8年度の取組としましては、先ほどから申し上げますとおり、教育センター等との連携を強化させていただいて、研修回数を増やしたりだとか、それからこういった連携を通して個別事案の学校からの御相談ということも増えてきたりしておりますので、個別のそういう未遂事案のケース対応でお困りの支援者の御相談に乗っていくということも含めて、引き続き充実させていこうと考えております。

○五十川有香副委員長 あと、残念ながら亡くなってしまった子供の周りの子供たちのケアというのも非常に大事なと思うんですが、学校だけの対応は限られていると思いますので、その辺りはどのようにお考えか教えてください。

○前田知穂地域保健課主幹 今回研修を御依頼いただいている個別の学校の中には、一部そういった事案を経験されていたりだとか、生徒だけでなく先生自身も非常に傷ついておられたりということで、そういった重大事案があった際に、どういうふうに心のケアをしていくかということの御相談もこちらでは受けております。なので個別の相談はもちろん対応させていただきますし、そういった傷つき体験があったときの心のケアの重要性というところを、広

く学校等に周知させていただく、啓発させていただくということも大事なかなと思っております。

どうしても生徒一人一人に対しては、直接地域保健課が関わる機会が少ないんですけれども、まず学校の先生のケアだったり、そういう視点を伝えることが子供たちのケアにもつながると考えております。

○五十川有香副委員長 分かりました。よろしく願います。

最後、あと1点ですけど、保健所さんがということで、事業別予算でいうと146、147ページですけれども、これについては食品衛生管理の件で様々な指導などされているということですが、具体的に地域の方々が行う祭りなどの出店について、こういった決まりで各地域等にお伝えをされていますでしょうか、お答えください。

○穴瀬雅美衛生管理課長 地域のほうで催される食品を調理、提供するようなイベント事ですね、自治会ですとか子供会とかが主催となって開催される夏祭りとか、そういったものだと思うんですけども、こちらにつきましては、臨時出店届というものを保健所のほうに提出していただくようお願いしております。こちらの臨時出店届なんですけれども、実際に提供される食品であるとか、どのような調理をされるのか、そうした内容を記載していただくものになります。そちらを保健所のほうで見させていただいて、必要な指導のほうをさせていただく、そういったものになります。

○五十川有香副委員長 これ法律が変わって、何かこの使えない食材が変わるということは分からなくても、そういったところでないにもかかわらず、毎年度違うことを言われるというような状況も聞いておりますので、その都度対応されていると思うんですけども、一旦こういう祭りの場合は、例えばホームページ上に、こういうのに注意してくださいねみたいな、標準的な、例えばという形で、広くぱっと見て分かるような説明をぜひいただきたいなと思うんですが、その点いかがですか。

○穴瀬雅美衛生管理課長 こういった臨時出店届を提出していただく際なんですけれども、見た目としましては、業として露店の営業される方と同じになる

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

んですけれども、こういった臨時出店届の提出者に対しては、いわゆる食品衛生法に基づく営業許可というのは求めておりません。ただ、食品を調理、提供するという点に関しての衛生上のリスクは同じになりますので、基本的には営業者に対する指導内容と同じ内容で、臨時出店届をお出しになられた方には保健所のほうから指導させていただいております。

例えばなんですけれども、生もの、お刺身であるとか生野菜のサラダ、そういったものは基本的には露店営業では提供してはいけないものということで指導させていただいておりますので、同様のものを、臨時出店届をお出しになられた方が、提供を考慮おられるというようなことのお申出があったときには、保健所のほうから、そういったものは取り扱うべきではないという内容でお伝えはしております。

ただ、臨時出店届をお出しになられた方につきましては、営業者に対してのその法的な拘束力を持った義務的な指導、強制力を持った指導にはなりませんので、その辺り、実際にこの指導を受けられた届出者の方がどのように受け取られるのかによっては、実際にそのイベントの中でその食品は実際に提供されるのか、あるいはされないのかといった判断が分かるといったことはあろうかと思えます。

○五十川有香副委員長　なので、一旦ホームページ上にも参考という形で、先ほどずっとその答弁では指導とはおっしゃっているんですけど、それはあくまでそのルールを参考にした助言ということではなく、もう指導というレベルになるのかということころは、結構重要かなと思っているのと、だからこそ、ある程度の情報をしっかりと、どの市民が読んでも、どの地域の方が読んでも、一定分かるようなものは提示していただきたいなと思えますが、その点いかがですか。

○穴瀬雅美衛生管理課長　副委員長御指摘のとおり、分かりやすい情報提供には努めてまいりたいと思っております。

繰り返しにはなりますけれども、保健所として取り扱ってはいけませんと、強制的にそのようにお伝えするということができない内容になりますので、それも含めて、より分かりやすく情報提供に努めて

まいりたいと思っております。

○五十川有香副委員長　お願いします。

置いときます。

○林 恭広委員　今、出てない話になりますので、ただちょっと似たような話かなと思っているんですが、今回、国の指針に基づいてRSワクチンがというようなお話だったと思うんですけれども、以前、これも大分前の令和3年に、うちの会派の高村議員が、当時、男性のHPVワクチンの件について質問させていただいております、そのときに国の動向を踏まえてというような御答弁を頂いておる内容なんですけれども、現在ちょっと時間がたっておりますのでそこを、国の動向まだ大きく変わってないのかなとは思いますが、吹田市の今の状況というのはどういうふうになっておられるか、御答弁いただけたらと思います。

○黒田雅子地域保健課主幹　男性のHPVワクチン接種につきましては、今、シルガード9、女性で使っている主なワクチンなんですけれども、そちらの薬事承認が男性でも使えますというのが決まったところでございますので、定期接種化に向けて国のほうの検討が進んでいると、こちらは認識しております。

○林 恭広委員　まだ多くなっておりません。こちらのホームページも定期接種の件に関しては広報していただいておりますので、そこに関してはありがたいところですし、ただほかの市では、国に先行してやっておられるような事例もございますので、そこは国のというのも非常に分かるんですけれども、引き続き御検討いただけたらと思います。

あともう1点、小北委員が議会で御質問された民泊の話について、質問させていただきたいんですけれども、今、民泊というものについて、私自身はまちづくりというふうな観点からの民泊というのを考えるべきではないかというふうにも思っているものではあるんですけれども、本市は中核市ですから保健所があって、民泊というものに対しては、こちらが担当されているような状況かなと思っております、それというのは、そもそも中核市でない他市では、保健所がないところでは違う部署が担当され

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ているような件も見受けられるんですけど、民泊を保健所さんがやっておられるような経緯というのを教えてくださいましたら非常に助かります。

○平田武志健康医療部参事 住宅宿泊事業法は、従来、宿泊施設の不足でヤミ民泊の急増による社会問題化を背景に、無許可民泊を排除する、そして健全な普及を図るために2018年に住宅宿泊事業法が施行されております。

この住宅宿泊事業法というものは、旅館業法の許可を得ずに宿泊料を受けて、住宅に人を宿泊させる事業です。実質、受入れする日数に制限がございまして、年間の提供日数の上限が180日というもので、この部分で一定旅館業と区分けがされているというふうな制度であります。

保健所設置市においては、法律によって市でこの事業を受けることができるんですけども、基本的にこの事業は都道府県が受けておる事業です。ですから、保健所を持っていない自治体については、大阪府のほうが届出の権限を受けていると。一部、政令・中核市、大阪府内の中でも保健所を持っていても事業を受けないという形で、大阪府のほうで事業をやっておられる自治体というのもございます。

○林 恭広委員 私も、小北委員もそうですけれども、ニュータウンに住んでおる議員の一人でございますので、実際、地域のほうで、本当にこれは普通に住んでおられるのか、それではないのかということをよくお声を頂くことがございますので、実は。ですから、議会で御質問されているところに対して、すごく興味があったというところで触れさせていただきました。

ぜひとも、引き続き条例とかというほうのことでなっていくのかなと思うんで、これは都市計画部のほうとも連携が必要になろうかと思っておりますので、御尽力いただければなと思います。

○益田洋平委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

なお、本議案に関係する学校教育部の職員にも出

席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○澤田直己委員 第2アライアンス棟の整備方針のところに、食の実装機能を含む施設整備というのが書いてあったと思いますし、いつか、去年ぐらいかな、議会でも質問させてもらったと思うんですけど、この食の実装機能、一つは中学校給食でしょうけども、具体的にほかに何かあるんですかね。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 第2アライアンス棟(第I期)の施設を活用した食の実装機能としましては、今後、国循さんや健栄研さんの知見等を生かして、事業者の自主事業として展開されるものは複数見込まれますが、現時点で具体的に確定しているものはございません。

しかしながら、中学校給食においても、中学生のみを対象とするものではなく、その後ろにいる保護者への食育の啓発であったり、その事業効果というのは全市民を対象として展開できるような事業というふうに認識しております。

○澤田直己委員 あと以前は食育センターといったような話もあったと思うんですけど、この辺はこの令和8年度以降、そういう整備も進めていくような流れなんですかね。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 現在整備を進めております第2アライアンス棟(第I期)は、先ほど御質問いただいた給食の施設と同一の施設となっておりますので、令和10年度2学期に向けて、整備を進めているところです。

○澤田直己委員 流れで質問を考えていたんで、何か引っ張り出すとちょっとしんどいんですけど、結構長いこと、これうちの会派でも質問しているんですけど、ただの給食センターではなくて、例えば高齢者向けの配食とか、子供食堂的な機能とか、そういったものもあったほうがいいんじゃないとか、そんな話もしてたと思うんですけど、そういう給食だけに捉われない調理場の活用方法とか、この辺はどのように、この令和8年度以降どんな感じで進めていこうとされているんですか。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 福祉施設への配食

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

事業であったり、今御質問いただいた子供食堂であったりにつきましては、既に事業者としても一定の御関心は示されている状況です。

しかしながら、大規模調理施設を活用してということで、給食事業への影響であったり、あとは事業の拡大に伴う周辺環境の影響であったり、そういったところであったり、地域のニーズ等々も踏まえて、今後、具体的な検討を進めていく予定となっておりますので、現時点で明確な、どの事業を実施するというところは決定していない状況でございます。

○澤田直己委員 イノベーションパークなどで、ただの給食センターでは駄目なわけで、当然、国循とか健栄研なんかいろいろなその協議なんかも重ねていると思うんですけど、例えば一つは中学校給食を吹田市内の中学校に配食して、そこから得られる、どうやるかは別にして、得られるデータとかもあると思うんですけど、それを国循なんか何かのその研究に活かしていくような、ちょっとそこまで決まっていなかな。そういうような方向性で何か話合いが進められていたりとか、今後、建築もしていくわけでしょう。そういうのがあるという前提でもし進めるのであれば、そういう設計もせなあかんやろうから、その辺はどんな流れなんですか。

○福井佑介保健給食室主幹 中学校給食につきまして、我々は基本計画というのを定めております。その中におきましても、給食提供におきましては健都の強みを生かして、国循等との連携をして取り組んでいきたいということをうたっております。

国循との連携、具体的にはおっしゃるとおり、これからにはなりますけども、減塩だけではなくて、栄養バランス等の観点を踏まえた献立の提供といったことも考えていきたいというふうに考えております。

○澤田直己委員 何年も前に、うちの会派の代表質問で、この場所を活用してはどうかと提案したときに、国循と連携して、例えば減塩レシピとか、体にはいいけどもまずいのはちょっと嫌なわけですが、当然ね。これは悪いことじゃないねんけど、やはり日本一おいしい給食を目指してくれという締めくくりを常にしていたんですよ、うちの会派はね。

そういう何かちゃんと、当然、国循が絡むから減塩レシピとかもそれはいろいろ取り入れたりするんでしょうけど、その味というところのこだわりというか、どのように子供たちがすごい学校給食おいしいねというような方向に、そういう話もしてると思うんで、その辺の方向性を教えてほしいです。

○伊東昌宏保健給食室参事 例えば、小学校であれば、そういうかるしおを使った料理のアンケートを取ったりしていますので、そういったことをしている中で、献立についてはこのような意見を取り入れるような形をして、献立に活かしていきたいなというふうには考えております。

○澤田直己委員 今、3者会議なんかもやられていて、いろいろ要望というか、白紙撤回しろとか、いろいろ言われているさなかではあるので、なかなか詳細をまだまだ詰めにいくところもあるのかなとも思うんですけども、令和10年2学期を目標に供用開始なわけですから、時間もそこまでないのですね。そういったところをきっちりといいものにしていただるように要望して、また次のときに聞きます。

○五十川有香副委員長 資料ありがとうございます。さっきの委員さんから、その質問に対して、まだこれからということですが、具体的にいつそれが明確になるのでしょうか、その内容。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 先ほどの御答弁のとおりとなりまして、具体的な時期というのは現時点で申し上げるのは難しい状況です。

理由としましては、先ほどのとおりになります。今後、国立健康・栄養研究所さんであったり、国立循環器病研究センターさんであったり、様々な研究機関が健都にも所在しており、吹田市内にはそれ以外にも千里金蘭大学さんであったり、ほかにも食分野で連携可能な機関等がある中で、各機関の意向等も把握した上で、優先的に取り組むテーマというところを設定していく必要がありますので、現時点では具体的なスケジュールというのは立っていない状況です。

○五十川有香副委員長 それは現時点ではですけど、令和8年度の当初予算というか出されて、実施計画も出されていますので、8年度にはどの程度検討し

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

て、どの方向まで持っていくんでしょうか、その予定をお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 令和8年度におきましては、そういった関係機関とまず意見交換をできる場を設定することが必要と考えておまして、具体的には既に先ほど申し上げたような国循さん、健康・栄養研究所、千里金蘭大学さん等が参加している食環境のプロジェクトチームがございまして、そういった会議の場に事業者の参画を促すことで、今後、意見を進展させていくよう働きかけてまいりたいと考えております。

○五十川有香副委員長 まだ優先交渉ということで、決定はされていないという状況ですけれども、決定をされてからそれを、事業者の参画を促すという理解でよろしいんでしょうか。それであればいつの時期ぐらいか、8年度のどれぐらいの時期を考えておられるのかお答えください。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 決定前においても、各機関と個別の場というのは調整が必要と考えておりますが、具体的な議論は決定後という形で考えております。

○五十川有香副委員長 分かりました。

今、決定前で、優先交渉権者との間の話は、そのような形で今されているということですが、一方でその周辺の住民の方々から様々な意見が出ております。

2月16日、資料を頂いたあれですけれども、開催されたこの3者会議というのは、そもそものその開催された経緯と、あとこの摂津市、市長及び関係部局というふうに書かれていますけれども、この質問に対してお答えになっておられるのはどなたなのか教えてください。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 まず、3者会議の開催の経緯としましては、昨年度来、近隣の住民に本事業に関する説明等を行ってきた中で、地元自治会を中心としまして、本事業の白紙撤回を求めるお声を頂いておりました。そういった意見を踏まえまして、このたび地元自治会のほうから摂津市に対して、3者会議の開催の要望がございまして、摂津市を通して本市に対して出席の依頼があったものです。

3者会議における各発言としましては、主には本市市長による御回答となっております、摂津市におきましては、全て摂津市長からの回答を御提供の資料にはお示しをさせていただいております。

本市としては、健康医療部長として岡松が出席をしております、答弁の中には、優先交渉権者の選定に当たって、最低基準等の設定があったかといった御質問に対しましては、健康医療部長からの御回答をさせていただいております。

○五十川有香副委員長 これ何番になりますか、この資料。

○柏木郁乃健康まちづくり室参事 資料の中のナンバー6が、健康医療部長の発言となっております。

○五十川有香副委員長 それ以外は市長だということで、はい。

この内容の中で、ナンバー9ですね、このほか、3年間、このお昼の1食だけの給食を提供したとしても、将来の健康に影響はどうかという質問に対して言っておられるんですけれども、吹田市として、こういった中学校給食の研究については全国的にも事例があるのか、調査をされているのであればお答えください。

○福井佑介保健給食室主幹 学校給食を題材にした研究、すみません、どういったものがあるかということまでは把握できておりません。

○五十川有香副委員長 もともとこの学校給食を行うにはすごく在り方検討などもされて、総合教育会議でも平成29年に議論されて、どういう基本的な考えというところは、先ほどの委員さんもおっしゃいましたけれども、おいしく楽しくというようなことで書かれていて、一方で今ずっと市長の、この間の委員会でも分科会でもありましたけど、施政方針には研究施設というか、そういった形で文言が非常に変わっていったんですけれども、それはなぜ、どの時点でそういうふうに変ってきたのか、その理由についても教えていただけますか。

○福井佑介保健給食室主幹 中学校給食の全員給食化に向けましては、平成21年に選択制のデリバリー方式、現在の方式が始まって以降、大阪府内でも給食が始まり、全員給食に向けて進んできたというところ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ろです。

令和2年度に開催した在り方検討会議のほうで、全員給食の方向性が示されたというところで、その中でおいしく楽しく食べられる食育の推進ができるシステムの確立などは、基本的な考え方を示されております。

また、そこと提供手法、どういった形で提供できるのかというのを考えながら進めていった中で、健都イノベーションパークというところが一つの候補地というふうになってきたというところがございます。

公設の方式であったり、民設の方式であったり、食缶のデリバリー方式であったり、様々な方式を比較検討する中で、学校給食を出発にした生活習慣病予防につながる給食に取り組みたいというふう考えたところで、基本計画の案を策定し、パブコメを行ったところです。

そういった中で、先ほど申し上げた健都の中の国循との連携の給食ということもうたっておる中で、進めてきておるというところでございます。

○五十川有香副委員長 2月16日で、様々な御意見がありました。それに対して、この2月16日の3者会議を受けて、周辺のこの住民の方々が困惑されているというのは、様々な報道もされたり、私たちも、吹田市民もテレビなどを媒体としても目にすることがあって、混乱、どうなってんのという吹田市民の方々もたくさんいらっしゃいます。

確認したいのが、この今、基本協定案が募集のときに示されたやつは公開もされていますけれども、こういったこれまでの様々な周辺住民等とのやり取り、2月16日のことも受けて、この基本協定案に対して見直し、検討された項目というのはあるのでしょうか。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 これまでの経緯を踏まえて、現時点で基本協定書の案に変更が生じたといったことはございません。

○福井佑介保健給食室主幹 基本協定案につきましては、先ほど健康医療部のほうから御答弁ありましたけれども、要求水準書というのを給食の関係で出させていただいております。その中で、去年の3月に開

催した説明会の中での御意見を踏まえまして、周辺環境への配慮という部分をちょっと強めるような修正はさせていただいた上で、発信させていただいているということでございます。

○五十川有香副委員長 あと、ぜひ今後も何かお話をされていく中で、ここの資料で見させてもらっていても、まだまだ御理解は十分いただけてないというのは思いますし、今言ったような、吹田市民の中学生だったり、今後中学生になるという今小学校の生徒や保護者の皆さんにも、今こういう現状だということは十分に情報提供すべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○福井佑介保健給食室主幹 全員給食に向けた取組の中で、こういった取組を進めていくということの情報発信の仕方に関しては、考えていきたいと思えます。

○五十川有香副委員長 お願いします。拙速に進めないように、しっかりと丁寧な聞いた上で、変更があれば十分に検討していく、優先交渉権者に対しては、拙速に決めないですね、少なくとも今、権者というところで、吹田市が権限を持っている間に、市としてしっかりと判断をしていただきたいと思えますので、十分に周辺住民をはじめ市民、周辺住民の皆さんの御理解を求めていくというか、御理解なしには進めないということが重要かと思えますが、その点いかがですか。

○柏木郁乃健康まちづくり室参事 今後におきましても、今までよりも具体的な施設ですとか、本事業に関して周辺の皆様に御説明することができますので、年度内の住民説明会に向けて、日程等、摂津市さんですとか自治会の方と調整しながら進めていく上で、その説明会の中で少しでも住民の皆様の不安解消につながるように努めてまいりたいと思えます。

○五十川有香副委員長 置いときます。

○中西勇太委員 手短かに少し確認を追加させていただきます。

給食センター、食育の研究ということですけど、健都は、そもそもこれまでに食育を研究された実績はあるんですか。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 身近な具体例とし

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ましては、国立循環器病研究センターさんにおいて、本市との共同研究といった形で、小学校給食を活用して、子供たちだけではなく、その保護者に対する食育の手法等について、具体的な研究が令和4年度から令和6年度にかけての3年間、実施をされたものと把握しております。

○中西勇太委員 その内容は教えてもらえますか。

○柏木郁乃健康まちづくり室参事 国立循環器病研究センターが減塩食をかるしおという名前で進めているものに関して、本市がそれを小学校給食に取り入れて、共同研究をして減塩の、摂取について、平均2.0gを目指すものでございました。

○山根正紀健康まちづくり室長 少し補足させていただきますと、学校給食の中で食塩の摂取基準が変わりまして、月平均ですけれども2.5から2gというところが変わって、2gに近づけるためにはどうすればいいのかというところがきっかけとなりまして、国循さんのかるしお知見を生かしてやっというところと。

あと、食塩だけではなくて、子供世代、子育て世代の保護者に対しても、そういった啓発ができるのではないかとということで、共同研究を3年間進めさせていただきました。

○中西勇太委員 その結果はどういうアウトカムを求めておられて、評価されていて、公表されているんですか。

○山根正紀健康まちづくり室長 今、ホームページのほうでも3年間の共同研究の結果ということで報告をさせていただいているところですが、まず食塩、客観的な数値といたしましては2g未満を達成しております。

保護者へのアプローチということで、アンケートだとかも取らせていただきまして、この3年間においては、保護者に対する啓発も一定できたというところの成果を頂いております。

○中西勇太委員 分かりました。

かるしおということで、健都で取り組んでいたというのは、私も当然承知しているんですが、今までの実績がそれだけということですとであれば、やっぱり健都に関わっておられる機関、施設、大学等々も病院含めて、食育を考える機関としては非常

に弱いかなとは思っているので、そのいろんな声も上がっているところに誘致した以上、産官学連携して、しっかり食育に資する研究をしていただきたいなと思います。

食育が給食、3食のうちに1食がというようなところで、本当に食育に資するんですかというような声があるというようなことも会議の中であったということでしたけども、食育に関しては、人格の形成、心身の成長に大きな影響を及ぼすというところは、学校教育のところの基本に書かれているところではあるのは、もう皆さん御承知のとおりですから、確実にあるものですが、しっかりと意味のある研究をできないと、やっぱりいろんな方のお声に応えられていないと思いますし、食塩というのは大分残念な研究だなと正直感じるんです。食塩だけというのがですね。もうちょっと健都としてやっていただきたいなど、今の答弁聞いても思いました。

一旦止めます。

○益田洋平委員長 質疑の途中ですが、職員入れ替えのため、暫時休憩します。

(午後1時26分 休憩)

(午後1時28分 再開)

○益田洋平委員長 委員会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○林 恭広委員 よろしくお願ひします。

議案第19号の保健推進事業におけるがんとの共生に関する取組について、ページでいうと225ページの分になるんですが、その中の事業内容の概要のイです。骨髄バンクドナー支援について質問させていただきたいんですが、こちら我が会派の同僚議員が本会議で質問させていただき、今回、このように取組としてしていただけるということについて、非常に同僚議員喜んでおられて、そのことをまず皆さんにお伝えをということをおっしゃっておられたので、それをまず申し述べたいなというところと。

さらにこれについてなんです、これやっただくということについては、もう本当に有意義なものかと思うんですけれども、ただ、これ、この資料に載っていてということだけではなく、ここから市民の方ないしは団体の方々に広報することが本当に

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

必要だと考えておりますが、今現在、担当部としてその広報についてどういうふうに向向性を考えておられるかお聞かせください。

○高口直人成人保健課主査 骨髄ドナーの助成の周知についてですけれども、当然市報とあとホームページでの啓発に努めるとともに、あとは骨髄バンクさんのホームページに助成を行っている地方自治体の一覧というページもございますので、そちらへの掲載、それと絡みまして、骨髄バンクさんのほうで例えばJR吹田駅の広場で献血を実施されるときに、骨髄ドナーの登録会というものも一緒に行っておられますので、骨髄バンクさんと連携してそういった周知にも努めてまいりたいと思います。

事業の内容としまして、事業所のほうにも助成を行うということになっておりますので、吹田市の商工会議所とも連携して、事業者のほうにも訴えていきたいと考えております。

○林 恭広委員 これ別の方からそんな話を僕も聞いたという話なんですが、献血活動をされているときに、これが骨髄バンクドナー支援というところに対して、吹田市が取り組んでなかったということでお叱りを受けたというようなこともお話聞いておりました。

実際、やっていただけるということが、もう本当に非常にありがたいことなんですけれども、今おっしゃっていただいたように、広報というのを本当に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

置いときます。

○清水亮佑委員 よろしくお願ひします。

まず、議案参考資料223ページの健診のやつでお伺ひしたいんですけど、30歳代、働き盛りということもあって、健診を受けたくても時間的制限あるのかなと思うんですけど、企業と連携したりとか休日健診とかというのは、何か市として考えていたりとかしますか。

○鈴木里奈成人保健課主任 現在、市内健診協力医療機関で個別健診として健診できる、健診後、受診できる体制を整えています。

○清水亮佑委員 それの周知とかというのは、どうい

うふうにやってるか教えてもらっていいですか。

○鈴木里奈成人保健課主任 市報やホームページと、あと市報に挟んでいます健診ガイドというものを1年に1回発行しています。そちらのほうで周知しています。

○清水亮佑委員 吹田市で健診を受けている率みたいなんで、大体どれぐらいあるか教えてもらっていいですか。

○鈴木里奈成人保健課主任 30歳代健診の受診者が、令和4年で1,256人で2.7%で、令和5年で1,178人2.6%、令和6年で1,109人の2.43%の方が受診しています。

○清水亮佑委員 2%ぐらいかなというのは、僕も30代なんであんまり健診行かんでもいいかなとか、あんまり病院行かへんかったりとかという人もいるんですけど、あんまり30歳代の忙しい男性の方って、市報とかあんなんとかって、僕は一応ちゃんと見ますけど、周りあんまり見てるかと言われたら、そういうところもあると思うので、何かずっとこの2%で続いているんやったら、何か違うやり方を試してみてもいいのかなというのもあるんですけど、その辺りはどんな感じか教えてもらっていいですか。

○川見知佳成人保健課主幹 30歳代健康診査の受診者数が少なく、受診率も2%ぐらいにとどまっているという状況を受けまして、今回、国保の保健事業に30歳代健診の一部の方々の分を移管したというものでございます。この取組によりまして、今まで個別で受診票を送ることができていなかった方々に、きちんと受診票を、国保の人だけには限りますが、お届けすることができると考えております。

また、30歳代の方々につきましては、働いている方も多くございますので、職域のほうで健康診査を受ける方も多いのではないかと分析をしております。

○清水亮佑委員 分かりました。では、また決算のときに聞かせてもらえたらなと思います。

次に、骨髄ドナー支援の部分でお伺ひしたいんですけど、その骨髄ドナーということに対して、必要なことかなとも思うんですけど、なかなかやっぱりその社会に浸透しにくい部分なのかなと思うんですけど、その辺りは市としてどういう感じで

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

思っているか、教えてもらっていいですか。

○**芳我知世成人保健課長代理** 委員おっしゃいますとおり、やはり他市の実績等を確認していても、まだあまりドナーに対して、登録であったり、助成に対してというのがあまり普及していない状況ではあるんですけども、今回、令和8年度からこの助成を始めていく、また先ほど申しましたように、こちら市として広報していくことによって、少しでも普及をしていけるように、市として取り組みさせていただければと思っております。

○**清水亮佑委員** 広報は多分これからやってもらえるからあれだと思うんですけど、やっぱりこういう系ってすぐに結果出るものではないと思いますし、何か誰かがやってるからやろうみたいな。免許証の裏の臓器提供のやつとかも、何か何もせえへんかったら別に何も書かへんけど、何かそういう研修受けたら書いてみようかなみたいな、多分そういうのも中・長期ぐらいの目線で見ながら、何かずっとあんまりお金かけたらちょっと言われるとは思って、可能な限り、できる限りのことできたらなと思うので、意見として言わせてもらいます。

一回置きます。

○**澤田直己委員** 令和7年度の行政評価の2次評価のところでお聞きしたいんですけど、成人保健事業の検診事業のことが取り上げられていると思います。これ今いろいろ検診とかの広報の話とかもあって、それに結びついてくるような話かなと思うんですけど、こちら1個1個聞くともちょっと時間もないんですけど、例えばこれ近隣中核市でも受診率のばらつきがかなり激しいみたいなことも書いてるんですけど、これ何か、例えば吹田市と豊中とか、茨木でも高槻でもいいんですけど、比べたときに、例えば肺がん検診でも子宮がん検診でもいいんですけど、吹田は物すごく受診率高いのに豊中は低いとか、その逆とか、そんなんはあるもんなんですか、結構。

○**川見知佳成人保健課主幹** がん検診の受診率の高いところに高槻市があったと記憶しているんですけども、高槻市につきましては、がん検診の負担金を無料にするような取組がなされていると伺っております。

○**澤田直己委員** そうなってくると、その助成の費用の割合とか、その辺がやはり一番大きいんですか。

○**川見知佳成人保健課主幹** 助成の割合と併せまして、他市では国民健康保険被保険者を対象とした特定健診と併せて、集団検診という形でがん検診を実施しているような自治体もございまして、そういった場合には、健診と集団検診とセットでの受診率の向上というのを目指していて、検診によっては受診率が高いというような状況があるというふうに聞いております。

○**澤田直己委員** 例えば、僕の周りやったら三、四十代、50代ぐらいの自営業者の方が非常に多くて、個人で申し込んだりとか、ほぼしていない、知らないということがほとんどなんで、これターゲット層へのアプローチとか指摘されていると思うんですけど、広報の改善とかにしてもいろいろ書かれてあって、既存のいろんな取組が、やや効果が薄いんじゃないかといった指摘もある中で、ここを否定されるとなかなかしんどい部分もあるかと思うんですけど。これいったら2次評価やから、これがどういう理由で取り上げられたか分からないんですけど、いうたらPDCAサイクルがちゃんと機能するのかという視点でも見たいなという気がするから。

こういうる委員さんに指摘をされて、その令和7年度中にいろんな指摘の中でどのような検討をされて、令和8年度に例えばこの部分に関しては予算化しましたとか、新規の取組を入れたとか、もしくはこの議案参考資料に載っていないけども、新たに指摘されたことを踏まえて取組を進めるみたいな部分があれば、教えてほしいんですけど。

○**川見知佳成人保健課主幹** 2次評価で御指摘を受けております受診率向上に向けた分析につきましては、既存のがん検診の取組であるとか、保健師の地区活動の中で、関係機関からどのような方が受けづらいのかという情報収集を行って、来年度拡充の予算とかそういうものではございませんが、継続的に行うがん検診の取組の中で、協会けんぽと連携をしたがん検診の取組なんかを始める予定にしております。

また、受診勧奨の仕組みづくりについても御指摘を頂いているところでございます。受診勧奨につき

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ましては、現在、国で医療DXの推進の取組の一つとして、自治体検診事務のDXの実証事業が始められておりますので、こちらの仕組みを近い将来というか、何年後かの取組になっていくのかなとは思いますが、積極的に参画しながら検討していきたいということで、今年度から国の実証事業に参加をしております。

○澤田直己委員 分かりました。せっかくこうやって取り上げていただいて、2次評価で詳細にいろんな指摘も頂いているので、しっかりと反映していただきたいと思えますし、健康寿命の延伸を本市の目標に掲げていますよね。そういうのもあるので、こういうの本当に大事だと思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それと、さっきのイノパの話なんですけど、よく僕質問しているんですけど、去年か何かに質問したときに、企業、大学、研究者、来訪者、事業者等が交流を促進するような、それは研究であったり飲食であったり、その辺は今どういう方向で進められているんですか。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 まず、企業等が共創する場としては、既に国のプロジェクトとしまして、共創の場形成支援プログラムという事業の採択を受けまして、健都内外の機関との交流のプロジェクトがございます。

本市としての取組としましては、健都関係機関を中心に交流会のような情報交換の場というのを、毎年開催をしているところです。

○澤田直己委員 来訪者の交流を促進するようなことも、多分基本方針に書いてあったと思うんですけど、この地域住民の巻き込みというところでは、現時点で、どんな方向性で進めているのかなという。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 地域住民を巻き込む手段としましては、まず健都ヘルスサポーター制度の運営であったり、地域実証事業の実施といったところで、様々な事業を通して住民の参画を促しているほか、健都ライブラリー等での様々な事業等で、国循さんや健栄研さんの知見等に、住民の方に触れさせていただくような機会を提供しているところです。

○澤田直己委員 それは今やっているやつだと思うん

ですけど、その第2アライアンス棟の中でどういうふうにやっていくのかということなんですけど、それも今の答弁で合っているんですか。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 第2アライアンス棟におきましても、平素より、住民が気軽に立ち寄れるような構造というのを検討いただいております。施設の見学スペースであったり、情報発信施設を設けるなどして、例えば小学校の給食の現場の見学であったりに来られた児童等に対して、国循さんや健栄研さんの知見に触れるような機会を提供したり、あとは施設を活用した料理講座であったり、健康プログラム等の実施によりまして、住民を巻き込んでいくような仕掛けができればというふうに考えられているところでございます。

○澤田直己委員 もう1点、これも何度も言っているんですけど、要はあそこってアフターファイブにコミュニケーションを深められるような場がないという話を昔から言われているじゃないですか。今でも言われていると思うんですけど、その辺を第2アライアンス棟なのか、第Ⅱ期工事なのか、もしくはイノパのほかの部分なのかで、そういうものももうぼちぼち、もういろいろ建物も建ってきて、人の流れも増えてきていると思うので、あってもいいのかなと思うんですけど、その辺の方向性というのは何かあるんですか。

○大塚哲央健康まちづくり室主査 委員御指摘のアフターファイブでの交流の場に関する要望としましては、本市としてもこれまで把握をしております。その要望については、既に飲食スペース等を設けている国立循環器病研究センターさんであったり、エア・ウォーターさんのほうに、本市を通じてお伝えをさせていただいているところです。

その中で、飲食スペースと企業との交流の場の創出といった事業の検討等はされているというふうには承知をしておりますが、具体的な5時以降の人員体制の確保とか、そういったところに寄与できるような運営の見直しにつきましては、現在のところ至っていない状況というふうに承知をしております。

○澤田直己委員 あと、JR貨物の残地についてなんですけど、2度目のその開発提案の募集がされたの

か、されたんやったらどんな提案があったのか。されてないのであれば、令和8年度やられる予定があるのか、どのように聞いておられるか、教えてください。

○早川 真健康まちづくり室主幹 2街区、JR貨物さんが所有の土地につきまして、公募の状況につきましては、把握ができていない状況ではありますけれども、随時、事業所さんのほうからJR貨物さんのほうに御相談等をいただいでいて、健都のコンセプトに合った施設となるように、検討を継続されているというふうにお伺いしているところでございます。

○山根正紀健康まちづくり室長 補足をさせていただきますと、JR貨物の土地に関しましては、1回公募されましたけれども、それは成立はしていません。2回目に関しましては、まだ公募はされていませんけれども、一応事業者のサウンディングというところで、意見交換とかもされているというところは聞いておりますし、定例的に我々もJR貨物さんと意見交換をしながら、今の進捗状況だとかも確認をさせてもらっているという状況でございます。

○澤田直己委員 吹田市も、適宜、いろいろサポートというか、いろいろお話もされて協議もされていると思うんですけど、言うてる間に青少年クリエイティブセンターの開発というか、再整備も五、六年後の話でしょうけど、ちょっと近づいてきているわけじゃないですか。これがすぐ決まるんやったら別にそれはそれでいいんですけど、また数年もかかるようであれば、何かその辺との、あそこにこどもスポーツパークというものができたときに、貨物の残地に、そういうのはまさに調査するんでしょうけどね、足りないものは何なのかという視点も当然あるでしょうし、その辺も含めた調査というか、連続性というか、連動性というか、その辺も含めてやっていただきたいなと思います。

最後に、クリエイティブセンターの基本構想策定が令和8年度進められるということで、その前にやっていたまちづくり会議には、多分部長も参加してたんでしょうというところで、市長の答弁なんかでも、健都との連続性であったりとかそういったことにも言及されていると思いますけども。

別に、あそこが健都のエリアというわけではないんでしょうが、はたから見れば同じようにも見えるわけで、ライブラリーとのつながりとか、健都レールサイド公園とのつながりとか、回遊性とか、視認性とか、景観とか、もろもろ大事な要素がいっぱいあると思うんで、その辺健康医療部として、その健都の例えば目的であったり理念であったり、実現するための一つの要素になる部分もあると思うので、何か健康医療部としてのおそこがこうなってほしいとか、例えば令和8年度では協議の中で、多分関わりもあると思うんで、何か健康医療部として、こういうのができればより連携しやすいなみたいなどころがあるんやったら、教えてほしいなと思うんですけど。

○山根正紀健康まちづくり室長 我々も岸部中再編成のまちづくりに関しましては期待をしております、先ほど言われました2街区に関しましては、その施設の概要によっては、そういったニーズも出てくるだろうということも認識をしております。

また、岸部中再編成の施設に関しましては、我々も健都としての連続性というところで、お互いの施設が行き来できるような相乗効果というものを期待しておりますので、そういったものは担当同士で意見交換をさせていただいております。

○澤田直己委員 いいです、終わります。

○小北一美委員 資料ありがとうございます。

最初に、検診事業の各事業の詳細ということで、事業別予算概要の138から139ページには載っているんですけど、それぞれの各事業が分からへんで資料を要求させていただきました。

全体見たら、535万円の増額となっているんですけども、個別に何点か、その事業の詳細も含めて聞かせていただきます。

まず、胃がん検診ですけども、これは令和8年度が令和7年度から約300万円増額となっているという部分で、この要因、受検者数の増加を見込んだものなのか、内視鏡検査の単価上昇を含めた検査内容の変化によるものなのか、それを含めて、この増額の要因ちょっと教えてもらえますか。

○高口直人成人保健課主査 胃がん検診の令和8年度

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

予算の増額理由ですけれども、主なところとして、医療機関で個別で受けていただく内視鏡検査の受診者数が若干増えているということと、あとは集団検診で行っております胃がん検診につきまして、検診車いわゆる大きい車両が来るんですけれども、その1台当たりの単価が令和8年度からちょっと上がるということで、委託先から相談というか話を受けまして、それを予算に反映させた結果でございます。

○小北一美委員 だから内視鏡検査、何年からか忘れましたが、やっていると思うんですけど、この検査の数といたら大分増えてきているんですか。

○高口直人成人保健課主査 大体前年比、前々年比でいきますと1割ほどですか、5%から10%ほどの伸び率となっております。

○小北一美委員 まちのお医者さんでは、なかなかその内視鏡までやれるところがまだ増えていない。病院によってあると思うんですけど、その辺の拡大の要望とか要請とかはしているんですか。例えば、検査導入してくださいと、なかなかそういうことは言えるのかどうかあれですけど。

○谷内佳代成人保健課主査 胃内視鏡検診につきましては、年々、実施協力医療機関が増えている現状でございます。

○小北一美委員 次に、肺がん検診聞きます。

これも107万円ですか、前年度に比べて増えているんですけども、その辺の要因と、ここに書いてある喀たん細胞診の対象者数が増えているのかどうかというので、この辺が対象者数が増加しているのかどうかも含めて、ちょっと聞かせていただけますか。要は、その増えている委託料の内訳というか、理由を教えてくださいなと思います。

○高口直人成人保健課主査 肺がん検診につきましては、先ほどの胃がんと同様で、集団検診のほうの検診車の単価が増えたことによるものでございます。

喀たん検査の受診者数ですけれども、こちらは過去3年半、コロナの時期を除きますと、基本的には横ばいとなっております。

○小北一美委員 そうしましたら、次、大腸がん検診。大腸、これは減っているんですけど、63名だから。そんな大して減っていないと思うんですけども、

この要因、受診者数の減少の理由についてちょっと教えてもらえますか。

○高口直人成人保健課主査 大腸がん検診の令和8年度予算の減っている理由につきましては、想定される受診者数の減少によるものでございます。

○川見知佳成人保健課主幹 大腸がん検診につきましては、個別検診の受診者が減少傾向にございますが、こちらについては国保被保険者の特定健診とセットで受診される方が多くて、国保の被保険者数の減少と併せて特定健診の受診者数も数としては減っておりますので、その影響があるかと考えております。

○小北一美委員 便潜血検査ってやるんですか。便潜血は郵送方式も可能と聞いたんですけど、それは今うちもやっているんですか、郵送の方式で。

○谷内佳代成人保健課主査 現在のところ、郵送方式での便潜血反応検査の実施は考えておりません。

○小北一美委員 うちはやっていない。考えていないということですね、分かりました。

次が、子宮がん検診、これが一番増えて315万4,000円ということで、前年と比べると予算が増えておるんですけども、この要因、これは対象年齢の受診増を見込んでいるのかも含めて、その要因を教えてくださいな。

○高口直人成人保健課主査 子宮がん検診につきましては、受診者数こちら増加傾向にございまして、予算時点での見込み数ですけれども、令和7年度におきましては1万1,775人でしたが、令和8年度予算要求時においては1万2,320人に増加したことによるものでございます。

○小北一美委員 若年層の受診率が低いと言われていられるんですけども、その層に対しての受診勧奨の対策というか、強化策は考えておられるんですか。

○谷内佳代成人保健課主査 若年層の子宮がん検診受診勧奨につきましては、若い女性に刺さるような受診勧奨資材を用いまして、20代前半の若い方に年齢を区切りまして、受診勧奨資材を送付させていただいております。

○小北一美委員 そうしましたら、がん検診受診勧奨、下から2番目のやつですけども、これがちょっと減っているんですけど、受診勧奨をもっと進めなきゃ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

いけないかなとは思いますが、この辺減っている原因はどうなんですか。

○高口直人成人保健課主査 受診勧奨の令和8年度の予算額が減少している要因ですけれども、こちら令和7年度までについての取組と基本的に変更するものではないんですけれども、先ほど申し上げたような、例えば子宮がん検診を受けていただくような若年層の女性に対して、今まで全てのがん検診についての情報が入ったようなリーフレットを送っていたんですけれども、より対象を絞って、若年層の女性に受けていただけるがん検診に絞った通知勧奨ということで変更を行いましたので、受診勧奨を数を減らしたというよりは、より対象を絞って、より効果的な受診勧奨を目指しているものでございます。

○小北一美委員 先ほど、乳がんのときに若年層に絞ったやつが、こちらは減っても、そちらでやっているということでもいいんですか、そういうことですか。

○高口直人成人保健課主査 委員御見込みのとおりでございます。

○小北一美委員 がんは、もう今や国民病と言われて、本当に日本の死の第1位ということなんですけれども、令和8年度の検診事業全体としての受診率向上のための重点施策、先ほども他の委員のときにおっしゃっていましたが、それを再度言ってほしいのと併せて、がん予防の観点から一次予防、二次予防、三次予防をどのように総合的に位置づけて、令和8年度にどのようながん予防対策の重点施策を進めるのかについて、ちょっと教えていただけますか。

○高口直人成人保健課主査 前段の御質問でございますけれども、受診勧奨の主な取組としまして、4月の市報に検診の協力医療機関一覧というものを併せて配布しております。また、10月の市報の際には、より詳しい情報が載った検診ガイドという冊子も一緒に配布しております。また、LINEのほうで登録いただいている市民の方には、セグメント配信を行っているほか、あとは国民健康保険の被保険者の方につきましては、特定健診の受診票をお送りする際に、特定健診と一緒に受診していただけるがん検診を協力いただいている医療機関の一覧というものを配布しております。

また、そのほか随時開催しております健康教室ですとかイベント、そういったあらゆる機会を捉えて受診勧奨を行っております。

○谷内佳代成人保健課主査 委員御指摘のとおり、一次予防、二次予防、三次予防、それぞれを含めて、実施していかねばならぬものと考えております。

次年度としましては、がん予防とがんとの共生を二つの柱としまして、がん対策の取組を推進していくと考えております。

具体的には、シンポジウムを開催いたしまして、がんになってしまった人が住みやすい、がんとの共生を進める社会の実現と併せて、市民さんにごんを身近なものと感じていただいて、自らのがん予防に取り組んでいただくということを啓発していきたいと考えております。

○小北一美委員 がんは、本当に国民病で死因が第一位ですので、総合的な施策を実施していただいて、吹田市の、早期発見ががんの場合は一番ですので、受診勧奨も含めて取り組んでいただきますよう、要望しておきます。

資料は以上なんですけど、議案参考資料の独立行政法人の運営負担金の見直しについて、217ページ、2014年の独法化以降、算定基準が地方財政計画の単価ベースのまま、10年以上見直されなかったということでもありますけれども、この市としてこれまで見直しを行わなかった理由は何なんですか。

○白澤耕一郎健康まちづくり室参事 御指摘のように、独法化以降、同じ基準で運営費負担金を算出してきたところがございます。こちらにつきましては、病院側からも特段の御意向というか、そういった運営負担金の項目などについて意見等は、この間も様々議論してきたところですが、現状、様子を見ながら経過をしてきたというふうなところがございます。ただ実態と、今回提案させていただいているように、運営負担金をこちらから払っている部分と実態がかけ離れているというふうなことが、最近になって顕著に表れてまいりましたので、今回見直しの提案に至ったところがございます。

○小北一美委員 やっぱりあくまでも病院側から要望があって見直すということやね。だから向こうから

要望がないと、なかなかうちが積極的にやるものではないという捉え方ですか。

○白澤耕一郎健康まちづくり室参事 きっかけにつきましては、ふだんから我々も経営状況につきまして市民病院と協議を重ねているところでございます。その中で、運営費負担金の在り方につきましては、これまでも話がございましたので、一義的には、病院からの申出ということにもなりますが、市としても実態と離れているという部分につきましては、認識しているところでございますので、双方協議の上、今回提案させていただいているところでございます。

○小北一美委員 今回、約10年以上ぶりのこういった見直しが行われるんですけども、約1,700万円の増額ということですけども、今後の中期財政見通しではどの程度の増額が見込まれるか、これで終わるわけではないと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○白澤耕一郎健康まちづくり室参事 今回、見直し前と比べまして、約1,700万円ほどの増額ということにはなっているんですけども、今回算出に当たりまして、例えば収支の差額を主に見て見直しをかけさせていただいたところなんですけども、その差額を計算するに当たっての原課の計算の方式につきましては、まだまだ整理しないといけない部分があるというふうに認識してございます。

一方で、市全体の予算の範囲というところもございまして、その辺りの兼ね合いということにはなりますが、病院の経営状況を見ながら、どのような形の運営負担金がより適切なのかというのは、来年度以降も引き続き協議が必要というふうに考えております。

○小北一美委員 一旦置いときます。

○玉井美樹子委員 資料もありがとうございました。資料じゃないところから先聞かせていただきたいと思っております。

休日急病診療所についてですけど、事業別予算概要の136のところを見ると、令和2年からですか、医師会と薬剤師会への委託ということになっていますが、その委託料について、何人の体制分ということで委託となっているんでしょうか。

○新柁明宏健康まちづくり室参事 こちらのほうは、委託の何人分ということでございますけれども、通常、看護師におきますと16名、歯科医師が3名、放射線技師4名、医療事務員が12名ということで、日々勤務の職員としては35人ほどの登録によりまして、委託料の積算を行っております。

すいません、あと医科医師が、1日、小児科、外科、歯科、内科で通常4名になります。あと、薬剤師さんが、1日につき2名の執務をしております。そういった形の体制での報酬を委託料で支払っております。

○玉井美樹子委員 そしたら、今説明いただいた薬剤師さんは1日二人というふうに御説明あったと思うんですけど、委託料もそのように積算されているという認識でよろしいですか。

○新柁明宏健康まちづくり室参事 こちらのほうの委託料も、診療日数に応じまして、1日薬剤師さんでしたら2名。ただ、ゴールデンウィーク、年末年始とかいうときには人数が増えますので、その分に合わせた報酬の積算になっております。

○玉井美樹子委員 受診者が多くなる時期とか、そういったところが積算されているということなんですけど、人数にかかわらず、薬剤師さんは二人配置されているということなので、そういった形の委託料は、きちんと積算をしていただきたいなというふうに思います。

あと、地域医療推進事業の中の豊能広域こども急病センターへの運営負担ですけど、仕組み上、分らんくもないんですけど、これ今回予算ではプラスでの運営負担金ということになっているんですけど、ここまで何か年々負担が増えているように、私は感じているんですけど、それはどういった理由からでしょうか。

○宮部竹司健康まちづくり室主幹 豊能の運営負担金の主な収支につきましては、患者数の増加によるものがありますけども、この令和5年度・6年度・7年度と順次に、患者数というのは減少しております。そういった中から本市、豊能広域他市と人口割や患者割というところから負担しておりますので、そういったところから増えていっているものと認識

しております。

○玉井美樹子委員 全体的な仕組み上ということなのかもしれないんですけど、患者数が減少していく中で運営負担金だけが増えていくということは、もっとほかに地域医療の推進で充てるべき、考えるべきところがあるんじゃないかということも考えてはどうかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○白澤耕一郎健康まちづくり室参事 豊能広域こども急病センターにおきましては、文字どおり、急病の夜間や休日の一次小児救急医療を担うということで、非常に重要な施設というふうに考えてございます。

ただ、その中で患者数が減少ということがあって収入が減っているということが、やはり今回のように、運営負担金が増額しているというふうな主要因というふうに考えてございますが、一定この小児救急の拠点を担うというふうな重要な位置づけというふうに考えておりますので、こちらにつきましては、一定負担の増加はありながらも、中で、経営の例えば患者数の少ない時間帯につきましては、シフトを工夫するなど、一定支出の節減にももちろん努めていただいているところではございますので、効率性はもちろん重視しながらも、引き続きこの小児医療体制につきましては、維持していくことが重要であると考えております。

○玉井美樹子委員 続いてですけど、先ほどの委員さんも話をされたので、重なるところは割愛しますが、市民病院への負担金についてです。

見直した理由は分かった、その申出がなかったら見直しをしなかったというのは、実情は見てたら分かるん違うのかなというのが正直なところで、中期目標を立てたり、中期計画で今回だけの話ではないはずなのに、経営状況とか運営状況を見てたら、申出がなくても分かったん違うのかなというのは、正直、率直な疑問なんですけど、申出がなければ負担金の見直しはしないもんなんですか。

○白澤耕一郎健康まちづくり室参事 先ほどの私の答弁の中で、申出が当初はなかったということで、こちらにつきましては独法化当初という意味で、申し訳ございません、そういった趣旨でございます。

ただ、この間、特にコロナの時期につきましては、補助金等の関係で一時的に経営が安定したような時期もございましたが、それより前にも、やはりこういった項目を増やすことができないかということは、議論は進めてまいりました。

今回、具体的に見直しというところに、令和8年度予算をもって動いたところではございますが、これまでも市民病院とは協議をしておりましたので、その実情につきましては、こちらも把握に努めていたところではございます。

○玉井美樹子委員 それは、お互いいろいろ話をしながらやっていただきたいというふうに思うんですけど、そういう意味でいくと、負担金の見直しだけでなく、例えばいろんな内容について、その負担金の分についてどんな内容にするかということはいっかりとやり取りをするべきかなと、やっぱり改めて思います。

計画の中でもお話ししましたが、福祉とか、そういうところに関するところが、やっぱり協力にとどまっているわけです。例えばですけど、岸部へ移転してからの吹田老健との関係とか、そういった辺りはやっぱり協力にとどまるとか、そういったところも含めて運営負担金と併せて考えなあかんかったん違うのかなというふうに思っています。

何か聞くところによると、特に老健との関係では、これまではいろいろやり取りとか、例えば急変したときの受入れなんかはあったというふうに聞くんですけど、そういったところは移転に伴って、本当にほぼ受入れはなくなっているというようなこともお聞きしましたので、そういった辺りは負担金のことと併せて、健康医療部として、私は病院にも求めていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○白澤耕一郎健康まちづくり室参事 運営費負担金につきましては、市の政策医療を担う原資になるというものもございまして、先日の中期計画のときも議論をさせていただいたところですが、どのように使っていくかということは、まさにどのような医療を提供していくかということの表裏一体のものと考えております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

今回は、計算の見直しということで、予算に関する部分を提案させていただいているものでございますが、こういった使途がふさわしいのかというのは、引き続き病院とも協議していく事項であると認識しております。

○玉井美樹子委員 ぜひ、その負担金の金額とか、そういうことだけでなく、本当に政策的なところを担ってもらおうというんだったら、実情と内容含めて、きちっとやっていくべきじゃないかなというふうに思いますので、その辺りはお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、資料を頂いたんですけど、AYA世代への支援ということなんですけど、他市との比較を出していただきましたが、この助成額はどこも大体同じぐらいという感じなんですけど、何か統一する基準があるのかということと、全体の予算としてどれぐらいの人数が対象だというふうに考えておられるんでしょうか。

○佐寄里奈成人保健課主任 まず、金額の部分の根拠についてなんですけれども、介護保険で在宅サービスにおける1か月の支給限度額が、要支援1の場合で5万320円というふうにされておりまして、サービス利用に当たって主治医の意見書が必要になってくるんですけれども、在宅療養で新規申請の場合は5,000円とされておりまして、その二つを加えた5万5,320円を基礎として、助成額を6万円に設定をしたというところが一つと。

あと、大阪府内で同事業を実施している自治体で、助成額が一律6万円となっているところで、その金額というふうにさせていただいております。

もう一つの質問につきましては、見込みの数なんですけれども、1年間で最大で6人というふうに見込みを出して計算をしたところです。

○玉井美樹子委員 そのサービスを受ける場合の受けてくれる事業所は、こういった事業所を想定されていますか。

○谷内佳代成人保健課主査 サービス事業所としましては、福祉用具の御要望などが多いとお聞きいたしますので、介護保険事業所の中の福祉用具施設ですか取扱店ですとか、介護事業所で訪問看護ステーション

を併設されているような事業所を中心に、サービスを受けることができるかどうか、今後、調査などをしていきたいと考えております。

○玉井美樹子委員 恐らくですけど、その訪問の介護事業所は、看護ステーションもあるところというふうになってくるかなというふうに思うんですが、制度自体は待っておられる方にとってはありがたいなという思う一方で、事業を受けるところは人手が不足をしているわけです。これはどこもそういった介護とか障がいとかの訪問のサービスをしているところというふうになるんですが、私は、そこが不足しているというふうに健康医療部としても認識をされているんでしたら、この人手不足について、これは福祉の事業所だから福祉というわけではなくて、事業を展開していくに当たって、健康医療部としても、この人手不足について何らかの対策を取れるような検討はされたんでしょうか。

○川見知佳成人保健課主幹 福祉サービス事業所の人手不足のところまでは、担当所管課としては検討はしておりません。

○玉井美樹子委員 残念です。事業をやろうと思ったら、人を受けてくれるところがなければ、幾ら補助制度ができたって、受けたいと思っている人は受けられないわけでしょう。やっぱりそこも含めた検討をされるべきやと思うんですけど。

○川見知佳成人保健課主幹 人材不足のところについて、健康医療部として検討ということまでには至っておりませんが、現在、保健師で各介護保険事業者や訪問看護ステーションなど、様々な関係機関と連携を図っておりまして、情報収集に努めているところでございます。

希望される方がきちんとスムーズにサービスを受けることができるように、がん相談支援センターや関係機関と連携を取りながら、進めていきたいと考えております。

○玉井美樹子委員 ぜひ、そういった事業を行われまますから、そういったその人が不足することによって受けられなかったというようなことにはしないでいただきたいと思います。

このAYA世代の仕組みを使えば、例えば今後、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

事業の展開として、小児慢性疾患とか同じ仕組みで同様の適用の補助制度ができるんじゃないかなというふうに思うんですけど、今回、AYA世代の事業を実施するに当たって、次こういうことも検討していこうとか、ここも一緒にできるんじゃないかみたいな検討はされているでしょうか。

○谷内佳代成人保健課主査 まずは、AYA世代のがん患者支援から始めまして、小児慢性特定疾患に関しましては、すこやか親子室が所管課となっておりますので、連携をしながら情報共有をしていきたいと思っております。

○玉井美樹子委員 二十歳までですので、それ以降、同じ疾患のままどうやっていくかということもあると思いますので、世代的には一緒になってくるんで、ぜひ連携だけじゃなくて、今後の事業展開も検討していただきたいというふうに思います。

国民健康保険課のところでも聞こうと思っているんですけども、人間ドックの助成の受付は、成人保健課での受付になりましたよね。そのことについて、何かちょっと影響があったとか、そのような声は成人保健課として聞いておられるでしょうか。

○高口直人成人保健課主査 窓口が成人保健課に移った影響についてですけども、申請件数につきましては、今のところ変動はないかなというふうに考えております。

一方で、以前まで本庁で受けていたということで、間違えて本庁に行ってしまったであるとか、そういったお声は数件頂いているところでございます。

○玉井美樹子委員 置いておきます。

○五十川有香副委員長 AYA世代の件で、先ほど来、御質問があって、ちょっと1件だけ確認したいんですけど、先ほど6人というふうに見込んでいますということですが、具体的に実際どれぐらいの方がいらっしゃるかというのが、数値的に吹田市として把握にどのように努めておられるのか、明確には分からないと思うんですが、例えば一つの大学病院であったりしたら、5年間のそういう受診患者数を公表されていたりとか、様々なデータはあるかと思いますが、市としてどのように把握に努めているのか、お答えください。

○佐寄里奈成人保健課主任 AYA世代のがん患者数の把握というところで言いますと、全国統計のほうで、全がん罹患数のうち、AYA世代の割合が約2%とされておりまして、少し古いものにはなるんですけども、大阪府の統計、2019年の診断というものの中では、がん罹患数が約7万2,212件ありまして、その中でAYA世代でがんと診断されたのが、およそ1,444件というふうになっておりまして、約1.5%を占めているというふうなところになっております。

ただ、市町村別のがんの統計というのは、年齢別の罹患数というのが示されておりませんので、ちょっと詳細のほうは把握はできておりませんが、同様の傾向であるというふうには推測しております。

○五十川有香副委員長 その2019年の大阪府が公表しているのが最新なんでしょうか。何年かに一遍しか、そういうのは分からないのでしょうか。

○谷内佳代成人保健課主査 大阪国際がんセンターのホームページで公表されております最新のデータが、2019年度版となっております。地域がん登録から算出された数と把握しております。

○五十川有香副委員長 それは何年かに一遍公表されるのであれば、何年に一遍なのかというのは分かりますか。

○谷内佳代成人保健課主査 何年に一度公表されるかというところは、すいません、把握しておりません。

○五十川有香副委員長 分かりました。他市でもそのAYA世代向けとかされているところ、玉井委員さんから要求があって公表されていますが、その把握の努め方として、今2026年、少なくとも2025年度であるにもかかわらず、それしか把握できないという状況にもう少し、せつかくサービス開始をされるので、具体的な声というのは十分に聞いていただきたいなと思いますし、各病院さんもいろいろと公表されている数字もありますので、そういったことも参考にしていただきたいなと思います。

なぜそれを言うかという、その方々に伝わらないとサービス展開できないという状況の中で、具体的なそういった周知方法というのは、どのようにされるのでしょうか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○佐寄里奈成人保健課主任 周知につきましては、市報、市ホームページにて周知を行う予定をしております。また、対象者がいると思われる医療機関に対しても、電話や直接お伺いするなどをして、個別に周知を行いたいというふうに考えております。

○五十川有香副委員長 医療機関ということです。丁寧に実施をしていただきたいと思います。

次、行きます。市民病院の運営費負担金ですけれども、算定基準の見直しをされたということですが、一方で、先日来から、私も各議員さんも取り上げてこの包括外部監査のほうでは、意見の7、8にも同様なこの算定基準の見直しについてということが書かれています。

今回、結果的には約1,700万円上がるということですが、こちらの包括外部監査も、今後、今すぐにこの数字には反映はできていないと思うんですけれども、この内容も十分に反映した形で検討が必要かと思いますが、その点はいかがでしょう。

○宮部竹司健康まちづくり室主幹 包括外部の指摘におきましては、主に今回の基準の改定というのは、地財計画であったものが収支差額によるものに変えたんですけれども、その収支差額を算定するに当たっての実績の集計というところで御指摘をいただきました。

関係部局との調整の中でも、そうした実績が適正に反映されれば、再度こういった収支差額に基づいた予算の査定というところは一定調整しておるところでして、それが進めば、プラスここから2,500万円ほど増額するものと見込んでおります。

○五十川有香副委員長 今、その最後、数字言われたんですけど、それは何を勘案して、今後変更するであろう数字でしょうか、確認です。

○宮部竹司健康まちづくり室主幹 副委員長お見込みのとおりでございます。項目の3点につきましては、そうした査定をしておるんですけれども、そのものが収支差額の予算となれば2,500万円ほど上がるものと見込んでおります。

○山根正紀健康まちづくり室長 補足させていただきますと、今ちょっと我々担当の原案として思っていたところの試算でありまして、今後の見直しにつき

ましては、そういった精査が出来上がった後に、もう一度、財政だとかそういった関係部局と調整しながら、また再度の見直しを検討しているという段階のお話でございます。

○五十川有香副委員長 分かりました。より上がることに對していいのかという点はありますけれども、そういったことも含めて、より精査した数字でお願いしたいと思います。

1点だけ、すいません。先ほどのところで、災害時の医薬品の話があったんですけれども、参考にこの事業別予算でいうと、この休日急病診療所136、137のところのローリングストックの状況についてだけ、お答えいただけますか。

○新柙明宏健康まちづくり室参事 休日急病診療所なんですけれども、災害時の備蓄薬品としてではないんですけれども、インフルエンザ薬など主な薬剤を基本的には1日100人分、また昨年度の実績を参考にして備蓄しているというふうにお聞きしております。

○中西勇太委員 すいません。少し時間使っているんですが、少し質問させていただきます。健診については、話し出すと幾らでもしゃべれるんですが、ちょっと以前の質疑でもさせていただいているので、多くはしゃべらず、ちょっと聞きます。

今回、30歳代のところに拡充を狙うということだと思うんですけれども、これは先ほどもあったかもしれませんが、受診率の目標とか、何のために行って、どういう根拠で行う、エビデンスはあるのか、やりっ放しにしないために何を指標として評価されるのか、教えていただけますか。

○鈴木里奈成人保健課主任 30歳代健診を実施している目的としましては、生活習慣病等の疾病予防と早期発見、また生活習慣病を見直す機会とし、住民の健康増進、健康意識の向上を図ることを目的として実施しています。

○中西勇太委員 複数聞いたので答弁難しくしてしまったと思うんですが、エビデンスというか、なぜこれを今回拡充するようになっているのか、教えてもらえますか。

○鈴木里奈成人保健課主任 今回、国保健診を30歳代

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

まで拡大することとしましては、30歳代健診の受診者数が年々減少しており、その一つに個別勧奨を行っていないことがあります。

国保被保険者は、職域での健康診査を受けていない可能性があるため、国保保健事業に位置づけ、個別通知から保健指導まで、特定健診と同様に実施し、健康診査の内容を効果的にいき、若い世代からの生活改善を図ることを目的に対象者を拡大します。

○中西勇太委員 難しいことを聞いていると思うんですけど、30歳代とか、広く浅く健診を行うという行為自体は、なかなか国からの推奨はあったとしても、なかなかエビデンスがない分野にお金を投入することになっていくと科学的には考えるわけですけども、今回これも、府からの交付金がある事業なんで、市単費でということではないというふうにご説明で理解はしていますが、でもやっぱり我々の税金は当然含まれるわけですから、慎重に見ないといけないものではないかなと考えます。

評価指標は大事だと思うんです。最初に聞きましたが、令和7年度だったら脳ドックを増やします。今回はこれを増やしますとどんどん増えて、結局何のためにやっているのか分からないけど、今、項目がいっぱい並んでやり続けるということになっていきますので、これをやってどういう指標を目標にしているのかということ。

○川見知佳成人保健課主幹 30歳代健康診査は、これまで長く老人保健法に基づく基本健康診査を実施していたときから、30歳まで対象者を広げて実施してきたものでございます。

30歳代健康診査を実施する中で、明確に何割かという数値を今、持っているわけではございませんが、やはり痩せの方が分かるとか、肥満の方が分かるとか、高血圧をお持ちの方も何人かは見つかっていくというような生活習慣病のリスクを多く持っている方も把握をしております。

今回、30歳代健康診査を国保保健事業に持ってきて、きちんと特定保健指導判定を行ってまいりますので、そういった判定別の人数がどのように推移していくのかどうか、40代、50代、60代になってライフコースアプローチがきちんとできているのか

どうかみたいな辺りを、きちんと評価していきたいと考えております。

○中西勇太委員 すいません。先ほどの別のがん検診絡みのところの委員さんからの質問のお答えの中でも、より意味のあるところに配分、少し変えたような御答弁もありましたね。そういうところもすごく大事だと思うんです。健康意識が高い人が結局受けていて、本来受けてほしい方がもう全然、結局受けていなくてだと、何のためにやっているのか。

それこそ効果が低い事業にお金をかけて、やりっ放しになると思うので、若い方への健診はなかなかすぐに結果出るものじゃないかもしれませんが、やっぱり健康医療都市として力を入れている分野だと思いますので、しっかりその辺りやっていただけたら。

がん検診に関して、市としての裁量の部分、少し聞きたいんですけど、乳がん検診とか子宮がん検診とか、いろいろ先ほども個別に質疑がありましたけど、推奨グレードAだったり、Bだったりの程度ってあると思うんです。はたまた、もう推奨グレード低いようなものまで、そこは市としてはしっかり管理されているんですか。

○谷内佳代成人保健課主査 推奨グレードに合わせて国のがん検診の指針ができておりますので、がん検診の指針に沿った事業として実施させていただいているところでございます。

○中西勇太委員 そこに対して、推奨グレードAのものには少し予算配分を厚くするとか、そういったことは市の裁量でできるのかできないのかはありますか。

○川見知佳成人保健課主幹 国の推奨グレードAやBで、このような検診をしなさいということが示されますが、推奨グレードAになったからといって、すぐに吹田市で推奨グレードAの検査項目によるがん検診を実施できるとは限らないと考えております。

推奨グレードと併せて、市内の医療機関の体制であるとか、金額のことであるとか、読影などを伴うものであれば、読影体制があるのかどうかとか、そのようなことを総合的に判断して、市としてどういうがん検診を実施するのかというのを決めて、実施

しているものでございます。

○中西勇太委員 今、私、聞いたのは、実施自体もそうなんですけど、今お答えいただいたのは実施できるかどうかのレベルだと思うんですけど、そうじゃなくて、そこにどれぐらい費用を補助するのかという、その厚みです。自己負担金をどのように決めるか。

○川見知佳成人保健課主幹 自己負担金につきましては、その1件当たりの検診に対して、全部でどれぐらいの金額があるのかというのを、診療報酬点数などから参考に確認しますが、その後どれぐらいの費用を市民の皆様にご負担いただくかという辺りにつきましては、吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針や、ほかの市の費用を参考に、受診抑制にならないような金額の設定をしているところでございます。

○中西勇太委員 決め方というのは、医療機関とも相談というか取決めがあって決まっていくし、他市の事例も当然あると思うんですけど、やっぱり過剰な診断になって、正直、有益なのかどうかというのが悩ましいような検診もたくさんあることを、多くの方が御存じなくて受診率が低いことを、もっと受診率を上げないというような議論だけ行われるというのがよくある世の中の議論だと思うんです。

そうではなくて、やっぱり本当に市民のためになるものを選んでいかないと、お金有限ですから、幾らでもやったらいいというものではないわけですから、ちょっとその辺り、市として可能な範囲というのはあると思いますので、子宮頸がんに対しては、一定頑張って費用を助成するとか、例えばですね。でも、やっぱり乳がんについては、実は有害性も、マンモグラフィーとか被曝とかがあるとか、そういったところをやっぱりもう少し踏み込んでやっていただくと、より市民のためになると思いますので、お願いして質問を終わります。

○林 恭広委員 1点だけ。私、10月の決算のときにスモークフリーの件について触れさせていただいて、そのときに職員さんの喫煙率が上がっていたというようなお話をさせていただいていたと思うんですけど、そこについて、今回別に予算というところに、

お金に反映してくるようなお話ではないかと思うんですが、周知徹底を図っていきますというようなお話を、御答弁としていただいていたと思うんですけど、動きが分からないので、その辺りの件についてお教えいただけたらと思います。

○小松亨恵健康まちづくり室主査 職員の喫煙率に関する取組になるんですけども、特にこれまでどおり人事研修における啓発ですとか、庁内における相談体制を引き続き行っていくというところになります。特段そこに予算を投じるというところはございません。

○山根正紀健康まちづくり室長 予算が増加するというわけではございませんので、職員に対しては人事室のほうの対応にはなりますが、今年度、来年度に向けた新採研修に関しまして、我々健康まちづくり室が出向いて講座をする中で、やはりライフイベントのときの啓発というのが、非常に効果が高いと思われまますので、入った当初のときに、我々市の施策としてスモークフリーを実施しているということも併せて新採さんのほうに研修をさせていただく予定にはなっております。

○林 恭広委員 前回の決算のときにも、同じようなことを申し述べさせていただいたと思うんですけど、スモークフリーというのを掲げて本市は取り組んでおられるというところもあろうかと思えますから、ここは個人のお話なので、大阪府の条例も施行されて、時間がたったりしているところもございまして、たばこをというところは、本当個人のお話になってくるから、それを強制するわけにはいかないと思えますし、自由でありますし、たばこが健康を害するということについては、しっかりデータも出ていることですから、そこについてどうこうというようなお話はないかと思えますけれども、市として、政策として掲げておられる、それを旗振りをされてるのがこの健まちやというようなお話かと思えますので、風化しないように、今回委員会で今、取り上げさせていただきましたので、頭の片隅に置いていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

置いてきます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○玉井美樹子委員 さっきお聞きした休日急病診療所の件ですけど、配置されている人数については言っていたんですが、その委託料そのものの計算は、薬剤師さんについて一人分だというふうにお聞きをしたんですけど、二人配置しているから二人分できちんと委託料が計算されているという認識でよろしいでしょうか。

○新柄明宏健康まちづくり室参事 おっしゃるとおり、1日に2名配属されてましたら、それが委託料に、人数として加算して、報酬のほうを入れた形でお支払いをしています。

○益田洋平委員長 質疑の途中ですが、職員入替えのため、暫時休憩します。

(午後2時46分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○益田洋平委員長 委員会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○小北一美委員 資料ありがとうございます。

大阪府の統一保険制度の下での吹田市の裁量がどこまであるか、ちょっと確認しておきたいと思しますのでお願いします。

319ページ、議案参考資料では、次のように明記されているということで、統一保険料率となるよう市町村ごとの医療費水準を反映しないと。府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて案分するということが書かれているんですけども、つまりこの保険料率そのものを大阪府が決定して、市町村は自由に設定できないという制度だと思んですけど、この大阪府の統一保険料率制度の下で、我々吹田市が独自に保険料率を変更することは、まず可能なんですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 令和6年度から国民健康保険の料率であったりとかは、大阪府の統一で行うことというところで、大阪府の運営方針に定められておりますので、吹田市独自で行うというところは難しいかと考えてございます。

○小北一美委員 それは難しいということですけども、吹田市が独自にできるというのは、この一般会計からの繰入れによる負担軽減のみという形で、理

解していいんですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 一般会計から繰入れをさせていただいてる基盤安定繰入金というのがあるんですけども、こちらについては国民健康保険の低所得者の方に対しての国、府からの補助金という形でございまして、こちらについては法定で定めておる軽減になりますので、こちらについては吹田市独自というか、全国で行われているものであるということで考えてございます。

○小北一美委員 この一般会計繰入金の減額について聞くんですけども、この資料によると令和7年度から8年度で、一般会計繰入金が33億7,900万円から32億3,648万円という形で約1億4,000万円減額とされている、この理由は何なんですか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹 前年度から減額になっている一番大きな要因としては、先ほど答弁ありました保険料軽減相当分の基盤安定繰入金の減額でございまして。

こちらにつきましては、軽減対象の被保険者のほうが、前年度よりも減少したという見込みで積算をしたものでございます。

○小北一美委員 これ繰入金を減らしたことによって、吹田市民の保険料負担にある程度影響が出てくるんですか、1億4,000万円減るとなると、どうですか。

○柴原 聡国民健康保険課長 今、答弁させてもらっていた保険基盤安定の繰入金等というのは、軽減に該当する被保険者の数によって金額も変わってくるものです。ですので、国民健康保険の被保険者数も減ってきているということもあって、減額になっているものでございますので、軽減の制度自体が変わっているわけではございませんので、影響はないということになります。

○小北一美委員 府の算定における保険料抑制策の実態について確認するんですけども、この参考資料には、府が保険料抑制のために総額278億円と1人当たり約1万9,559円を投入されていると記載されているんですけども、内容は剰余金の活用、財政安定化基金の取崩し、保険者努力支援制度交付金、過年度収納見込額などが含まれているんですけども、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

この大阪府の保険料抑制策がなければ、吹田市の国保料がどれぐらい上昇しているのか、大体分かりますか。そこは、分からなければもういいですけども。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 保険料率等につきましては、大阪府全体で計算をしたものが大阪府から資料として提供されているというところもございまして、吹田市の保険料でそういう抑制がなければどれぐらいになるかというのは、ちょっと分かりかねるところでございます。

○小北一美委員 当然ですけど、この府の抑制策は、今後も当然継続されると見といていいですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 こちらの議案参考資料に載せさせていただいている抑制策については、今後も引き続き行われるものというところを考えてございます。

○柴原 聡国民健康保険課長 今、答弁させてもらったものの補足になるんですけど、抑制の内容自体は、毎年見直しをしておりますので、抑制の取組は行うものの、中身に関しては、年度ごとによって変わる可能性があるものでございます。

○小北一美委員 吹田市として、この府の抑制策に依存しない、独自の負担軽減策というのはできるんですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 大阪府で統一になった令和6年度からは、吹田市で独自で保険料を抑制するというところについては、今になってはできないものというふうに考えてございます。

○小北一美委員 私が要求した資料ですけども、この資料に基づくと、低所得層で大幅減、令和7年度と8年度分、これは一人世帯と二人世帯だけの資料なんですけど、低所得者層で大幅減と、高所得者層で微増となっている、この辺の背景を説明してもらえますか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 おっしゃっておられるとおり、低所得者層の方が減額というところになっておるんですけども、こちらにつきましては、令和8年度から給与所得控除といたしまして、税金を計算する際の所得の計算で、給与所得控除の控除する額が増えますので、その算定の基になる所得が減るといふ形になりまして、そちらの影響が低所得者

の方に出ているものだとということで考えてございます。

○小北一美委員 この資料では、国保の加入世帯の9割を占める一人世帯と二人世帯だけの資料なんですけども、3人以上ですか、残り1割がおられるということですけども、この子育て世帯の負担感がより大きくなりやすいのではないかと考えられるんですけども、この3人以上の多子世帯における国保料の負担増減は、どのように見込んでいるんですか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 3人以上の世帯につきましては、今回お示しさせていただいてる表にあるように、所得によってどんどん変わってくるというところもございまして、それについては個別に窓口等で御相談がございましたら、お話をさせていただけたらなと思っております。

○小北一美委員 この均等割が、人数に応じて加算される仕組みの中で、多子世帯の負担が過度に重くないよう、どのような配慮が行われているのかと聞こうと、それが今の話ですか。答えられますか。

○岡松道哉健康医療部長 小北委員から頂きました御質問につきまして、少しお時間をいただきまして、後ほど御答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小北一美委員 大阪府統一保険料率制度のこの現行制度の下で、この市独自の繰入れや軽減策によっては、先ほども聞きましたけれども、多子世帯の負担軽減を図る余地はあるのかどうかということです。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 大阪府が保険料を抑制している部分につきましては、多子世帯に限って抑制をしているというところではございませんで、国民健康保険に加入しておられる方全体の保険料を下げるための抑制であるというふうに考えてございます。

○小北一美委員 今回、新たに子ども・子育て支援納付金加わったということですけども、これを加えたことによって、多子世帯のほうは、より単身世帯、一人世帯、二人世帯よりも負担増になっているというふうに考えてもいいんですか。

○柴原 聡国民健康保険課長 保険料の計算におきましては、一人幾らという人数割に当たる均等割の金

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

額がございまして、その部分につきましては、人数が増えれば、その分だけ上がっていくものでございます。これは、もう国民健康保険の計算の仕方そのものの、制度そのものの計算の方法ですので、特別、大阪府で何か抑制をかけるのかという仕組みはございません。

先ほどから申し上げている低所得者の方につきましては、軽減制度とかがございまして、そういうところで抑制が一定かかっているというものでございます。

あと、子ども・子育て支援金という、新たな徴収分が発生していますので、そこにおきましても、同様に均等割というところで、金額が加算される仕組みになっておりますので、どうしても新しくできた制度の部分で、多人数世帯であれば、その分だけ増えるという仕組みになっております。

○小北一美委員 参考資料では、保険給付費が222億1,795万8,000円から226億4,140万4,000円ということで、4億2,300万円ちょっと増加しているということですが、今後も高齢化や医療費の増加によって、国保財政が厳しくなることが予想されると思うんですけども、今後の国保財政の見通しをどのように見られているのか、教えてもらえますか。

○柴原 聡国民健康保険課長 まず、国保財政を考えるに当たっては、これから発生する医療費というのが、どれぐらいかかってくるかというところを考えていく必要がございまして、医療費の基になる診療報酬というのが、今、改定もされて増額になる見込みになっておりますので、その分はどうしても保険料で徴収する部分が発生するという原因にはなっていないと考えております。

ただ、それと併せて被保険者が、これからどうなるかということも併せて考えていく必要があるので、その被保険者の推移でいきますと、一定減少傾向が出ています。それは、これまで団塊の世代が後期高齢者に移行していったということであるとか、社会保険の適用拡大によって、国保に加入される方が減っているというようなところもありますので、今のところは減少傾向がありますので、それでいくと、少ない被保険者の方で一定増えてくるであろう

医療費を負担していただくということになりますので、どうしても国保の財政というのは厳しいものになってくると思っております。

そこは、また国のほうで、一定公費を投入していただくというような形で、賄っていく必要もありますので、そこら辺のいろんな状況を加味しながら考えていく必要があるんですけど、決して運営が楽であるというふうな認識にはならないかと思っております。

○小北一美委員 この統一の国保料金の制度とはいえ、吹田市としても医療費適正化や予防施策の強化などをしっかり取り組まなくてはいけないと思うんですけども、その取組と併せて、先ほどもちょっと述べられたか分かりませんが、この府の制度の下でも、市独自でできる国保財政の健全化策はどのようなものがあるか、ちょっと答えていただけますか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹 国保財政の保険料が上昇していくというところで、一番の増加の要因としましては医療費が増加していくと、そういったところの抑制を図っていく上での取組としまして、市で行える計画的な保健事業の実施、充実をさせていく、そういったところでの重症化をさせない、健康寿命の延伸を図る、そういったところで医療費を抑制をしていく。

併せて、また国の交付金であります保険者努力支援制度という制度がございまして、そちらのほうにつきましても、医療費の適正化に向けた取組の実施の状況とか、そういったところで各種指標が設けられておまして、指標に応じた獲得点数、そういったところに応じて、国から交付金が交付されるという仕組みがございまして、そういったところを継続的に実施していくことで、国からの交付金の拡大に努めまして、保険料の抑制財源にしていくというところが、今後取り組んでいけるところかと考えております。

○小北一美委員 最後に、再度確認しますが、一般会計の繰入金も含めて、市独自の負担軽減策の検討余地があるのかどうか、最後に教えてもらえますか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 国民健康保険法には、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

市町村が賦課権を持つというふうには書いてございます。

ただ一方で、大阪府の、都道府県の運営方針に基づいて、国保の事務を実施しなければならないというところを書いてございますので、その部分でいきますと、やはり一般会計を繰り入れて、保険料を下げるであったりとか、あとはその財源を減免等に充てるというところは、なかなか難しいものかなというふうに考えてございます。

○小北一美委員 一旦置いときます。

○柴原 聡国民健康保険課長 先ほどちょっと保留させていただいた御質問の答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、3人世帯であれば、保険料がどれぐらい推移していくかという御質問だったかと思うんですけど、先ほども申し上げましたとおりで、均等割という人数割に当たる保険料の分だけは上がっていく形になります。

あとは、加入されている方の所得によって、所得割という収入に応じた負担分も上がっていくというような形になりますので、これは一人・二人・3人世帯であっても、その世帯の人数と所得によって、順番に上がっていくような形になるというものでございます。

○益田洋平委員長 質疑の途中ではありますが、暫時休憩します。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○玉井美樹子委員 資料ありがとうございました。

まず初めに、後期高齢者の医療保険の資料から聞きたいと思います。全ての所得で引上げとなりますが、そもそも窓口の負担も上がっているかなというふうに思うんです。だから、保険料を直接引き下げるとか、そういうことが不可能であったとしても、それに代わる何かの支援策というのがなければ、結局は払っていくところだけというふうになるというふうに思うんです。その辺りは何か検討されたんでしょうか。

○林 美紀健康医療部参事 後期高齢者医療制度につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合が保険者でございます。吹田市は、申請などの受付や市民さんへの説明などを行っておりますが、この後期高齢者医療制度の広域連合として、令和8年度の保険料で広域連合の剰余金を活用しまして、1人当たり4,800円、来年度の保険料の引下げを行っております。

それから、本市といたしましても、高齢者の負担というところは、大きくなっているというところは認識しておりますので、大阪府市長会等を通じて要望を上げております。

○玉井美樹子委員 要望をしていただくのもいいんですけど、要望していただくうちに、結局は剰余金使って引き下げても、全ての所得で引き上がっているということを考えれば、何か別に保険料を直接と私申し上げていけませんので、それに代わる何か対策を考えるべきだというふうに思いますので、そこは申し上げておきたいというふうに思います。

あと、国保の資料を頂いたんですけど、先ほどの質疑の中で、私、国民健康保険料の推移をくださいといったところを、二人世帯までの資料というふうになっていますが、結局3人と4人と増えていくと均等割が上がっていくということで、やっぱりきちんと、保険料の推移については資料を出していただきかったなと改めて思っております。

これ、今頂いている資料で見ても、収入200万円、所得だと132万円ですけど、3%の引上げで、一人世帯や二人世帯ともに所得からしたら、保険料が所得の割合を10%以上超えていて、やっぱりできないとせずに、独自のやっぱり何かの軽減策を講じないと、そもそも保険料そのものが納められない事態になっていくんじゃないかというふうに思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 委員のおっしゃっておられるとおり、国民健康保険もやはり高齢者の方が多く加入されている保険でございますし、また低所得の方も多く加入されておられるというところでございますので、保険料の負担感といいますか、そういう問題があるというところについては、本市

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

としても認識はしてございます。

ですので、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、吹田市独自で保険料の抑制であったり、減免を行うということになると、そもそも今ある減免であったりとか、大阪府の統一の減免であったりとか、保険料の軽減の部分については、そういった国、府からの交付金を頂いて財源補填をしているというところがございまして、吹田市独自でそれを行うとなると、やはりその部分の財源をどうするかというところの問題が出てきます。

一旦、一般会計からその分を繰り入れるということになると、やはり国民健康保険の加入者以外の方の税金を使ってしまうというようになるところになりますので、そこら辺についてはなかなか難しいかなというところで思っています。

ですので、繰り返しの答弁になりますけれども、国や府に保険料全体を抑制していくようにというところで、要望してまいるというところで考えてございます。

○玉井美樹子委員 私、保険料そのものを直接軽減でなくても、例えば人間ドックの助成にあるような、そういった形を何か、人間ドックをそもそも受けていない人でも、健康増進支援金とか、何か名前は何でもあると思うんですが、そういったことをやっぱり考えていただきたいというふうに思っています。

窓口委託が実施されていますが、その窓口の委託をされた後の検証は実施されたんでしょうか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹 窓口委託後の検証についてですけれども、委託事業者からの、毎月の定例会におきまして、それぞれの業務の報告を頂いております。

その中で、待ち時間、混雑状況等について報告と分析をしております。報告の中では、混雑状況、待ち時間につきましても短縮傾向にあるかなと考えております。

○玉井美樹子委員 実際窓口を利用する方から、こんなふうに、今、変わっていますけどというようなことは聞かれているんですか。

○岩田 恵健康医療部参事 こんなふうに変わってい

ますというのは、特にこちらから委託に変わりましたというのは、開始当初に皆さんに市報すいた等を通じてお知らせをしたところでございます。

窓口変わってどういう様子になったか。市民アンケートと申しますか、窓口に来られた方にアンケートを取らせていただきましたところ、おおむね90%以上の方が、特に問題なく、満足、まあ満足というふうにお答えいただいておりますので、市民サービスにおきまして、検証という点におきましても、及第点かなというふうには考えております。

○玉井美樹子委員 アンケートではそうだったのかもしれないんですけど、実際窓口に行かれた方が、私、決算のときにもお伝えしましたが、分からなかったことが保留になって、そのまま待ち時間を重ねてしまうみたいなことはあったというふうに言われていますし、今までだったら直接答えていただけたら、すぐだったのが、確認をしないといけないという、委託によつての仕組みのややこしきみたいなものは、きっとあると思いますので、そこは再度きちんと詳細まで検証していただきたいというふうに思います。

人間ドックの助成の受付が、成人保健課になって、前は国保の窓口だったというふうに思うんですが、成人保健課の方にもお聞きしましたが、国保の方にもお聞きしたいと思います。

本庁での受付ができなくなったということで、何か問合せなど、影響はあったんでしょうか。

○柴原 聡国民健康保険課長 業務の整理をした段階で、成人保健課に健診業務の移管後当初、早い段階におきましては、市民の方も今までどおり、本庁で受付だと思って、届出に来られたというような経緯はやっぱりございました。

今、令和7年度になってからですけど、実際これまでで数件ぐらいはやっぱり問合せ等はございますけど、移管当初と比べると大幅に減っているという認識をしております。

○玉井美樹子委員 条例のときに、特会のところとで言われたので、子ども・子育て支援納付金についてですが、どのくらいの割合で納められて、保険料全体の。あと、例えば軽減される分に充てられるのか、もう全て納付なのか、その割合について御説明くだ

さい。

○永井崇弘国民健康保険課主幹 被保険者の方から支払っていただいた保険料を基に、大阪府に吹田市が支払いをするというような形になるんですけども、保険料全体の子ども・子育て支援金分の割合でいきますと約2%ほどになります。

○玉井美樹子委員 だから、保険料の割合は2%なんですけど、その徴収した2%は全て納めるのか、例えば保険料軽減に何か充てられるのかとか、そういった割合について説明をと言ったんですけども。

○柴原 聡国民健康保険課長 今、お答えしました割合の保険料につきましては、軽減等の金額を除いた額の割合としてお答えしております、この分につきましては全て子ども・子育て支援金として、府を通じて国に納めるものでございます。

○玉井美樹子委員 国民健康保険料という名前ですけど、資料に頂いたように、所得に応じてかけられるということで、国保税と同じ考えかなというふうに思うんですが、いわゆる国民健康保険逃れというのが話題になっているというふうに思うんですけども、高額所得の方が、特にそういったことで逃れるというような事態があったりするというのが、報道なんかでもされていますけど、そういったことが起こることによって、そもそも国民健康保険の特別会計とか、そういった市の国保運営に影響はあるもんなんでしょうか。

○柴原 聡国民健康保険課長 まず、国民健康保険の適用除外になる要件というのがございまして、その中の一つに、社会保険に加入されている方は、国民健康保険の資格要件から外れるということになっております。

その社会保険のほうの加入の要件を満たして加入されている場合であれば、その時点で国民健康保険のほうで納付をいただく必要はないというものではございますが、報道であったような国民健康保険の加入を逃れるために、社会保険の事業主と結託をして国保の加入を逃れるというような形なのであれば、そもそも国民皆保険という制度そのものを揺るがすものではございますので、そういう意味では、市の国保だけではなく、もう国の国民健康保険制度そ

のものに影響があるというふうには考えております。

○五十川有香副委員長 先ほど来、質問があって、玉井委員から、その保険者努力支援制度の件も触れられていたかと思います。保険料に限らず、本市独自で何か事業できるんじゃないかということもあったかと思いますが、私からその保険者努力支援制度の部分の事業を様々にされていると思いますが、自己負担というのは何かかかっているんでしょうか。

○藤岡和也国民健康保険課主幹 保険者努力支援制度につきましては、各種取組の内容がございまして、検診事業であったりだとか、医療費の適正化に取り組む状況等がございまして。

検診のほうにつきましては、所管のほうが違うので、答弁のほうは差し控えさせていただきますけれども、様々なことがございます。

○川見知佳成人保健課主幹 保険者努力支援制度に従って、各種国保の保健事業を展開しております。

特定健診、特定保健指導等につきましては、法定のものでございまして、これは保険者努力支援とは異なるものになるんですけども、それ以外のいろいろな保険事業につきましては、基本的に無料で行っております。

また、がん検診の取組につきましても、国保被保険者の場合には、自己負担金の助成制度というようなものを設けておりますので、一般会計で行っているがん検診につきましても、国保被保険者に関しましては申請をしていただければ、無料で利用することができます。

○五十川有香副委員長 であれば、先ほど一部その自己負担があるかもという御答弁は、ないという理解でよろしいですか。

○川見知佳成人保健課主幹 がん検診につきましては、一般会計の取組でございまして、基本的に市民の方には、自己負担で支払う対象になる方々についてはお支払いいただくものにはなるんですが、国保の保健事業の取組として、自己負担金分を申請をいただければ、助成をしているという仕組みになっております。

○五十川有香副委員長 分かりました。本市が独自で、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

その保険者努力支援制度を活用して、さらなる取組というのはできるもんなんでしょうか。大阪府内でそういった内容も統一するようになっていっているのでしょうか。

○川見知佳成人保健課主幹 国保保健事業につきましては、市の健康課題に応じて、市で独自で考えて実施することができます。

現在行っている、いろいろな保健事業につきましては、国保データヘルス計画で分析したものに従って、事業展開を行っているところでございます。

○五十川有香副委員長 分かりました。では、市として独自で何かをということであれば、その保険者努力支援制度に載ってくる事業をさらに展開していくということかなと思いますが、令和8年度についてはそういったことは考えておられない、検討できなかった、その理由ありますか。

○川見知佳成人保健課主幹 令和8年度の新たな取組としましては、議案参考資料にも掲載しておりますICTを活用した睡眠改善の保健事業の取組が、今回市独自の事業として取り組んでいるものに該当いたします。

○五十川有香副委員長 これは、吹田市独自ということでしょうか。他市もされているのでしょうか。

○川見知佳成人保健課主幹 こちらは、市町村国保ヘルスアップ事業の先駆的かつ効果的な取組として事業を実施します。

この先駆的かつ効果的な取組というのは、大阪府下5市が実施しておりますが、本市と同じような睡眠に着目した取組ということも行われておりません。

○五十川有香副委員長 本市が、このように努力をしましたということだけでも、最終的にこの保険者努力支援制度で、市が努力したとしても最終的に勘案されるのは、大阪府全体を見られるという理解で合っているかと思うんですが、吹田市民へのメリットとして、どのようにこういったことを伝えていくのかということなんです。先ほど保険料の話がありますけれども、市民として最終的に保険料軽減につながるというような取組の部分、どのように具体的に丁寧伝えていくのか、お答えください。

○柴原 聡国民健康保険課長 今、副委員長おっしゃったように、最終的には保険料の部分の抑制につながっていくというところではございますが、いろいろな保健事業を取り組んでいただくことで、被保険者の方々の健康そのものの増進につながるということで、そういうメリットをしっかりと伝えていって、後々かかってくる医療費等が下がって、抑制がかけられるというところをしっかりと説明していきたいと思えます。

○益田洋平委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第31号中、健康医療部所管分、議案第32号、議案第35号、議案第19号中、健康医療部所管分、議案第20号、議案第24号及び議案第26号に対する質疑は終了します。

○

○益田洋平委員長 暫時休憩します。

(午後3時50分 休憩)

(午後3時56分 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

次に、議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)中、児童部所管分、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、児童部所管分及び議案第27号 令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算を一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員 議案参考資料227ページの5歳児健診のここあぼについてお伺いします。現在のここあぼの回答率はどんな感じでしょうか、教えてください。

○金子美和子すこやか親子室主査 令和7年度の回答率は80.3%になっております。

○清水亮佑委員 80.3%だったら約20%ぐらいが返ってきていないということだと思えますけれども、その理由とかは何か聞いていたりしますか、教えてください。

○金子美和子すこやか親子室主査 未回答の状況につきましては、今アンケート等を発送しておりまして、原因を分析しております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

また、すこやか親子室でっております健診のデータ等も併せまして、未回答の理由を、現在、分析を進めております。

○**清水亮佑委員** 多分忙しい時期という部分もあると思うんですけども、一応せっかくやるんでしたら、基本的には僕の中では、要録とそない変わらへんことなのかなとも思っていますんで、現場で考えたらちょっと負担も多いのかなというのも仄聞しているところなんですけれども、ぜひお願いします。

続きまして、今回新たに医師による診察を追加することだったんですけど、市内医療機関の協力体制は、どういうふうに整備しているのか、教えてもらっていいですか。

○**柏原令子すこやか親子室主幹** 既存健診と同様に、医師会への委託を考えております。

○**清水亮佑委員** 医師会に依頼しても、小児科は結構少ない印象があるんですけど、その辺りはするに当たって多分話し合はしていると思うんですけど、温度感的な部分はどんな感じでしょうか。

○**柏原令子すこやか親子室主幹** 制度設計に当たりまして、令和7年9月に医師会の先生方にアンケートを実施いたしました。そのうち、現在55医療機関で個別健診を実施しているんですけども、47医療機関、75%が実施できるというふうに回答をいただいております。

○**清水亮佑委員** 結構多い感じでよかったです。いっぱいとよく聞くんで、その勢いで、ちょっと話替わるんですけど、病児保育とか入ってもらえるように、うまいこと話してもらえたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

ここあぼをやることによって、小学校とかの連携が結構大事なのかなと思っているんですけども、その辺りは、今ちょうど要録とか小学校に送るタイミングだと思うんですけど、小学校からどんな感じのレスポンスが来るとかは分かったりとかしますか。

○**宮本成貴こども発達支援センター主幹** この間、学校教育室とも検討をしまして、就学前の情報が前もって分かることで、子供の見立てに加えて、どのような相談経過があるのか。どのような療育を

受けてきたかの情報があれば、前もって子供への環境調整を検討したり、保護者との話し合いがしやすいとの意見を聞いております。

○**清水亮佑委員** 吹田市、結構熱心に小学校との交流とかもやっているかなとは思っていて、他市利用で幼稚園行ったりとか、保育園行ってる人たちにも、小学校から電話かけて、今この子どもどんな感じですかみたいななんも聞いていると思うんで、別に吹田市だけの保育所にここあぼをお願いするんじゃなくて、可能なんやったら、その行っている先とか、引越先のところまでここあぼを一回依頼してみて、強制じゃないんで無理やったら無理かなとも思うんですけど、一回何かやってもらうとか。それで、この輪が何か北摂でつながっていったらなとも思いますんで、ぜひ何かその辺りも検討していただけたらなと思います。

次、議案参考資料の205ページの通園バス位置情報配信システムのやつでお伺いするんですけども、今回導入する位置情報配信システムについて、保護者はどのような方法で、バスの位置を確認できる仕組みになるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○**宮下昌也こども発達支援センター主幹** 保護者の確認方法ですけども、専用アプリをダウンロードしていただいて、バスのほうから最短5秒間隔で位置情報を発信しますので、そちらをアプリのほうで確認していただくというふうな仕組みになってございます。

○**清水亮佑委員** 今の利用されている保護者さんは、子供がちょっとあれなんですけど、何か荷物とかに、今現状で位置情報を確認したりとかをしている人とかはいたりするんですか。

○**宮下昌也こども発達支援センター主幹** 要は、児童がエアタグのようなものをつけていて、それを保護者が確認するかどうかということだと思うんですが、ちょっとそれについては、我々のほうで把握していないのでお答えはできません。

○**清水亮佑委員** 了解しました。いろいろ特性もあつたりとかもすると思うんで、バスの位置が分かったらいい反面、セキュリティの部分も結構あるのか

など思うんですけど、これは聞いてもいいですか。

○宮下昌也 **子ども発達支援センター主幹** 今回のバス位置情報アプリに関しては、特定の人しかバス位置の情報が見れないようなシステムになっています。おっしゃるように、どこをバスが走っているのかが分かるというのは、かなり危険だなというふうに我々も認識しておりましたので、その辺りについては確認をしてございます。

○清水亮佑委員 了解しました。ちょっとその辺りのセキュリティーが難しい部分もあったりとか、最近いろんなところハッキングされて、何か日本全国ちょっと危なかったりとかもするので、定期的に更新したりであったりとか、今アプリとおっしゃってたんで、おじいちゃん、おばあちゃんとか、あんなんとかも今もうアプリで、公共のWi-Fi使ったりとかしたら、そのまま情報全部抜かれたりとかという事件も多々あるので、ちょっとその辺り、セキュリティー面を定期的に更新のほうをお願いいたしますというのと、あと、これ率直な疑問なんですけど、スマートフォン2台の理由は何なのか、教えてもらっていいですか。

○宮下昌也 **子ども発達支援センター主幹** バス6台ございまして、今回スマートフォン2台しか計上していないのは、もともと子ども発達支援センターにスマートフォン4台ありまして、今回追加で2台買うことで6台全部に1台ずつ乗るというふうに考えております。

○清水亮佑委員 分かりました。次に、あと、これ保護者会からの要望があったということだったんですけど、具体的に何かどういった声があったのか、教えてもらっていいですか。

○宮下昌也 **子ども発達支援センター主幹** これは、もともとバスの延着について、我々のほうから一斉メールであったりとか個別の連絡をさせていただいておりました。

ただ、そのような中でも、20分程度の待ち時間が発生しております、障がいのあるお子さんと保護者が猛暑のときですけれども、長時間待っているのはやっぱり負担が大きいというお声がありまして、それを受けて今までメールと電話をさせてもらって

おりましたけれども、やっぱりこういったどこにいるのかというのが分かるアプリがあったほうが、保護者であるとか、児童の負担軽減につながるであろうということを考えまして、今回御提案をさせていただいたものでございます。

○清水亮佑委員 具体的に、その保護者から何かそういった意見あった時期とかは分かたりしますか。

○宮下昌也 **子ども発達支援センター主幹** 具体的にあった時期としましては、令和2年にあったというのは確認はしておるんですが、それ以前については私のほうで確認できておりません。

○清水亮佑委員 令和2年にあったということでしたら、多分令和2年で今、令和8年じゃないですか。その約5年、6年の間に、いっぱい多分、国からのメニューがあったと思うんです。置き去り防止のボタンのやつとか。何かそういったときに、個人的になんですけど、もう絶対必要じゃないですか、このICTの場所とか。

そのメニューがたまたまなかったりとか、多分あると思うんですけど、置き去りのときに、多分同じアプリの中でリッチメニューみたいな感じで使えたら、6年間の間に困っていた人がおったりとかするぐらいやったら、もう最初から市でメニュー追加して、何かやってあげとったら、その6年間にバス使っていた人、もうちょい楽やったん違うかなとも思うんです。

まとめてそれを申し込んだら安いかもたしかあったと思うんで、せっかくやったら次から例えば多分次出てくるのでいったら、バスの中の暑さとか、多分そういうので補助金が仮にあったりとかしたときに、せっかくやったらもう一緒にやろうやという感じで提案していただけたら、その6年間待っている保護者さん心配やったと思うんで、次からまとめてできるのであれば、お願いしたいと思います。

では、置きます。

○澤田直己委員 児童育成支援拠点事業について聞きたいんですけど、すごい基本的なことから聞いたら申し訳ないんですけど、場所はどこを想定しているんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 児童育成支援拠点事

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

業の実際の場所につきましては、今後、事業者選定を経て、決まった事業者と共に、この市内一円1か所で実施する事業の最適な場所について、協議の上、定めてまいりたいと考えております。

○澤田直己委員 例えばの場所を挙げてもらえませんか。

○西村是起家庭児童相談室主幹 例えばの場所につきましても、全然その辺りは未定でございます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、事業者決まってから、いろいろ市内一円見の中で、家賃ですとか、立地とかもあるかと思うんですけど、その辺り総合的に協議していきたいなと思っています。その上で決定をしていくというふうに考えております。

○澤田直己委員 何か宿泊を想定したりとかはないんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 宿泊は想定しておらず、基本的には通いの居場所となる予定です。

○澤田直己委員 何か虐待とか、不登校とか、居場所がないとか、ヤングケアラー的なこととか、ネグレクトとか、いろいろ書かれていますけど、こういう子がその家庭から解放されて通うイメージが湧かないんですけど、どうですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 例えばでございますが、食事の提供が定期的になされていないであったりとか、身なりの問題、お風呂に定期的に入れていない、定期的に歯磨きとかの習慣がないようなお子さんについて、こちらから働きかけて、保護者の同意の下、この事業に通っていただいて、そこで食事の提供を受けたり、生活習慣の習慣化するような支援とかを受けて、そこで状況を改善させていくようなことを考えておまして、中には、ちょっと先ほどおっしゃられたヤングケアラーのように、なかなか家庭のとらわれから逃れにくい児童の方というのもしらっしゃるかもしれないんですけども、その辺りにつきましても、保護者や子供と接する中で、本事業につなげられるように、市の職員のほうで関わってまいりたいと考えております。

○澤田直己委員 結構長期的なスパンで考えるんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 委員御指摘のとおり、長期的に関わりたいと考えております。

○澤田直己委員 今、言ったようなことをされても、これはだから、いつかどこかで家に戻るわけでしょう。何か親が変わらんと、子供が幾らその期間、いろいろ歯磨きとかは別かも分らんけど、習慣もそうやし、要は家庭環境が悪いから、こういう普通のこと、食事が食べれないとかもあるし、親がしつけないとか、注意もしないとか、放置しているとかなれば、また元に戻ってしまうと思うんですけど、その辺が何かあんまり見えてこないんですけど。

○河合哲平家庭児童相談室主査 委員おっしゃいますとおり、ただ子供の状況を改善させるというだけでは、家庭の環境が変わらなければ、終わってしまえば元どおりというのは、御指摘のとおりでございますので、この事業の関わりの中でも、例えば親とも送迎の際に話をしたりであるとか、あるいは本事業以外でも、子育て支援センターが本児童の家庭と関わる中で、家庭環境を改善するような声かけであるとか、家庭への支援であるとか、ほかの支援へのつなぎなども行ってまいりますので、この事業だけで家庭が全て改善するというわけではないんですけども、様々な支援を本市の職員のほうで調整させていただいて、児童も家庭も支えていき、状況を改善させていきたいと考えております。

○澤田直己委員 既存の例えば学習支援とか、子供食堂とか、何かいろいろありますやんか、かぶってる。この辺りの何か、この子はちょっとこの20人しか定員ないわけやから、こっちの部分で部署は変わるけど、そっちで何か見てよみたい、そういう連携みたいなんであるんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 おっしゃられました既存の居場所事業であったりとか、既存の学習支援の事業など、ほかの室課で行っているものもあるかと思いますが、例えば養育環境に課題があるお子様ですと、ほかの例えば児童館であったりとか、一般的なお子さんが通っているところに通いにくいというようなお子さんも、中にはいらっしゃったりすることがあるというのも聞いておりますので、そういったお子さんについては、まずは児童育成支援拠点

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

事業のほうでしっかりと支援をしていく。支援内容が重複する部分もあるかと思いますが、その辺りは重複利用ができないわけではありませんので、両方の支援に関わっていきながら、あるいは既存の居場所事業のほうで発見されているようなお子さんを児童育成支援拠点事業につないでいただいたりであったりとか、あるいは児童育成支援拠点事業で一定程度改善が見られたお子さんについて、少しずつほかの事業の利用も促すなどをしながら、重層的に支援を入れることで、児童の状況というのを改善させていきたいと考えております。

○澤田直己委員 この20名、何を優先するんですか、虐待されているとか、不登校であるとか、御飯食われていないとか、ヤングケアラーだとか、いろんな要素がある中で、この数万人いる子供の中の20人でしょう。そのどこに重点を置いて選んでいくんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 非常に、これだけを見るという観点では難しいところではあるんですけども、まずはその児童の一番は生命や安全が脅かされているのではないかと思えるような状態の児童から優先的に利用していきたいと思っております。

なので、例えばもう食事を帰っても全然親が与えてくれないとか、そういった状況にあるような児童であったりとか、身なりの不潔さがもうかなり社会的に他者との交流が難しくなっているとか、そういったこととかがあれば、やはり優先度は上がるのかなというふうには考えておりますが、ちょっと一律にこれを満たしておれば優先にしますというのは、ちょっと条件としては難しいので、我々関わる中で、ある程度の優先度を決めて、利用につなげていきたいと考えております。

○澤田直己委員 そこまでいくと、何かもう保護せなあかんレベルな気がするんですけど、保護者の許可が要るわけでしょう。だから、一定の強制性はないわけなんです。その辺、だから保護者にそういう状態であっても断られたら、もう諦めるみたいな感じなんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 おっしゃられたとおり、基本的には利用者と保護者の同意を下に利用し

ていただくサービスになりますので、例えば児童が利用したいとなっても、保護者が利用させませんとなっている場合は、その時点では直ちには利用できないものとはなってしまいます。

ただ、我々それでもって、では利用できませんねと言って引き下がるわけではなく、継続的には関わり声かけをしてまいりますし、もしそういった大変な状況でもあるにもかかわらず、親の同意が得られない状況が長く続いて、子供の生命、安全が脅かされてるといことでありましたら、児童相談所、吹田子ども家庭センターと連携して、その子供の安全が確保できるような体制というのは取ってまいりたいと考えております。

○澤田直己委員 それはそうです。生活習慣なんかは、まだここに通うことで改善される余地はある気がするんですけど、食事の提供とかになると、ここで食事食べれても、家に戻ったら食べれないことが、また結局、元に戻るだけなんで、これ何をもって、その通所を、卒業じゃないけども終わりますみたいに決めるんですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 御指摘いただいたように、この時点で明確に切るといのが、これを条件を満たせばもう利用できませんというのを、なかなか一律に示すというのは難しいところではございますが、一定、我々家庭児童相談室として、その家庭に関わっていく中で、状況の改善が見られて、子供も例えば利用を控え出すというような兆候が見られるなどがありましたら、この事業の利用側の児童にとっても、保護者にとってももう必要がなくなってくるようなことを、家庭児童相談室と児童と保護者と事業所である程度一致した場合には、事業を中止するということは、あり得るのかなとは思っております。

○澤田直己委員 分かりました。最後、財源のどこなんですけど、委託料400万円で府と国が3分の1ずつなんですけど、令和9年度以降も同じようなあれですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 令和8年度の予算につきましては、開設準備経費としまして、委託料としては400万円の経費を計上しているものになりま

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

す。

それ以降の令和9年度から令和13年度までにかけては、債務負担行為を要求しております、1億6,389万5,000円を5年間で要求しているところになります。

○澤田直己委員 だから、市の負担がどれぐらいなんですか。

○西村是起家庭児童相談室主幹 議案参考資料に掲載させていただいているんですけども、議案参考資料の188ページになりますが、補助率が各年度国と府で3分の1ずつありまして、合計3分の2になってまいります。

債務負担行為限度額につきましては、5年間で1億6,389万5,000円となっておりますところ、そのうちの補助が、各年度ちょっと概算になって申し訳ないですけど、1,850万円が補助の額になってまいります。

○澤田直己委員 あとは、全部市負担なんですか。

○西村是紀家庭児童相談室主幹 各年度は3,277万9,000円が最大でかかるものと見ておりまして、一般財源としましては1,424万3,000円となっております。

○澤田直己委員 5年間でそれだけしか、一般財源が1,400幾らですか。

○益田洋平委員長 もうちょっと正確に、答弁いただけますか。

○西村是紀家庭児童相談室主幹 各年度3,277万9,000円、これが総額になっておりまして、そのうち一般財源は1,424万3,000円を見込んでおります。

○澤田直己委員 1年間当たりね。分かりました。またちょっと注視していきたいと思っておりますので、取りあえず、その場所とか、どういうところでやるのか決まったら、また教えてください。

○小北一美委員 資料ありがとうございます。資料に基づいて質問させていただきます。児童発達支援事業の各事業の詳細の部分で、1番目の児童発達支援の予算が大幅に減額されているということで、3億1,107万円から5,762万円ということで、約2億5,345万円ぐらいですか、減っているということで、ただし書で会計年度任用職員の人件費を会計年度任

用職員管理事業に付け替えたということだと思うんですけど、その会計年度任用職員の人件費のどの職種、どの配置分が人事室のほうに移管されたのか、教えてください。

○宮下昌也こども発達支援センター主幹 こども発達支援センターにいる会計年度職員の全部の人件費が、こちらのほうに移管されましたので、それに該当する部分として、人件費だけで2億4,500万円ほど令和7年度で計上しておりますので、その部分が減額しております。

○小北一美委員 移管額の総額が2億4,000万円というのが、総額ということでもいいんですか、人件費ね。それで、残った今年度の予算が5,762万円ということで、これはどういう経費が残っているんですか。

○宮下昌也こども発達支援センター主幹 大きなものから、三つほど申し上げさせていただきます。

まず、一番大きいのは、先ほどありましたバスの運行委託料、これが年間で2,787万円ほどかかってございます。そして、その次に給食の賄い材料費、子供たちの給食のお金ですが、これは1,030万円、3番目に大きいのがバスのリース料、これが6台で年間大体950万円ほどかかっておりますので、大きいものとしては、それらとなっております。

それ以外は、例えば歯科医ですとか、整形外科の先生の報酬であったりとか、園で使う消耗品の経費となっております。

○小北一美委員 この人件費の移管によって、現場の人員配置に変動はないと考えていいんですか。

○宮下昌也こども発達支援センター主幹 おっしゃるとおりでございます。

○小北一美委員 次に、巡回相談、ナンバースリーですか。これはちょっとだけ減っている。これも65万8,000円の増額となっているんですけども、この増額の理由を教えてください。

○宮下昌也こども発達支援センター主幹 こちらはについては、議案参考資料でお示しさせていただいているところでございますけれども、タブレットPCですとか、Wi-Fiの購入費用、あとは電動自転車の購入ですとか、TASP、児童発達評価ツールというものがあるんですが、その購入費用として増額

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

となっております。

○小北一美委員 巡回相談については、利用園からのニーズが高いと思うんですけども、こういった要望とかを含めてあるのか、教えてもらえますか。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹 実際に、現場の先生からの御意見で言いますと、それぞれ配慮を受けていないお子さんで、丁寧な支援が必要なお子さんが増えているというお声を聞いておりますので、現状でもそういう相談を対応しております。

○小北一美委員 そういったいろんな要望に対して、今の現行体制で十分対応できると考えていいんですか。

○宮本成貴こども発達支援センター主幹 令和8年度の巡回相談の変更の際にしまして、現体制に加えまして、巡回相談員として出務します心理士1名及び作業療法士1名の確保はできております。

また、言語聴覚士も2名確保しておりますので、職員体制の充実により、必要な支援はできると考えております。

○小北一美委員 項目2番の外来相談と5番の外来訓練についてですけども、この予算は前年度に比べて、ほぼ横ばいか、ちょっと微減なんですけども、この外来相談の分ですけども、大阪大学医学部附属病院の小児科発達外来に本市専用枠を設け云々と書いてあるんですけども、その阪大の専用枠の利用状況について聞きたいんですけども、年間の利用件数とか、予約待ち期間とか、医師からの助言内容の傾向とか、その辺のところを教えてください。

○古川みどりこども発達支援センター主査 阪大の受診枠についてですが、84枠、今年度より増枠しておりますが、現在受診枠に決定しておりますのが80名おります。

待機期間ですが、昨年度までは4か月ほどありましたが、増枠した関係で1か月弱に待機期間が減っております。

○小北一美委員 5番の外来訓練の件ですけど、外来訓練の提供枠というのは、ニーズに対して十分な提供枠となっているのかどうか、教えてください。

○宮下昌也こども発達支援センター主幹 現在のところ待ちとかもありませんので、十分な提供ができて

いるというふうに認識してございます。

○小北一美委員 重層的支援体制整備事業ということで、これ主には福祉部のほうで聞くんですけど、児童部のほうも若干ありますので聞きたいんですけども、これも先ほどと一緒に、例えば注意書きで16、17、19、20、23についてはということで、これも人件費を人事室の予算という形で計上したので、減っていると思うんですけど、これも形式的な予算の移管によるもので、サービスの水準低下はないというふうに、先ほどと同じように理解しておいていいですか。

○中井三朗家庭児童相談室参事 家庭児童相談室におきましては、サービスの提供に対しての低下はございません。

○小北一美委員 この重層的支援体制整備事業というのは、制度開始から数年たったのかな。課題も見えてきていると思うんですけども、特にこの高齢、障がい、子育て、困窮世帯ということで、横断した支援の実効性を高めるための改善策が必要だと思うんですけども、児童部としてのお考えは、この件についてどうなのかという、また多岐にわたるので、理事ですね。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 重層的支援体制ですが、今年度から始まっております。やはり重要なのは、各所管の今までの縦割り部分を、やっぱりその壁をなくして、しっかりとした情報の共有であるとか、連携というところを、職員、それから地域の皆様方と一緒にやっていくことだというふうに思っておりますので、その辺りの連携を見児童部としては、やっぱり今後もしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○小北一美委員 よろしくお願ひします。これは準備の期間も含めて言いましたけど、事業としては今年度から始まったということで、ちょっと言い間違えましたので、よろしくお願ひします。

一旦置いときます。

○玉井美樹子委員 資料ありがとうございました。5歳のウェブアンケートの資料からお聞きをしたいと思います。

要配慮と判定されている人数と、おひさま相談に

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

つながった人数に、随分開きがあるというふうに思うんですけども、つながっていない人はどこかに相談をされているんでしょうか。

○柏原令子すこやか親子室主幹 ただいまつながっていない方につきましては、分析をしているところでございます。

○玉井美樹子委員 では、どこにつながってるかは分からないということですか。

○金子美和子すこやか親子室主査 分析につきましては、当センターで健診の実施状況などで、既に発達に関する支援を行っている分と、また当室で持っております児童デイなどの療育につながっている方については、一定発達面でも支援が受けられているので大丈夫という思いがあるのではないかという仮説をしております。

そういった分は、おひさま相談にはつながらないのではないかという分析をしております。

○玉井美樹子委員 正確な分析ではないのかなと思うんですけど予測ですよ。もともと把握するためのアンケートですから、つながっているから大丈夫と思ってるんじゃないだろうとかじゃなくて、しっかり掘ってほしいというふうに思いますし、5歳のお誕生日が来てのウェブアンケートです。お誕生日が来る年は年中さんなんで、必ずどこかの集団のところには所属しているかというふうに思いますので、もう少し、まだやったところとはいえ、詳細のつかみ方はしていただきたいというふうに思います。

先ほど、巡回相談の体制について、購入分、TASPの評価ツールとタブレット、Wi-Fi、電動自転車購入費用と、あと心理士等の配置というふうに言われましたけど、今、先ほどおっしゃった心理士等の配置で、拡充するという体制はそろっているんでしょうか。

○紙谷裕子こども発達支援センター長 巡回相談の体制でございますけれども、次年度、職員体制評価委員会で心理士1名と、あと言語聴覚士2名、あと会計年度の作業療法士1名、これの確保ができましたので、体制としては取ることができております。

加えて、この巡回相談に関しましては、チーム支援を行うということで、相談体制の強化を行うとい

うことにしておりますので、その体制の強化に向けてのセンター内での協議を今しているところでございます。

○玉井美樹子委員 まだ協議中なんで、そろってないってことですか。拡充と言われてるし、書いてあるし、先ほど答えはった採用人数で、詳細いうとたくさん辞めはりましたやんか。体制がそれで整っていないのに拡充にはなりませんやんか。だから、先ほどこれだけ採用しましたからこういう体制ですと言われたので、拡充という体制はそろったんですよということを知ったんです。

○紙谷裕子こども発達支援センター長 令和7年度承認をいただいて、体制としては取れております。

○玉井美樹子委員 令和7年度やから、令和8年度に拡充に向けての体制は整ってるんですよ。令和7年度は今の年度やから、来年度の予算やから、来年度拡充分は整ってるんですよ。

○紙谷裕子こども発達支援センター長 令和8年度体制の強化に向けて、職員体制は整っております。

○玉井美樹子委員 この間、購入の分にもありますけど、発達検査そのものの検査方式を変えたりとか、新年度は巡回相談の方法も変えられるわけですし、それは現場の求めに応じて、相談に乗ってもらえる体制だと、説明書きを読めば拡充とも読めなくはないなというふうには思っていますけど、現場がついていけないような混乱の仕方の展開で進めてきているんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど、5歳ウェブアンケートでおひさま相談に接続がされていないという方が、恐らく放デイとか児童発達支援事業所に行っているんじゃないかなというふうなことは言われておりましたけど、児童発達支援の事業所そのものがたくさんあるわけではないですし、実際そこに受けに行こうと思って、一覧見て電話するけれども、結局電話が繋がらず、いつまでもその児童発達支援事業所が見つけれないとか、そういったこともお聞きもしています。

せめて、接続先に困った場合はおひさま相談やこども発達支援センターとするとか、私はそういった公的な支援はしっかりするべきだというふうに思います。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

例えば、1歳半健診からすこやか健診とか、そういうふうにつながってきている人たちについては、新年度も新規の発達支援保育はもうしないというふうに言われていますけど、そういう1歳半からつながっている人だけでも、これまでどおりの仕組みを一旦選択する形で、新規受入れを行わないとかという形をせずに、利用者や保護者が選択できる形を、しばらくは残すべきじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○宮本成貴 **こども発達支援センター主幹** おひさま相談のことで言いますと、例えばここあぼの結果で要配慮になったお子さんが対象になりますけれども、それ以外でも親御さんが不安に思ったり、就学に見越して相談したいというケースには対応してまいっております。

○玉井美樹子 **委員** それは分かったんですけど、だからそこだけじゃなくて、例えばこの間いろんなことをいっぱいこども発達支援センターを中心に変わってきてはりますやん、保育園での検査方式含めて。

何か、ぐっとそういうスピードで変えてしまわずに、例えばそこに乗らへん人もおるわけやから、例えば今まで1歳半健診で、すこやか健診につながっていて、次、恐らく新3歳児になるだろう人は、新規、発達支援保育を選択できるようにしてあげるとか。もうその人は、たまたま年齢的な対象で3歳児になっただけなんだから、いやもう方式変えたんでしませんとかじゃなくて、何かそういうソフトに移行する期間を残してあげるとか、何かたまたまですやん。たまたま3歳になるだけで、そのちょい手前で1歳半健診で引っかけただけの話で、そこをこう変えますからこうしますじゃなくて、もう少し余力を残した形で移行していくことも必要やと思うし、まだその先の5歳のアンケートにしたって、相談につながっている件数そのものは、ちょっと開きもあるわけやからね。

だから、児童発達支援事業所に行ってるかもとかいう状況の中で、そもそもの受けていく、こども発達支援センターのやっていることは、選択肢の幅として、巡回相談はそういうふうにしなから残すべきじゃないかなという検討はしてほしいなど、私は思

っているんですけど、私、おひさま相談のことだけ聞いたわけやないんで、そこはどうなんですか。

○紙谷裕子 **こども発達支援センター長** 今回は、発達支援保育制度の見直しと併せて、巡回相談の拡充ということで挙げさせていただいた。この間、5年間ほど、検討してきた経緯がございます。

我々としては、令和6年度に児童発達支援センターとして、中核機能を持って事業所への支援、それもコンサルテーションをしていくという機能を持っておりますので、事業所に関しましては、そのコンサルテーションをしながら支援をしていく。

これまで、発達支援保育制度で巡回ができていなかった私立幼稚園、そして小規模保育事業所への巡回、この辺りをしっかりと保育幼稚園室から受け継いで、こども発達支援センターの専門職として実施をしていきたいということで、今回提案をさせていただいております。

○玉井美樹子 **委員** 新しい提案もいいんですけど、もともとのあるものに期待を持っていた人たちもいるわけですから、そこには取りこぼしがないようにはしていただきたいというふうに思いますし、センターとしては、何年間かかけて検討はされてきたというふうに私も思いますけど、例えばですが、障がい児福祉計画にあるわけでもないし、これまであった療育センター構想にも、ほんまに基づいてんのかなというも疑問も残りますし、何かその辺りは、現場の意見を聞くとか、もう少しやや強引やなと思うような変更の仕方は検討いただきたいというふうに思います。

あと、中核的な機能とか、そういうセンター的な機能を果たすというんだったら、事業者がきちんと連絡が連絡会の中で取れるようなこととか、その中の公的責任みたいなんはしっかり果たしていただきたいというふうに思います。

あと、家事・育児支援についてお聞きをします。その家事支援の実績と、どんな事業所が、事業所の数も含めて詳細をお答えください。

○河合哲平 **家庭児童相談室主査** 子育て世帯家事・育児支援事業につきましては、令和7年度につきましては、1月利用分までとはなりますが、計約500時

間、500件の利用がございました。

契約事業所につきましては、10事業所と契約しております。

あと、主に契約している事業所につきましては、介護保険によります居宅サービス事業所であったり、障がい福祉の在宅でのサービスを行うような事業所と契約しております。

○玉井美樹子委員 高齢や障がいのそういった訪問のサービス事業所が受けているということなんですけども、保育とか子供に関するところも人手が確保できなかったということも、今もちろんそうなんですけど、特に介護保険とか、障がいの事業所は人手が足りないというのは、今、大きな課題になっているかなというふうに思うんです。

こうやって家事の支援を、例えば児童部の所管のところが事業として実施したとしても、結局受けるのはそういったところでして、市の事業そのものが人手が不足することによって、困難になるのかなというふうに思うんですが、そういったところの人手確保についても、児童部としても福祉部に任せきりにしないで、事業を行っていかうと思えば、人手確保の問題は一緒に考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、事業実施に当たって、その辺りは考えておられますでしょうか。

○中井三朗家庭児童相談室参事 家庭児童相談室のほうで実施しております家事、育児のサービスにつきまして、福祉部のほうの事業所さんのほうと契約させていただいております、サービス提供につながっているところでございます。

ただ、人材確保につきましては、現在、家庭児童相談室のほうでの対応はできておりません。

○玉井美樹子委員 対応できてないじゃなくて、事業をやろうと思えば、その事業所さんをお願いするしなくて、その人手がいなければ、事業は市がやっていますよと言ったって受けてくれる事業所が人が足りないわけですやんか。だから、やっぱりそういうことは、複合的に考えへんかったら、事業そのものが、やりたくてもできなくなるんじゃないかなというので、ぜひ検討はしていただきたいというふうに思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○中谷美樹家庭児童相談室長 今、委員御指摘ございましたように、私たち事業をするに当たりましては、やはり他の高齢や障がいの事業を圧迫しないように、そのところは非常に考えているところでございまして、事業所さんにも、今のキャパであったりとかというところを確認しながら、進めさせていただいていると同時に、高齢また障がいの事業者さんだけでなく、子供の部門とかをされているところであったりとか、ちょっといろいろ当たろうというところは思っております、家事、育児の話ともかぶるんですが、例えば短期支援のショートとかにつきましても、新たな開拓先というのを探していらっしゃるところでございます。

○玉井美樹子委員 ぜひ、福祉部と連携もすることも視野に入れて、児童部が先行していろいろやられていますやんか、保育士確保のときもね。だから、不十分さは残ってるとはいえ、そういった人手を確保する問題について、しっかり考えていただきたいなというふうに思っています。

あと児童、先ほど来聞かれていた委員さんもいましたけど、児童育成支援拠点について、私も少しだけお聞きをしたいと思っています。法改正があつて施行されるということと、先行市も実施されている事例もあるのかなと思うんですけど、参考資料に書かれていることも、御答弁されていることも、もちろん居場所をつくるということについて、その拠点をつくることは否定するものではないんですけど、書いていることや実際御答弁なさっていることを考えると、本当に通所でできるものなのかというのは、やや疑問が残るんですけど、その辺りはいかがなんでしょうか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 御指摘のありましたとおり、全ての児童が通所だけで課題を解決できるわけではないというのは、御指摘のとおりかなと思っております。

その上で、この児童育成支援拠点事業ができましたら、家庭での生活をしながら通所する中で、児童や家庭の状況というのを改善して行って、サポートしていき、それで難しい家庭や児童がいらっしゃいましたら、吹田子ども家庭センターとも連携してい

きたいと。

場合によりましては、子育て短期支援事業の宿泊を伴うようなサービスなども加えながら、家庭の支援のほうを行ってまいりたいと考えております。

**○中谷美樹家庭児童相談室長** これまでちょっと児童育成支援拠点、様々お聞きいただきましてありがとうございます。ちょっと補足させていただきます。

委員の皆様も、この事業なかなかイメージつきにくいかと思えます。本当に、これ通所でいけるのかとか、それは保護じゃないかというようなところをお思いだと思うんですが、私たちも実際にも居場所開設されている他市のほうも、実際見させていただいております。

議案参考資料190ページ御覧いただきまして、対象児童を右上に、囲みがございます。本当に食べれてないとか、臭いとかいう児童だけじゃなくて、本当にグレーな対人的にちょっと児童館はなかなか行けないとか、不登校の中でもやっぱりちょっと家庭に居場所を感じていないなというところとかも、実際来る中で、先ほど親はどうなるんだというお話も頂いていたと思うんですが、子供さんから実際、親を今度連れておいでとかいう形で、まずは食事をきっかけにつながろうということをされている居場所の実践を実際見てまいりました。

そういった居場所というのは、やはり吹田にも、今ある居場所にはないものとして必要かと思っておりますので、御理解いただけたらと存じます。

**○玉井美樹子委員** もちろん私も、市がやっているわけではないですけど、民間の団体の人がやっているのは二つほど見せてもらいに行きました。

今、言われたように、まずは食べることからというのは、必要な支援だなというふうには思ってるんです。ですけど、おっしゃったような、例えばいろんな子ども家庭センターや保護するところにつながりというふうにはおっしゃるんですけど、だったら民間にお願いせずに、私は公的なところが、しっかりと保護も含めてやるというんだったら、担うべきじゃないかなというふうに思っていますので、これからお考えになっていただきたいというふうに思います。

あと、1点だけお聞きをしたいのは、対象を小学生というふうにしていますが、兄弟なんかがいる場合はどうなるんですか。その小学生だけが対象なのか、兄弟も一緒になるのか、そこはどう考えておられますか。

**○中谷美樹家庭児童相談室長** 対象は小学生、中学生を一応原則とはさせていただいておりますが、実際にやっぱり下の妹さん、弟さん連れてきたりとか、高校生の子がふらっと来るということもあり得ると思っております。

そういった場合には、そこですぐシャットアウト、あなたたち駄目だよと言うんじゃないで、どうしたの、どうして来たのという形からちゃんと聞き取りをして、ここのその居場所にはずっと継続的に通わないとしても、適切な青少年部局であったり、未就学のすこやか親子室等と連携しながら、きっちりとしたフォローにつなげてまいります。

**○五十川有香副委員長** 資料ありがとうございました。他市を見に行かれているということで、児童育成拠点施設です。様々に、先ほど委員さんからも御質問があって、この内容で、私も他市に見学に行かせていただいて、改めて非常に大事な事業だなというふうに思っています。

この資料を見ていまして、先行して近隣であれば、豊中市さんであったりとかされている市があるかと思うんですが、具体的に先ほどの他の委員さんからも、次の支援にどうつなげていくのかとか、そういった御質問もあったかと思えます。その事例を基に、今後その事業所募集に当たって、仕様書であったりとか、そういうところに反映していくのかなと思うんですけれども、今、吹田市としては20名というのが果たして足りるのかとか、適切な人数の定員なのかというところも踏まえて、どのようにお考えか、お伺いできますか。

**○西村是紀家庭児童相談室主幹** 定員20名につきましては、他市も比較しますと、ほぼ20名にされていると。ここは国のガイドラインに各市が準じているという状況ではございます。

本市は、まず1か所目で20名を定員として、開始を検討させていただいているところなんですけども、

実際、利用者が増えていくということであれば、増設というのでも検討していく必要があると思います。

ですので、開所後の実績を踏まえながら、先々を考えたいなと思っております。

**○五十川有香副委員長** この事業を予算化していくに当たっても、様々に検討されて、他市の実情も実際見に行かれてる市もあるのかなと思います。ヒアリングされているところもあるという中で、今の御答弁であれば、利用者が増えていけば2か所目ということですけども、ほかの委員さんもおっしゃったように、どれぐらいが見込みとして、今その相談数とか様々にあると思うんですけども、その実数としてどれぐらいの子たちには声かけをして、来て、そういったプログラムと一緒にするというようなことを考えておられるのか、それはいかがですか、具体的な数字です。

**○西村是紀家庭児童相談室主幹** 具体的な対象の人数、どれぐらい捉えているかという御質問かなと思っておりますけども、まず家庭児童相談室では、自宅で生活される子供さんの養育に関する相談を受けます。その中で、虐待というふうに判断させていただいている児童さんもいます。その中で、こういう居場所が適しているんじゃないかなと考えているのは、大体100人ぐらいの児童、子供がおります。

その中で、では親御さんから了解を得て、利用につなげられるかなという、そこはずっと割合が減っていくものかなと思っております。

また、家庭児童相談室のほうで把握している約100名というところなんですけども、学校のSSWさんにもアンケートを取らせていただいたことがあるんですけども、こちらからの御回答でも、適しているんじゃないかという子供が90から94名ぐらいいたということがありますので、大体把握しているところとしては100名前後というふうを考えております。その中で、いかにこの場所につないでいけるかというところが、まず必要になってくるかなと思っております。

**○五十川有香副委員長** 分かりました。委託料の中で、市によってそれぞれはあるんですが、送迎をするのか、全市から要は子供さんが1か所に来るというこ

とですので、送迎をするところもあれば、送迎なしで自分で来れる方というところを、基本的にはそうしているとか、他市によってばらつきはあるんですけども、今、吹田市として考えているのは、どこまでのことをやっていただきたいというようなことで、いかがでしょうか。

**○河合哲平家庭児童相談室主査** 送迎につきましては、基本的には市内1か所というところになりますので、車を用いて送迎を行えるような体制を事業所に整えていただきたいと思っております。

ただ、やはり20名定員というところがありますので、一定曜日を調整したりであるとか、通える方については、例えば支援員の方に徒歩や自転車などで一緒に付き添っていただくなどをして、自動車以外の送迎方法を含めて、必要な送迎体制が取れるような形の事業所と一緒に調整していきたいと考えております。

**○五十川有香副委員長** 分かりました。提案に基づいてということかなと思うんですが、そういったことも用意していかないといけないという中で、この委託料の積算に当たって、今、言ったようなことももちろん考えた上で、委託料積算されていると思うんですけども、その辺りは様々な市を見た上で、どのような考えの上でこの委託料になっているのか、お答えいただけますか。

**○河合哲平家庭児童相談室主査** 金額の積算につきましては、基本的には国の出しておられる補助金の基準となる金額であったりとか、あとは一定その事業は行えそうな事業所と、意見交換を行う中での見積りなども踏まえて、先ほどの送迎の体制も含めて、しっかり取れるような状況での見積りを頂いた。そういった条件を満たす金額が、この金額であるとして御提案させていただいているものになります。

**○五十川有香副委員長** 分かりました。では、実施されましたら、具体的に役所であったりとか、その支援する方もいれば、その運転手さんもいて、様々なところの大人に子供たちは関わっていくんですけども、子供の権利という点からは、そういったもちろんプロというか、そういう方々がされますので、大丈夫とは思いますが、子供の権利を十分に配慮し

た対応というのが必要かと思いますが、その点いかがお考えですか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 おっしゃるとおり、子供と大人が密接に関わる場になりますので、一方的に大人がルールを決めるであったり、あるいは強引に何かをしてしまうということはあってはならないことであると認識しております。

子供の権利の守り方についても様々あるかと思いますが、例えば事業所内のルールについて、子供と一緒にルールづくりをするというところで、子供の意見を表明するような権利を重視することであったりとか、あるいは送迎の中での権利というところでは、やはり一番心配するところが、何か大人と子供が1対1になってしまって、目の届かないところで子供の権利が何らかの侵害されてしまうという理由のところ、一定、一番恐ろしいことかなとは思っておりますので、その辺り、他市事例でもある程度の経験がない方については、必ず大人は二人体制であったりとか、男女二人で送迎するであるとかというような形で取っているというのは聞いておりますので、その辺りも踏まえて、仕様書であったりとか、事業所の運営体制には、こちらのほうから意見を言っていきたいなと思っております。

○五十川有香副委員長 分かりました。あと、もちろんですけども、学校の先生とか関わる方々、それもお願いしたいです。

今、小学生というのは、ある意味、送迎かなと思えますけれども、中学生も受入れ可ということでされているかと思えます。本当、市によってばらつきがあるんですけども、間違いなく言えるのは、子供たちにとって非常に大事なこの生活の場だということで、十分に期待したいなと思っております。

あと、先ほどほかの委員さんからも、かといって家に戻ったときに、やっぱり保護者も一緒に、子供が変わることで保護者も変わってくるというか、そういうところにぜひとも可能性として研究というか、そういう成果も出ているというのが、海外の研究からでも3か月集中すればとか、そういった研究も出ていると聞いておりますので、十分にその子供の権利を守って、生活を守っていく。それは、保護者も

守るというところに、関わる全ての方々が、その意識で実施をしていただきたいと思っております。その点いかがでしょうか。

○中井三朗家庭児童相談室参事 副委員長のおっしゃるとおり、やはり関わる人間全てが、この事業に対して、よいイメージを持っていただきながら、確実なものにしていききたいと思っております。

従来、先ほども他の委員の方からも御質問ありましたとおり、戻ってからの支援であったりとか、戻ってからやっぱり食事が提供されなければ、一緒ではないかという御意見も頂いたかなと思っております。その点に関しましては、我々児童虐待の取扱いしているところでもございますし、やはり大人のエンパワメントをすること、また子供のエンパワメントをすることに重きを置きまして、支援をしていけたらなと思っております。

○五十川有香副委員長 結構です。お願いします。

○中西勇太委員 時間のことがありますが、少しでも大事なところを確認させてください。家庭児童相談事業の、今お話ししていただいたところなんですけど、子供の権利は、健やかに育ち、安心できる特定の養育者との関係を守られながら、社会に必要な人間だと感じられるように育っていくことだと思います。そこを守るために、児童部の皆さん、御尽力いただいていると思うんですけども、やっぱり今お話もあつたかと思うんですけど、やっぱり子供さんにだけのアプローチだと、どうしても難しい部分があると思うんですけど、親であったり、家庭に対してのアプローチの部分は、この資料にも一部は、ほんの1行か2行か、家庭への支援というか、サポートのところ書かれていると思うんですけど、その辺りは民間とも連携してという部分で、より力を入れられる部分かもしれないと思うんですけど、その辺りは、皆さんどのように考え、検討されているか。

○河合哲平家庭児童相談室主査 委員おっしゃいましたように、子供の権利はもちろんのこと、その親との関わりというのも、大変重要であるということはもちろん考えております。

本事業についても、委員おっしゃいましたように、保護者への支援というものも関わっておりますので、

送迎の中であつたり、場合によっては、この事業に、居場所に一緒に来ていただいて関わりであるとか、そういったことも、保護者が同意があれば、関われるようにするであつたりとか、あるいは家庭児童相談室の事業として、親子関係形成支援事業というような親子の関わりを学ぶような事業であつたり、あるいは家庭児童相談員が家庭に訪問して、その家庭の悩みを聞いたり、サポートをしたりとかということも、今までも行っておりますし、今後も行っていくのは、より手厚くしていきたいなどは考えておりますので、その辺りで、子供の支援はもちろんのこと、その子供を支える親の支援というほうも行っていきたいと思つています。

○中井三朗家庭児童相談室参事 今の答弁に対して、補足をさせていただきたいと思つております。

まず、この事業につきましては、子供の権利ということも含めまして、やはり児童虐待の未然防止ができるような対策をできたならというふうを考えております。

この拠点のほうに通所する児童に関しまして、やはりその内容の中で、児童虐待につながるものが発見できるのであれば、我々児童相談室のほうが事務局となっております要保護児童対策地域協議会のほうに上げて、その中で、子供の安全を守るため、また、大人、保護者のエンパワーメントを上げるための支援をしていきたいと思つております。

そこには、様々な民間の企業さんにも参入いただきながら、要対協の枠の中で話をできるような体制も、一緒に考えていけたらと思つております。

○中西勇太委員 非常に丁寧に御答弁いただいて、ありがとうございます。この事業だけではなくて、経済的な支援なども含めて、いろんなところ連携して家庭を守らないと。虐待があつたとしても、それでも親がいいというのが、子供の心理だと思つていますので、その児童相談所が活躍し過ぎるといふか、活躍したら子供が守られると思うと、実はちょっと間違っている可能性がありますので、皆さん御理解あると思うんですが、ぜひ総合的なところで、大切なところを守る支援をしていただけたらと思つています。

○林 恭広委員 家庭児童相談所の今の話、事業にお

ける児童育成支援拠点事業の実施についてなんですけど、先ほどほかの委員さんのやり取りの中で、対象と思われる児童が100人ほどおられるというようなお話だつたと思つています。

その児童たちを、本当にこの施設に呼び込む。要は来ていただくということが、本当に非常に重要なお話だと思つておりまして、ただ業務委託でやっていただくという流れになる中で、その職員配置、専門家の方々などで、私は専門家ではないので、そこに対しては大きく触れることはできないんですけども、がどうこう呼び込むことを想定されているのか。

これは先ほど、送迎ということもおっしゃっておられたんですけど、要は児童とここの関係性みたいなところもすごい重要であろうかと思うんです。その辺りというのは、具体的にそこに関しては御答弁がなかったもんですから、ちょっとお聞きできたらと思つて、お話をうかがえたらと思つています。

○河合哲平家庭児童相談室主査 先ほど申し上げました100名程度こちらで把握している児童と、実際の拠点事業をつなぐところにつきましては、おっしゃるように、この事業ができたからといって、その100名がみんながみんな使いたいというわけではないと考えておりますが、私ども関わる中で、この必要な児童には、私たちであつたり、子供との信頼関係を築いている関係機関を通じて、こういった事業があるから使ってみないか、あるいは何か支援、手助けが必要かというようなことをお声かけしていく中で、本事業を働きかけて、本人と保護者の同意が得られましたら、この事業につなぎでいきたいと思つています。

おっしゃったように、つながった児童と児童育成支援拠点事業の専門家との間のつながりについても、非常に今後事業を行っていく中では重要でありますので、この居場所で児童が生活する中で、その中で信頼関係を築いていただきたいと思つておりますし、場合によってはそこでの何か難しいことがございましたら、家庭児童相談室も関わって、その児童、家庭とこの事業の事業者との関係が円滑にいくようにサポートしてまいりたいと思つております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○中谷美樹家庭児童相談室長 今回の御質問に、少し補足させていただきます。100人に、このような対象者がいてどう呼び込んでいくのかということをおっしゃっていただいていたかと思えます。

この100人というのは、匿名の調査にはなりますので、もちろん重複もあり得ると思っております。その中で、やはりそれを出していただいたまま機関を回りまして、アセスメントという、令和8年度から御承認いただけましたら、始めていく予定でございます。

議案参考資料190ページの左側、家庭児童相談室の役割というところで、実際にこの事業は委託するとはいえ、かなりその導入に向けての家庭児童相談室職員の果たす役割が大きくて、非常にそのアセスメントから丁寧にやっていく必要がございます。その中で、対象児童を洗い出していったって、優先順位をつける中でつなげていきたいんですが、もちろん無理やりということにはならないので、そこをまず関係機関の方とどう説得していこうかという話から始まっていくというところで、非常に準備までも時間かかるかなと考えております。

その段階で、やはりもう定員の20名しかございませんので、先ほどのちょっと今後の展望とも関わるところでございますが、やはりそこでも対処し切れないというところで、実際実績のほうも入りたい人であふれるという事態であれば、もう私たちも1か所とは考えておりませんので、また今後展開していきたいと考えております。

○林 恭広委員 これ本当に、先ほど皆さんがおっしゃっておられたんで、保護者、親というところも本当に重要でというようなお話あったかと思うんですけども、ここは結局保護者もそうですけど、今の社会というものが、横のつながりも縦のつながりもあまりないというような、もう根本的なお話もあろうかと思っていて、先ほど小北委員がおっしゃっていた重層のお話なんかも非常に、理事がおっしゃっておられたそういうお話も、そのとおりかなと思っておりますので、この事業だけに考えると、正直この定員20人という、20人も集まるのかなというような、クエスチョンが今すごくあります。ちょっと僕分

らないんですけども、ちょっと考えさせていただいたらなと思っております。これは意見で。

○益田洋平委員長 質疑の途中ですが、職員入れ替えのため、暫時休憩します。

(午後5時16分 休憩)

(午後5時20分 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員 議案参考資料179ページの子供の習い事助成についてお伺いします。

まず大前提で、こっちは何で児童部になっているのか、ちょっと説明してもらっていいですか。

○井上博登子育て政策室主査 本事業は、所得格差による子供の学び経験機会への格差解消を目的としており、児童福祉の位置づけで実施していることから、児童部で取組を進めているところでございます。

○清水亮佑委員 その小学校4年生に拡大するというところで、利用率の見込みで言うと47.4%見込んであるということなんですけど、この算定根拠は何ですか、教えてもらっていいですか。

○井上博登子育て政策室主査 利用率47.4%の積算理由でございますが、こちらにつきましては、予算積算時点の令和7年度の実績値からと、その時点から昨年度令和6年度の年度末までの利用率の伸び率を参考にして算定したものでございます。

○清水亮佑委員 その都度その都度決算とか、予算とかでも、これ聞かせてもらっているんですけど、助成対象となる習い事がどれぐらい増えているのかというのを教えてもらっていいですか。

○井上博登子育て政策室主査 現時点で習い事の参画事業者数でございますが、最新、令和8年1月末時点となりますが、376の事業者に参画いただいているところでございます。

○清水亮佑委員 それは去年からどれぐらい増えたとかは分かっていますか。

○井上博登子育て政策室主査 昨年度末時点が334でございますので、42の事業者が、今年度新たに参画いただいているところでございます。

○清水亮佑委員 何か増えていっているの、ちょっと一安心しています、正直。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ただ、利用者数が伸び悩んでいるのがちょっとすごい気になっているんですけども、その辺は市としてどういう、何で伸び悩んでるかとかは分かりません。

○井上博登子育て政策室主査 本事業効果検証のアンケート等を実施しているところではございますが、なかなか正直利用されていない方からの御意見というのがいただけていないところではございます。

ただ、やはりまだ参画いただけていない事業者さんもいらっしゃいますので、そういったところで、まだ利用できないというところが一つ要因にあるかと考えております。

○清水亮佑委員 我が会派としては、もっと広げてほしいなどと言ってる手前あるんですけども、まず今、利用する資格がある人が、できたら7割、8割越えてくれたら、ちょっとうれいかなとは思いますが、何で利用せえへんのかというのを聞いて、返ってこうへん時点で多分それはちょっと難しいのかなというの、一部理解はするので、ただやれることを少しずつできたらなとは思いますが、よろしくをお願いします。

また、その習い事事業に関しても、ちょっと前の議会のときに、1年生からとか幼稚園のときからとか、何かピアノとか早いことやったほうがいと澤田委員も言っはったんで、もしよかったら、そういうのも取り入れてもらえたらなと思しますので、よろしくをお願いします。

あと、貧困の連鎖を防ぐという意義もあるとは思いますが、何か貧困やから入ったら入ったで、また別にお金かかったりとかもするじゃないですか。習い事の、例えばサッカー一つとっても、野球一つとっても、それでちょっとハードル上がったとかもあるかなとも思うので、もし可能であれば、四十何パーセントの保護者に、プラスで何かかかったりとかするのが、やっぱりちょっと抵抗ありますかみたいな、そういうアンケートとかも聞いてもらえたらなと思しますので、よろしくをお願いします。

あと、ひとり親家庭支援事業にいかせてもらいます。ひとり親の自立支援の資格取得の就労支援というところなんですけど、議案参考資料191ページにな

るんですけど、制度の見直しということだったんですけど、今回何で制度を見直すことになったのか、ちょっと市としての認識を教えていただけたらなと思うんですけど、どうでしょうか。

○馬場健太郎子育て給付課主査 委員おっしゃる今回の制度の見直しにつきましては、もともとこちら今回御提案させていただいております事業については、市として既に取組を続けてはあったもので、独り親支援の中で就労支援施策が重要なものと考え、日々支援に当たっているところ、国のほうから令和8年度予算案が示された際に、今回の拡充内容を実施した場合は、国の財源の補助がつくという府の通知がございましたので、そちらを使って、今回の拡充をということで検討させていただいておるものになります。

○清水亮佑委員 多分、僕、去年の決算か何かで、多分そこを聞かせてもらっていて、あれから看護師増えたとか、准看増えたとかというのも多分あると思うんですけど、今までやっていた分がちょっとお金、市で出す分には浮いてくるかなとは思いますが、もし可能やったら、ほかのところに振ってあげたりとか、何かそういうのができる、部局間じゃないですけど、欲している職業とちょっと難しい部分はあるかなとは思いますが、またその辺ちょっと検討してもらえたらなと思します。

あと、子育てとの両立支援ということについてちょっと聞きたくて、本制度の利用に当たって、子育て支援、生活支援など、ほかの支援制度との連携については、どういう感じに取り組んでるか、教えてもらっていいですか。

○橋本陽子子育て給付課主任 こちら子育て給付課のほうでは、独り親の方につきましては、なかなか日常生活で、今回でいうと資格取得等につきましては、やっぱり時間等の制約がある中で、日常生活支援事業やファミリーサポートセンター事業の補助の助成等をしておりまして、その資格取得等、就労等に向けて何か充実できるように日常生活の支援をしているところでございます。

○清水亮佑委員 では、吹田市のファミサポさんの登録状況は、今どんな感じが教えてもらっていいです

か。

○古田彰子のびのび子育てプラザ所長 ファミリーサポートセンター事業の登録状況をお聞きいただきましたので、御回答させていただきます。現在のところ1月末現在ですけれども、依頼会員が1,436人、援助会員が207人、両方会員が95人の計1,738人というところでございます。

○清水亮佑委員 他市もそうなんですけど、近隣他市も含めてなんですけど、ファミサポさんは、結構そのエリアによってまばらであったりとかという部分もありますんで、正直そのファミサポさん、これから増やされるかという、これだけ、さっきも林委員言っとったんですけど、縦横の関係薄れているということを考えたときに、物理的にそこからどんどん増やしていくのは難しいと思うんです。

ファミサポさんに代わるものは何かと言われたときに、今すぐ僕ぽつと言えわけではないんですけど、一定数その限界もあるということを考えたときに、それを当てに、やっぱりその資格取得するときに、看護師になりたい、准看護師になりたい、保育士さんになりたいとなっても、やっぱり独り親やからちょっと難しかったりとか、ではファミサポさんあるんで使ってくださいねと言っても、結局もうそのファミサポさんがいっぱいいっぱいになっている状態というのが、もうずっと多分なっていると思うんです。

そのことを考えたときに、何か市内保育所、せっかく保育幼稚園室でやっていることですし、吹田市全体でやっていることで、看護師さんとか、准看護師さんとか、どんどんステップアップもしていかなあかんということを考えたときに、既存の保育園で何かするというのは難しいかもしれないんですけど、何かそこら辺、ちょっと調整できたりとか、今も多分、確かやっていたと思うんですけど、何かそこら辺をもっと売っていったらいいかなとも思いますので、一応これは意見として言わせてもらいます。

では、一回置きます。

○小北一美委員 この所管でいいと思うんですが、議案参考資料181のパブリックメディカルハブ（P

MH）、これはイメージ的に言うたら、マイナンバーカードを持っていますが、保険証代わりで今使っているやつを受給者証をマイナンバーでひもづけしてやれるというふうに、簡単に言ったらそんなイメージでいいんですか。

○黒木隆介子育て給付課主査 イメージとしては、委員おっしゃるとおりでございます。

○小北一美委員 マイナンバーカードがないとできへんと思う。マイナンバーカードない方は、今までの紙の受給証で対応ということですか。

○黒木隆介子育て給付課主査 委員おっしゃるとおりでございます。

○小北一美委員 医療機関において、マイナンバーの機械がありますけども、その機械でこのやつも対応できるということですか。医療現場も何か改修せなあかんことが生じるのかどうか、ちょっと教えてもらえますか。

○黒木隆介子育て給付課主査 医療機関側で、今回の対応に伴って、そういう医療証を読み取れるようにするためには、医療機関側のレセプトコンピューターといわれる、医療機関導入されているコンピューターのほうの改修も必要ということで認識しております。

○小北一美委員 そしたら、医療機関側もある程度費用がかかるということですか。それに対する援助が何か、これは国の制度だと思うんですけど、それ何かあるんですか、医療機関に対する。

○黒木隆介子育て給付課主査 このPMH対応に伴う医療機関側の推進につきましては、国のほうで推進をしております、医療機関側のレセプトコンピューターの改修の費用につきましても、国のほうからの補助があるということで認識しております。

○小北一美委員 分かりました。

○玉井美樹子委員 重層的支援のやつで資料を頂いたその中に、子育て政策室の子育て広場の助成というのがあるんですけど、これ減額になっている理由は何でしょうか。

○知花嗣文子育て政策室主査 令和7年度予算につきましては特殊な事情がありまして、令和6年度に実施した市内全8団体の広場運営団体の選定が令和6

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

年度中に完了していなかったという事情が予算積算  
当時にありました。そのため、2団体分の運営費の  
補助単価を最も高い設定で令和7年度に計上してい  
たといった事情があり、若干令和7年度の予算が高  
く出ていたんですけれども、今の段階では解消して  
おります。そうした経過がありまして、令和8年度  
の予算が令和7年度より安くなっているといった事  
情がございます。

○玉井美樹子委員 行き場というか、広場が減ったと  
いうわけではないという理解でいいですか。

○知花嗣文子育て政策室主査 委員御見込みのとおり  
でございます。

○玉井美樹子委員 あと、もう一つ、重層的支援のと  
ころで、のびのび子育てプラザの運営費が、大幅に  
減額になっているんですが、これはどのような理由  
でしょうか。

○古田彰子のびのび子育てプラザ所長 のびのび子育  
てプラザの事業につきましては、議案参考資料のと  
ころに記載させていただいていますように、令和8  
年度から会計年度任用職員の人件費を、人事室予算  
ということで別途計上しておりますので、ほとんど  
がその費用です。あと、若干消耗品費とかの増減は  
ございますが、ほとんど予算のところは変化はござ  
いません。

○玉井美樹子委員 あと、ちょっと児童センターにつ  
いてお聞きをします。人のセンターへの配置の問題  
ですけど、事業については昨年来より年齢の拡大と  
か、不登校の受入れや事業そのものは増えていると  
思いますが、構成員さんの配置については増えてい  
るのでしょうか。

○岸川優子子育て政策室主幹 令和7年度・8年度に  
つきましては、児童館職員の人員体制や勤務日数の  
変更はしておりませんが、今後につきましては、児  
童館職員の意見や業務量の変化を確認した上で、人  
員体制の見直しの必要性を判断してまいります。

○玉井美樹子委員 今後ということですけど、そもそ  
も事業を増やすときに、そういったことは一緒に検  
討すべきだというふうに思っています。

児童館とか児童センターは、会計年度職員で、ほ  
とんどが正規の人がいない職場になります。そこで

事業をやっぱり増やすということは、直接関わるこ  
ともありますし、不登校の受入れを行うということ  
は、教育委員会との連携とか学校との連携なんかも  
行っていくわけですから、そこは短時間でも、例え  
ば正規職員の要求していくとか、そういった検討も  
含めて必要ではないかというふうに思うんですが、  
その辺りはいかがでしょうか。

○伊藤尊之子育て政策室参事 委員おっしゃっていた  
ように、業務が大分増えているというか、機  
能強化によりまして、業務の内容も変わってまいり  
ましたので、今年度末ぐらいから児童厚生員の方にも  
アンケートを取ったりと、途中からでも対応でき  
るような何か手だてを考えていく必要があるというこ  
とで、今現在進めておるところでございます。

○玉井美樹子委員 ぜひ、よろしくお願いします。

あと、南吹田児童センターの改修工事の設計が出  
されていますけど、そのスケジュールの中で、大規  
模改修中は児童センターはどうなるのでしょうか。

○原田真志子育て政策室主査 南吹田児童センター大  
規模改修中は、南吹田児童センター自体は利用でき  
ません。子供の代替の居場所の確保については、今  
後関係部局と調整を進めてまいります。

○玉井美樹子委員 子供たちが自分たちで行ける場所  
が児童センターですから、改修中とはいえ、代替の  
場所が、きちんと示されるように求めておきたいと  
いうふうに思います。

○五十川有香副委員長 資料ありがとうございます。  
ちょっと予算の件ですが、昨年までの予算要求と今  
回の予算要求の方法、状況について、担当部として  
どういう変化があったのか、お答えください。

○岡田耕一郎児童部次長 政策会議で上げられている  
資料において、本会議でも御質問いただいたところ  
ですけれども、我々としては行政評価の段階から、  
まずは前年度評価、事業を評価をする中で、当初予  
算から考えていきますので、そのルーチンの中で予  
算の準備をし、進めてきたものということが、大前  
提としてあるという形で認識をしております。

その上で、限られた財源の中で、より有効、効率  
的に事業を実施する観点から、御答弁申し上げてい  
たように、必要不可欠な事業ですとか、何か工夫で

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

財源を縮小できるような事業がないかということ、部内でも検討を進めてきたという形で、今年進めてきたものと考えております。

○五十川有香副委員長 具体的に予算の上げ方が、少し変わったということで理解してよろしいですか。前年度を評価する中で、予算を考えていたというのは、多分それまでもそうなのかなと思うんですけど、変化というか、どの部分が変わったのか、それもお答えいただけますか。

○岡田耕一郎児童部次長 副委員長御指摘のように、部内での上限額というものが、新たに導入されたこともありますので、この辺りにつきましては、要求資料の5ページにもありますように、政策会議を受けた後、部内の管理職会議で、各部局において精査をしたものを、部長にも当てながら、部内の協議をし、共有をした上で、一旦部内でどれぐらいの金額になっているのかということも、けんけんがくがく議論をしながらというような工程が増えましたが、先ほどの繰り返しになりますが、基本的には我々が今までやってきたことについて踏襲をする形で、予算の精査に努めてきたという形で考えております。

○五十川有香副委員長 分かりました。

次、行きます。先ほど、児童センターのお話ありました。私のほうは、五月が丘の児童センターで、閉館中の子供たちの居場所を、先ほどの南吹田児童センターはこれからということですが、五月が丘児童センターも工事が始まりますので、具体的にどのような場所が利用できるのか。東佐井寺のその地域の子供たちはもちろんのこと、既に中学生だったり、不登校児童なども全館受け入れているということであれば、五月が丘も一定数いらっしやると思いますので、そういったことを含めて、児童、生徒への周知方法を教えてください。

○尾崎聡葉子育て政策室主幹 五月が丘児童センターにつきましては、工事を2期に分けて進める予定としておりまして、第1期目に児童センター、第2期目に公民館及び高齢者いこいの間を実施する予定としています。

御利用いただけない期間につきましては、公民館と児童センターで相互に利用することを検討して、

調整しております。

周知方法につきましては、子供たち及び運営委員さんに、運営委員会につきましては令和7年5月及び7月に実施しております。

○伊藤尊之子育て政策室参事 先ほどの答弁のちょっと補足になってまいります。周知につきましては、市のホームページでありますとか、学校への直接の周知等で、一定皆様に広く周知が行き渡るように考えております。

○五十川有香副委員長 学校というのは、いわゆる東佐井寺と佐井寺中だと一定分かるかと思うんですが、そのほかの小学校からも来ている子たちもいるであろうというのを推察しますので、それであれば、少なくとも全校にそれをされるのであればそれぐらいするのか、ちょっと一定のそのホームページというのは足りないと思いますけど、その点いかがですか。

○伊藤尊之子育て政策室参事 先ほどの御答弁ですけれども、ホームページはもちろん掲載させていただくんですけれども、最近は校長指導連絡会とか、教育委員会と連携しまして、直接生徒の皆様へ御周知できるようになっておりますので、全校への配付も、場合によっては可能かと考えております。

○五十川有香副委員長 分かりました。

あと、先ほど言っているように、今年度から中学生の利用ができるようになったということで、大規模改修に当たっては、不登校児童であったり、中学生の利用も考えての整備というのが必要ではないかと考えますが、五月が丘はもう工事が始まっていますが、その点は今年度設計している中で一定考えたのであれば、それを教えていただきたいのと、あと南吹田、今後の設計に当たっては、そういった対応が必要かと思いますが、具体的にどのように考えておられるのか、お答えください。

○原田真志子育て政策室主査 五月が丘児童センターにおいては、子供の意見聴取において、中学生になっても室内で思い切り遊びたいという意見も聞いており、大規模改修工事においては、遊戯室等に強化ガラスを入れるなどの安全に遊べる環境を整備しています。

また、今後の大規模改修においても、実際に利用

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

する中学生の意見を聞くなど、ニーズを確保した上で、ハード面の要望がございましたら、大規模改修に反映させていきたいと考えております。

○五十川有香副委員長 十分に話を聞いて、願います。

今、子供の意見表明ということで言っていました。実際に、資料請求で資料も頂いております。ありがとうございます。

ただ、ありがとうございますんですけど、残念ながら予算がほとんどついていないというところが、非常に残念だなと思っております。といいますのも、吹田市はこども基本法に基づいて、こども計画が策定されて1年が過ぎているかと思えます。こども基本法第11条において、国及び地方公共団体に対して、子供等の意見を反映させるために、必要な措置を講ずることを義務づける規定が設けられています。

今回予算がかなりないというところ、その子供政策に限らず、全庁という形でこの分科会の分と、文教の分と二つ頂きましたけれども、非常にそういったところが、まだつけられていないなというふうに思いますが、その点はいかがお考えですか。

○西浦弘基子育て政策室主査 今、副委員長のおっしゃったとおり、こども計画におきまして、基本目標1の中で、子供の意見表明というところを掲げているところでございまして、今年度から試行的取組のところを進めさせていただいているところでございます。

その上で、子供の意見表明の仕組みづくりを進めていく上で、現段階では仕組み化のために職員がまず動くことと並行しまして、試行的な取組を実施していくことに重点を置きましたため、事業予算にはこだわらない内容となりました。

○五十川有香副委員長 具体的にどのように動いておられるんですか。

○西浦弘基子育て政策室主査 令和7年度の子供の意見表明の取組につきましては、全庁横断的に対応するために、子供政策推進委員会の中で子供の意見表明の取組の方向性を報告しますとともに、試行的な取組としまして、吹一小でのすいたこどもかいぎ、高校生、大学生を対象とした大阪学院大学高校、大

阪学院大学への課題解決型授業にて、子育て政策室からテーマを提供させていただいたというものを実施するとともに、中学生を対象とした取組としても、児童部ではないんですけども、博物館のほうで、同じように課題解決型事業の中で、テーマを提供しております。

それに加えまして、子供、若者の意見表明の仕組みを進めていくにつきまして、ガイドライン概要案を作成しているところでございます。

また、令和8年4月から実施します誰でも通園制度の条例に対するパブリックコメントを募集する際に、就学前児童、小学生、中学生を対象とした子供のアンケートを実施しております。

○五十川有香副委員長 頂いた資料では、正直もう少し事業としてできるんじゃないかと思っておりますので、令和8年度、今、予算としては、児童部の分ぐらいしかないですね、予算は。ほかの部局は予算をつけていないところがほとんどですので、十分に話を聞く体制というのは、必要であれば予算をつける必要があるかと思えますが、その点、今、試行的にやっていて、この辺りがもう少し仕組みとしてできるかなというふうな思っておられることあれば、お答えいただけますか。

○西浦弘基子育て政策室主査 先ほど申し上げました試行的な取組の中の小学校、中学校、高校の取組につきましては、今年度、まず児童部子育て政策室におきまして、テーマ提供をさせていただきましたが、毎年実施している可能性が高い内容というか、各学校で毎年実施を検討しているものでありますため、毎年児童部だけではなく、それ以外の所管につきましても、子供の意見を聞く機会というのを募って御案内していければと考えております。

○五十川有香副委員長 やはりこちらの子育て政策室が、十分に職員に対してそういった、まずは研修とかもされているというのも聞いておりますので、それは非常に大事なことだと思いますし、それと併せて仕組みづくりについても、各所管も予算が必要なものはしっかりとつけられるような、それをサポートというか、旗振ってやっていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○西浦弘基子育て政策室主査 今、副委員長のおっしゃったとおり、今年度、職員に対する子供の意見表明についての研修というのも実施しております。

そういった中で、庁内全体にわたって子供の意見表明に対する意識の醸成を図っていくとともに、子育て政策室が先頭を切って、各所管のほうで新たな取組というのを進めていけるきっかけをつくっていければと考えております。

○佐野直樹子育て政策室主幹 答弁に補足させていただきます。副委員長おっしゃるとおり、今年度、令和8年度は予算のほうはついておりませんが、例えば今、担当のほうで御説明したワークショップなどをやるに当たっては、ファシリテーターなども必要なと考えております。例えば、来年度はファシリテーターにつきましては、こども家庭庁が主催している子供意見ファシリテーター養成講座を受講した職員がファシリテーターをすることも可能かと考えておりますけれども、また令和9年度以降につきましては、予算の要求も含めて考えていきたいと思っております。

○五十川有香副委員長 御存じだと思いますけど、こども家庭庁からも様々な事例とか、予算のほうも出ていますので、それは単費でということではなくて、十分に活用していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○澤田直己委員 質問1個思い出したんですけど、子供の習い事助成費用の、これ拡充分の予算だけ書いていますけど、総額幾らですか。委託料と助成金と分けて。

○井上博登子育て政策室主査 まず、今事業の運営業務の委託料でございますが、こちらにつきましては5,392万1,230円となります。こちら拡充分を含むものとなっております。また、対象者に交付する助成金といたしましても、拡充分を含めまして8,048万5,200円となります。

○澤田直己委員 対象の小学校4年から中3の総数と、想定される利用率、利用人数を教えてください。

○井上博登子育て政策室主査 令和8年度、小学校4年生から中学3年生までの対象児童・生徒数の見込

みといたしましては1,415人を見込んでおります。

このうち47.4%が利用されると込んでいるところでございます。

○澤田直己委員 47.4%、人数でいうと何人ぐらいですか。

○井上博登子育て政策室主査 おおよそ670人ほどとなります。

○澤田直己委員 なので、委託料がめちゃくちゃ高いじゃないですか。それで利用率が47%と半分以下じゃないですか。これ対象者全員にこの1億3,000何万円を、現金で配れば一人頭13万円ぐらい配れるんです、全員に。対象、実際47.4%の見込みやから670人でしょう。そうなってくると、一人20万円配れるんです。いや、これ壮大な無駄がないですか。それはどう思いますか。

○井上博登子育て政策室主査 本事業につきましては、経済的理由による子供の習い事の体験機会の格差を解消としておりまして、利用負担なく習い事をお使いいただけるというところで、クーポンを利用した本事業の実施を行っているところでございます。

本事業につきましては、そういった事業を行う上で、必要なものについては、一部委託をさせていただいているものでございまして、そういった費用がかかっているというふうに考えております。

○澤田直己委員 何でも委託料とか事務料がかかるんですけど、一定はね。

ただ、よく参政党さんとか、維新さんも、めちゃくちゃそこを否定していると思うんですけど、えらい推進してはるけど、ちょっとかかり過ぎやし、いや、これだけかけるんやったら、もう利用見込みが70%とか、80%ぐらいあるんやったらまだしも、半分以下やから。これちょっとどうなんですか、上がっているんですか、実際利用率は。

○井上博登子育て政策室主査 利用率でございますが、昨年度1年間の利用率が約41.5%でございまして、現時点、令和7年度の令和8年1月末時点で、約44.3%となっておりますので、利用率につきましては上昇傾向でございます。

○澤田直己委員 ちょっとずつは、3%ぐらい上がっているということなんですけど、いや、これでも本

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

腰というか、どうやって上げるんですか。しっかり上げていただかないと、何か現金配っちゃうと、そもそも習い事に使わないとかいう問題も出てくるから、それはそれでどうやねんとなってくるねんけど、目標あるんですか。見込み利用率、設定はあるんですか。例えば、何年以内に何ぼとか、何年度までに何ぼとか。

○井上博登子育て政策室主査 本事業は、経済的理由により習い事を諦めることがないよう助成を行うものと考えておまして、必ずしも利用率100%を目指すものではございません。

ただ、具体的な数字となりますと、なかなか難しいところがございますが、対象世帯の子供が通いたい習い事に通えるよう、より利用しやすい制度となっていくように、引き続き事業の推進に努めてまいります。

○澤田直己委員 これは事業を開始してから何年かたっていると思いますけど、使いたくなるような仕組みとか制度というのは、それは日々、毎年改善されているんですか。周知、知っている人が増えたから、3%ずつ増えているんじゃないかと、そもそも使いやすい制度になったりとか。皆さんも、ちろん周知も含めて、力入れたから増えているのかという、その辺が抜本的に改善されないと、これ毎年3%上がったら、いつになったら60、70%になるねんという話なんで、その辺どうなんですか。

○井上博登子育て政策室主査 本事業は、令和6年度、昨年度から実施をしているところでございまして、今年度はまず利用しやすい制度となるよう、昨年度は月1万円ずつクーポンを交付したところでございますが、例えば夏期講習や初期費用等で使いやすくなるように、年額、上限でございまして12万円を一括で交付して、使いやすい制度となるように、利用制度の拡充を行っているところでございます。

また、周知におきましても、各関係機関、福祉部や教育委員会等と連携して、周知を努めてまいりますので、引き続き事業の推進に努めてまいります。

○澤田直己委員 これ習い事だから幅広い習い事ありますけど、多分塾が一番多いと思うんですけど、それは間違いはないですか。

○井上博登子育て政策室主査 委員の御認識のとおりでございます。

○澤田直己委員 塾とか、公文とか、公文が使えるか分かんないですけど、そういう習い事。要するに、勉強みたいところが非常に多いと思うんですけど、その割合とかまでは分からない。

○佐野直樹子育て政策室主幹 割合で申しますと、学習塾が全体の70%を占めておまして、その次に英会話教室、スポーツクラブと続いております。

○澤田直己委員 いや、もう僕が3年前指摘したとおり、もう塾代クーポンなっていますやん。予想はできたことですけど、これ塾の中に、まずそもそも公文が対象なのかと、そこを教えてください。

○井上博登子育て政策室主査 教室ごとに申請していただいておりますので、ただ公文といたしましても、そういった名称の塾につきましても、参画いただいている事業者はございます。

○澤田直己委員 だから、塾の70%の中に、いわゆる学習塾とか、集団塾、個別塾だけで70%なのか、そこには公文とかも入っているのか。公文式でも、何々式でもいいけど。

○井上博登子育て政策室主査 先ほど、70%利用実績額を基にベースでお答えさせていただいておりますが、公文塾等につきましても、学習塾として含めているものでございます。

○澤田直己委員 だから、もうほぼほぼこれ塾代クーポンということが分かったんですけど、それやったら福祉部がやっている学習支援の事業があるじゃないですか。そこを拡充したり、そっちも当然委託料を払っているやろうけど、その行ける場所を増やしたりとか、人数拡充したりとかしたほうが、この対象も近いところを対象にしているわけでしょう。生活保護とか、児童扶養手当とか、独り親世帯とか、そういうところを対象にしているということは、対象者もたしか近いはずやから、そこをがっちゃんこして、集中投資したほうがきれいというか、有効活用というか、限られた予算の、になるん違うかなと思うんですけど、それどう思いますか。

○井上博登子育て政策室主査 生活福祉室が実施する学習支援教室、こちらにつきましても、おっしゃる

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

とおりに対象世帯がかぶる部分がございますが、主に学習環境や生活習慣に課題のある中学生を対象に事業を実施しているものと認識しております。

対して、子供の習い事事業、おっしゃるとおり学習塾が多くを占めてはおりますが、ただ体験・経験機会の格差解消を目的として、学習塾以外にも活用いただくものでございますので、またちょっと異なる事業であると考えております。

○松永智美子育て政策室参事 この事業につきましては、令和6年度から実施をしてきておりますが、令和7年度に入りまして、各学年の利用率等を見てみますと、年齢の低い学年の利用率は、昨年度より伸びてきております。

そういった傾向を見ますと、学習塾以外の利用も周知をしたことによって、利用率自体は上がってきているものと考えております。

そういった傾向も考慮しまして、今回提案をさせていただきます。今回提案をさせていただきます小学校4年生からの利用者とするを提案しているものでございます。

○道場久明児童部長 本事業につきましては、これまでのその取組状況、それから利用実績の推移などを分析いたしまして、対象者のニーズを分析、把握した上で、来年度拡充するというので、小学校4年生からを対象経費として、予算計上させていただいているところでございます。

委員御指摘のように、利用率の向上につきましては、引き続き対象者にピンポイントに届くような方策を検討した上で、なおかつ委託料の金額の多寡というところもございますけど、そのことについても、本市として適切な事業構築の検討というものについて、さらにしていく必要があるというふうに認識してございます。

○澤田直己委員 反対まではしたくないんですけど、拡充するんやったら、まずそこを上げてほしいです。47%とかじゃなくて。福祉部の事業と対象は近い、内容はちょっと違う、いやそれは部署が違うから、それは当たり前なんで、それこそ皆さんがよく言う事業の再構築の中で、福祉部がやっている塾の部分と、こっちのやっているクーポンの部分のいいところ取りじゃないですけども、再構築の中で、その折衷

案みたいなものをつくり出せばいいわけですし、例えば交流活動館なんかでそろばん教室とか、書き方教室とか、いろんなことを格安でやっていて、一瞬で埋まるわけです。あんなん多分ほとんど知らないです、みんなあることを。

だから、そんなところに拡充してくれたほうが、コミセンでやったり、あちこちでやってくれたほうが、もっといろいろな子が家の近くで使えるし、市の公共施設の有効利用にもなるわけだし、もうちょっと幅広く考えていただきたいなと思いますね、ほんまに。まあ、いいですわ。

終わります。

○中西勇太委員 遅い時間になってはいますが、少しだけ、先ほど御指名もいただいたような感じだったので、さっき澤田委員がお話していたことをすごく大事だと私も思っていて、いかに伝えようとしておられるかを、私ちょっと本当に大事だと思っていて、プッシュ型で伝えるような通知、私も子育てしていますが、両親とも本当に忙しくて、情報を自分で取りに行く時間なくて、私の経験でも申請し損ねたというような事例もありました。

しかも独り親とか、問題のある家庭、貧困ということになると、それがさらに情報取れなくて、子供の習い事費用助成事業だったら、本事業の趣旨である貧困の連鎖を防ぐということ自体が、やっぱりその情報取れないということになっていると思うので、LINEとかは、僕もLINEというそのものに対してはいろいろ思うところありますけど、ただ吹田市の公式のLINEのところ、そういう支援を広げたいものについては、LINEで届いているのかなと思ったら、やっぱり私の知る限りは、子供の習い事助成に関しては、プッシュ通知では届いていなかったように思います。

そういうことを広げるというか、ホームページにありますだけだと見当たらないし、LINEのところで見えていく、吹田市のすくすく、あそこで調べても習い事はたしか出てこないです。その辺り検討される予定とかありますか。

○佐野直樹子育て政策室主幹 委員から御提案いただきましたプッシュ通知、我々のほうでも検討はさせ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ていただいたんですけれども、本事業が、事業対象者全体のうちの割合でいいますと、7%ほどの方しか対象にならないというところもありまして、全体へのプッシュ通知というのは控えておるところでございます。

一方で、今回利用率が低いということなんですけれども、分析いたしますと、生活保護受給世帯の方が特に低いというのが分かりました。ですので、我々としまして、福祉部とちょっと連携しまして、ケースワーカーのほうから、直接対象者の方へアプローチしていただくということも、ただいま進めているところでございます。

○中西勇太委員 もう一言で最後にします。本当にこの子供の習い事費用助成だけじゃなくて、さっきも申しましたが、子育て政策とか支援給付とかというところは、本当に知ることができなくて、申請できなくて、しかも申請する暇もない。そんな余裕もない。

しかも、習い事に子供を通わせようという意識さえ持っていないレベルになっている御家庭も多いのが事実だと思うので、できるだけプッシュ通知とか、本当に親御さんがインスタグラムとかで、そういうSNSで不必要なものを見ているところに広告費がかかりますけど、吹田市からのいろんな告知が出てきたら、きょうび、そういう能力がスマホとかにあります、必要な人のところに出てくるというのがありますから、そういう予算も検討いただくとか、本当にいろんなことを考えて、プッシュ通知でしっかり伝えるというところをやっていただけたらと思います。

○益田洋平委員長 ほかに質問ありませんか。

(発言なし)

質疑の途中ですが、議案第31号中、児童部所管分、議案第19号中、児童部所管分及び議案第27号に対する質疑は保留します。



○益田洋平委員長 以上で、本日の分科会を閉じたいと存じます。

今回は、3月9日(月曜日)午前10時に再開しますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

(午後6時12分 散会)

# 予算常任委員会健康福祉分科会審査順位（案）

令和8年2月定例会  
(2026年)

## 1 健康医療部関係

- 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第32号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分
- 議案第20号 令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第24号 令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算

## 2 児童部関係

- 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分
- 議案第27号 令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算

## 3 福祉部関係

- 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第34号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分
- 議案第23号 令和8年度吹田市介護保険特別会計予算

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

予 算 常 任 委 員 会  
健 康 福 祉 分 科 会 記 録

会議日 3月9日(月)

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月9日(月)

開会 午前10時2分 閉会 午後6時22分

○場 所

第3委員会室

○出席委員

委員長	益田洋平	副委員長	五十川有香
委員	中西勇太	委員	玉井美樹子
委員	清水亮佑	委員	林恭広
委員	澤田直己	委員	小北一美

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[総務部]

危機管理監	岡田貴樹	危機管理室主幹	塩津達哉
-------	------	---------	------

[児童部]

部長	道場久明	次長	岡田耕一郎
保育幼稚園室長	湊崎雄作	子育て政策室参事	松永智美
保育幼稚園室参事	川部晋也	保育幼稚園室参事	平野さおり
保育幼稚園室参事	安井基樹	保育幼稚園室主幹	山口むつみ
保育幼稚園室主幹	石井由佳	保育幼稚園室主幹	堀一也
保育幼稚園室主幹	木戸裕子	保育幼稚園室主査	大槻仁
保育幼稚園室主査	増田有花	保育幼稚園室主査	若生千紗
保育幼稚園室主査	枘田一人	保育幼稚園室主査	尾嶋潤一
保育幼稚園室主査	山本文浩	保育幼稚園室主任	三井祐摩
保育幼稚園室係員	坂井皐月		

[福祉部]

部長	梅森徳晃	次長	田畑茂洋
福祉指導監査室長	安宅千枝	高齢福祉室長	竹本和倫
障がい福祉室長	吉村恵	総括参事	朴裕輝
福祉総務室参事	齋藤知宏	生活福祉室参事	小林一生

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

生活福祉室参事	武田智広	福祉指導監査室参事	西村桂太
高齢福祉室参事	村山靖子	高齢福祉室参事	山際順一
障がい福祉室参事	平井圭介	障がい福祉室参事	金崎智子
福祉総務室主幹	持永夏子	生活福祉室主幹	橋田直樹
高齢福祉室主幹	外山雄一郎	高齢福祉室主幹	井上孝昭
高齢福祉室主幹	三浦いずみ	高齢福祉室主幹	中西典代
高齢福祉室主幹	竹田陽一	高齢福祉室主幹	高畠真人
障がい福祉室主幹	清家裕子	障がい福祉室主幹	池田さとみ
障がい福祉室主幹	宮川公平	障がい福祉室主幹	十川勇志
障がい福祉室主幹	山田卓生	高齢福祉室主査	丸田佳代
高齢福祉室主査	川田美穂	障がい福祉室主査	中岡伸之
障がい福祉室主査	川島奈津美		

○議会事務局出席職員

主査	今井理香子	主査	水落康介
主任	藤井勇氣		

○付議事件

議案第31号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
議案第19号	令和8年度吹田市一般会計予算中分担分
議案第27号	令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
議案第34号	令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第23号	令和8年度吹田市介護保険特別会計予算

（署名又は押印）委員長

---

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

(午前10時2分 開会)

○益田洋平委員長 ただいまから、予算常任委員会健康福祉分科会を再開し、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○

○益田洋平委員長 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)中、児童部所管分、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、児童部所管分及び議案第27号 令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算を一括議題とし、質疑を行います。

なお、本議案に関係する総務部の職員にも出席いただいておりますので、よろしくお願ひします。

質問があれば、受けることにします。

○林 恭広委員 議案参考資料211ページに書いてある話でございますけれども、そもそも実施したのに不調となって、物価上昇等を考慮するというふうに書いてあるんですけど、不調となった理由とか、今回こういうふうに変更になったという大枠をお答えいただけたらなと思います。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 不調要因につきましては建設資材価格の高騰や人手不足など、建設市場環境を取り巻く環境の影響を受けているものと考えております。

○林 恭広委員 その影響を考えたから、今回、予算を新たに設定するというようなことかと思うんですけども、今回の予算で今お答えいただいたようなお話というのが別に問題ないというふうに思われておられるのでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 令和8年度の設計価格につきましては、国の法令や積算基準に基づき算定されるものでございますが、この予算額につきましては昨今の物価高騰、この影響額を見込んだ上で予算額として提案させていただいているものでございます。

○清水亮佑委員 入札のことについてお伺いしたいんですけど、今回、入札はなかったということで合ってますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 今回、不調に終わった入札につきましては、昨年12月5日に公告されま

して、参加申請期限である12月23日時点で、いずれの事業者からも申請がなかったものでございます。

○清水亮佑委員 不調となった理由について、市はどういう感じに思ってるのか教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 不調の要因につきましては、先ほど申し上げたところと重複いたしますけれども、やはりこの建設の市場環境、人手不足であるとか、建設資材価格の高騰、様々な要素が考えられると思っております。

次回の入札につきましては、次回の入札の成立の可能性を高めるための対策、これをしっかりと講じていきたいと考えております。

○清水亮佑委員 前回は16億7,220万円で、今回が17億3,362万円で、大体差額が6,100万円ということなんですけど、工事の着工のタイミングのときに3.6%ぐらい増かなとは思うんですけど、これで具体的に手挙げてくれそうな業者は、ある程度話をつけているのか教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 入札に関する事項でありますので、具体的な事項については現時点ではあまり申し上げることはできませんけれども、今回の不調結果を踏まえた上で、次回の入札成立を高めるための設計内容であるとか、設計価格、工期、発注条件等を十分に精査した上で、次回の入札成立を高めるための対策をしっかりと講じていくというところでございます。

○小北一美委員 先ほどの委員との関連もあると思いますけども、この再入札に当たって、この単価の見直し以外の改善策がなかったら、再び不調となる可能性もあると思うんですけど、再入札で確実に応札が見込めると判断した根拠は何でしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 次回行う再公告による入札につきましても必ず成立するというふうに断言することはできませんけれども、今回の不調結果を踏まえ、不調要因をしっかりと分析しながら、次回の入札成立の可能性、これを高めるための対策を講じていくというところで、仮に再度不調となった場合でも、条件や手法を見直しながら、あらゆる対策を講じていきたいと考えております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○**小北一美委員** 今回は岸部中北住宅跡地の備蓄倉庫との複合施設ということですが、認定こども園と備蓄倉庫を同一敷地に置くことによるリスク評価をどう行ったのかということと、災害時に備蓄倉庫へ物資搬入、搬出を行う際、認定こども園の園児の安全動線をどのように確保するのかについてお答えください。

○**木戸裕子保育幼稚園室主幹** 複合化のメリットとしましては、同一敷地内での併設によりまして公共用地をより有効に活用できるということが挙げられます。また、年に二、三回程度、防災用品の入れ替えのための防災用備蓄倉庫の搬入に要する車両等の出入りがございますが、搬出の際は、登降園時刻を避けることにより、通園用の門と車両用の出入口を分けて動線を確保することにより、運用が可能であると考えております。

また、災害時には園児の登園・降園用の出入口を別に設置するという事も検討しております。

○**玉井美樹子委員** 資料頂いてありがとうございます。

入札不調による工事費の増額と、人件費や資材の高騰は一定仕方ないとして、工事の内容の見直しを行うということはされなかったのでしょうか。

○**三井祐摩保育幼稚園室主任** 発注に当たりましては工期、設計価格、設計内容、これらに基づき発注条件を設定して入札するということですが、設計内容、工期などの内容については現時点では見直しを行う予定はございません。

○**玉井美樹子委員** 予定もないということで、例えばですけど、民間とかの建て替えで同様のことが起こる場合は、工事内容の見直しも含めてね、それで再入札をするというふうに思うんです。あと、できるだけ交付補助金申請の関係もあるかもしれませんが、できるだけ工事が年度をまたがない努力をして、補助の申請をするということもあるというふうに思いますし、市はそのようにアドバイスをすることがあるというふうに思うんですけれども、市の工事の場合は、何で今回は増額をするのみで、工事の見直しなどの、今後も予定がないということで、本来はそこをやらないといけないんじゃないかなというふう

に思うんですけれども、それを行わなかった理由を説明してください。

○**三井祐摩保育幼稚園室主任** まず、今回の岸部中（北）住宅跡地での複合施設につきましては入札が不調に終わったというところで、来年度の入札成立、これに向けての設計価格の単価、これに伴う物価高騰等の影響額を鑑みて予算額を積算したものでございます。

また、民間での建て替えなど、これについての入札が不調に終わっているとか、そういったお声というのはお伺いしていますので、引き続き、こういった事例もしっかりと研究しながら、この補助制度の在り方については検討していきたいと考えております。

○**玉井美樹子委員** 私、民間の補助制度の在り方でなくて、民間は入札が不調に終わった場合は工事内容の見直しをしてから再入札かけるわけですよ。これも岸部のこども園とその防災備蓄倉庫の複合施設も入札が不調に終わったから、再入札のために増額をしてってということじゃないですか。増額だけでなく、工事の内容、設計そのものを見直ししなかったら、ずっと市の工事は増額し続けるけど、民間は入札できるように、なるべくどこを減らすのかとか、そういった対策がされるわけですよ。市がそういうふうにアドバイスされたりすることもあるのかなというふうに思うんですけれど、そこがないのが物すごく今回はアンバランスやなというふうに思うんですけれど、何で設計の見直しをされなかったんですか。

○**安井基樹保育幼稚園室参事** 今回の整備計画に当たりましては、当初の予定から供用開始のほうに影響しているというふうな状況を受け止め、この点に関しては保護者や園児、地域の皆様にも大変心苦しく思っております。

内容としましては、今まで現場の職員の先生であったりとか、既にもう設計のほうでも形をつくっているところもございまして、一定この形で整備計画というのは進めていきたいというふうに考えております。

○**玉井美樹子委員** 私は本当にこの形が必要なのかどうかも含めて、再入札するというものであったら、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

多額の費用を本当にここでかけなあかんのかも含めて、工事の中身、設計も含めて見直しをして再入札に臨むべきな人と違うかなというふうに思うんです。出していただいた資料を見ても、工事費、大分上振れますよね、人件費が上振れするのは仕方ないし、資材も高騰してますから、その辺りを考えれば、例えばですけど、子供たちも移動しなあかんので、年度をまたぐとかそういった支障がないような工事内容に見直しをするとか、来年度の入札でも、もともとの工期で間に合うタイミングはないのかとか、その辺りの精査をした上で再入札に臨むというのが私は必要だったんじゃないかなというふうに思うんですけど、なぜそれは検討されなかったんでしょうか。ちょっと理由がよく分からないんですけども。

○坂井阜月保育幼稚園室係員 両園共に老朽化が進んでおりまして、一日でも早く新しい環境の下、両園の在園児に通ってほしいという思いから、今回、年度途中での開園を予定しております。

○玉井美樹子委員 もともとは新年度に移動することやっと思ったと思うんですよ。この入札不調によって年度をまたぐことになったというふうに思うんですけども、それだったら、例えばですけど、併設するのはもうやめにして、こども園として単独でやるとか、そういったことも含めて再検討が必要やっったんと違いますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、この統合の計画につきましては両園ともに築50年以上と老朽化が進んでいるというところで、園児の生活環境改善のためにも建て替えが必要な状態でございまして、その中で両園のちょうど中間にある市営住宅跡地、ここに統合整備することで将来的な施設運営管理の経費の削減が見込まれるとともに、多様な保育ニーズへの対応ができるものと考えております。そういった統合整備をしていくという必要があるものと考えております。

○玉井美樹子委員 私が申し上げているのは、こども園の統合整備だけでなく、ここ、備蓄倉庫も併設されますよね。そのことによって広い工事範囲にもなりますし、そこの予算の見直しもあるというふうに思うんです。だから、その老朽化しているからっ

ていうのは分からなくもありませんけども、だったら、50年超えてるところはこういうふうに全てやっっていくという理解でいいのか、そうじゃないところも残されていますよね。なぜかここだけ入札が不調だったからといって工事の内容何も見直さずに、単純な増額というのは私はどういうことなかなと、理由がよく分からないんです。何度聞いても同じ答えしか返りませんので、何で設計内容の見直しからしなかったんかというのは、それは危機管理室もですけど、児童部もなぜ一緒に見直しをしなかったんですか。

○湊崎雄作保育幼稚園室長 この統合建て替えに当たりましては、先ほど来申請しています園舎の老朽化、非常に大きな問題であると思っております。園児に適切な環境を与えるってところが早急にやっっていくといけないというところでございますし、防災備蓄倉庫のほうも、今仮設ではございますけれども、これは地域としても必要やというところから複合化しているところでございます。

設計に当たりましては、必要最小限度の内容でして、庁内で精査に努めてきたところでございまして、この流れで整備のほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思えます。

○道場久明児童部長 玉井委員御指摘の件につきましては、実は担当理事者間、私も含めて、再入札に当たって、早期に対応できるような、落札できるように何ができるのかというその御検討の際には、御指摘のように、設計の見直しについても論点の一つとしてはございました。ただ、今の提案させていただいてこの設計の内容が、地域の方の御意見、あるいは現場で働いている保育従事者の意見も踏まえて最適であるというふうなことも踏まえまして、同じ設計で今回上げさせてもらって、設計金額を変更させていただいたものでございます。

○五十川有香副委員長 予算積算当時の単価と、今回の単価ってというのは具体的にどの程度変化されたんでしょうか。

○木戸裕子保育幼稚園室主幹 要求いただいた資料の16ページ、こちらが工事費増額の内訳となります。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和7年度当初予算で予算時に債務負担行為として計上していた額が16億7,220万8,000円、今回の令和8年度当初予算で上げたものと、令和9年度の債務負担で計上させていただいた額、総額で18億368万6,000円となります。増減額につきましては、表の一番最後になります1億3,147万8,000円となります。

○五十川有香副委員長 金額じゃなくて具体的な単価ですね。例えば人件費とかで何パーセント上がったとか、その辺りは把握されてないんでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 この設計価格、設計内容、工期などの算定につきましては専門性を有する部分でございますので、資産経営室が所管のほうになりまして、その中で数字としてはじいていただいているものでございます。

詳細な積算方法であるとか、その辺りの認識までできておりませんが、この増額分が令和8年度の設計単価に対して昨今の物価高騰の影響額を見込んだ金額の増額分であると認識しております。

○五十川有香副委員長 資産経営室に専門的な知識をサポートいただいたのは理解できますけども、その上で皆さんは予算提案されてますので、認識ができていないというのがまずどうなのかということに改めて思いますので、その点はしっかりと認識していただきたいなと思います。

この1年間で高騰したということですが、急にこの12月に入って高騰したとは思えないですね。当初予算に向けて令和7年度に積算されましたけれども、実際は入札が12月になったんですが、これは当初の予定どおり12月なんですか。当初は秋とか夏の予定だったけれども、冬になったとか、その辺りの経過をお答えいただけますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 今回不調になった入札につきましては当該用地では埋蔵文化財調査中でして、この埋蔵文化財調査に一定のめどが立たないと、今回不調になった入札の実施というものが困難であったために、今回不調となった時期となりました。

○五十川有香副委員長 埋蔵文化財の調査がある程度整ったのは何月ですか。

○坂井皐月保育幼稚園室係員 埋蔵文化財の調査が最後に整った時期につきましては1月31日の現地説明

会、地域の方々への埋蔵文化財の説明会をもって完了したものと考えております。

○五十川有香副委員長 入札できるなというふうに判断された時期はいかがですか。

○木戸裕子保育幼稚園室主幹 この岸部の複合施設の件につきましては、もともと令和9年4月の開園を予定していたんですけれども、令和6年度に実施した試掘調査におきまして、埋蔵文化財調査、本格的な調査が必要ということが判明したため、この令和7年度の予算積算時に、令和7年度の計画を立てる中で、今回の入札時期という形になっており、入札時期を決定したものです。

ですので、令和7年度当初からのこの12月の入札という時期は予定していたものとなります。

○五十川有香副委員長 予定していて、実際その6月の時点で本格的な調査が必要と判明したということですが、先ほども言いましたけど、物価高騰はずっと続いていたわけであって、要は入札を判断するまでの5月定例会、9月定例会とありましたけれども、その辺りで実際高騰が予測されたのではないかなと思います、その点いかがですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 入札不調につきましては、この設計価格は法令や国の積算基準に基づき算定されるものでございます。その中で公共工事につきましては、この適正に算定された価格であっても建設市場環境の影響を大きく受けるため、入札が成立しないケースが生じるというような特性がございます。その中で次回入札に向けてどのようなことができるかっていうところをしっかりと精査しながら、必要な対策を講じていきたいと考えております。

○五十川有香副委員長 入札する前から不調になると分かってたということですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 入札不調については一定程度想定されていた部分もございますが、適正に算定された設計価格の下でも入札が成立する可能性もあるということで、今回の入札を実施したというところがございますので、入札につきましては必ず成立するとか、必ず成立しないということは入札前の段階で断言できることではございませんので、適正に算定された設計価格、この下で入札を実施し

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

た結果、今回は不調になってしまったというところ  
でございます。

○五十川有香副委員長 例えば、ほかの部署とかだっ  
たら、もうそれを見越して補正予算で上げてこれら  
るっていうのはあるんですけど、今の答弁だったら、  
一定難しいかもしれないけど適正な価格でっていう、  
非常に矛盾して、行政の手続のために、吹田市民が、  
この地域の方々の子供たちが通園する、開園の時期  
であったりとかそういったことも変わってくるって  
いうのは、あまりにもおかしいんじゃないかなと思  
います。その点は12月前に分かっていたんであれば、  
いわゆる9月定例会とかで、再度精密的に精査した  
結果、この程度必要だったとかそういうのができ  
たんじゃないかなと思いますけど、その点いかがで  
すか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 先ほど申し上げたところ  
と重複する部分がございますが、公共工事の積算  
基準、設計価格につきましては、法令や国の積算基  
準に基づき算定されるものでございますので、いわ  
ゆる業務委託契約などで見積書を徴取して、これぐ  
らいの金額で落札できるなどか、そういったところ  
を調整して設計価格を算定するものではなく、公共  
工事としての適正性を担保しながら、入札成立の可  
能性を高めるための対策を講じていくというプロセ  
スを踏んでいく必要があるというところが、通常の  
いわゆる業務委託契約の入札と公共工事の入札の相  
違点であると考えております。

○安井基樹保育幼稚園室参事 予算担当所管としまし  
ては関係部局とも相談をしながら、設計価格等につ  
きまして計上し、入札成立に向けて努めてきている  
ところでございます。

先ほどの説明とも重なるところもございますが、  
法令や積算基準に基づく適正な設計価格の下で入札  
をしたと。私どもとしても当初からそれができない  
というふうには見込んでおりません。その可能性は  
当然あるというふうなところもございますが、私ど  
もとしては成立に向けて取り組んできたというふう  
な、その結果というふうな受け止めております。

○五十川有香副委員長 実際、この公共工事の積算基  
準が今回変わったということですよ。それはどの

時点で変えるべきだというのが適正なんですか。一  
回入札をしてしまわないと基準が変えれないという  
認識なんですか。

○木戸裕子保育幼稚園室主幹 今回、令和7年度の入  
札が不調になった結果、入札時期が令和8年度にな  
ったことによって、物価高騰等を踏まえ、予算額を  
増額計上させていただいたものになります。

令和7年度の入札につきましても、我々も不調に  
なるという可能性はどんな工事でもあるとは思っ  
てんですけども、不調になる可能性が高いとかそう  
いうふうに思っていたということではなくて、結果と  
して、入札不調になってしまったというものでござ  
います。

○五十川有香副委員長 国の歳入っていうのも今回、  
変更にあたって単価としてどの程度変わったのか、  
分かる範囲で教えてください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 公共工事積算基準につ  
きましては単価の種類は様々ございまして、それぞ  
れの単価についてどのようになるかっていうところ  
は、令和8年度になってみないと分からない部分  
がございますので、昨今の物価高騰の影響を見込み  
ながら設計価格、この単価がこれぐらい上昇するだ  
ろうというところで予算額を提案させていただいて  
おります。

○五十川有香副委員長 入札するまでの間に、ある程  
度精査したときに単価、もう8年度入ったので、  
それが分かれば、対応できるんじゃないかなって  
いうのは思いますんで、御答弁いただいてもなかなか  
理解し難いところです。

一応、その遺構とか遺物が出てきたということで、  
この内容についてですけれども、今後、今回これを  
建てるというところで、この土地の文化というのを  
引き継ぐ必要があると考えますが、何かそういった  
ものを活用するとか、そういった必要性について  
お考えを教えてください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 埋蔵文化財調査、この  
成果につきましては、子供たちの学びにつながるよ  
うに、この活用の方向性をしっかりと検討してい  
きたいと考えております。

○坂井皐月保育幼稚園室係員 補足にはなるんですけ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

れども、担当所管が文化財保護課になりますが、こちらのほうからは、これまで公益財団法人大阪府文化財センターに協力依頼した発掘調査では、内容調査で出てきたものが、一体いつの時代のものなのかとか、どういったふうに使われたものなのか、そういった調査の終了後に吹田市立博物館でミニ企画の展示を行ってきたとお伺いしております。

また、今回の埋蔵文化財に関する時期については明確ではないんですけれども、大阪府文化財センターと協力して企画展示を行いたいというふうにはお伺いしております。

○五十川有香副委員長 活用は十分にさせていただいたと思います。

確認ですけど、この工事の中にその整備を考慮して何か入れているというのはありますでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 現在、提案させていただいている予算の中では、そういったものに関する予算は含まれておりません。

○五十川有香副委員長 最終、この認定こども園が先ほど年度途中にということですが、具体的にどの時期になるのかというのと、この地域の保育環境の整備の影響っていうのはどのようになるのかお答えください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 供用開始時期につきましては令和10年の9月に向けて調整を行っているところでございます。

施設の老朽化、これが進む中で、園児の生活環境改善のためにも、可能な限り早期の供用開始が望ましいと考えておまして、地域や保護者からも同様の御意見を伺っておりますので、令和10年9月の供用開始を目指しております。

その中で年度途中での開園となることにつきましては、ならし期間や交流保育の十分な準備期間を確保することで、子供たちへの負担を最小限に抑えながら実施していきたいと考えております。

○五十川有香副委員長 倉庫整備が遅れることに対して、危機管理室としてはどのような影響がありますか。

○塩津達哉危機管理室主幹 現在、ここの地域、片山・岸部地域備蓄倉庫につきましては暫定利用はし

ている備蓄倉庫がございましてけれども、暫定利用というところで、トラックの荷受け、運搬とかそういったところが難しい状況ではあります。市民生活に直ちに影響を及ぼすものではないとは思いますが、災害というのはやはりいつ発生するか分かりませんので、発生してからの対応というのは困難と考えておりますので、適切に機能を有したものを迅速に整備していくというふうに考えております。

○五十川有香副委員長 やはり遅れることで影響が共にあるっていう状況から入札不調にならないような対応が12月までに十分できたんじゃないかなというのは疑問が残るんですけども、その点、最後もう一度お答えいただけますか。技術的にじゃなくて、市として、行政の責任としてやるべきだったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、先ほど来申し上げているとおり、当該用地では埋蔵文化財調査、これが実施されていたために、この調査にめどが立たないと、前回不調になった入札の実施は困難であったものでございます。

次回の入札、これにつきましては今回の不調結果を踏まえた上でいろんな対策を講じながら、次回の入札の成立を高めるための対策を講じていくというところで、この公共工事としての適正性を担保しながら、次回の入札の成立を高める、可能性を高める対策を講じていくというプロセスは踏んでいく必要があるものと考えております。

○五十川有香副委員長 置いときます。

○玉井美樹子委員 先ほど築50年を超えてるっていうふうに言われたんですけど、ことぶき保育園よりも築年数が長くなっている保育園はまだあるというふうに思うんです。もともと位置的に先ほど来、埋蔵文化財って言われますけど、そもそも吹田操車場跡地のところを開発していくときに、そういったことはあったわけで、流れの中からいけば、埋蔵文化財なり、遺構の調査が必要かもしれないっていう該当する土地は、そういうふうに分かっていたというふうに思いますし、工事費そのものが1億円超えて入札不調によって上振れしていくっていうのは、私は遺構調査をされている間に、本当にこの工事内容で

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

いいのかという精査が必要だったんちゃうかなとやっぱりするんですけど、結局、その遺構発掘調査を待つしかないみたいな対応はどうやったんかなと思うんですけど、その辺りはもう一度お聞かせ願えますか。

○木戸裕子保育幼稚園室主幹 遺構調査につきましては、委員おっしゃるとおり、この地域は可能性が高いところではございますが、やはり試掘調査というのを経た上で初めて本格調査が必要というふうに判明したものでございます。

この判明した後に、令和7年度以降の工事計画の中でこの遺構調査が終わった後に工事が開始できる、その期間に合わせた入札時期を決定したものでございます。

○五十川有香副委員長 入札の時期は、いつされますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 入札に関する事項であることから、断言することはできないんですけども、今年の9月定例会におきまして工事契約締結の承認が得られることができるよう調整を行っておりまして、その場合、一般的には今年の6月頃に今回不調になった入札の再公告、これを一般的には実施するものと伺っております。

○益田洋平委員長 質疑の途中ですが、職員入替えのため、暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○林 恭広委員 参考資料の185ページ、特定教育・保育施設等整備支援事業におけるJR吹田駅南立体駐車場跡地の活用について、質問させていただきます。

本会議で我が会派の高村議員の質問に対して、御答弁としてあった内容について御質問させていただきたいなと思っています。

まず、吹田駅以南地域に待機児童が存在しているというふうに本会議ではおっしゃっておられたんですけども、それについては、今どのような待機児童が存在していて、今後っていうところも含めてお

教えただけならなと思います。

○尾嶋潤一保育幼稚園室主査 令和7年4月1日時点では、JR以南地域の1歳児クラスのところ待機児童4人という形になってございまして、令和8年4月1日時点のものにつきましては、今現在、2次申込みの結果を発送という形になってございまして、お示しすることができませんので、また、4月1日の集計が出次第お知らせさせていただくという形になります。

○林 恭広委員 今からのっていうのは分からないということで理解できましたので、ありがとうございます。

1歳児が今4名というふうにおっしゃっていただいたと思うんですけど、それであればゼロ歳から2歳までの保育所を建設するというような話で、一定今のところ、問題ないのかなと思うんですけども、今回はそれだけじゃなくて、ゼロ歳から5歳児までの対象とした保育施設を定員80名でやるというような話になってるかと思うんですけど、そのゼロ歳から5歳というふうになっておられる理由っていうのもあるかと思うので、その件についてお答えいただけたらなと思います。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 保育所につきましては小規模保育事業所と比較いたしまして3歳児未満の枠を多く設定できることでの効率的な施設整備が可能になることや、フルスペックっていうところですので、乳幼児期の一貫した保育提供が可能になるなどのメリットがあるものと考えております。

○林 恭広委員 今おっしゃっていただいたように、フルスペックをする理由っていうのも理解はできるんですけども、ただ、先ほどおっしゃっていただいたように、1歳児4人というような、この今の現状で、御答弁いただいているのでいうと、立地上の観点から将来にわたって広角的に保育ニーズに対応できることが見込まれてと言い切っておられますので、そこまで含めて、これだけのしっかりした施設、フルスペックな施設が必要なのかっていうところが今正直、理解がクエスチョンというところではございまして、それについて御回答いただけるような御答弁がございましたらお願いいたします。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 我々保育所の整備におきましては待機児童だけではございませんで、その区域の提供量、いわゆる受皿の数、これと保育ニーズ、申込者の数、ここの需給状況のバランスに応じまして、今後、どのような確保を進めていくかというところを計画立てております。

現在、JR吹田以南を含みます区域、A区域と申しますが、こちらで申しますと、令和7年4月時点で、ゼロ歳から2歳児でございますけれども、提供量が足りておりません。数にして45人分の枠が計画上是足りていないということでございます。

今後、このニーズに関しましては、社会情勢を受けまして、まだどんどんと増えていくというふうに見込んでおりまして、この数というものをしっかりと確保していく必要があるというふうを考えております。

○林 恭広委員 区域分けというふうなお話でいうと、過去、私も委員させていただいていたんで、南千里の総合防災センターDRCの南側のところですね、区域ではないところのっていうふうなお話もあったかと思うんですね。区域の設定っていうところがそもそも、A、B、Cといろいろつくっておられるところがあるかと思うんですけど、そもそもその区域の設定の仕方っていうこと自体が合ってるのか合っていないのかっていうところについて、言ってしまうとちょっと計画とはずれてしまうということでは理解しているんですけど、その辺りっていうのはどのようにお考えかなと思っております。お答えいただけたらと思います。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 こども計画におけます保育の確保を進めていく上での便宜的な区域分け、教育、保育の提供区域、こちらの設定に関しましては、計画策定段階におきまして、市の審議会の御意見もお伺いしながら、適当な区域分けということで本市ではA、B、C、この三つの区域分けとなっております。

○林 恭広委員 審議会の話をどうっていうふうに言っていくのは違うかなと思いますので、その点についてはここまでとさせていただきます。

違う話で、今もこれも御答弁の中でっていうよう

なお話なんです、地域の子育て世帯や商店街関係者からは保育環境の充実や地域の活性化を期待して、これに賛同する御意見も受けておりますというふうには、この御答弁いただいた時点ではそのようなお話になっておましてですね、賛同というのがどちらかというお話があったタイミングかなと思うんですが、その後、今現状でいうとそうではない要望書も寄せられておまして、我々委員もですね、その話も聞かせていただいたりっていうような状況もございまして。このタイミングでの御答弁は間違っただけでなかったのかなと思うんですけど、今日現在というふうに置いたら、その話が少し変わっていったのかなと思うんですが、それについては御答弁いただけたらと思います。

○安井基樹保育幼稚園室参事 市としましては検討状況から、今回の土地を貸し出ししてまちづくり協議会であったり、当該跡地にあります旭通商店街、これらの理事会であったり定例会、この場を通じて本市の現状であったり、保育所整備の必要性、これらの説明を行い、御意見を伺ってきたところです。

また、隣接する単一の自治会であったりとか、吹一、吹六の連合自治会、こちらにも出向きまして御説明し、御意見を伺ってきたというふうな状況です。

それまで確かにそういった形のお話を私たちがさせていただいた経過として要望を頂いているというふうには受け止めておりますし、一方では賛成であったり反対であったり、様々な御意見があるというふうなところも承知しております。

本市としては行政の責任の下、今後、丁寧な説明をしていくというふうなところをしっかりとやっていかないとけないのかなというふうには受け止めております。

○林 恭広委員 今、御答弁にございました、いろいろなところに出向いてお話をしに行っておられたっていうふうなお話なんです、これっていつから正式にお話をしに行かれて、どのような流れでされたかかっていうことをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 まず初めに、まちづくり協議会のほうに9月1日、市の検討状況について

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

保育所の整備の必要性のほうを御説明させていただいております。

また、9月から1月にかけて、それぞれ必要な方に対しての説明を行ってきたというふうな経過がございまして、10月には旭通商店街のほうにも出向いておりますし、12月にも旭町の自治会であったり、そういったところで必要な方に対して説明を行ってきたというふうなところです。

市としましても、検討状況であったりとか方向性というふうなところが変わっていく、動いていくというふうなところもございまして、適宜、その内容については説明するというふうなところで、一度ではなくて複数回、そういったところで御説明のほうはさせていただいております。

また、年明けてから、先ほどの説明のように、吹一、吹六の連合自治会であったりとか、そういうふうなところにも説明を重ねてきたというふうな経過でございます。

○林 恭広委員 すみません今、9月1日というふうにおっしゃっていただいたのは、昨年の9月1日という認識でよろしいでしょうか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 委員おっしゃるとおりです。

○林 恭広委員 ということであれば、これ、半年ぐらい前の話なのかなと思うんですけど、それまでに協議は保育幼稚園室としてされてたわけではなくってというような認識でよろしいんですかね。

○安井基樹保育幼稚園室参事 市の決定している方向性であったりとかっていうのはまだお出しすることができないというような状況もありましたので、正式に説明をさせていただいたっていうのが9月1日ということでございます。

○林 恭広委員 その前に協議されていたような話っていうのは、これ、市として協議されていたというような話と違ってあるんですかね。この9月1日っていうのが、まだ時間がそんなにたっていないようなお話かなと思うんですけど、その前に例えば保育幼稚園室は話してなかったけど、どこかの部署や吹田市としてはお話をされていたというようなことはあるんでしょうか。担当部外のお話になるので、お答

えできる範囲で結構です。市としては話をされていないわけではないかなと思うんですね、さすがに。

○湊崎雄作保育幼稚園室長 当該用地につきましては、とはいえ、区域のほうでですね、待機児童も発生しているということも踏まえまして、令和7年3月に、都市魅力部のほうから市内の跡地活用の利用調査がございましたので、そちらに児童部として活用したいというような申出をさせていただいたところでございます。

○林 恭広委員 担当部外のお話なのでちょっと違う論点で行ってしまったかもしれないです。

その令和7年3月って今でいうところの約1年前のタイミングに、都市魅力部から、要は住民さんのほうにお話がいったということについては理解できたんですけど、要はここ1年ぐらいでわっと話がまとまっていったのかなと今思うんです。

保育所建設っていうふうにと考えたら、南千里のときもそうでしたけれども、現状、大体こんなスキームでというか、時間の配分でっていうようなやり方を常にやっておられるのでしょうか。それについて御答弁をお願いします。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 一般的に私立の保育所の整備におけるプロセスと申しましては、まず、市のほうで整備の方針を定め、これに応じまして事業者公募を行い、この選定後に事業者が工事に着手するというところで開園に結びつくものでございます。

よって、開園までに関しましては公募をスタートとしますと、1年半から2年程度、このぐらいの時間を要するものでございます。

○林 恭広委員 承知しました。

今回、ここの立体駐車場の跡地ということで、これは本会議等々でもお話があったかもしれないんですけども、重複していたら申し訳ないんですけど、ここじゃないといけないという理由について、御答弁の中にもある程度は書いてあるんですけども、ここでないと本当にいけないんだというような理由っていうのはございますでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 様々な観点がございまして、まず立地といたしまして、当該用地は駅前商店街に位置することから、交通アクセス等の利便性

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

や実際の申込み状況などから、長期にわたり継続した高い保育ニーズが見込まれるというふうに判断したものでございます。

○林 恭広委員 置いときます。

○中西勇太委員 発達支援保育等対策費の助成基準の見直しについて少し質問、確認させてください。

参考資料209ページですね。今回の見直しについてですけども、この資料にも、将来にわたって持続可能な制度とするためにということで表現していただいているんですが、これが意味するところは、財政負担を抑えるとかそういうことなのか、その発達に配慮を要する就学前児童が増加傾向にあると資料にも書かれていますが、その支援の質を確保したり、子供たちのための認定の在り方、配置の在り方を見直すというような理解なのか、確認してもいいでしょうか。

○山口むつみ保育幼稚園室主幹 予算的な面といえますよりは、どちらかという、保育人材の確保が難しくなっているという側面から、必ずしも保育士一人が常時見守る必要がある児童だけではないというような御意見もございまして、2対1での加配や保育補助者の配置に対する補助というものを検討したものでございます。

○中西勇太委員 対象児童にいろんな子がおられるから、必ずしもその1対1でもなくてもというところでの制度設計の変更ということで、お子さんに対する対応の仕方を現実的に即したものにしたいという理解で受け取りましたけども、その資料で、発達に課題のある就学前の児童が増加傾向にあるとはっきり書かれているんですが、これは何をもち増加傾向と判断されているのか教えていただけますか。

○若生千紗保育幼稚園室主査 発達に課題のある児童なんですけど、年々20人から40人ペースで増加しております。令和7年度は要配慮保育をしているんですが、その数もやはり20人から40人ほど毎年増加しております。

この発達配慮申請になりまして、そのところでも令和7年度から比べまして、令和8年度の申込みがもう既に20人増のペースで増加していることから、市内全域で配慮の必要なお子さんが増加しているも

のと思われまして。

○中西勇太委員 私、これ、本会議などでも何度もお話上げてるんですけど、今も年々20人から40人ペースで増加しているというのが、私も子供を持つ親ですけども、今の日本の現状、もう本当に問題だと思うんですね。これ、本当に真正面から向き合っていないといけないと思うんですが、20人から40人ペースで増加というその基準といいますが、親御さん側から相談があって、対象児童としてカウントしているのか、何か診断の有無があってなのか。その20人、40人というのは、一体何を指しているのか、もう一度教えてもらえたらと思います。

○若生千紗保育幼稚園室主査 今まで答弁しました20人から40人っていうのは、いわゆる制度利用児の数です。今の要配慮保育、発達支援保育、保護者の方が申請されたものの数になります。

次の発達配慮申請に関しましても、保護者の方の同意というものを必須としておりますので、そのところで保護者の方が園を通して申請されたものの数となります。必ずしも発達検査の数値が必要とかいうことではございません。

○中西勇太委員 保護者様から申請があってというのが一番のベースにあるということでしたけども、本会議でも私お話ししたりしていますが、お子さんの配慮が必要とかっていうところも、その子の成長過程でどの程度必要とかっていうところが変わったり、配慮が必要なクラスでは対応されてたけど、通常学級に将来的に戻られるとか、いろんなケースがあられると。その診断で分ける、レッテル貼るようなものではないっていうところは非常に重要だということ、今までからお話ししていると思うんですが、児童の状態に応じて認定をして加配になるのか、どうやって区分をして、誰がどうやって基準を決めて、今回の加配等に合わせていくのか、非常に難しいと思うんですけど、その辺りって御説明いただけますか。

○若生千紗保育幼稚園室主査 加配の配置なんですけど、市でマニュアルを用意しております。公立も私立も全て同じマニュアルを持って、今回発達配慮申請を精査いたしました。マニュアルの内容については

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

詳しくはお伝えはできませんが、子供さんの発達についてどこが必要かなというところで、何領域かに分けて、こちらで検討会議を重ねて決めたものでございます。

○中西勇太委員 言わばその時点、そのお子さんの年齢等に応じてどのような対応、行動ができていてかという項目を見て行って判断をしていくということですね。分かりました。

そういうところになると、やっぱり対応する側も、今回、介助保育士という資格と、保育補助者を配置する場合という形になっていると思うんですけど、専門性とか経験値っていうところも重要なのかなと思うんですが、その辺り、支援の質とか安全性とかっていう意味で、対応、支援される方、介助保育士など、どのように担保されるおつもりですか。

○大槻 仁保育幼稚園室主査 公・私立施設双方から御意見をいただいております、必ずしも保育士一人が常時見守る必要がある児童だけではないという意見を伺っており、児童の状況に応じて適切に補助できる制度と考えており、質の低下につながる制度とはならないよう考慮しております。

介助保育士さんという形で書かせていただいておりますが、通常の保育士というふうに認識してございます。

保育補助者につきましては、保育士免許を持たない保育の補助を行うものとして考えておるところでございます。

○中西勇太委員 介助保育士さんは保育士さんで、保育補助者さんは、保育士の資格を持たないということなので、ただできえ配慮が必要なお子さんに対してっていうところになりますし、慎重な運用は必要なのかなとは感じました。

この新制度の移行でどの程度、施設さんとかその児童さんに対して助成額の増減が生じるのか。これで一定予算額として示されているのかもしれないんですが、御説明可能であれば、お願いしていいですか。

○山口むつみ保育幼稚園室主幹 園によって増減の額っていうのが大分変わってくるかなと思うんですけども、今までどおり保育士さん1名を配置した場

合につきましては、昨年度よりは補助額を上げているというような状況でございまして、上がる園もあれば、多く受け入れられている園であれば、少し下がるような園もあるかなというところでございます。

○中西勇太委員 園によって当然変わってくると思うんですが、先ほどの御答弁でも、20人から40人も毎年対象児童が増えているということだったので。

今回、現行制度と新制度って見させてもらうと、複数対1という表現になっているのが大きいのかなと思うんですが、本来1対1の対応、その子によっても違うという形で、先ほど答弁いただいたんで、うまく使われればその子に合わせてという形には、なると思うんですけど、逆に1対1の関わりが必要な子まで財政的な都合で複数対1に寄っていきまうリスクもあるかもしれないなとは思ったんですが、その辺どうなんでしょうか。

○若生千紗保育幼稚園室主査 先ほども答弁しましたとおり、均一のマニュアルというものをもって加配の検討しておりますので、1対1のお子さんが複数対1になるということにはございません。

○中西勇太委員 分かりました。

そうですね、あと今回、制度運用と巡回相談も拡充するというようなところで、そのお子さん、一人一人に対して、児童部としては一緒ですけど、室またいでの情報共有は必要かと思えます。その辺り、記録の管理とかが整備しておられますか。

○若生千紗保育幼稚園室主査 発達配慮申請になりましたら、保育幼稚園室から加配の認定したお子さんを見に、園のほうに訪問して見に行かせていただくこととなります。

巡回相談のほうは、こども発達支援センターのほうの主になりますが、両室でシステムで子供の姿を連携しながら、担当者間では共有会議を実施していく予定としております。

○中西勇太委員 複数点確認してきましたけども、私、今回のこの発達の課題のある子が増えているというところは本当に大きな課題をはらんでいる課題だと思うんですね。

お答え難しいかと思うんですけど、発達に配慮を要する児童が増加しているという、今御答弁でもあ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ったところは、その背景とか根本原因について、どのように評価しているかというところも非常に重要だと思うんですけど、その辺り、御答弁いただけますか。

○若生千紗保育幼稚園室主査 背景はいろいろあると考えられますが、一つは保護者の方の子どもへの需要というか、発達に関する間口というところが広くなり、自分の子どもに支援が必要だと思われる保護者の方がすごく多くなったなど最近感じております。

○中西勇太委員 スクリーニングや診断への理解が増えたという答弁が多いし、遺伝がどうか、公的な説明を見ても多いんですが、少子化が進んでいる日本の中で、発達支援が必要な子が増えているという現状自体は、我々本当に真摯に向き合わないといけないと思っているんですね。

今、答弁されたような診断とか相談につながりやすくなって増えているというところは、確かに一因ではあると思いますが、子どもの生活環境とかですね、栄養状態とか、お母さん、お父さんも含めた環境要因というところが、非常に広い視点も必要だと、私としては考えています。今のお話しているようなところで重要なところは、科学的なエビデンス等も濃淡ありますので、ここであまり断定的に言うことはしないんですが、例えば、鉄欠乏とか鉛への曝露とか、そういうエビデンスの強いところから、加工食品とか食品添加物とか、エビデンスとしてはなかなかこの場で言い切ることは難しいようなものまでいろいろとあります。

今、私が、長々しゃべって言いたいのは、そういったことも含めて、部署が変わりますが、例えば中学校給食のところで健康医療として研究をして、健康に食をを考えて向き合っていくんだというようなことを市としてもやっているんですから、大切な子供たち、特に幼い子ほど重要ですので、さっき言ったように、例えば鉄不足とか2歳児までのところでかなり脳に発達に影響しますので、幼いお子さんほど重要なところをお母さん、お父さんにも家での食も含めて情報提供していくようなところも、保育幼稚園室だけじゃないんですが、児童部全体と

か市として情報提供から始める、共に勉強していくところから始めていくべきと、この案件を通じて、ほかも含めて思うんですが、いかがでしょうか。

○平野さおり保育幼稚園室参事 委員おっしゃるように、食べることについても、子供の成長には大事なことだと思っていますので、食育等も含めて教育・保育施設等に広く進めていきたいと思えます。

○中西勇太委員 その原因云々っていうところまでいこうと、本当に難しい話になってきてしまうんですが、今の子供たちの行動とか、その発達の支援がどの程度必要になるかとかというところに直結して影響あるっていうようなところは、ほかの保育園、幼稚園等、他市事例なども踏まえると、自然なものを食べてとか、いろんな取組されているところ、事例としてはたくさんあると思えますので、そういったところを児童部さんとしても勉強していただくのと、保護者さんとも一緒に取り組んでいただけたらと思います。

先ほど林委員もお話ししていただいた、JR吹田駅南立体駐車場跡地の活用についての質問に移ります。

そもそも今回のJR吹田駅南立体駐車場跡地という場所自体が旭通商店街さんのアーケードのある商店街、お店が並ぶところにある駐車場、しかも真ん中に近い場所にある駐車場というところで、その場所に保育所を誘致するという計画自体の総合的な質問になるんですけど、これが保育幼稚園室として、保育ニーズは当然のことですけど、地域に与える影響というところをどのように見込んで今回の計画になっているのか教えていただけますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 当該用地への保育所整備につきましては、まず、安全対策が必要になってきますので、保育所を整備するに当たって、園児の送迎時のルールや十分な駐輪スペースの確保、安全管理員の配置なども含めて選定事業者と綿密に協議するとともに、関係部局と連携しながら、必要な安全対策をしっかりと講じていきたいと考えております。

○安井基樹保育幼稚園室参事 繰り返しの答弁にもなるんですけども、当該跡地につきましては、駅前に

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

近く、立地特性上、交通や生活の利便性も高く、大変魅力的な土地であるというふうに認識しております。ここに保育所整備をすることで、地域及び商店街の活性化にも寄与できるものというふうに見込んでおりますので、進めていきたいというふうな形で提案させていただいております。

○中西勇太委員 最初の答弁で場所に関する課題というところを挙げていただいたんだと思いますが、今、地域商店街の活性化ということも見込んでいてということで答弁いただきました。

私もこの場所に保育所を誘致するという今回の計画を議論するときには、その地域の保育ニーズをしっかりと解消していくというところは喫緊の課題だと先ほどの答弁の中でも分かりましたけども、それがさらに地域の皆様、特に商店街に面したところに誘致するというのですから、やっぱり子育て世代を含めた人流創出とか商店街の活性化というところにいかに寄与できるかというところは本当に大切だと思っております。

調べると、保育所が商店街に誘致されて、商店街の人流活性化などに寄与したというような事例は日本全国の中でも出てきましたけども、そういったところって、他市事例とか、児童部としても重要だと思うんですが、調べておられますでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、この当該用地につきましては駅前商店街に位置することから、駅を起点とした子育て世代の転出抑制、流入効果、定住促進など市の持続的な発展につながるものと考えております。

また、商店街に位置することから、保育事業者と地元商店街での共同イベントの開催、施設利用者による買物など、こういったことを通じて地域商店街が活性化したという好事例について他市の事例としても確認しているところでございます。

○中西勇太委員 私も含めて想像だけでしゃべっては絶対駄目だと思うので、時期も時代も変わってますから、他市事例も保育所を建設した時期が違ったら今にそのまま合うのかとか、今の旭通商店街さんの実情に合うのかとか、いろんなどころ重要だと思うんですが、そういったところも調べながら、しっか

り皆さんとエビデンスに沿って検討していきたいなと思います。

今、実際駐車場として、またはさくらカフェさん、コミュニティスペースとして利用されているという現状がありますんで、保育幼稚園室の本来の担当ではないかもしれませんが、現状の確認をさせていただきたいんです。当該地の現状利用とか契約とか収益とか、そういったところの全体像を把握している範囲で御答弁いただけますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 現在ある有料駐車場、コミュニティスペースの部分に保育所を整備するというところについての影響につきましては、まず、駐車場につきましては、この当該用地の周辺地域に徒歩5分圏内に収容台数で500台以上、12か所の駐車場がございますので、代用いただけるものと考えております。

また、コミュニティスペースにつきましては、この保育所が整備されることで、先ほど来から申し上げている部分と重複いたしますが、保育所と共同イベントの開催などを通じて、地域のにぎわい創出が期待できるものと考えておりますので、関係部局と連携しながら、地域コミュニティの活性化に資する取組を講じていきたいと考えております。

○岡田耕一郎児童部次長 ただいまの御答弁に補足するような形で、現状ということですが、そこまで詳しい情報が我々児童部のほうには下りてきてないところがございますが、私自身、ここにもともとあった立体駐車場を解体するときの経過からいきますと、まちづくり協議会から駐車場及びコミュニティスペースとしてお借りをしたいという話があって、暫定的に利用されて運用をされているという形ですので、契約はまちづくり協議会と行い、さくらカフェ等の中で、カフェを営業されるとともに、一時的な利用も含め、地域に溶け込む施設を運営されているものと認識をしております。

○中西勇太委員 保育所誘致が保育幼稚園室なんで、保育幼稚園室だけで答弁は難しい面もあるのかなと思うんですが、駐車場の利用状況に関しては、この場で私たちが確認した上で議論しないといけない要望、陳情、意見というところに、駐車場が必要なん

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

だという、そこをすごく注目された意見が届いているので、実際にこの駐車場使っておられる方々が商店街を利用されているのかどうかとか、どれぐらい使われていて、周辺駐車場たくさんあると私認識していますが、周辺駐車場が十分にあるのかということ、商店街にとって重要だという話を私はしたいんです。今の駐車場が必要云々というふうに、商店街の方だけじゃなくて不動産の方とかですかね。便利な場所に駐車場があると商店街にとっていいと、一般の商店街の方は思われがちだと思うんですが、でも、先ほど、そこに保育所が建つと、課題として、安全対策などが必要だという答弁ありましたけど、やっぱりその歩行者にとっては危険性が増したりとか、満車で止められないときにそこに来て、止めないから一時停車で不法駐車といいますか、スーパーの前で一時的に止めて買物されているとか、逆によくないことも引き起こしていることもあるでしょうし、実態調査がすごく大切だと思うんですけど、今、児童部さんとしてお答えできる今の実態というところを、もう一度答弁いただけたらと思います。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、当該駐車場につきましては先ほど申し上げたとおり、周辺に駐車場が複数あるというところで代用いただけるものと考えております。また、この当該駐車場がなくなることにより起因する違法駐車等の対策につきましては、吹田警察のほうと連携しながら、取締まりの強化であるとか、違法駐車追放デーの取組の強化とか、こういったところも全庁的に関係部局、吹田警察としっかりと連携しながら、違法駐車等の取組に必要な対策をしっかりと講じていきたいと考えております。

○中西勇太委員 そうですね。その後に向けても対策本当に必要だと思いますし、私、これ、駐車場に関して商店街の駐車場というものに対しては、ちょっと私も調べさせてもらったりしたんですが、やっぱり重要なのは、歩行可能距離に駐車場があるということ自体は商店街にとっては重要だというのはポイントだと思います。駐車場の真ん中に必要ということではないと。歩行可能距離に必要だというのがすごく重要な観点だと思います。

ただ、車椅子とか御高齢の方とか、一定配慮が必

要な方にとって、より近い方がいいというニーズもあるので、そういった対策も考えなければいけないけども、それも移動可能距離という観点から非常に重要だと思っています。

代替駐車場についてあるという答弁だったんですけど、台数という意味合いで検討はしっかりできているのかということ、今の利用場所がその月にとりか、年にとりか、日によって変わってくると思うんですけど、どれぐらいの利用状況があって、周辺の台数としてそれをカバーできる状況なのかということ、やっぱりこの要望とか陳情を見ると重要な観点だと思うんです。児童部さんにこの点を求め続けると大変かもしれませんが、答弁できる範囲でお願いしていいですか。

○岡田耕一郎児童部次長 これは先日の文教市民分科会での御答弁と重複するような形になりますが、今担当しております地域経済振興室の認識としましては、近隣には500台を超える時間貸し駐車場があるという形で、私自身も地図上、それから現地もそうですけれども、スクランブル交差点の近く、それから、駅前には大規模商業施設がございますので、その辺りを含めると台数はあるのかなという形で考えております。

○中西勇太委員 その解消ということについて安心できる形で事前の説明ということにも取り組んでいただくというのが、頂いている御意見に対しての答えとしても重要なかなと思っています。

保育ニーズのことに話をもう一回戻すんですけども、JR以南の地域についてですが、先ほどの答弁でも一応頂いてるのですが、待機児童数ということばっかり出るけども、当該地域外に通っているお子さんもいらっしゃるりとか、実態というものが非常に大事だと思うんですが、今の現状をもう少し詳しく、先ほどの待機児童数だけではなくて、現状をもう少し御説明いただけたらと思います。

○尾嶋潤一保育幼稚園室主査 当該地域JR以南地域につきましては、いわゆる隠れ待機児童という形の数でございますが、令和7年4月1日の実績でございますが、ゼロ歳児クラス7名、1歳児クラス29名、2歳児クラス8名、3歳児クラス5名という形にな

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ってございます。

○中西勇太委員 29名、多いですね。分かりました。

今の需給状況のバランスが悪い、隠れ待機児童という形で遠くまで通っておられる方も、積極的に選んで、ほかに通わせるお父さん、お母さんもおられると思うんですけども、そういった状況があるということで、これが今回の保育所誘致によってどういう見込みに推計になっていくのかっていうところを教えてください。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 こちらの保育ニーズというのは将来的には伸びていくというふうに先ほど申し上げたとおりでございます。

今回の保育所によりまして、定員規模で申しますと、80人を現在想定しておりますが、それはゼロ歳から5歳児までの受皿として80人枠をの確保というものを見込んでおりまして、ここから内訳として特に足りない、低年齢児ゼロから2歳児で申しますと、大体4割程度だと見込んでおりましたので32名程度、この枠については受皿として有用に活用できるというふうに考えておりまして、この分について地域の受入れ枠というものが増加するというふうに見ております。

○中西勇太委員 そういう形で80名の枠で対応が増えて、この参考資料に書いていただいているような計画で進んだ場合に、2年後の4月以降の状況としては、待機児童はどうなっているのかとかがお答えいただけますか。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 こちらのA区域に関しましては、現在、見直しを行っておりますことも計画の中で、こちらの保育所のみならず小規模保育事業所の設置というようなものも考えております。これらを総合して踏まえますと、この保育所が完成します令和10年においては、一旦提供量としては充足をするだろうというふうに見込んでおります。一方でその後、令和10年に今回の保育所の整備が完成して令和10年4月からの運用というふうに考えておりますけれども、翌年度の令和11年度になりますと、また保育ニーズが伸び、周辺のマンション開発などの影響もございますので、場合によってはこれが足りなくなるというようなことも考えられます。

一方で、待機児童に関しましてはミスマッチなど、こういったところが要素として加わってまいりますので、こちらの予測というものは現在持っておりません。

○中西勇太委員 マンション開発とかそういったことがあると大きくずれますので、必ずというのは当然言えないと思いますけど、保育所誘致によって、充足を目指すことができるという見込みということはお答えいただけました。

逆に、今回うまくいかなくて進まないような場合には、例えば令和10年度、どういう状況になり得るのかということも教えてもらえますか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 当該跡地周辺につきましては、令和6年度から待機児童が発生している状況です。また、先ほど説明させていただきましたように、未利用児童数も発生しているというふうな状況です。そのことからそれらを解消する取組が必要ということで、今回の提案をさせていただいております。

待機児童の解消は児童福祉法において、行政の責任として取り組むべきだというふうに規定もされておりますので、その中で取り組んでおりまして、仮定の話でお答えするのはちょっと難しいんですけども、この機を逃すと、やはり待機児童対策に遅れが出るんじゃないかと、そのような形にはならないように、担当としては行政が責任を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中西勇太委員 今、この施設建設がない場合にどう具体的にどんな数字になるのかということを知りたいけども、それに全て答えるのは難しいってことですかね。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 今回、こちらの保育所整備がかなわなかった場合、市としましても将来的な保育提供量不足に向けまして別案で、例えば、小規模保育事業所、別用地での整備、こういったものに取り組んでいくというようなことになると考えております。

仮定といたしまして、全くそれをしない場合に関しましては、令和10年度においても提供量については不足が、恐らく20から30名出てしまうというふう

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

に思っております。

○中西勇太委員 保育所誘致が当該地域で必要だとい  
うところは喫緊の課題だということが今の御答弁で  
も分かります。

今の答弁の中でも少しあったのと、林委員もおっ  
しゃってましたけど、ほかの誘致場所について検討  
し得たのか、検討されたのかっていうところに対す  
る答弁なかったように思うんですが、そこを確認し  
ていいでしょうか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 まず、当該跡地の先ほ  
ど来の説明のとおり、駅前近く、利便性が大変高  
いというふうな適地でございます。私どもとしては  
ここに保育所を整備することで、今まで申し上げた  
とおり、待機児童の解消等を進めていけるといふ  
うには考えております。

現状、本市としましては不動産の確保が困難な状  
況で、なかなか民間保育所のほうの公募しても不動  
産確保が困難で手が挙がらないというふうな状況も  
ございます。

本市ではそういった状況もございますので、担当  
としましては、この地が適地であるというふうに判  
断をして、ほかのところは検討しておりません。

○中西勇太委員 先ほど頂いた答弁の中で、ここに保  
育所誘致することに際しての課題というか、安全対  
策、駐輪スペースっていうところの課題をお話し  
いただいたんですが、保育幼稚園室にお聞きするの  
は難しい面あるかもしれませんけども、今、特に当該  
の旭通商店街さんが抱えておられる課題といいま  
すか、そういったところを今把握しておられますで  
しょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、安全対策、安全  
対策といたしましては、主に違法駐車、違法駐輪、  
商店街の通行人や児童の安全対策、こういったこと  
に分けられるかと存じます。

まず、1点目の違法駐車等の対策につきましては、  
先ほど申し上げたとおり、吹田警察や関係部局と連  
携しながら必要な対策を講じていく必要があるもの  
と考えております。

保育所に関する部分で申し上げますと、園児の送  
迎時のルールとして、車による送迎の禁止、こうい

ったことを義務づけていく必要があるものと考えて  
おります。

次に、違法駐輪、こういった対策につきましては、  
保育所に十分な駐輪スペースを確保すること、また、  
その部分で申し上げますと、担当外にはなりません  
けれども、放置禁止区域の設定や、駐輪機の設定、こ  
れは具体的に担当部局のほうで検討しているとい  
うふうに伺っているところでございます。

また、商店街通行人の安全対策につきましては、  
先ほど申し上げた安全管理人の配置、これらも含め  
て総合的に十分な安全対策を講じることができ  
るようにしていきたいと考えております。

○中西勇太委員 私の質問が商店街に対する質問にど  
うしてもなるので、土木部や警察も必要かもしれな  
いし、商店街の活性化という意味で地域経済振興室  
などに、本来お答えいただくべき質問を私がしてし  
まったんだと思うんですけど、その理解も非常に  
大切で、アーケードのある人の人流を残すことがで  
きるいい商店街だと思っているんですが、それでも  
その商店街にほかの全国的にも問題になられてるよ  
うな、しもた屋化っていうようなね、お店で買手が  
いないような状況とか、マンションが商店街沿いに  
建ってしまう問題とか、駐車場があることが、人の  
移動においてより危険にさらすっていうような問題  
とかっていうものがそもそも存在しているというこ  
とに対しても把握しつつ、保育所誘致は必要だと思  
うんです。

既に答弁いただいたんですが、公共保育所誘致に  
併せて、旭通商店街さんとまちづくり協議会さんが  
要望を上げておられるような、歩行者の安全性とか  
自転車利用、保護者さんの送迎の際のルールをしっ  
かりと保育所にも求めていくこととかも当然そう  
ですが、歩行者が安全に歩ける地域をつくっていく  
ところも併せて、他部署とも連携して相談して  
いく、予算化していくような計画は検討事項にある  
かということも確認が大事だと思うので、もう一  
度お答えいただけたらと思います。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 委員おっしゃって  
いただいておりますとおり、地域の方から様々な御意見が寄  
せられております。我々としてしましてはこちらの

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

市の用地、今後30年の貸付により、長期にわたり民間の保育所を設置して地域に根差した形での運営、また、これが副次的に地域の活性化にもつながるような取組になるというところを大いに期待しております。

今までいただいております様々な御意見に関しましては、今後、保育事業者を選定する上での条件づけなどに可能な限り盛り込み、地域の方の理解もしっかり得るように努めながら、今後の事業展開を進めてまいりたいと思っております。

○**中西勇太委員** 84店舗入っておられる旭通商店街さんの理事会等を通しての要望も来ていると。まちづくり協議会さんも3月定例会の要望がしっかり届いているというところで、商店街の活性化と保育ニーズの解消等の、一体的に進めるということで要望も来ているような形ですし、市としてしっかりと他部署とも連携してやっていただけたらと思います。

一旦止めます。

○**益田洋平委員長** 理事者から、先ほどの中西委員の質問について発言したい旨の申出がありますので、ただいまから発言を許可します。

○**湊崎雄作保育幼稚園室長** 他の代替地を検討したのかということについてなんですけども、吹田市、保育所用地を確保するに当たりまして、まとまった場所がないということで、大変苦慮しております。この辺りにつきましては民有地があるのかどうか、もしくは地域でもその公園とかを活用できないのかどうかであるとか、こういうような検討を市内ですてきたというようなところがあります。

○**益田洋平委員長** 引き続き、質問あれば受けることにします。

○**清水亮佑委員** せっかくなんでJR吹田のことじゃないほうからいこうかなと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、保育士確保の予算が上がったと思うんですけども、去年、保育士確保の就職フェアみたいなのを行ったと思うんですけども、今年はどんな感じで想定しているのか教えてもらっていいですか。

○**山本文浩保育幼稚園室主査** 基本的には昨年の実績、やったことなどを踏襲しながらですね、今回は事業

を少し早めまして、5月10日（日曜日）に開催をするという形で考えております。

また、今回に関しましては各施設さんのほうで実行委員会を創設いたしまして、共に取り組んでいただくことを想定しております。

○**清水亮佑委員** 去年は来場者にお土産みたいな感じで渡していたと思うんですけども、今年はどういったものを企画しているとかあったら教えてもらっていいですか。

○**山本文浩保育幼稚園室主査** 今年度に関しましても参加者に対しまして、ノベルティーを準備をさせていただくことを想定しております。基本的には昨年度の部分を踏襲しつつ、今後、実行委員会とともに市として設計していきたいと考えております。

○**清水亮佑委員** 去年も人数そこそこ来てたかなっていうのを覚えてるんですけども、今年のずばり目標は大体何人ぐらいなのか教えてもらっていいですか。

○**山本文浩保育幼稚園室主査** 昨年度は40人となっております。昨今保育学生が減っているというふうな傾向も見られますことから、少し厳しい状況ではあるんですけども、同数を目標にしつつ企画のほうを立てていきまして、より向上できるように考えていきたいと考えております。

○**清水亮佑委員** 分かりました。去年もそうだったんですけども、僕も見させてもらって、一定にぎわいはあるのかなとは思うんですけども、なかなかお話を聞きに来る場所とか、全然住んでる場所が違ったりとかしたらと思うので、エリアごとに分けるであったりとか、そういうところもやってもいいかなとも思いますので、いろいろ試行錯誤しながら、あと、せっかくそういうイベントを一日場所を借りてやるんやったら、福祉部も今、魅力向上事業をやったりとかもするので、せっかく一日かけてやるんやったら、午前、午後とかで分けて時間やったりとかしてもいいのかなとも思いますので、ぜひ今後、その部局間連携みたいなのをやってもらえたらなと思いますので、意見として言っておきます。

次に、議案参考資料209ページの発達支援保育の部分でお伺いさせてもらえたらなと思います。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

先ほどの委員さんも皆さん質問されて、中西さんも質問されてたんですけども、1対1の加配から複数加配ということなんですけれども、ほかの市で1対1であったり、0.5対1とか、そういったことをやってる市とかあったりするか教えてもらっていいですか。

○山口むつみ保育幼稚園室主幹 状況が市によって異なる部分が多いので、一概には言えませんが、国の基準が介助保育士一人につき児童二人というのが基準になっておりますので、おおむね2対1の配置になっておろうかと思われま。

○清水亮佑委員 多分、他市でも1対1であったり、2対1とかやっているとところもあると思うんですけども、この加配っていうのって、年長さんとか小学校に上がっていくに当たって、どんどん少なくしていく。今までずっと吹田市やったら、加配つくってなったら、ずっと1対1だったと思うんですけど、その辺がちよとずつ減っていく。

僕も現場入ったこともあったんですけど、やっぱり1対1でつかないあかん子と、担任加配とかは補助で、加配で十分足りたりとか、現場とか、あとは先生の色とか、合う合わへんとか、いっぱいあると思うんですけど、その辺りで丁寧に保育するに当たっての経験値ってすごい大事だと思うんで、これするんやったら複数加配で資格ない人、子育て支援員さんとかが多分対象にはなるのかなとは思いますが、その辺の人たちにやっぱりその障がい児保育っていうその関わりの研修、今、多分吹田市でも障がい児保育の研修とかもいっぱいあると思うんですけど、それをマストで義務づけたりとか、これを受けることによって、これの障がい児の保育、資格持っている人はもちろん勉強して入ってるとは思うんですけど、資格持っていない方たちで、いきなり入ってこの子ついといてって言ったら、保育の質の担保には僕はならないと思うので、その辺りを市主体でするのは難しいんですけど、事業者とちゃんと話して、こういう人をつけたいからっていう、その上乘せ方式のほうがいいのかとも思うので、それすることによって保育全体の質の向上にはなるのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

複数対1加配の場合、対象児童二人につき一人の職員配置となることですが、児童の状態は個々に大きく異なる場合があります。現場の実態として安全確保や保育の質の観点から、複数対1配置が難しいケースもあると考えますが、そうした場合、柔軟な運用は可能なのか教えてもらっていいですか。

○山口むつみ保育幼稚園室主幹 複数対1加配の認定を受けた児童がクラスに一人とかっていうような場合に関しましては、保育士さん2対1で見るとするのはかなり困難なところも考えておりますので、そういった場合には特例といたしまして、対1単位で基礎となった場合であって、児童一人に対して保育士一人を配置する場合は、月額32万780円、対1と同じ額を補助するという制度にしておりまして、ある程度、園で必要に応じて配置できていただけるようになっていると思っております。

○清水亮佑委員 園全体で加配している枠の人数っていうイメージでいいですか。例えば1対1の子が3人おって、2対1の子が4人いましたとなったときに、具体的に何人保育士配置になるか教えてもらっていいですか。

○山口むつみ保育幼稚園室主幹 1対1の加配の認定となられた方につきましては、児童一人につき保育士1名ついていただく形になります。複数対1加配の方につきましても、クラスの年齢児によって異なるかと思いますが、同じ学年に4人ということでしたら、保育士の方は4人に対して二人という形になるかと思ひます。

○清水亮佑委員 その場合、クラス分かれたりとかも多分あると思うんですけど、その辺りの制度的な部分ってどういう感じがイメージつかなくて、教えてもらっていいですか。例えば、さっき言ったとおり、2対1の子が4人おった場合、例えば、3歳同じ学年に3人にいた場合、0.5、0.5、0.5となったときに、クラスが2、1とかで分かれていた場合どうなるか教えてもらっていいですか。

○大槻 仁保育幼稚園室主査 対象児童が3名いらっしやった場合につきましては、まず、複数対1の方が2名の場合は、そこに対して2名に対して保育士が一人つく。で端数が出てきた場合についてはそこ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

の端数の方に対して保育士を一人つけることを可としております。

○清水亮佑委員 ということは、簡単に言ったら繰上げになるっていうイメージで大丈夫ですか。教えてもらっていいですか。

○大槻 仁保育幼稚園室主査 委員おっしゃるとおりでございます。

○清水亮佑委員 分かりました。ありがとうございます。

○益田洋平委員長 質疑の途中でありますが、暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問を受けることにします。

○清水亮佑委員 施設整備助成制度拡充について、議案参考資料183ページのことで伺います。

今回、仮園舎を建設して施設の建て替えを行う場合の費用について、市独自の助成を上乗せする制度を創設するとのことですが、これまで市内の保育施設において仮園舎の建設を伴う建て替えにより、どの程度の事業者負担が生じたのか、市としてどのように把握しているのかお聞きします。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 仮設園舎を要する建て替えにつきましては市内におきましては、少なくとも過去10年間においては事例がないものと認識しておりまして、この過去10年間の中で事例がないというところで、今回、初めて仮設園舎を要する建て替えが必要になってきているというところがございます。

○清水亮佑委員 仮園舎を建設して建て替えを行う事業を対象とする。新設で建てることだとは思いますが、市内において今後どの程度の施設がこの程度の対象になることを想定しているか教えてください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 本補助制度の創設に当たりましては、アンケート調査を実施いたしまして、仮設園舎を要する建て替え方法、これを想定している園が11園程度ございました。今後、頻繁に建て替えがあるものではございませんけれども、複数に需

要のある補助制度であると認識しております。

○清水亮佑委員 その11の施設はもともと保育施設とか小学校とかも全部含めてそうなんですけど、建て替えをしないとあかんっていう認識の下、今まで経営してたかどうか分かったりするか、教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、建て替えがある場合については事前に事業者のほうから御相談、これをいただく形になりますけれども、アンケート調査実施させていただいて回答いただいた園につきましては今後、建て替えがある場合に、仮設園舎を要する建て替え方法を想定しているというような御回答をいただいております。

○清水亮佑委員 でしたら、仮園舎を建てるといいうことも含めて、経営の中である程度の積立て、今回1,000万円補助するっていうことで11施設ぐらいが対象ということで、分からないこともないんですけども、一定数、園を運営するに当たって、会社もそうなんですけれども、先を見越してきちんとお金を貯蓄していったりとか、もちろんこんだけ急に物価上がったら難しい部分もあるとは思いますが、そこに関しては市から伝えなあかん部分なのかなとは思いますが、その11の施設が例えば1,000万円もらいました。じゃあ、ほんまにその園、園舎建て替えだけなのか。最近、急に複合型施設つくろうとする園とかあったりして、そっちに建て替えのタイミングで浮いた1,000万でそれを造ろうとするとかっていうことがないように、ぜひ、引き続き、出したら終わりっていうよりは、きちんと見るというのはしていただけたらと思います。

また、お金がないから出すっていうところで、もちろん大事な保育ニーズやから分かるんですけど、例えば新しいことを始めるとか、療育施設造るとか、新しい小規模保育事業所を造る、保育園造るとかに手挙げるっていうのは、そこはまた話替わってくるのかなと思いますが、いかがですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず今回、国の補助制度がございまして、その中では委員おっしゃられたような複合施設であるとかっていうのはそもそもこの補助制度の対象とはなりません。そんな中で仮設

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

園舎を建てないと建て替えが困難な場合、これに対しての国の補助制度の補助額が実態と乖離しているというところで上乗せさせていただくものでございますので、これに伴う補助額につきましては、全て仮設園舎の整備に対して使用される補助金になります。

○清水亮佑委員 もちろんね、仮設園舎建設のための補助金やとは思いますが、お金に別に名前がついてないんで、その1,000万うまいこと使ってとか考える人も一定数いるのかなとも思いますんで、その辺り、引き続き見ていってもらえたらなと思います。

また、仮園舎建設する敷地に余裕があって、仮園舎建てんでも建て替えできるよっていう園って、大体どのぐらいあるか教えてもらっていいですか。

ちょっと変えますね。今回の制度の対象にならへんところ、11園以外が多分そうやと思うんですけど、それ以外のところで公平性は必要なのかなと思うんですけど、公平性っていう部分に対してはどう思ってるか教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 今回の補助制度の趣旨といたしましては、国の補助制度における仮設園舎整備に係る補助額は少額であり、実態と乖離しているというところで上乗せさせていただくものでございます。通常の建て替えが可能な場合につきましては、これまでも昨今の物価高騰に対応して国の補助額も増加傾向がございますので、基本的には国の補助制度の範囲内で対応いただけるものと認識しております。

○清水亮佑委員 一定、それも理解はするんですけど、公平性の担保っていうところも必要なのかなとも思いますので、今後、多分老朽化ってどんどん出てくると思うので、建て替え増えてきたたびに、その都度、仮園舎建てた方が得やんみたいにならへんようにだけ、制度設計だけしてもらえたらなと思います。

次、JR吹田駅南立体駐車場跡地の質問に行かせてもらいますね。

商店街に設置した場合、どのように捉えているか、まず、教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 当該用地は駅前商店街

に位置することから、駅を起点とした子育て世帯への転出抑制や流入効果、定住促進など、市の持続的な発展につながるものと考えております。

また、施設利用者、保育事業者による買物であるとか、そういったところを通じて、また、保育所と商店街での共同イベントの開催など、これを通じて地域のコミュニティの活性化に資するものと考えております。

○清水亮佑委員 商店街等の活性化とおっしゃったんですけれども、具体的に商店街遊びであったりとか、保育園の子供たちがふだんから商店街と遊んでいるのは、その商店街で商売されている方とかとも多分いろんな話をしていかなあかんかなとは思いますが、その辺りの話合いとかってしてたりしますか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 今後、選定事業者と綿密に協議しながら、地域にとって親しまれるような保育所となるように、綿密に協議していきたいと考えておりますし、また、整備に、選定する前の段階に当たりましても、しっかりと地域の方に御説明させていただいて、頂いている要望、これについても公募要件に可能な限り反映させた上で事業者を選定させていただきたいと考えております。

○安井基樹保育幼稚園室参事 今回御提案させていたものが認められましたら、公募というふうな形で進めていくことになります。この間、いろいろとお話を聞きながら、要望を頂いているというふうな状況です。先ほどの説明にもありましたように、商店街との連携、協力、そういったところを今後、事業者とどこまでできるかっていうふうなところは、保育運営の支障のない範囲で公募条件の中に織り込むような形で、優れた事業者の提案をお願いしたいというふうに考えております。

○清水亮佑委員 この地域で待機児童、発生しているという状況ではあると思うんですけど、未利用児童数もこの地域では存在しているかなと思ってます。

今回、保育所整備できひんかった場合、どういった状況になるのかって、市はどういうふうと考えてるのか教えてもらっていいですか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○安井基樹保育幼稚園室参事 当該跡地につきまして、先ほど来から御説明をさせていただいております令和6年度から待機児童が発生しており、乳幼児児童も高止まりをしている状況、また、低年齢児の枠のほうも不足しているというふうなところから、今回提案をさせていただいております。

今回、この機を逃すと、待機児童対策が遅れるというような形になりかねないというふうにも考えておりますので、本市としては行政の責任の下、しっかりとそういった環境を整えていく必要があるというふうに認識しております。

○清水亮佑委員 待機児童対策って必要なことやと思っているんですけど、先ほどほかの委員さんが質問したときに、小規模保育園を造るとか言ってはったんですけど、小規模保育園って、ゼロ・1・2歳児じゃないですか。ゼロ・1・2歳児でそのときだけ待機児童をなくすっていうことをすると、よその市とかでもよく起こっているんですけど、そのゼロ・1・2歳児が空いているからどんどん入れようってなったときに、3歳より先の受皿が何もない状況やと思うんですけど、その辺り、先ほどの答弁と食い違うかなと思うんですけど、どういうふうに考えているか教えてもらっていいですか。

さっき大きいのを造っても小規模保育園を造らなあかんくなるって言ったと思うんですけど、どういうふうに考えているのか教えてください。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 こちらのJR吹田以南を含みます適用区域で申しますと、A区域に関しましては、昨年4月の時点でも既に低年齢児において、数の不足というものが出ている状態でございます。一方で2号の子供、すなわち3歳児以上のお子さんの枠に関しましては、幼稚園での長時間預かりなども含めると、充足している状況でございます、計画上こちらについては現在のところ充足しているというところがございますけれども、保育所の整備によりましてしっかりと3号を有効に確保できるというところがございますので、こちらではしっかりと保育所を整備したいというふうに考えております。

○清水亮佑委員 保育園を運営するに当たって、やっぱりその3号認定のゼロ・1・2歳の子たちって結

構重要なことやと思いますし、2号認定の子たちが基本的に入ると思うんで、その辺り含めて、小規模保育園を造るっていうよりかは、せつかく今、測量に予算かけて保育園を造るって言うところに、来年には小規模保育園造りますっていうと、取り合いになっちゃうことを考えたときに、そこは慎重にしていかないとあかんところやと思いますし、80人定員って今ほぼ決まってるかなとは思いますが、あのエリアで80人じゃ足りないんじゃないのかなっていうのは正直思っているところです。なので、それは意見としておきます。

あと、先ほど車で通園禁止にしていってっていう話をしているんですけど、多分それをする、物理的に商店街の中に、保育園側が車で来ないでくださいねって言うても、守らへん保護者さんって一定数いるんですよ、1割、2割は。ということ考えたときに、何でもかんでも禁止にすると、保護者さんと保育園の関係もあんまりよくはならへんのかなと思ったりとかもするので、その辺りも含めて公募の中身をきちんと見直した上で、一概に車を禁止にするとか、商店街と遊びを必ずするとかっていうよりかは実績があるところ、例えば地域に根差した保育園造ってるところであったりとか、いろんなお祭りとかにどんどん参加してもらわんと、この商店街で建てる意味ってないとも思いますし、その辺りちょっと再度検討するのは必要なかなと思っていますので、これは意見として言わせてもらえたらなと思います。

最後に、今回の立駐跡地の取り巻く状況として、まちづくり協議会と旭通商店街の連名で、保育所誘致に賛成の立場で要望が出されている中、短期間で賛成を表明した方から反対の要望が出ている状況であると。それに対してはどっちなのっていう正直難しい部分もあります。市として説明をしてきた経緯もお聞きした中なんですけれども、再度、経過っていうのを教えてもらってもいいですか。ほかの委員さんも聞いてたんですけども。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 今回の保育所整備につきましては、昨年の9月頃からまちづくり協議会、地元商店街や地元自治会を中心に御説明を行ってき

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

たところでございますけれども、なかなかまだ御理解いただけていないという方もいらっしゃると思いますので、引き続きしっかりと今後、丁寧に説明して御理解いただけるよう努めていきたいと考えております。

○清水亮佑委員 9月からしてたら、ある程度話はできてたのかなとも思うんですけども、そこが賛成と反対両方から来てたりとかってするのが、感想としては、話聞いたりとかはした上で、結局あんまり分からへんまま来てるのかなっていうのもあるので、その辺りしっかりとやってもらえたらと思います。1回置きます。

○澤田直己委員 まず、昨年約1年前に東保育園と吹田第三幼稚園の統合について再検討を求める決議を我々提出したかと思えます。それに関しては、児童部のほうも非常に決議の重みを重く受け止めているという答弁があったかと思えます。

その後、6月23日に、所管事項に関する事務調査がありまして、そこで幾つか我々このメンバーで質問をさせていただいたと思えます。

そのときの答弁の中で、吹田第三幼稚園の認定こども園化も検討していく必要がある。するかどうかは別ですよ。要は、検討はする必要があるというような答弁もあったかと思うんですけど、6月からやったら8か月、9か月たっているんで、その検討結果というのをお示してください。

○安井基樹保育幼稚園室参事 吹田第三幼稚園と東保育園の統合につきましては、議会の決議を重く受け止め、本市としましても再検討をしているというふうな状況です。

この間、在園児の保護者、地域の未就園児の保護者の皆様への説明をし、意見を伺ってきております。委員おっしゃるように、その中で認定こども園化の要望というのもいただいている状況であり、本市としましては、地域の動向、人口動向であったりとか、開発の状況、こういったところも引き続き見極めながら再度検討しているというふうな状況でございます。

○澤田直己委員 1年前とかね、9か月前やったら今の答弁でいいと思うんですけど、もう、あれから1

年たってるわけですよ。答弁が全く変わってないんですけど、何か進展してないんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 様々な観点から吹三幼稚園の在り方については検討させていただいているところでございますけれども、その一要因として、近隣私立園の閉園による影響、これを見極める必要があるというところで、現時点ではその状況について、まだしっかりと精査できている状態にはないところがございます。

○澤田直己委員 近隣私立園の何て言いましたか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 近隣私立園の閉園による影響でございます。

○澤田直己委員 朝日幼稚園のことやな。

それと吹田第一幼稚園の認定こども園化により受入れを増やすといったような話も、1年前されてたようなことも記憶しているんですけど、その辺りの検討結果はどうなりましたか。

○湊崎雄作保育幼稚園室長 吹田第三幼稚園の園児数が昨年度でいいますと11名と、10名超えるようなところになるんですけども、来年度、令和8年の4月とか言うと、その10名をもう下回ってくるというような状況にもなっています。

委員御質問いただけてます吹田第一幼稚園の認定こども園化っていうところも、具体にはまだ検討が進んでいないというようなところで、見極めはすごく大事だろうというふうに思っているところがございます。

○澤田直己委員 吹一幼稚園の受入れを増やすとね、吹三幼稚園の10名がどう関係してくるかっていうのもあるんですけど。保護者の要望書であったり、1年前の質疑なんかでも、2年保育で給食なしを続けても、それは増えないのは誰が見ても分かってることなんで、一時的に数人増えることはあっても、今のニーズにはそのやり方では合っていないから、その状況を続けている限りはそれは現状は変わらないので、その辺も踏まえて検討していただきたいと思えます。

それと、これ、6月23日の話ですけども、別の場所で、別の場所っていうのは吹田第三幼稚園以外の場所で、幼保連携型認定こども園の整備であったり

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

とか、朝日幼稚園閉園後の活用について、これ、民間の所有物やから、我々がどうっていうのはあれですけども、仮に予定どおり閉園されるのであれば、その後の活用等についても、6月時点では検討は進んでないと答弁されてましたけども、そこから9か月たって、どのような検討結果になりましたか。

○木戸裕子保育幼稚園室主幹 朝日幼稚園につきましては民間の園でございまして、そこについては市として特に何か検討しているものがあるというふうには現在考えておりません。

○澤田直己委員 幼保連携型認定こども園の整備についてはどうでしょうか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 新たな幼保連携型認定こども園の整備につきましては、認定こども園岸部第一幼稚園とことぶき保育園、今回の定例会のほうに提案させていただいているもの以外には、今のところ具体的にはございません。

○澤田直己委員 岸部なんで、離れてるとはいえ、一応皆さんが言うA区域に入っているわけですから、そこは分かりました。

結局、この吹田第三幼稚園の問題と、この今回の商店街の保育所の問題をね、やっぱりセットで考えてほしいんですよ。行き当たりばったりで、足りないから商店街のあそこ空いてる、ちょっと駅前やし便利やし、あそこに建てようというように見えてしまっているんですけども、これはもうちょっと吹三幼稚園、もちろん東保育所も含めての今後の在り方と、JR以南地域A区域全体の在り方と、この辺りがセットで考えているようにはなかなか見えないんですけども、どうなんですかね。そうしないとなかなかこの両方の問題がうまいこと進まないのかなっていう気はするんですけど、その辺はどうお考えですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 まず、今回提案させていただいているJR立体駐車場跡地での保育所整備につきましては、増加する保育ニーズへの対応策として提案させていただいているものでございます。その中で吹三幼稚園と東保育園の統合につきましては、集団での学び合いの機会の確保は困難であるというところから検討をさせていただいているという

ところでございます。

○澤田直己委員 だから、今日新たな要望書も出てきてますけど、例えば、吹三連合自治会と近隣の保育園、幼稚園、PTA、保護者会もろもろの6団体ぐらゐの連名の要望書の中に、例えば、近隣JR以南地域に小規模保育園を設置をするのであれば、どちらにしろ設置しますよね。別に、商店街の保育所関係なく、多分本会議では小規模保育園も5か所ぐらゐ設置すると言っていたんで、設置するのであれば、3年保育の受皿として吹三幼稚園を3年保育にしたほうがいいんじゃないかみたいな要望書を皆さん見られてると思いますけども、そうやってセットで考えていくべきかなというふうに思います。

本会議で答弁した5か所整備、小規模保育所5か所整備を予定するという答弁だったと思いますけど、これはA区域全体での話なのか、JR以南地域だけの話と、どっちでしたっけ。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 A区域全体で今後、小規模保育事業所を五つ整備していくという計画の変更は今着手しているところでございます。

○澤田直己委員 分かりました。

保育所が、待機児童の先ほど人数の話とかいろいろあったんで、必要性があるということはよく理解できました。

その設置場所なんですけども、当然、商店街の今予算上がっている場所も候補地の一つでしょうが、高城児童会館が今、供用停止になって、解体の予算まではね、上がってると思います。その後、基本は売却の方針ということで、我々もそこは理解はしているんですけども、それはあくまで今のままいげばという話で、世の中の情勢が変わればそうじゃなくなるということも当然あるわけですから、高城児童会館を保育所の場所として整備することは検討されたのでしょうか。

○岡田耕一郎児童部次長 委員御指摘の高城町の児童会館につきましては、日の出町に移転した経過、日の出町は新佐竹台住宅の整備と一体になっていた経過もありますことから、売却をし、売却益は市営住宅の整備基金に積み立てる予定という形で考えているところでございます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○澤田直己委員 そういう児童部っぽくない答弁やったような気がするんですけど、その経緯は私もよく分かってます。分かっているんですが、世の中の状況が変わったときに、場所がないのがわざわざ民間の土地を購入してまで建てるのはなかなか難しいと思いますので、高城児童会館であれば、これはもともと吹三小学校の子供と東小学校の子供も対象であったということもありますし、吹一地区からも非常に近いということで、少なくともA区域の中でのJR以南地域というところで見れば、非常に通いやすい場所であると思いますので、どうなんやろね。別に児童部だけでこれは決めることじゃないですけども、有効な場所だと思うので、ここは検討したほうがいいと思いますけどね、部長。

○道場久明児童部長 実は、午前中の別の委員からの御質問もございましたけれども、我々、担当としてはこのA区域の中で、この商店街以外でも様々検討をした経緯がございます。おっしゃっているように、高城児童会館についても、論点の中の一つとしてはございました。

ただ、先ほど次長が申しあげましたように、ほかの活用を考え、日の出の市営住宅の種地としても活用することを市として判断しておりましたことから、別の方策として、今回予算提案させていただきます旭通商店街、この土地が市にとって最適だというふうに判断至った経緯がございます。

○澤田直己委員 いや、種地。もともと日の出住宅の跡地を全て売却する予定やったけども、吹三連合からの要望などがあって、あそこの半分を活用しよう。ちょうど高城児童会館が老朽化をしていたから、その場所としてあそこが選定されて半分利用することになった。半分利用することによって本来全部売却の予定が半分しか売却できないので、その代わりに高城児童会館は全部売ろうと、そういう話でしょう。

なので、その状況が今変わった。そういうニーズが生まれているわけですから、売却予定やったっていう話でそのまま売却する場合もあれば、そうでない場合もある。例えば、今この議論になっている旭通商店街の立駐跡地にしても、もともと普通財産や

ったわけですから、普通財産であれば特に、今手挙げられましたけど、公共施設の最適化計画で誰も手挙げない状態がずっと続いていて、であれば、普通であれば売却をするわけで、売却しててもおかしくないけども、商店街からも駐車場のニーズがあったから、暫定ではあるけども、5年、伸びて8年っていう形になっているんで、それは新たな社会ニーズが生まれれば、それは市の土地なんやから、市民の土地でもあるわけやから、そこは有効活用するべきと言っておきます。

続きまして、ことぶき保育園の跡地、これ先ほど午前中にもありましたけども、複合化して新たな施設ができると。それはそれでいいんですけども、ことぶき保育園の跡地利用について何か決まってることはあるんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 ことぶき保育園の跡地につきましては、今後、利活用調査を実施の上、市全体として活用の方向性を検討していきたいと考えております。

○澤田直己委員 児童部、手挙げたらどうですか。そのまま使えますよ。今保育園のところを保育園として使ったらいいじゃないですか。そんなわざわざ解体したり、違うことに使うんじゃないで。だって、A区域ですよ、ここ。A区域で足りないんでしょ。A区域で足りないんであれば、あそこだったらフルスペックであろうが、小規模保育所であろうが、使えると思うんで、使ったらどうですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 このことぶき保育園跡地と、今回提案させていただいているJR立体駐車場の跡地の保育園整備、これを比較いたしますと、後者のほうが特に提供量が不足しておりまして、待機児童が発生していることから、JR立体駐車場跡地に保育所を整備する必要があるものと考えております。

また、立地上のことになりますけれども、ことぶき保育園、これにつきましては駅から15分近くかかるのに対して、JR立体駐車場跡地は駅前商店街に位置することから、交通アクセス等の利便性や実際の申込み状況などから施設利用者、保育従事者にとっても利便性が高いものと考えており、保育所用地

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

としては適切な場所であると考えております。

○澤田直己委員 商店街の保育所誘致を別に否定しているわけではなくて、いろんな候補地がある中で、歩いて15分という話をすると、新しくできる岸部の保育園だってほぼ同じ場所なんですから、歩いて15分かかるわけで、決してすごく利便性の高い場所ではないけども、ただ、A区域である片山、岸部、JR以南の範囲内、先ほど言われていた何十人か足りないと言っていた場所にあるわけですから、そこは有効活用されたほうがいいと思います。

続いて、吹一いこいの間、吹一の公民館がもうすぐ新しくなります。公民館といこいの間の機能が複合化されるということなので、今ある吹一保育園の前にある吹一いこいの間が空くわけですけど、あそこを小規模保育所にできると思うんですけど、そこは検討しましたか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 委員おっしゃられる幼稚園について小規模保育事業所を設置するということは検討いたしておりませんが、基本的には小規模保育事業所、この整備につきましては民間事業者で実施いただけるというところで、民間事業者のほうにお任せすることといたしまして、これまでも迅速な施工が期待でき、国庫補助金によるメリットなどもございますので、これまでも民間事業者を主体として施設整備を行ってきているものでございます。

○澤田直己委員 別に私、皆さんにやってくれ、直営でやってくれとは言っていないので、この場所を活用してやられたらどうですかという話なんで、それは別に民間にやってもらったら全然いいと思うんで。この場所が確実に空くので、ここは活用していただきたいなと思います。

それと、先ほどから交通安全とか交通状況的な話、駐車場の代替施設ですね。あそこの駐車場がなくなった場合、代替の駐車場があるのかなのかっていう話もあったと思います。

そこで近隣に500台あるという答弁の中で、12か所あったと思いますけども、この500台っていうのは、どこの話なんです。イオンも含めてますよね。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 委員おっしゃるように、イオン、タイムズ、さんくすの駐車場も含めての

500台ということでございますけれども、このイオン駐車場の部分を除いたとしても、周辺には11か所、収容台数として161台の駐車場がございますので、代用いただけるものと考えております。

○澤田直己委員 その161台、11か所全部言ってもらっていいですか。

○岡田耕一郎児童部次長 ざっと私が知る限りですけども、スクランブル交差点のすぐ近くのリパークが3か所ほどございます。そのほか、大きいところでいきますと、高浜神社の駐車場、それから、さんくすに近くなりますけれども、さんくすのタイムズ吹田駅前第4駐車場等合わせて11か所あるものと承知しております。

○澤田直己委員 先ほどエビデンス的な話もありましたけども、実際、皆さんもそうやと思いますけども、目的地が一番近いところに車を止めると思います。例外としては、非常に高いとか、1日の上限価格がないから、長く止めるんやったら1日最大1,500円のところで止めようとか、そういう判断はもちろんあるかと思いますが、基本的には近くに止めるので、実際、エビデンスという話でいうと、サタケの前の駐車場に年間平均6万9,000台が止まっているというのはこれは事実です。少なくとも6万9,000台ということは6万9,000人以上が、買物しているかどうかまでは分かりませんが、何らかの理由であそこに目的があってきているというのも間違いはないです。

私も地元の間人として、多分どこまで入れてるか分かんないですけど、昭和町のほうとかちょっと離れたところも入れてるんでしょ、恐らくね。そこにはまず、サタケに仮に用事があったとして、さくらカフェに用事があったとして、昭和町のちょっと離れた、そういったところに止めるというのはなかなか現実的にはないのかなというところなので、何か500台という数字だけ先行してしまうのは、ちょっとミスリーディングちゃうかなって。

だって、イオンってたしか4階か5階ですよ、駐車場。4階から5階まで、あの狭い道を上がって行って、さあ止めようと思ったら、軽自動車だけしか止めれないとか、小型車しか止めれないというところがたくさんあって、さらにただにしようと思

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

たら2,000円以上の買物をして、また4階降りて、サタケまで行こうと思ったら、それなりに歩いていくことを考えると、基本的に何らかの目的で6万9,000台、あそこに止めてる人がイオンに止めるという判断はまずないのかなというふうには思いますので、ミスリーディングにつながるような答弁はやめられたほうがいいと思います。

それとですね、先ほど安全面について、警察との連携であるとか、全庁的な取組をして、交通違反であったり安全対策であったりするというような話もあったかと思いますが、要は、あそこに保育所ができることで、そこまですないと駄目という判断なんですか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 現在、要望書を頂いている中で、また、地域のほうでの説明の中で、交通安全対策を強く求められているというふうに市としては受け止めております。

児童部だけでこれは解決できるものではございませんので、関係部局とも連携しながら、その辺りのほうの対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

○澤田直己委員 そうですね、どちらにしろ保育所ができた場合は、当然そういう対策は必要でしょうし、仮にできなかったとしても、もう現状でも、あの辺にお住まいの方はよく分かっていると思いますけども、例えば錦通りから旭通りにT字のど、ぶつかるとい、夕方とかであれば、スーパーの前に車が3台とかね、止まってるわけですよ。左折できるということは、南北の道路は信号赤やから、サタケの反対車線のところに信号待ちの車が数台並んでいる。となると、曲がれないんです。通れないんですよ、もう。

昨日も一昨日も、まさに僕がそうやったんですけど、通れなかったんですよ。今でその状態で、年末がもっとひどいことになるのは、もう皆さん、地元の人だったら知ってるとは思いますけども、今でその状況なんで、強制力を伴うようなことをしないと、市の皆さんが幾ら安全対策しても強制力はないので、警察にしかないわけですし、しかも助手席に座られたら、幾ら警察でも駐禁すぐ切るかっていうとなか

なか切らないでしようから、結構難しいのかなっていうところは感じます。

それと時間貸しの駐輪場の話。これはもう一回答弁してほしいんですけど、その議論が今進んでるということですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 駐輪機の設置、放置禁止区域の設定、これは具体的に関係部局から進捗についてお伺いしておるところで、地域商店街、まちづくり協議会と連携しながら進めていくというところは確認しております。

○澤田直己委員 私も要望を受けて協議したこともありますし、土木部と。その議論があるのはもちろん承知しています。

たしか回答としては、まず機械の代金が非常に高いということと、業者の採算が合うのかどうかという話なんかがあったかなと思います。あとは商店街に今、無料というか商店街の駐車スペースがあるわけですけども、あそこに自転車を止めてそのまま通勤する方が多いと。それが商店街としてのお困り事やという話も聞いています。

協議っていうのは、あくまでこれはまちづくり協議会ないし旭通商店街があそこに機械を設置する場合は、市道なんで市としてあの土地を使ってもいいよという話であって、費用負担はどちらがするんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 その辺りの費用負担であるとかのところについては承知しておりませんが、具体的にまちづくり協議会と旭通商店街と関係部局と連携しながら、この駐輪機の設置や、放置禁止区域の設定、これについて前向きに検討していく意向というようなことの話合いがあったと認識しております。

○澤田直己委員 私、数か月前にそれも土木部と話しています。基本的にはあそこを、駐輪機を設置してもらっても構わないけども、それはあくまでまちづくり協議会であったり、商店街が費用負担をした上で建ててくれるのであれば問題ないというふうに当時私は説明を受けましたので、質問に対して安全対策します、これやります、あれやりますって、市がやるように聞こえるんですけど、そこは正確に言っ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

てもらわないと、期待だけを持たせるようなことになりかねないので、実際そういう要望書が出てますから、そこはよろしくをお願いします。

それとさっき地域活性化というところで、商店街に保育所が設置されることによって地域活性化の事例があるというような答弁があったかと思えますけれども、その場所を教えてください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 何件かございますけれども、現時点で把握しているのは佐賀県の基山町であったかと認識しております。

○澤田直己委員 具体的にどのように活性化したとか、売上げが伸びたとか、空き店舗が減ったとか、そういう根拠みたいなものは何かあるんですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 この商店街に保育所を誘致することで地域の活性化が進んだということ把握しておりますけれども、具体的に数字を持って、どういった来客が増えて経営上、利点があったかというところ、詳細な数字については把握しておりません。

○澤田直己委員 先ほど来からエビデンスが大事という質問があったかと思えますし、私もそこは本当に大事だと思います。ただ、根拠がないということなので、その辺りはしっかりと実態調査を、何となく、それは人が増えたら、人が増えたらというか子育て世代の方が来たら、少なくとも80人ぐらいは増えるという計算もそれはできるでしょうし、活性化するようなイメージもありますけれども、でも、その分、駐車場がなくなることによって、6万9,000人来た方が全員とは言いませんけれども、一部来なくなるということも安易に想像できるわけなんです。

地域活性化のためにだけやるわけじゃないですよ。待機児童の解消のためにやるんですけども、商店街のど真ん中に建てるということであれば、その辺を地域活性化の理由の一つに挙げるのであれば、この辺はしっかりと実態調査をしていただきたいと思えます。別に児童部がするのか都市魅力部がするのかは別ですけど、こういったことも理由の一つに挙げられるのであれば、実態調査すべきと思えますけど、いかがでしょうか。

○岡田耕一郎児童部次長 委員の御指摘のように、

我々としては、これ、第一義的には待機児童の解消をここでやりたいというようなところの思いで進めております。その上で、先ほど担当からも他市の事例がありましたけれども、旭通商店街そのものでも取組としても、地域のコミュニティの核としての事例ですとか、こういった事例もあって親和性があるということをも承知しておりますので、期待をしていくというようなところで御理解をいただきたいと思えます。

○道場久明児童部長 委員おっしゃっていることにつきましては、予測の部分も含まれているかと思えますけれども、地域が抱えられるというか、今懸念されている事柄につきましては、まずは吹田市、行政として待機児童について行政が主体的に取り組むべき事柄、それから、地域や関係団体の方々が担っていただくべきもの、あるいは官民が連携して協働して取り組んでいく課題が混在しているというふうには認識しておりますけれども、我々としてはまず第一歩目として、早期に解消すべき課題として保育所整備をさせていただいて、ただ、担当からも繰り返し答弁させていただいておりますけれども、あの地域が抱える課題等についても、我々地域とも相談しながら、引き続き連携して関係部局とも情報共有して、並行して取り組んでまいりたいと、そういうふうにご考えております。

○澤田直己委員 地域の抱える課題、待機児童の問題、様々な課題がありまして、その中で児童部としては当然待機児童を解消していかなければならないというその問題意識は当然理解していますし、ただ、商店街の一等地ど真ん中という中で、そこに建てるということで、本来、児童部があまり抱えなくていい課題が出てくるのかなというところなんです。

安全面とかそういうのは、どこに建てても当然環境面とか出てくるんですけども、それ以外の部分が出てきているので、別にどっちが正しいとか言うつもりは全くないんですけども、例えば、先ほど言ったような高城児童会館とか、ことぶき保育園跡地とか、吹一いこの間とか、あとは本会議でも言いましたけれども、JR以南にはさんくすとか近隣のビルの中にも大きいスペースで空いている空きテナント

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

とかありますんで、その辺をフルに活用していたほうが、どっちの肩も正直持ちにくい部分はあるんですけども、より課題を減らしていけるかなというふうに思っていますので、その辺も含めて考えたほうがいいのかと思います。

それと、児童部は都市魅力部と連携をして、まちづくり協議会であったり、商店街に説明をしてこられたという答弁はもう何回もされていると思います。

その後、2月27日以降ですかね、各方面から駐車場を継続してほしいとか、駐車場と保育所の併設は検討したのかとか、あとはそもそも意見交換会、もうちょっと広く意見を聞いてくださいよと、そんな話初めて聞きましたよというような趣旨で、意見交換会の開催を求めるような要望書が四つ来てますよね。

これまでその説明をされてきたという話なんですけども、この1週間、十日間ぐらいで状況ががらっと変わって、都市魅力部のアドバイスに従いながら説明していくという経緯もあると思いますけども、今の2月の3週目ぐらいの状況と、3月の1週目、2週目の状況で全然違うんですけども、なぜなんですかね。どういう話し合いをしてこうなったというふうに考えているんですか。

○**安井基樹保育幼稚園室参事** この間、まちづくり協議会をはじめ、商店街の関係者の皆様、あとは地域の住民の方に対して、私どもとしては丁寧に説明をしてきたところでございます。

おっしゃるように、様々な意見があるというふうには考えておりますし、御意見も聞きながら考えていく必要があるというふうに思っておりますが、一定、私どもとしては必要な方に必要な時期に適切に説明をしてきたというふうに認識しております。

○**澤田直己委員** なかなか商店街のど真ん中に保育所を造るということは今まで多分ないと思うので、恐らく初めての経験なので、どこにまず説明行ったらいいのかとか、商店街がそもそもどういうことを考えているのかとか、関係者もいろいろいはると思うんで、その辺をなかなか児童部が判断するの難しいところもあると思うんで、都市魅力部と一緒に回られたのかなと思うんですけども、実際に2月27日

に各商店街の役員さんとか組合の有志の方、そういった方からは駐車場の継続、保育所との併設、意見交換会の場を求める要望書が提出されました。

3月3日には、先ほど清水委員からの質問にもありましたけれども、まちづくり協議会の中の構成メンバーと言っているのかな、錦通商店街と新旭町通商店街の連名で同様の要望書が出された。

3月4日には立体駐車場跡地に近い旭町自治会から駐車場計画の再考を求める要望書が出されました。

さらに先週3月6日、先ほども言いましたけども今日、更新版が出まして、吹三幼稚園保護者会、吹田五中保護者会、吹三PTA、吹三地区体育振興協議会、吹三連合自治会から、商店街に保育所を整備するのではなく、小規模保育所を設置することで不足しているゼロ歳から2歳児対策を行うとともに、3歳児以降の受皿として、既存の吹三幼稚園をこども園化すべきとする要望書が今日出されております。吹田第一幼稚園も名前を連ねています。

要は、こういったこの状況を見ると、最初は我々も、商店街の皆さんも賛同してくれてるように思っていたんですけど、がらっと状況が変わっちゃいましたね。一部の方には説明したけど、多くの関係者が納得とは言いませんけども、御理解いただけてないような状況にあると思います。

これは児童部に聞くことじゃないかもしれないけども、私もこの立駐跡地のことは、議員になって、一番最初の議会の2問目に聞いた、思い入れのある質問。1番目が総合教育会議について、2番目がこれなんですけど、3番目がガンバなんですけど。すごく思い入れのある質問なんですけども、その11年の中で、暫定利用後の活用意向について、例えばもっと広く意見聴取をしたほうがいいんじゃないかとか、少なくともアンケートとか取ったほうがいいんじゃないかとか、こういったことを求めてきたんですね。マーケティング、市場調査、もろもろ。まちづくり協議会に聞くのも当然大事だけれども、それ以外の方もいっぱいいらっしゃいますから、そういった方にも広く意見を取ってきたほうがいいんじゃないかとずっと言ってきましたけども、一度もされませんでした。その結果が今の状況じゃないのかな

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

と思っております。

現在の状況下で、例えば、議案参考資料には、最速ではありますけども、7月に公募を進めるようなふうに記載をされていますけども、先ほどよく分からないという話もありましたけどね。要は、賛成と反対の意見が同じ名前を出ているっていうのも、これもよく分からないことですし、それはこの委員会との意見交換会の中でお話を聞かせてもらいましたけど、そういった状況で、とても7月に公募を進められるような状況ではないのかなと思いますけども、その辺の御見解はいかがでしょう。

○**湊崎雄作保育幼稚園室長** 我々、この地域につきましては、今待機児童が発生しているということは、とても重大なことだと思っております。未利用児童の解消というところにも努めていかないといけないというところは喫緊の課題でして、令和10年の4月には立駐跡地のところに保育所を整備したいという考えに変わりはございません。

一つ、経費的なところで内部で検討しているところなんですけども、この立駐跡地に保育所を整備するコストというと、市の一般財源で申しますと、大体2,500万円で、委員もしくは地域の方から御要望されています吹田第三幼稚園を認定こども園化する経費、これは7,500万円ぐらい一般財源にかかると考えられておまして、大体経費が3倍、整備費用かかってまいります。運営費用に関しましても私立保育園の場合でしたら、80名定員で大体4,500万円の一般財源。これに対しまして吹三幼稚園を認定こども園化しますと、大体1億6,700万円、1億5,000万円超えてくるというようなところでして、3.7倍以上の開きがある中で運営していかなければならないっていうところは、すごく重要な要素であると思っております。同じ保育の質を均質なもので御提供するならば、費用をかけないような形で市民の方々には御理解いただけるよう、その期間が短い中でも、説明を尽くしてまいりたいというところを進めてまいりたいと思っております。

○**澤田直己委員** いや、そうでしょうね。恐らく民設民営で建ててもらったほうが、お金がかからないし、公設公営であればお金がかかるのは当然やと思いま

すし、私が聞いたのは、今の状況でそのまま7月に公募を進められるのかというふうに聞いているのに、吹三幼稚園を3年保育化したらお金こんだけかかるからみたいな。答弁違うことないですか。

○**道場久明児童部長** 様々賛否分かれているということについては担当としても承知しております。地域や地域商店街関係者の中には、既に反対の意見、もしかしますと、あるいはどちらでもないという方もいらっしゃるかもしれませんが、担当といたしましてはまちづくり協議会、それから旭通商店街の総意として要望書も頂いておりますし、関係団体の方には一定の御理解をいただいているものと認識しております。

それから、今回のこの整備計画の検討に当たりましては、本市のこども計画、この改正のために各団体等から選出されて委員構成されています子ども・子育て支援審議会でも、ここに案件として諮って御議論いただいて、了承いただいた下で当該区域の整備計画数を修正して、この修正に当たって、またこのパブリックコメントについても実施して、この地域での保育所整備を望む市民の声も多く頂戴しておりますことから、我々担当といたしましては、この計画に基づいて、行政の責任として待機児童の解消に努める責務があるというふうに認識しております。

それから、地域の方々、関係団体への説明につきましては、これも担当参事から先ほど来説明させていただいておりますけれども、我々担当としては検討の早い段階から説明に上がっておりまして、御理解を得られるように努めてきたところでございます。

ただ、あまねく全ての方々に対して周知、説明し切れていないということは事実でありますし、また、これまでもございましたけど、連合自治会と総意をいただいた後でも、一部の方の反対意見を頂いたりすることもございますけど、今回も同様の事例だというふうに認識しております。

ただ、この件について地域関係団体の中で混乱を招いていることについては、一担当としても心苦しく思っておるところでございますので、引き続き一人でも多くの方に御理解いただけるように説明を重ねてまいりたい、こういうふうに思っております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○益田洋平委員長 質問に対する答えをしっかりと明確に答えていただきますようによろしくをお願いします。

○澤田直己委員 商店街の総意であれば、当然私も賛成したいし、ただ現状、二つの商店街からは、反対もしくは駐車場継続といった要望書が出ていますし、それ以外の要望書でも、三つの商店街の役員さんであつたりとか、商店街の組合員さんから要望書が出ていますということは、もう、もはや総意じゃないっていうことを、もう皆さんも受け取ってると思いますけども、そういう意見書、要望書が出ていますので、総意という答弁はちょっとどうなのかなと思います。

まちづくり協議会の関係者の方も先日来られて、いろいろ先ほど清水委員からあつたような相反する反対の署名、反対の要望書にも名前があつて、賛成の要望書にも署名があるので、これはどう見てもおかしいんじゃないですかということで、いろいろ皆さんで御質問をしたところで、一定そういうことだったのかなっていう部分はありましたけど、それはそれで不思議というか、どうなんかなっていうところはあるんですけども、ただ、今の現状を見たときに、どう見ても総意には見えないので、別に保育所そのものにどうしても反対したいとかじゃなくて、一定もう少し合意形成図ってからじゃないと、7月だから三、四か月後ですよ。今すぐ募集始めるといふ状況ではないのじゃないかと。さっきのその警察云々、安全面どうの、地域活性の効果がとかがありましたけど、その辺の実態調査であつたりとか、今回もこれだけたくさん要望書が出てきてるんでね。たまたま吹一、吹六、連合自治会の一つの自治会だけから、だけと言ったら失礼だけど、1個から出るとかいうんじゃないかと、かなり広い範囲から出ていますので、そういったところも丁寧に意見を聞いて、そして要望書に書かれているようなことを一個一個ね、説明なり回答をして、市長がよく言う、納得は無理でも理解はしていただく、そういった努力はしてから進めても遅くはないのではないかとこのうふうに思いますので、ぜひともそういう方向で進めていただきたいと思います。

本会議の質問でもしましたけど、これ、拙速に本

当に進めてしまった場合は、地元の事業者や多くの関係者との間に、これを賛成している人もいれば、反対している人もいます。どんな課題でもそれは賛成者もいれば、反対者もいるんですけど、こんだけ要望書という形で明らかに名前も皆さん出されて、店の名前とか商店街の名前まで出されてやっていますから、7月に進めちゃうと、禍根を残すんじゃないかと。児童部は関係ないかもしれないけど、都市魅力部も大変じゃないかなっていう思いもあるんで、この辺はもうちょっと丁寧にやられたほうがいいのかなと思います。

○湊崎雄作保育幼稚園室長 繰り返しになりますけども、待機児童の解消というのは我々の本当に大切な業務でございます。この辺りは市民の皆様にも御理解いただかないといけないと思っておりますし、この要望上げていらっしゃる団体さんは、保育所の建設に反対しているわけではないということはしきりに書かれてあるわけでございますから、その辺り、短い期間にはなると思いますが、我々も全力を尽くして期間内で御理解いただけるように努めてまいりたいと思っております。

○澤田直己委員 いや、だから、皆さん、児童部やから、保育幼稚園室やから、当然待機児童の解消が大事な業務ってことは多分全員理解していると思えますし、それそのものに反対しているわけではないというのは理解していただきたいと思えます。

ただ、そういう状況で、そのすぐにはできるような状況ではないのじゃないかということなんで、そこをしっかりと、100%解消は無理でもね、今ぐらい混乱している状況で進めるのではなくて、少なくとも要望書を出している団体の方とか、そういった方々へもう少し御理解を得てから進めてもいいのではないかと、そういう趣旨で意見させてもらったんでそれはやっていただきたいと思えます。

○湊崎雄作保育幼稚園室長 委員おっしゃられる商店街から頂いてる御要望っていうのは、受け止めることが必要だと思っております。期間の中でどうにか待機児童解消に向けた動きを取らせていただきたいというのが、行政側の願いでございます。

○小北一美委員 先ほど清水委員が質問された、議案

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

参考資料183ページの施設整備の拡充かな。何点かだけ質問します。

先ほど委員の質問の中で公平性の問題も出てましたけども、上乗せ助成の必要性と公平性の部分で、公平性の部分は省きますけども、この条件の中で敷地が狭小で、仮園舎が必要という条件があるわけですけど、その辺のところだけでは曖昧で、その条件のこの客観性、透明性をどのように確保するのかについて答えてもらえますかね。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 今回の仮設園舎整備補助に係る補助制度といたしましては、まずは敷地狭小などを理由に仮設園舎を整備できなければ、建て替えができない場合を想定しております。

基本的には、通常の建て替え方法ですと、園庭などに新園舎を建設します。ここに移っていただくから、旧園舎を解体して、また、この旧園舎の部分を園庭などにするというような工法により実施されるものでございますけれども、そもそもの園庭が狭くて、本園舎の建築面積よりも狭いというような場合は、客観的には仮設園舎、これを別用地なども含めて整備しなければ、建て替えは困難であるというふうに考えております。

○小北一美委員 敷地が狭小という条件、何平米とかそういう条件があるんですか。敷地が狭いだけではちょっとぴんととこないところがあるね。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 この建て替えに係る工法というのは様々ございますので、一律に条件を設けることはなかなか難しいんですけども、客観的な部分といたしましては建築面積よりも園庭面積が狭い場合っていうのが、基本的には対象になってくるのかなというふうに考えております。

○小北一美委員 助成額の算定根拠ですけども、上限額というのがありますね。上限額はどのような算定式とか基準単価に基づいて設定されるのか、教えてください。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 上限額の算定につきましては想定事業費というのが6,000万円と想定しております。ここに国の補助制度における市の負担割合というのは4分の1になります。この4分の1を乗じた金額1,500万円から、国の補助制度における

仮設園舎整備に係る市の負担額500万円を差し引いた1,000万円程度を上限額として設定しております。

○小北一美委員 予算の説明には参考資料183ページの横にありますけれども、1施設、定員112人、進捗率50%と書いてあるんですけども、この進捗率50%というのは事業計画の進行度を指すのか、補助金申請の進捗なのか、あるいは設計工事工程の進捗なのか、何の50%か、具体的に教えてもらえますかね。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 記載させていただいてる50%っていうものは工事の進捗率でございまして、今回の園舎建て替えに関しましては令和8年度から9年度にかけて2か年にわたる事業でございまして、その中でそれぞれの年度の工事の進捗率に応じて、国の補助制度では足りない部分を上乗せして補助させていただきたいと考えております。

○小北一美委員 分かりました。

次に、先ほどから話題になっているJR吹田駅南立体駐車場跡地の部分ですけども、非常に戸惑っております。先ほど来、各委員さんがおっしゃっているように、当初出てきた要望書見たら、非常に期待されるって、賛同される陳情書が出てきたと。その流れの中で、後からどんどん、特に駐車場に関しての反対の要望書が出てきているということで、地域が二分って言うていいのかどうかあれなんですけど、こういう大きい事業をやる時には、私もこれまで何回も地域の意見が分かれるような案件がたくさんあったので、非常に難しい対応が迫られている案件やと思うんですね。

具体的に言いませんけども、地域が二分されて、地域にあつれきができたような案件もありましたし、そうならないようにきちっと、今反対されている方も含めて、地域の理解を得られて、保育所そのものの整備については、ほとんど全部というわけではないですけど、反対はあまりなかったと思いますのでね。地域の方に100人が100人に、100%望まれる施設いうのはなかなか厳しいか分かりませんが、今反対されている方も理解できるような事業にしてもらえたらいいなということを、まず冒頭に言うておきます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

その上で、このように最初は期待されるような陳情書が商店街とまちづくり協議会から出たんですけども、その後でいろんな方から駐車場の廃止に関する反対の意見とか要望が出てることについて、改めて先ほどからもありましたけれども、市の当局として、今の現状どう捉えているのかということも言ってもらえますかね。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 先ほど来、委員からおっしゃっていただいているとおり、賛成いただいている方も含めて反対されている方もいらっしゃるというところがございますので、この反対の要望書を頂いている方であるとか、地域住民に対しても今後、しっかりと説明しながら、意見交換会も含めてしっかりと丁寧な説明を行いながら、一人でも多くの方に御理解いただけるよう努めていきたいと考えております。

○小北一美委員 今まで出た意見は、ダブらんように極力質問したいんですけども、駐車場がなくなることに対する要望書の中では、この場所は30年間の定期借地になれば、後々不自由になるということで、そのことに対して心配されているところがありまして、30年間の貸付けによって、将来の駅前再整備や商店街の再編に影響が出る可能性について、市としてどのように考えているか、この部局で答えられるかどうかあれですけど。

○安井基樹保育幼稚園室参事 児童部として駐車場の必要性について明確にお答えすることがなかなか難しいです。一方で、今までの議論の中で、やはり稼働率というところであったりとか、商店街の中に位置するという利便性もあるというところは認識しておりますし、代替的にそのほかの駐車場があるというところではございますけども、そういう駐車場の機能としては一定あったものと認識しております。

○小北一美委員 今いろんな意見が澤田委員の質疑の中でもありましたけれども、今現在でもこうやって地元の意見が分かっている状態の中でも、市としてやっぱりこの事業はしっかり推進していくという判断には変わりはないというふうに考えていいですか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 市としましては先ほど来からの説明のとおり、検討状況から、必要な方に

必要な時期に適切に説明をしてきたというふうには考えております。

今定例会のほうに提案させていただいており、この機を逃して、私どもが行政の責任の下進めておる待機児童対策の遅れにつながるようなことにはならないように進めていきたいというふうに考えておりますので、担当としましては、令和10年4月の開園に向けて関係部局とも調整しながら、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

○小北一美委員 今の現状ではこの反対の方が多く中で、先ほど澤田委員もおっしゃってましたけど、7月から公募開始っていうようになってますけど、今こういう状況なので立ち止まって、今2月定例会ですので、次の5月定例会まで合意形成をもっと図った上で、1年待てというんじゃないで、もう2か月ちょっとぐらい待って、進めることに対する影響とかあるんですか、それぐらいやったら待って、これだけ地域でいろんな意見が分かっている中で強引に進めるよりかは、理解を得た上で進めたほうがいいんじゃないかということで、二、三か月ぐらい待たれへんのかなというふうに思うんですが、その辺はどうですかね。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 今回の保育所のオープンに関しましては、令和10年4月を一つの目標として進めようとしておるものでございます。

このたび、周辺商店街、まちづくり協議会さんからのお声の中には、商店街の中ですので、もちろん周辺商店への工事における影響がなるべく出ないようにしていただきたいといった趣旨の御要望もいただいております。この辺りを酌みますと、工事としては通常の保育所整備よりも工期を長く持たねばならないというふうに考えております。この辺りを考慮して引いたスケジュールというのが、この7月に公募をスタートするというものでございます。

○小北一美委員 そうなんですけど、今言ったように、半年も1年も待てじゃなくて、2か月ぐらい待たれへんのですかね、そこは。

○道場久明児童部長 数か月遅れることによって、園の開所が翌年度のその4月1日になることとなります。これは年度途中に開園するという事は保育事

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

業者にとっては非常にリスクなことですので、基本的には4月1日の開園が通常でございます。

今回提案している予算案につきましては、担当からも言いましたけど、早くても令和10年4月の開園のオープンを予定しておりますので、待機児童についてはもう既に令和6年度から発生しておりますから、令和6年から換算しますと、令和9年度末、4年間待機児童を待たせることとなります。さらにこれを数か月間予算提案を遅らせることによって、5年以上、待機児童をそのまま放置することになりますので、今回そういったこととなりますと、担当としましては、極めて不本意といえますか、行政の責任を果たせないということになりますので、そのことについては御理解いただきたいと思っております。

○小北一美委員 一旦これで置きます。

○玉井美樹子委員 資料いろいろありがとうございます。

最初に、頂いた資料で、保育所の申込数、入所決定、不可それぞれの分園の割合等頂いた資料からお聞きをしたいというふうに思います。

スマホによる申請になってから、手元でできる便利な一方で、選択項目の中に、分園でもいいというふうな項目があって、どうしても入りたい場合は、分園でもいいよを選択するんじゃないかなというふうに思います。そうすると、分園が結局は結果的に増えることになるんじゃないかなというふうに思うんですが、確かに効率化にもなるんだろうし、以前は本庁に申込みを持ってこられて、随分待ち時間があつたりとか、そういったことを考えれば、手元でというのは便利な一方で、あと、もう1点は、AIの判定になりますから、そういう意味では比較的増えていくということにつながるんじゃないかというふうに思いますが、その辺り、検証はされているでしょうか。

○尾嶋潤一保育幼稚園室主査 まず、兄弟分園の申込方法というところにつきましてですが、こちらの方法につきましては、電子申込み開始以前からのものでもございましたので、ここに関しては変更点はなかったという形でございます。

兄弟分園につきましては毎年一定数の方いらっしゃる

やるんですけども、この電子申請によって増えたということはございません。

あと、AIの判定というところでございますが、ここにつきましては保護者様の申請に基づいてAIという形になってはございますが、あくまで並び替えのというところをAIでしていくという形になってございますので、そこについても不本意な分園というよりは、保護者様の申請に基づいて優先順位どおりに振り分けをさせていただいているというところでございます。

○玉井美樹子委員 私、申し上げたのは、分園でもいいを選択しないと、分園は嫌ですって選択しちゃったら、そもそも入る選考にはかかっているんじゃないですか。だから、そういう選考の基準のかけ方を検証されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、例えば実態をよく聞くとか、御意見聞くとか、そういったことは取り組んでほしいと思います。

もう1点、頂いた予算に関わる資料の中で、こども誰でも通園制度の各施設の実施の形態と予定の一覧頂きました。これ、条例のときにも申し上げましたけど、先行市の事例では、1歳の希望に続いてゼロ歳の希望があるにもかかわらず、結局はゼロ歳が実施されないということですけども、これは事業者が設定をしたものなのか、それとも市がこのようにやってくださいとお願いしたことなのか、どちらでしょうか。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 こども誰でも通園制度の実施に当たりまして、各市内の認可施設に意向調査をいたしました。その際においては、特段、この制度としてはゼロ歳6か月から満3歳まででございますので、この範囲において任意で設定をして手を挙げていただいたというところでございます。

○玉井美樹子委員 だったら、市が手を挙げていただいた事業者の方がゼロ歳の分がなかったんだったら、ゼロ歳の部分については、市がどこかで行うことも検討されるべきだったと思いますが、どのような検討がされたのか、全くされていないのかどちらでしょうか。

○松永智美子育て政策室参事 今回のこども誰でも通

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

園制度の実施に当たりましては、本市におきましては、条例についての議論もございましたが、保育の提供量確保と並行しての実施になるということがございます。

また、本制度につきましては真のニーズがどこまで各歳児においてあるのか、そういったところも見極める必要があるということもございます。

そういった中で、実施体制については実態を踏まえながら段階的に整備をしていくということが適切であると考えておきまして、開始当初につきましては、実施体制の整った私立幼稚園等での実施を予定しております。

○玉井美樹子委員 正直、掲げている目標と実態が伴うものではないなというふうに、スタートするに当たって思っていますけれども、その辺りはよく今後検討されるように求めておきたいというふうに思います。

吹三幼稚園のことについてお伺いします。この吹三幼稚園のことを検討する、検討する、検討すると言われつつも、結局はそのまま1年間置いてきたわけで、先ほど来の旭通商店街への保育所誘致の件について、昨年の3月から検討されたということでしたら、この吹三幼稚園の問題が起こったときに、もう既に旭通商店街は検討されたということになりますよね。だから、そこが私は児童部として矛盾しているんじゃないかなというふうに思ったんですけど、何で同時期に、一方では閉じる、一方では誘致するって両方の検討ができるのかなというのはすごく矛盾だというふうに思うんですけど。

そもそも矛盾しているとは思っているということをお聞きをしますが、先ほどことぶき保育園の跡地を使ったらいいんじゃないかということが意見出たと思うんですよ。今年度の5月定例会ですかね、南千里の庁舎跡に保育所誘致をされたときに、そもそもあの当該地はC区域だけでも、B区域の設定として保育所を誘致するって言われたと思うんです。だったら、ことぶき保育園の跡地もA区域に設定してますし、どちらかといえば児童部が足りないと言われているB区域にも、直線で来れるわけですよね。だったら、そちらの跡地に誘致される

ほうがどちらの区域も対応できるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 こども計画上、保育教育の受給状況を把握する区域、また、施設整備の要否を判断する区域として3区域を設定しておりますけれども、この不足する区域内の整備用地の判断に当たりましては、実際の申込み状況や交通アクセス等の利便性、そういったところから整備用地を判断していく必要があるものと考えております。

○玉井美樹子委員 自分たちの計画のときだけ区域を使うのはやめてほしいなと思うんですけど、私、9月定例会でも、旭通商店街に保育所誘致の計画ありますよねって質問を差し上げた際に、JR南側よりも、小学校区でいくと、千一校区に待機児童が発生する可能性が高いから、ここに誘致をしたいと考えているんですけどというふうにお話しさせていただいたときに御答弁で言われてたと思うんですけど、千一校区にはことぶき保育園の跡のほうが近いと思うんですけど、だから、わざわざこの市が計画することによって、例えば賛同するとか、ちょっと待つてほしいというような意見が上がる場所ではなくて、本当に必要な場所で児童部が言われるように、区域の設定がそこに当てはまるような形での待機児童解消という計画をきちんと立てられるほうが、私は現実的だし、建設的じゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 このことぶき保育園跡地の周辺地域と、JR立体駐車場跡地、この周辺地域では後者のほうが特に提供量が不足しております。待機児童が発生していることから、当該用地に保育所を整備する必要があると考えております。

○玉井美樹子委員 だったら、あの9月のときに言われていた千一・片山校区よりも、JRより南側のほうが不足しているということですか。どこ見たら確認することができる資料が存在するのでしょうか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 ことぶき保育園のある周辺地域とJR立体駐車場がある周辺地域では、提供料が特に不足し、未利用児童率が高い傾向にあるというふうに考えております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○玉井美樹子委員 でも、1歳は4名と言われてましたよね、実際は。

A区域で考えるんでしょ。だって、5月のときはC区域に位置するけど、B区域が待機児童多いから比較的隣接するからって言われてたじゃないですか。だったら先ほど入所不可数見ても、分園率見ても、B区域は多いわけでしょ。だったらA区域の解消もできて、片山・岸部からA区域でしょ。JR以南、片山・岸部やから。B区域の中でも特に千里山・佐井寺が大変なんでしょ。それは5月のときもおっしゃってましたよね。だから、そうやって考えたら、A区域の中で解消もできて、B区域にも近い。

児童部のこども計画としてね、待機児童対策として考えるんだったら、私はそっちのほうが現実的じゃないかなというふうに思うんですけど、なぜ、そのことは考えずに、私からすれば、ここ更地やから誘致できるなって考えはったんかなっていうふうにしかやっぱり取れなくて、それは別に二分することで、どこの部であれど、市役所っていう名札で行くんやから、行くことで地元が二分しちゃうとか、賛否が分かっちゃうみたいなことを持っていきやり方はいかがなもんかなと思うし、もう少し考えようがあったんちゃうかなってというのが正直なところなんですけど、そういうふうには考えはらへんかったんですか。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 今回の立体駐車場跡地はA区域の中でも、特に鉄道駅に近い、また、商店街の中にも位置しているというような利便性の高さから、将来貸付けとしては定期借地権ですので、30年を最低でも見越している。これだけの長い期間、安定的にこの市の土地を活用できるだろうという見込みを持って、今回こちらの立体駐車場跡地に保育所の誘致をさせていただくという方針を内部で固めたものでございます。

一方で今後、統合を予定しておりますことぶき保育園、ここの跡地に関しましては、この近隣で新しい認定こども園ができるというところがございます。また、それよりも駅から遠い場所ということで、この辺りの利便性を考えますと、やはり立体駐車場跡地のほうが将来的な見込み、ニーズ、これの対応、

また、保育士の確保に関しましては有利だというふうに考えております。

○玉井美樹子委員 確かに近くにできるというのはあるんですけど、旭通商店街の近くにも吹三幼稚園あるし、ほんで、まだ、高城児童館の解体は児童部がされるわけですから、児童部が所管してて、ほかの部署が所管してない土地はありますやんか。だから、そこを有効活用して、例えば小規模保育園誘致をして、みんな小規模保育園の運営の人たちって、連携してすらないから、その後困りはるし、小規模にいる人の転園がそこになわなないっていう事情があると思うんですよ。今年の入所選考で私も何人か聞きましたけど、保育園に入ってた、要件があるし、ポイントも加点されるけど転園が1次選考でかなわなかったとかね。

そうやって考えたら、小規模を今児童部が所管しているところに誘致をして、連携施設としての在り方として、吹三幼稚園をこども園化して預かり保育も含めて考えると、課題を検討するとして、1年間置いてきたのは事実でしょう。丁寧に検討しますってもう1年ですやん。同じ頃に誘致の検討し始めてるんやったら、この1年間、何してはったんって、地元からすれば思うわけですよ。利用者も少なからずいますよね。だから、何かそういったことも含めて考えて、もうちょっと児童部の中でよく考えるべき中身なんと違うかなというふうに、先ほど来からのやり取り聞いてたら思うんですけど、何でこんな、ちょっと無謀というか。もうちょっと立ち止まって考えませんか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 本市としましては、今回、立体駐車場跡地の保育所整備を提案させていただき、これには待機児童の解消であったり、未利用児童の解消、これに努めていきたいというふうに考えております。

一方で吹三幼稚園、これらのところを取り巻く状況につきましては、やはり再検討というふうなところで方針をお伝えさせていただいており、御意見を伺う中で進めていくというふうに判断をしております。

御意見につきましては、やはり内部でもしっかりと

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

と検討していく必要もあるというふうに思っておりますので、その辺りはきちっと考えた上でお示ししていくというふうな必要があると考えております。

○玉井美樹子委員 先ほど来、御答弁聞いてたら、入園数が少ないことを上げながらも、吹三幼稚園について検討するとしながらも、これだけ税金の使い方として無駄なんですよっていうふうにお答えになっているようにしか聞こえないところもありますし、旭通商店街に保育所誘致の説明をするに当たって、吹三幼稚園を統合という計画がある中、矛盾しないかというふうな質問に対してもね、税金はこれだけかかって無駄なんですよっていうような説明をされているということも仄聞をしたんですけど、1年間、結局、内部で検討すると言いつつも、本会議でも、副市長もやっぱり議会の決議は重く受け止めるとしつつも、同時期に同じことを検討する、検討するでずっと来ている一方で、一方は誘致するって、同地区内でやるっていうこと自体が、そもそも矛盾した提案やというふうに私は思ってるんです。その誘致の云々ぜひじゃなくてね。児童部として矛盾しているってことは考えられへんかったんかなっていうのが非常に疑問なんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 今回の立体駐車場跡地の保育所案に関しましては、あくまでも保育のニーズに対応した施設ですので、2号、3号のお子さんの受入れ施設でございます。

一方で、吹三幼稚園の件で申しますと、こちらについては幼稚園でございますので、原則、保育の必要性のないお子さん、3歳児以上の1号のお子さんの施設が受入れのメインとなっております。ですので、施設のそもそもの類型が違うというところで、待機児童に関しましては保育所の部分でございますので、立体駐車場跡地を有効に活用しながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○玉井美樹子委員 類型は違うのはもちろん存じ上げてますけど、だったら3歳からの認定こども園化したら預かりもできるし、そういうことは一方で考えないのが矛盾してますよっていうふうに申し上げているんであって、そこはよく考えてほしいなと思

ます。

あと、先ほど旭通商店街の保育所誘致について、審議会です承してもらったって言い合ったんですけど、私、これが提案されている審議会に傍聴行ってきましたけど、賛同するような意見は、お一人だけ発言されてたように記憶しているんですけど、審議会はいつから了承する機関になったんですか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 児童部として、いろいろと子育て支援審議会のほうに案件を報告する、審議するというふうなところの中で、今回の立体駐車場跡地につきましても御報告をし、御意見をいただいて、そのような中で進めてきた、確認してきたというふうに認識しております。

○玉井美樹子委員 だったら、決して了承ではないですよ。部長がおっしゃったんですよ。審議会です承をもらったって。

○岡田耕一郎児童部次長 審議案件につきまして、こども計画の変更ということもありましたので、委員から御意見を頂き、その中ではパブリックコメントでも意見を頂戴したことについて、具体的に出席委員から御発言があり、全体として御承認をいただいたものという形で認識をしております。

○玉井美樹子委員 私が申し上げているのは報告したことを承知するのと、了承するは違うから、諮問じゃないでしょう。諮問しているわけではないでしょ、審議会やから。だから、この件に関して了承してもらったというのはちょっと違うんちゃうかなと思うんですけど。私の理解が違うなら違うと言ってもらっていいんですけど。

○松永智美子育て政策室参事 子ども・子育て支援審議会につきましては、子ども・子育て支援法第72条に規定がございまして、今回、こども計画の変更につきましては審議事項になっております。その中で、保育の提供量の見直しがございましたので、その一部として立体駐車場の件も報告をし、全体として御審議をいただいているものと考えております。

○玉井美樹子委員 繰り返しになるからもういいですけど、報告して、審議をする場なので、了承というのは違うと思います。

高城児童館の跡の問題ですけど、以前は高城児童

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

館を改修するときには、当時、朝日幼稚園が休園されていて、その場所を児童部が賃貸借で借りて、高城児童館の代わりに使われてたかなと思うんです。でも、どうしても待機児童が一定ということであれば、閉じられるし、施設の形態が違ふと言われればそれまでですけど、例えば朝日幼稚園さんのあの場所を児童部が借りはって、小規模事業者を誘致するとか、早くしたいんやったら、もっとあるものを活用してやるとか、そういったことは考えはらへんかったんですか。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 本市、待機児童もごさいますけれども、ほかの地域でも保育の提供量が不足している部分がございます、この辺りに関しましては様々な方策、具体的には民間の土地を持っていられる地権者の方からのお話などいただきましたら、保育所整備の可能性などもお話をさせていただくような形で、今後の保育所整備を進めていくような検討はさせていただいております。

ただ、この朝日幼稚園様におかれましては、その後の施設の使い方のようなことで、直接こちらにお話というのは頂いていないものと認識しております。

○玉井美樹子委員 いや、もう閉じるの分かってんねんから、児童部から聞きに行ったらいいんちゃうんですか。わざわざ更地に建てる、こんだけ資材高騰してて、岸部のこども園だって、材料費も含めて上振れするわけでしょ。これは民間の事業者でも一緒ですよ。これだけ物価高騰続くんやから、資材高騰は上振れしていくのは分かっていることなんだから、今あるものを最大限生かすというようなことは考えはったほうがいいと思いますし、幾らやり取りをしても、私やっぱりすっきりせえへんのです。

吹三幼稚園としては閉じて、東保育園に統合するという計画を一方で持ちながら、同地区で80名定員のフルスペックの保育園を誘致するっていう検討が同時期ぐらいに始まっているというのは、同時期というか提案されたときに、検討が始まっているというのは、やっぱり釈然とせえへんと思いますし、検討を始めはったときに、議会で全会一致で決議も上がってて、これだけずっと要望書出てるわけでしょ。

そのままとは誰も言ってませんやん。要望書にもそのままとは書いてありませんやん。こうやったら残せるんちゃうかとか、私も言いましたし、3年保育にして、小規模保育所からの受皿として変容させられへんのかとか、もうちょっとこう考えましようって言うてるんであって、そのまま2年保育の幼稚園でどうぞって言うてるわけではないんで、その辺りはよく考えていただきたいなというふうに思います。

置いておきます。

○五十川有香副委員長 先に資料頂いてるんで、エッセンシャルワーカーの件で質問します。

時間もあれなんで、取組1から5まで作成していただいている、令和7年度と8年度で比べていただいておりますが、現状の取組、現状とその課題についてお答えください。

○山本文浩保育幼稚園室主査 挙げさせていただいている事業のそれぞれ課題につきましてということなんですけれども、一定保育士・保育所支援センターにおきましても、保育人材確保ということで昨今続いているところなんですけれども、各種セミナーであったりとか相談会を開くっていうところなんですけれども、一定こちらのほうの拡充も引き続き図っていく方向で考えております。

○五十川有香副委員長 今回拡充をされたのであれば、その令和8年度で具体的にどれかお答えいただけますか。

○山本文浩保育幼稚園室主査 令和8年度におきます予算額の変動というところにつきましては、実務担当職員の雇用形態、こちらのほうが会計年度任用職員のパート勤務とさせていただいたところがフルタイムに変わってというところの変動でございまして、事業につきましては、今後、引き続き検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○五十川有香副委員長 現状とか質問させてもらって、御答弁が非常に簡素だなと思いますので、今後、引き続き検討ということですので、十分に現状把握していただいて、検討する内容も充実していただきたいんですが、その点はいかがでしょうか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○安井基樹保育幼稚園室参事 私どもとしましては保育人材の確保がやはり喫緊の課題であるというふうなところで、保育士・保育所支援センターによる無料職業案内であったり、サポート給付金、こちらのほうであったり、キャリアアップ研修というふうなところで、保育の質の確保というふうなところで多角的に取り組んできているところです。

今後、私立保育園連盟等とも意見を交換しながら、より実効性の高い確保方策等を進めていきたいというふうに考えております。

○五十川有香副委員長 次、行きます。発達支援保育の受入れについては令和7年度で終了ということですが、令和8年度以降受入れがないということに対して、何か具体的な声というのは出ているのでしょうか。それについてどのような対応をしているかお答えください。

○若生千紗保育幼稚園室主査 今年度、発達支援保育再構築に当たりまして、説明会のほうを今から入園を希望される保護者の方に行ってまいりました。3回行ってございまして、その中では保護者の方からは、現行の発達支援保育をすごく使いたかったとかそういうお声は特に聞いておりません。

○五十川有香副委員長 であれば、終了に対して、それは前の質問とかでもしていましたけれども、市としてはもうそのまま移行するというような形で今準備していると。それで具体的にどれぐらいの方が来られるとか予定ですね。その辺りをお聞かせください。

○若生千紗保育幼稚園室主査 公立の幼稚園と幼稚園型認定こども園のほうに1号の枠を設定しております。それに関しても夏、申込みが終わってまして、全32枠中21名の方が申込みがありました。

○五十川有香副委員長 分かりました。配慮を要する子供たちの受入れなどについては課題が、そういった解決が必要かと思いますが、その辺りしっかりと手厚くしていただきたいと思っております。

次、行きます。先ほど来、保育所整備ですね。JR吹田駅の立駐跡地についての要望等を含めて、質問をさせていただきます。

まずもって、待機児童対策がA区域で必要だとい

うことについては理解はしています。その前提で、保育所というのは、先ほどの委員さんからも御指摘多々ありましたが、地域住民や商店街の理解、協力、例えば見守りであったりとか、送園への配慮とかがありますけれども、それがあって初めて円滑に運営できる施設であるということです。

その認識は一緒かなと思うんですが、その辺り、いかが御認識されていますか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 この間、市の検討状況について説明をさせていただきまして、意見を伺ってきております。副委員長おっしゃるように、地域に根差して愛されるような保育施設というふうなところは、やはり地域からの温かい目の見守りであったりといったところも必要だというふうに考えております。

御理解いただけるように、私どもとしては誠心誠意、説明に尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○五十川有香副委員長 先ほど来、適切な時期に適切に説明をされてきたということをお答えされてはいますが、私たちの手にも皆さんの手にも様々な要望が出ています。この違いについて、説明してきたというふうにおっしゃってるんですけども、こういう要望が出ていることに対して、どのようにお考えですか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 答弁が今までと繰り返しにもなるんですけども、この間、説明をしてきております。その中で一定の御理解をいただいているのと、やはり不安に思われていることっていうふうなところの認識をしております。

当該跡地につきましては、今まで駐車場の利用であったりとか、地域の中でも利用されてきたというふうなところもございまして、そういったところから御不安な点であったり、今後、市として進めていくっていう部分の御理解であったり、両方の側面で地域としては受け止めていただいているのではないかとこのように思っております。

○五十川有香副委員長 3月3日だったかな、二つの商店街さんから出てきている中で、もともと再開発のための種地として整備をしてきたというのがあ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

んですが、児童部としてはそういった歴史があった土地だということは、いつの時点で知ったんでしょうか。地域経済振興室から希望調査があったかと思いますが、手を挙げた時点で、その土地の歴史っていうのはどの程度知っていたのか、最近知ったのか。その辺りお聞かせいただけますか。

○**湊崎雄作保育幼稚園室長** 少なくとも令和7年3月時点の利用意向希望調査のところでは、過去に駐車場として存在していた。今は暫定利用となっているところでは把握していたところでございます。

○**岡田耕一郎児童部次長** この件についてはさきの委員会でも触れられたかと思いますが、地域の市場が閉鎖をされ、立体駐車場として整備をされた後、この跡地の活用についても地域からの要望があったという形で私も理解をしております。

その上で、平成26年にはコミュニティスペースとしての整備を提案し、市としても支援することを確認したのですが、この計画が一定難しいということになった時点で、種地としてというよりは解体に向かい、その後、私からも答弁させていただきましたが、あくまで暫定として利用されたものという形で考えております。

○**五十川有香副委員長** その答弁ですと、恐らく地域の方々のお声とは認識が違うところがあるなというふうに理解しました。

なので、ほかの委員さんもおっしゃっていますけれども、改めて協議の場は必要だなということを思うんですけれども、一旦、保育所誘致をすることによって地域経済の活性化ということをおっしゃっていたので、我々もいろいろ調べましたが、まず、簡単どころでいいますと、保育所に通う保護者の方々、送り迎えをされる方っていうのは具体的には何時から何時頃に預けられて何時頃にお迎えに行かれるのか、多い時間帯っていうのを教えていただけますか。

○**石井由佳保育幼稚園室主幹** 開所時間で違うところもあるかと思いますが、多いのが朝7時から夜19時までで、一般的に多い時間といえますと、8時ぐらいから18時過ぎというところが送迎の時間でボリュームゾーンかと思います。

○**五十川有香副委員長** 活性化というところで、例えば想定される、先ほどの御答弁とかだったら、利用者がそこに買物行くというようなことをおっしゃってたんですけど、調べさせてもらって飲食店は別にしたとしても、物品とかいろんな食材とかを販売されている近隣の商店街の方々の開店時間を調べさせてもらったら、今おっしゃった19時までにもう既に閉まっているところがほとんどなんですけれども、地域の活性化っていう点では、先ほどの御答弁で利用者が買物をするというような観点は難しいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りは今後、例えば商店街さんが6時までだったのを8時までにしてもらうとかその辺りもお話ししていかないと、今現状ではそういう状況なんですけど、その点いかがでしょうか。

○**三井祐摩保育幼稚園室主任** 副委員長おっしゃるようにならずともこの通勤時と送迎時、この買物などが営業時間と必ずしも一致するわけではございませんけども、まず、この商店街に来るきっかけになるということであったり、共同イベントの開催などを通じて地域のにぎわい創出、地域商店街の活性化につながるものと考えております。

○**安井基樹保育幼稚園室参事** 保育所の機能に加えて一時預かりであったり、こども誰でも通園制度、そういった子育て支援の機能もつけるというふうなところも公募の中で考えていくことで、保育所入所世帯だけでなく、来園のきっかけになるものというふうに考えております。

○**五十川有香副委員長** 今考えているということなんですけど、具体的にその適切な時期に御説明をされていたとしても、そういった商店街の方々と、やはりもっとこういうことが必要じゃないかとか、こういう状況なので、このぐらいの時間だったら、皆さん御移動がありますよとか、そういう具体的なことをしっかりと説明をされてきたのかなっていうのは、今の御答弁を聞いて、改めて疑問に思っております。

そういった具体的などことも含めて、提案までしっかりと話し合いが必要だったんじゃないかなということで、さきの文教市民分科会のほうでも聞かれていたと思いますけど、地域経済振興室とやり取り

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

を委員がされていて、その中で、要は本音を聞いてくる必要があるんじゃないですかっていった委員の質問に対して、地域の方々と本音を聞く必要があると、そういった確認が必要だということを御答弁されているんですね。

なので、児童部が待機児童対策であったりとか、この地域に必要なということで、保育所の必要性をおっしゃるのは理解はしますけれども、一旦、地域経済振興室をはじめ、各地域の方々との協議を待つてはどうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○**湊崎雄作保育幼稚園室長** この地域に関しての待機児童対策は待たなしの対策であると思っております。お示ししています令和8年7月の公募の時期に間に合うように、関係庁内の部局とも連携しながら、進めていきたいと思っております。

○**五十川有香副委員長** 一定、保育幼稚園室がそのように答弁していますが、状況を待つっていうのは大いに必要かと思えますし、こちらがどうしても待機児童対策でゼロ・1・2歳の受皿が必要だということであれば、同じく商店街の皆さんにも御協力いただいて、例えば空き店舗であったりとか、先ほどの佐賀県の事例をおっしゃいましたが、それはまさに空き店舗を利用されたところですね。ですので、そういった活性化につながるというのも、他市での事例ももちろんありますので、十分に可能性としていいんじゃないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○**安井基樹保育幼稚園室参事** 私どもも商店街に保育所を誘致をするということは初めてのことでございます。他市事例のほうも参考にしながら、保育所を設置するに当たっての対策を講じていきたいというふうに考えております。

○**五十川有香副委員長** であれば、一旦立ち止まって、もちろん他市事例も研究しながら、どういった形が一番いいのか、A区域が待機児童対策となるような形で代替案も十分に検討すべきだと思いますので、それで一旦置いときます。

○**道場久明児童部長** 繰り返しになりますけど、担当としては、当該跡地のコインパーキングについては、地域において重要な位置づけといたしますか、貴重な

インフラだということ認識しております、決して否定はしませんけれども、市の責務として我々、特に早期に待機児童解消に努めなければならない。もう既に令和6年からも発生してますので、早くても令和10年4月、かなり待たせなくちゃいけないということをまず御理解いただきたいというふうに思っています。

これまでもほかの委員さんからもほかの代替地とか、あるいは施設を使つての待機所対策も検討されたらどうかという言葉も頂いておりますけれども、我々担当しては、この当該地を使うことが最も早期に取り組める待機児童対策だというふうに認識しておりますし、それから、地域においても駐車場がなくなるそのデメリットもございましてしょうけど、地域においてはその児童福祉の向上というメリットも当然ございまして、その辺のメリットについても、必要性についても今後とも説明を重ねて、理解を求めてまいりたいというふうに思っています。

○**五十川有香副委員長** それ、児童部の御意見としておっしゃいましたが、公共施設最適化推進委員会で11月17日に道場部長も出席をされていますよね。その中でも地域との継続とか、そういった意向ないかとか様々に確認もされていると思います。

例えば、将来的に施設も余る状況ではないかとか、そういった指摘もされている中で、今、余剰ある3歳から5歳までの定員も融通できないかといったことなども、各委員さんが指摘をされたようなことも言われている中です。

ちょっと気になったのが、二つ目の意見で、あくまでも暫定的な使用で、市の活用方針が決まったらそれに従っていただくのが基本と考えるという意見が出ているんですけども、児童部長が発言されたことではないという理解でよろしいですか。まさかこんなことを皆さんが思った上でされているのであれば、とんだ見当違いなんですけれども、議事録に載ってるんで、どなたが発言されたかの確認です。

○**道場久明児童部長** 公共施設最適化推進委員会で、私自身がそういった発言した記憶はございませんけれども、いわゆるこども基本法であるとか、子ども・子育て支援法、この中で国の責務、あるいは都

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

道府県市町村の責務、それから国民の責務というものもございまして、誰が発言したのかどうかはつきりしませんけれども、この国民の責務というところでは、国民は子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や地方公共団体が講ずる子供・子育て支援策に協力しなければならないということが規定されております。もしかしたら、このことを委員の中で発言された方がいらっやっしたのかもしれない。

○五十川有香副委員長 こども基本法のというところであれば、今、お話をされましたけれども、地方自治法の中でもしっかりと、良好な状況でこういった行政財産をしっかりと管理していくということが必要になってまいります。それについては単なる対話をした、説明をした、意見を聞いたではなくて、この保育所整備を公共財産として誘致していくのであれば、そういったことを回避するための不可欠なリスクマネジメントとして、やはりそういった地域の様々な声を押し切って建設をするといったことは非常にリスクが高いです。その点を十分に皆さんも考えていただきたいということは申し上げておきます。

○益田洋平委員長 理事者から、先ほどの玉井委員の質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を許可いたします。

○松永智美子育て政策室参事 先ほどの玉井委員からの審議会の審議内容に関する質問に対して曖昧な表現での答弁となりましたので、謹んで訂正をさせていただきます。

こども計画の変更に関する審議会での審議につきましては、子ども・子育て支援法第72条に規定する合議制の審議会として審議事項となっております。よって、市からの諮問に対して承認という形の答申を受けたものという認識でございます。

○益田洋平委員長 ただいま、理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

引き続き、質問があれば、受けることにいたします。

○玉井美樹子委員 でも審議会です。私、傍聴していましたが、このことが出たときね、諮問って言うてましたか。

○松永智美子育て政策室参事 こども計画の変更の案件につきましては、審議事項といたしておまして、こちらについては、本年度11月、2月の審議会において審議を賜り、最終的に承認という形の答申を頂いております。

○玉井美樹子委員 それはあくまでこども計画のことです。先ほど私が聞いたのは、旭通商店街に誘致するということに対しては報告案件やったと思うんですよ、審議会ですね。こども計画は総量の変更ですよ。だから、その了承する中身が、私はこども計画のあくまでも了承、諮問とか言うんやったら分かんねんけど、その個別の報告に対して了承というわけではないってことを申し上げたんで、特に別に訂正は要らんかったんちゃうかなと思うんですけど、いいです。

置いときます。

○清水亮佑委員 先ほど来、いろいろJR吹田の話になってると思うんですけど、最低限の確認なんですけど、市は駐車場を誘致するイメージなんですか。僕、個人的には三井のリパークとかタイムズとかが、いったら土地活用っていう枠組みで駐車場を誘致するっていう、それは民の仕事かなって思って、需要と供給が、例えば、さっきイオンを抜いたとしても、200台前後やったとして、それでもまだ足りひんのであれば、僕は個人的にその地主に当たって、駐車場を必要なところに必要な台数を求めてくるのは民の仕事かなって思ってるんですけど、それは市の認識としてはどう思ってるか教えてもらっていいですか。

○岡田耕一郎児童部次長 今の御指摘というのは全庁で取り組んでおる公共施設の最適化に関することかなと思いますが、先ほど副委員長からもありましたが、我々、公共施設は世代を超えた市民共有の財産という形で捉えておりますので、その活用方針については平成25年から土地については吹田市公有地利活用の考え方というものを設けております。その中で今清水委員もおっしゃいましたけれども、考え方としては、行政財産としての活用が第1、第2が現状利用の継続、3点目は当面の継続保有、4点目は売却、賃貸という形です。今回、児童部として

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

は、待機児童の行政目的のために使おうという形で行ったもので、今、都市魅力部がさせていただいてますのは、暫定的な利用としての商店街活性化に資するような駐車場及びコミュニティスペースの誘致という形で整理ができるものという形で考えております。

○清水亮佑委員 あと、先ほど言っていた一時保育とか、誰通とかをして、新規の人を入れるっていうことを言っていたと思うんですけど、あの規模、あの大きさの土地で一時保育もやって、誰通もやってっていうと、多分建設費がもう多分高くなるかなっていう個人的には印象としてもありますし、その商店街の色合いであったりとかも、吹田市内で規制はあるけれども、さらにその商店街になじむっていうものも必要やと思うんで、そこら辺ってどういうふうに考えてるか教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 公募による事業者の選定につきましては、保育内容、職員体制、施設設備などの項目を総合的に評価する手法により選定させていただいております。

その中で、この周辺の環境に配慮した、例えばですけれども、地元事業者との連携を通じた地域経済への貢献などの項目、今後、これを項目として選定していくようなことも必要であるかと認識しております。

○清水亮佑委員 あんまり多分、よそとかちょっと違ったんですけど、例えば今、基山市とか言われてたんですけど、多分よそでどういうふうに公募をしているかとかも含めて一回調査を、調査というか見てから、多分出したほうが無難なのかなっていうのを思います。

さっき質問抜けてたんですけど、吹三の公立幼稚園についてなんですけど、もう一回確認なんですけど、今年度の園児数と来年度の見込み園児数、来年度4月時点での全園児で何人になるか教えてもらっていいですか。

○柘田一人保育幼稚園室主査 吹田第三幼稚園の今年度の園児数は5月1日時点で11人、4歳児4名、5歳児7名の11名でございます。来年度の園児数は現時点での見込みではございますが、4歳児3名、5

歳児4名の計7名でございます。

○清水亮佑委員 また、来年度において園児数が減少すると見込まれているけど、主な原因としてはどういふふうに分析しているか教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 園児数の減少につきましては、共働き世帯の増加などの社会情勢や利用者ニーズの変化によるものであると認識しております。

○清水亮佑委員 でも、それって公立の幼稚園だけじゃなくては思うんですけど、公立幼稚園が抱える、ずっとその問題はあるわけじゃないですか。その問題って何かありますか。教えてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 現在、公立幼稚園がおおむね抱える課題といたしましては、園児数減少により、幼児教育の目的の一つである集団での学び合いの機会の確保が困難になっている点や、また、保育人材が不足する中で、効率的な職員配置による保育人材の有効活用、これが必要になってきている点は課題であると認識しております。

○清水亮佑委員 次に、財政面のほうからお伺いしたいんですけど、僕、9月か11月ぐらいに、公私間格差みたいな部分でちょっと質問させてもらったんですけど、施設の維持管理費とか人件費など固定費ってあんまり幼稚園って変わらへんのかなっていう印象なんですけど、園児数少なくなることによって、結果として園児1人当たりにかかってくる経費って高額になるんじゃないかなと思ってるんですけど、その点ってどういうふうに考えていますか。

○増田有花保育幼稚園室主査 公立幼稚園の人員費や施設管理・維持費等の運営経費につきましては、令和6年度の決算額では、1園当たり年間約4,000万円で、園児1人当たりの経費は約200万円となっております。職員配置や施設維持に係る経費が一定程度必要となっておりますので、園児数の減少が直接的に1人当たり経費の増加につながっており、園児数の減少に従って1人当たりの経費は上昇している状況でございます。

○清水亮佑委員 具体的に吹三の子供1人当たり、どれぐらい経費がかかっているのかと、定員がそれなりに埋まってる、市の平均の経費ってどれぐらいか

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

かってるか教えてもらっていいですか。

○川部晋也保育幼稚園室参事 吹田第三幼稚園の1人当たりの園児数に対する経費についてでございますが、園児数により増減をするものでございますけれども、先ほどのところで、もし11人というふうなところでありましたら、1園当たり約4,000万円というところがございますので、大体3,500万円程度になってくるかなというふうに考えております。

その他、園の年間経費につきましては、先ほども申し上げましたが、公立幼稚園につきましては年間約4,000万円というのが平均値となっております。

○清水亮佑委員 多分、去年の委員会のときに、これ、継続して審議しましょうよっていうので話進めていったと思うんですけど、この1年間で個人的にはそんなに数字としては変わっていないのかなっていう、本会議とかで聞かせてもらってもそんなに変わっていないのかなと思ってんですけど、この1人当たりの経費、僕、子供1人当たりに係る経費に対してっていうよりかは、少人数で大事なのかもしないんですけども、ここじゃないとできないのかとかも含めたときに、ずっと出し続けるっていうのはしんどいかなと思ってんですけど、このかかっている経費に対して、課題意識って市として持つてはるかなっていうのが1個質問なんですけど、教えてもらっていいですか。

○安井基樹保育幼稚園室参事 本市といたしましてもこうした状況につきましては財政運営上の課題であるというふうに認識しており、今後の施設の在り方について検討が必要であるというふうに認識しております。

○清水亮佑委員 それこそこんだけの金額があるんやったら、もっと違うことであったりとかここに通ってる子たちに対して、何かもっといいサービスであったりとか保育であったりとか、代わりになるものを多分どんどんしていったあげたほうがいいのと、別に市税にはなるので、この子たちだけになってしまうと、やっぱり普通の園通ってる子たちからしたら、不公平感であったりとか、そういうのもあると思うので、全会一致でやった手前あるんですけども、やっぱりその1年もたって何も変わってないっ

ていうところに関しては、すごい問題意識として持っていますので、引き続きよろしくお願ひします。

○玉井美樹子委員 すみません、ちょっと聞き忘れたんで。

昨年、吹三幼稚園の問題があったときに、私、待機児童の解消をしっかりと取り組むというのは、そういう児童部の姿勢は理解をしていますし、取り組んでほしいというふうには思っています。

ただ、吹三幼稚園と東保育園の統合の話が出たときに、私たちは、危惧することとして、岸辺駅前のマンション開発のこととか、吹三校区内での一定ファミリー層のタイプのマンションができることとか、いろいろお伝えしたと思うんですけど、そのときには、いや、大丈夫ですっていうふうに言われてたのに、でもそのときと待機児童数、そんな変わってへんと思ってるんです、私ね。隠れ分は分かりませんよ。

だけど、そこを考えたら、そのときは1年前は岸辺駅に500戸ぐらいのマンションができて大丈夫としつつも、同時期に旭通商店街への誘致も検討し始めたというのは、私やっぱり児童部の考えてることが矛盾しているんちゃうかなって思ってるんですよ。それやったら、あの時点で危惧することは私は伝えていたと思うし、ほかの議員さんも本会議で質問されてたと思うんですよ。出た要望書の中にも、岸辺駅前の開発ありますよねっていうことが書かれてたと思うんですね。でも、そこも含めてA区域でしょ。と思ったら、ちょっと矛盾している検討の仕方やなってやっぱり思うんですけど、そのときはそんなんは大丈夫ですって言うてはったのに、何でなんですかね。そこだけお答え願えますか。

○堀 一也保育幼稚園室主幹 岸辺駅の南の関電不動産開発さんが取り込まれるという大規模開発に関しまして、市のほうに開発上の手続がなされたのがたしか昨年の2月頃だったかと記憶しております。これに関しましては我々も、そこからどのようなマンションができるか、具体的には500弱ということでございます。1戸当たりの平米に関しましても、確か七、八十程度のいわゆるファミリータイプのものだということをお聞きしまして、たちまちそのよう

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

な一つのまちができるほどの規模のマンション開発ですので、これに関しましては、この地域の待機児童につながるおそれがあるということから、当該事業者様と敷地内での保育施設の整備に関しまして、協議をさせていただいております、今まさしく将来的な保育施設の整備に関して、協議を進めているというところがございます。

○玉井美樹子委員 そこも含めて、本当やったら、そこもできるし、その500戸が全てそこの保育園を使うかどうかは分かりませんが、それも含めたこども計画に変更していかなあかんのんちゃうかなというふうに思うんですけど、そこも造るし、こっちも誘致するみたいで、結局供給過多になって、実際棚上げにしている該当する公立幼稚園は残すための手だった。今のタイプで残してと私は一言も言うてませんので、そうじゃなくて、きちんとみんなが納得する形でね、どうしたらどういう計画になるんかみたいな。棚上げにしていって何となくもうゼロになったらいいわみたいないうふうに、今の計画とか、おっしゃっていることは受け取られかねへん部分もあるし、納得いただけへんかってこれから丁寧にするからいいですわみたいなんじゃなくて、やっぱりスタートするときには、それなりの合意形成が取られた形で、みんなが納得する、ちょっとは納得する形で進めるというのが、私は大事なことちゃうかなって改めて思いますので、そこは申し上げておきたいというふうに思います。

○中西勇太委員 私さっき発言したときには、第三幼稚園の件については触れていませんでしたので、今先ほどから幼稚園ニーズが下がっていて第三幼稚園の統廃合等一つの要件、理由になっていたと思うんですが、その部分と今回の保育ニーズを満たすというところがごっちゃになると、話が御理解できていない方にとって分からなくなると思うんですが、この要望とかでも上がってきてるような、吹田第三幼稚園のこども園化についての要望書みたいな形の文書も来てますけども、これは保育幼稚園室としては可能な要望なのか。小学校と隣接している第三幼稚園を、この要望にあるようなことが可能なのか。可能でないのに、要望が来ていてっていうのを、併設

でしゃべっていても、議論にならないと思うんですけども。第三幼稚園の跡地利用というところでは、今の保育ニーズに応じていく利用っていうのが、できる問題なのかどうなのかっていうのをちょっと確認しておきたいんですが。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 委員おっしゃった質問が物理的に可能であるかという御質問かなと存じますが、物理的には可能でございます。ただ、この吹三幼稚園の在り方につきましては当該区域内の教育・保育ニーズ等の動向や住宅開発による人口動向、これらを見極めた上で、在り方については検討させていただいているところでございます。

また、頂いている要望書の中で、小規模保育事業所を造って吹三幼稚園をこども園化ということですが、今回、単にフルスペックの保育所を整備した場合、これにつきましては繰り返しになりますけれども、フルスペックの保育所の場合は、小規模保育所と比較いたしまして3歳児未満の多くの枠を設定できるというところで効率的な施設整備が可能になるという点や、乳幼児期の一貫した保育提供が可能になるなどの点があるものと考えております。

○中西勇太委員 あと、先ほど商店街の中心地に駐車場があって、その利用が多いからエビデンスがというような議論があったと思うんですが、それは当然近いところに駐車場があったら、それを使ってる方がいらっやると思うんですが、それがなくなってしまったときに充足する駐車場が徒歩圏内にあるのかということ、先ほど私は最初に確認していたんですが、それがあろうという考えでいいという、今現状ですけどね。また、先ほど別の委員さんも、民間でそういったところがさらに、需要があればそこに供給が来る可能性は当然ありますから、民間での誘致なども考えられますけども、現状、周辺地域として対応可能な駐車場等があるのかということに関しては、ちょっと担当と外れるかもしれませんが、もう一度確認しておきたいんですが。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 需要量がどれだけあって、供給量がどれだけあるという駐車場台数についてしっかりと当該駐車場がなくなることで需要を満たせるかどうかっていうところは、具体的な指標を

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

もってお伝えすることはできませんけれども、少なくとも当該用地の周辺には徒歩5分圏内には、500台近くの収容台数がある駐車場、これが12か所あることは確認しておりますので、実際にJR吹田駅行った方もいらっしゃるとは存じますけれども、その中で駐車場が全部が埋まっているというようなことはなかったかなと担当としては感じているところがございますので、代用はいただけるものと考えております。

○中西勇太委員 あと、最後1点だけ。保育所を使われる保護者の方々が送迎される時間帯に店舗が開いているかどうか、この地域の商店の活性化に寄与するかどうかという議論、先ほどあったと思うんですが、いやもうこれ、当該の商店街の理事長さん方からも出ている要望書にしっかりと書いてもおられますけれども、人流の創出とか、地域との連携しているところを保育所運営にやっていただきたいという話もあったり、先ほど答弁の中で、ほかの地域で同様の事例があるっていうところも、地域の商店街さんとイベントをしたり、日中に子供さんがおられるようなこと自体が商店街の活性化につながっているというところが事例としてあると思うんですが、そういったことを公募されるときに、当然、検討を既にされていると思うんですけども、そういうことを公募の中でされるつもりがあるのかというところを最後確認させてもらっていいですか。

○三井祐摩保育幼稚園室主任 頂いた要望書につきましては可能な限り公募内容に反映させた上で、事業者を選定させていただきたいというふうに考えておりますけれども、その中で、要件の中では、ある項目といたしまして、地域商店街との共同イベントの開催であるとか、そういったところも含まれておりますので、そういったところを選定事業者と、児童部も間に入りまして、地域商店街、地元自治会などと地域の方にも説明を行いながら、円滑に保育整備が進むように努めていきたいと考えております。

○湊崎雄作保育幼稚園室長 担当の答弁に補足させていただきます。

当該旭通商店街のところにつきましては、お話しさせていただく中で、すぐ子育て支援にも御尽力

いただいているというところをもちまして、公募の選定す要項の中に、可能な限り協働して地域活性化に努めていけるようなところで、取り組んでまいりたいと思っています。

○中西勇太委員 頂いた答弁を受けて、いや、もうこれ、車で来られる方ばかり目が行くと思うんですけど、地域で歩いてこられる方、自転車であられる方、地域に住んでおられる方にとってよい商店街にするというのが、やっぱり私は第一ですべきだと思いますので、ぜひ、地域の声をより聞いていただいて、地域に資する形で進めていただけたらと思います。

○益田洋平委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第31号中、児童部所管分、議案第19号中、児童部所管分及び議案第27号に対する質疑は終了します。

○

○益田洋平委員長 暫時休憩します。

(午後3時34分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

次に、議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)中、福祉部所管分、議案第34号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、福祉部所管分及び議案第23号 令和8年度吹田市介護保険特別会計予算を一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員 指導監査のことをお伺いします。

福祉指導監査、今回、本会議でも質問させていただきましたんですけども、まず、福祉指導監査の意義を教えてくださいいいですか。

○安宅千枝福祉指導監査室長 保育のほうに特化してお話しいたしますと、児童福祉法に基づきまして児童の安全を確保するために指導しているというのが本来の意義であるというふうに認識しております。

○清水亮佑委員 保育のほうでいうと認可で、福祉指導監査でいうと、運営していくに当たって児童福祉法の中で資料のチェックであったり、あかんことを

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

指導したりとかすると思うんですけども、今保育の方で認可をしていることによって、福祉指導監査で注意があったとしても、福祉指導監査的には何かそういう駄目なことをしていた事業者に対して、罰則であったりとか。指導はできると思うんですけど、何か具体的な罰みたいなのは与えられたりするのかわかってもらっていいですか。

○安宅千枝福祉指導監査室長 具体的な罰といいますが、福祉指導としてはまず、そういった不適切保育とか、いろんな課題がありましたら、事実の確認を行いまして、まずは指導というふうになります。その後、必要に応じて勧告とか命令等になるんですけども、すぐさま何かしら処罰というよりは、まずは指導するという姿勢で指導監査のほうをやっております。

○清水亮佑委員 具体的にいろんな保育園とか福祉施設がある中で、一定数指導の対象の園っていうのはあると思うんですけども、ずっと指導対象であったりとか、何か問題があったときに、どこまでいっても最後認可取消しをするのは保育幼稚園室になると思うんです、保育園でいうと。そうなった場合、福祉指導監査室と保育幼稚園室の情報の共有っていうのが僕すごい大事かなと思っていて、現状の保育幼稚園室と福祉指導監査室の会議体であったりとか、何かそういったものってあったりとかするのか教えてもらっていいですか。

○安宅千枝福祉指導監査室長 現在、そういった保護者の方や委員から苦情等情報提供がありましたら、両室で会議を開いて対応方針等を決めて対応するといったようなことで、そういった会議の場を持っている状況でございます。

○清水亮佑委員 保育園とかを利用する保護者からすると、どこに結局言っているのかが分からへんままっていうのもあると思いますし、過去にあった事件であったりとか事故であったりとかっていうのを、保育幼稚園室だけ把握してて福祉指導監査室は把握してないというのが出たりっていうのを聞いたりもしているので、その辺り、部長、どういう感じが教えてもらっていいですか。

○梅森徳晃福祉部長 今、委員おっしゃるとおり、確

かに様々な分野がありまして、言えるところ、言えないところっていうのもある部分かなとは思いますが、やはり事故でありますとか虐待でありますとか、そういうところもあると思いますので、ここにつきましてはこれ終わりましたら、担当部としっかり共有して、連携が図れるようには引き続きしていきたいと思っております。

○清水亮佑委員 子供のことでなくて放デイであったり、療育であったりとかっていうところも、多分、いろんな今、種類があるので、そんな中で、福祉指導監査って結構多岐にわたる指導をしないといけなかって、一定大変なのかなとも思うので、その辺も含めて、やっぱり部局でちゃんと情報交換するっていうのはすごい大事だと思います。

そういったとこ、丁寧にやってもらえたらなどは思うんですけど、具体的に何でもかんでも複合型したらいいわけでもないと思いますし、子ども家庭センターとか、その辺りの情報共有であったりとかっていうのはなかなかやっぱり自分から取りに行くのって多分、福祉指導監査、難しい部分もあると思うので、そういったのを保育幼稚園室であったりとか、高齢福祉室であったりとか、その会議体を、僕は基本的にあんまり会議をしたら仕事しているっていうのはあんまり好きじゃないので、会議は短く、必要に応じてするっていうのが大事だと思うんですけど、やっぱり子供の安心、安全であったりとかそういったところは基本的に吹田市内全域で多分見守らないといけないと思うので、そこら辺、縦割り行政じゃなくてちゃんとしてもらえたらなと思います。

以上です。

○林 恭広委員 今、本市ではないんですけども、ホスピスの最大手に厚労省の合同調査が入ったっていうような、先月、ニュースがあった件について、そもそもそういうお話があったかどうかということについての確認なさっているかどうかということをお教えください。

○西村桂太福祉指導監査室参事 今、委員おっしゃっているのは、例えば有料老人ホームとかについての医療で多分訪問看護とかを提供していて、水増し請

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

求であるとか、去年とか一時期、ある事業者さんとか、国の指摘を受けているっていうのがあったのか、そのことかなと思って今ちょっとしゃべらせてもらってるんですけど、一応、吹田市のほうでもそういう医療系の訪問看護がついてるサ高住であるとか、有料であるっていうのはこちら把握してますんで、そこに向けての指導監査というのは適切に行っているところですよ。

○林 恭広委員 あまり言ってしまうと、具体の会社が出てくるので、言わなさ過ぎたっていうのが申し訳ありませんでした。お答えいただきありがとうございます。

おっしゃっていただいたようにサ高住のお話でございまして、サ高住というふうに考えると、実際問題、サービス機能付きの老人住宅という意味合いで捉えられるんですけども、ただそこがホスピスというような言われ方をしているというところもありますので、そこを私も調べたんですけども、豊中にはございます。お隣の豊中にはございますが、吹田にはございませんでした。ただ、似たようなところっていうのはあるのかなと思っておりまして、その、先ほど清水委員が児童部のっていうようなお話されてたんですけど、福祉部としてもここを見ているかといけないような話かなと。生活福祉っていうところかというと、見ていただくようなお話かなと思われましたので、今質問をさせていただいたところでもございます。今質問になってないんですけども、それを認識いただいてたらそれでいいかなと思いましたが、ありがとうございます。

○小北一美委員 資料ありがとうございます。重層的支援体制整備事業の件で何点が質問させていただきます。

福祉総務室が主にここを担当していると思うんですけど、ナンバーワンの地域福祉活動推進事業についてですけども、既存の地域包括支援センターや生活困窮者自立支援との役割分担がどうなっているのかということと、ネットワーク構築の件で具体的にどのようなネットワークが形成されているのかということも併せてお答え願えますかね。

○齋藤知宏福祉総務室参事 重層的支援体制整備事業

につきましては、本年度の4月から実施しております。福祉総務室において、支援の調整役というのを担っております。その中で地域包括支援センターとか障がい者相談支援センターも、ケースによってはケース会議に入らせていただいて、個別の支援を進めております。

あわせて、ネットワークのところで申し上げますと、まずは顔の見える関係づくりとかいうのも必要になってきますので、市が実施する研修に包括支援センターとか障がい者相談支援センターにも積極的に参加いただいているような形で進めております。

○小北一美委員 地域の自治会とか民生委員さんとか関連団体含めた分野横断型の連携というのを、どこまで進んでいるのか教えてもらえますかね。

○齋藤知宏福祉総務室参事 4月に事業を実施しまして、民生委員協議会、児童委員協議会の会議の中で重層的の御説明であったりとか、あと連合自治会のネットワーク会議でも御説明をさせていただきました。

それで、今年度4月からケース数で申し上げますと、9ケースぐらいケース会議をしているんですけども、その中の一つのケースに民生委員さんにも協力いただいて、情報共有の会議で入らせていただいたケースがございまして。

○小北一美委員 この事業そのものは委託しているんですけども、本来、市が担うべきものを社協に実質委託しているということですけども、この社協への委託に当たって、自治体として吹田市としてどのような評価、モニタリングを行っているのか教えてもらえますかね。

○齋藤知宏福祉総務室参事 この地域福祉活動推進事業につきましては、吹田市社会福祉協議会に委託をしておる状況でございます。社会福祉協議会におきましては、地域のネットワークが市内で33地区の地区福祉委員会の支援をしておったりとか、コミュニティソーシャルワーカーを市内13名配置しておりますので、そこでもこの連携が一つできておることから委託をしております。

ただ、重層的支援体制整備事業の一番の調整役であります多機関協働事業につきましては、福祉総務室直営で担って、市の役割分担、社協の役割分担を

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

踏まえながら事業を進めておるような状況でございます。

○小北一美委員 社協も結構いろんな仕事をされてるんですけども、この重層的支援についてはいろんな多岐にわたるんですけども、社協の体制、人員とか専門性、その部分は十分になってますかね。十分手を貸しておられますかね。

○齋藤知宏福祉総務室参事 4月に委託した当初でしたら、人員体制の変更はございませんが、もともと想定する検討期間中にそういうケースが幾らぐらいあるかっていうのを検討はしてきておったんですけども、その中で数値としまして、おおむね103件ぐらい、1年間にそういう重層に該当するケースがあるだろうっていうので、ございました。

ただ、実績としましては現在のところ9ケースで、会議で申し上げますと、約20回ほどしておりますので、今後、ケースの積上げとかが増えてきましたら、人員の配置も含めて検討していきたいと思っております。

○小北一美委員 次、2番の地域福祉活動補助についてお聞きしますが、6,900万円の予算がついてるということで、この補助金が具体的にどのような活動に使われているのかということを確認させていただきましても、この地域福祉活動の予算の内訳を教えてくださいませんか。

○持永夏子福祉総務室主幹 具体的な内訳といたしましては、まずは補助対象活動に従事する職員の人件費といたしまして、4,800万円、小地域ネットワーク活動等を支援するための経費といたしまして、上限120万円で、あとは各地区福祉委員会が行う個別援助活動やグループ援助活動、地区福祉委員会等活動の経費といたしまして、1,980万円となっております。

○小北一美委員 6,900万円の内訳を今言ってきました。

この地域によって、活動が活発な地域とか弱い地域があると思うので、その辺の地域格差といいますか、その対応をどのようにフォローしてはるんですかね。

○齋藤知宏福祉総務室参事 重層を始めるに当たりま

して、先ほど地区福祉委員会に対して補助金は1,980万円、全地区で交付しておるんですけども、その中で、少し補助金を増やした経過がございます。その中で社会福祉協議会を通じまして、重層に移行するということから、多世代交流とか、あと、障がい者の事業所と連携した取組を地域でできないかということの働きかけはさせていただいております。

ただ、委員おっしゃるとおり、地域差がございますので、進めていただいている地域もあれば、そうでない地域がありますので、引き続き、そこは社会福祉協議会と連携して、より幅広く支援が届くような取組になるように連携していきたいと考えております。

○小北一美委員 今、地元の地区福祉委員なんですけど、これ、1,980万円というのは全体で1,980万円、それを各ブロックというか各地区の福祉委員会に。これ総額が1,980万円と捉えていいんですかね。

○齋藤知宏福祉総務室参事 地区福祉委員会、33地区ございまして、1地区60万円の33地区で1,980万円となります。

○小北一美委員 分かりました。

次に、3番の生活困窮者自立支援相談の部分ですけども、これは予算がちょっと増えてるのかな。748万9,000円増えてるかな、前年度と比べるとね。この増額の理由は相談件数の増加なのか、人件費の増加なのか、この増額の理由をちょっと教えてくださいませんか。

○橋田直樹生活福祉室主幹 まず、くらしサポートセンターすいた、1名増員を今回予定しております、その理由としまして、令和7年4月に生活困窮者自立支援法改正がございまして、住まいに係る相談、住まい相談支援員というところが必置になりました。

現在におきまして、主任相談支援員及び相談支援員のほうに兼務をいただきまして対応しているところでございますけれども、委員おっしゃるとおり、相談延べ件数、住まいを含むところと全体のところが増えていることもありまして、また、アウトリーチの支援件数っていうところも増えております。安定した支援体制を維持していくために、今回、1名増やささせていただくような提案といったところで、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

520万円程度、予算を計上させていただいているところでございます。

○小北一美委員 一般的に若年層の困窮も結構顕在化しているというふうに聞いてるので、吹田市の場合、その辺の相談内容と若年層の困窮の相談って結構あるんですかね。人件費の面を含め体制も強化されたということですけども、若年層のそういった相談はどうですかね。

○橋田直樹生活福祉室主幹 若年層のところが大きく増加しているっていったところは特に見受けられないところあるんですけども、やはりこの居場所のところのいわゆる課題っていったところは青少年室等と連携しまして、私どもが行っているところがございます。そこで一定の課題っていうところが、いろんな複合的な課題が絡みあって、問題としては大きくなっているところがありますので、そこにしまして、私どももサポート、支援体制といったところは構築しているところでございます。

○小北一美委員 重層的支援体制整備事業のはもう今はこれ福祉部ですけども、資料そのものは児童部とかも含めてありますので、制度のこのはざまにある複合問題を抱える世帯が結構おられるので、私も何回か相談したことあるんですけども、この縦割りを越えた連携が当然求められると思うんですけども、本市として福祉部が中心となって、児童部や健康医療部などとの横断連携が非常に重要だと思うんですけど、その辺の体制はちゃんと取れてるんですかね。

○持永夏子福祉総務室主幹 今年度から重層事業を始めるに当たりまして、児童部も含めて各室課に受けとめ隊という職員を配置しております、積極的に研修の参加などを求めているところでございます。

また、ケースによりましては本人の同意がない場合でも開催できるプレミヤクミヤク会議への参加を求めているところでございますので、そういったところで顔の見える関係性ということで連携ができてきているというふうに考えております。

○小北一美委員 重層的支援が必要な対象者数についてお聞きするんですけど、本市において重層的支援が必要と判断される世帯とか、個人が年間どれぐら

い存在するのか分かれれば、1年間だけしかやってませんけども。

○齋藤知宏福祉総務室参事 実績としまして、先ほど9ケースと申し上げたんですけども、その中でどういう世帯が特徴的というか、そういうのは調べておりました、やはり8050世帯であるとか、あとは経済的な困窮に陥っている世帯、そういうのが9ケースの中では多く見られるかなというふうには考えております。

○小北一美委員 9ケースの場合は支援につながったケースというか、実際、関わりはあったと思うんですけど、重層的支援体制の中に入らなかった方もおられるんですか。9ケース以外の方もおられるんですかね。相談はしたけどという形で。

○齋藤知宏福祉総務室参事 ケースにはつながらなかったというケースもございますし、相談だけで終わっているケースとかございまして、そこは様々でございます。実際に、この相談件数自体は28件程度でございます。ただ、そのケースを少しずつ周知したりとか、あと関係機関にも認知してもらうことで増やしていきたいと考えております。

○小北一美委員 もし差し支えなければ、複合課題を抱える家族においてこんな重層的な支援をやったような事例で、具体的にもしあれば。先ほど8050の問題とおっしゃってましたけども、可能でしゃべれるのであれば、こんな事例がありましたっていうのをちょっとしゃべっていただいたらと思います。

○持永夏子福祉総務室主幹 具体的な事例といたしましては、今回水道部からの案件で、水道の料金の滞納があったケースで、滞納の件でお宅に訪問をしたところ、ごみ屋敷だったというようなケースがございまして、水道部のほうから福祉部のほうに連携をして、福祉の関係部署につなげたというケースがございまして。

○小北一美委員 分かりました。本当に複雑な家庭問題を抱える方が多いですので、この重層的支援体制整備が非常に大事な事業だと思いますので、また他部局ともしっかりと連携を取りながら、今年1年、始まったばかりですけども、次年度以降もしっかり取組を要望しております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

一旦置いときます。

○玉井美樹子委員 資料ありがとうございました。できるだけかぶらないように。

重層的支援のところでは先ほどくらしサポートセンターには1名増員されると、相談件数が増えているということではあったんですけど、実際にその相談件数の中から、住まいの支援ということで重層的支援事業のところにも書かれていますが、課題はどのように捉えておられますか。

○橋田直樹生活福祉室主幹 住まいに係る相談の課題としましては、やはり相談に来られる中、私どものくらしサポートセンターの中では、経済的に困窮されている方、例えば家賃の滞納で家を失う可能性が高いというような形の相談に来られる方も多くございます。その中で、吹田市内で家を探すにおいて、くらしサポートセンターで引き受けまして、居住支援協議会、居住支援法人と連携して、次の居住先っていうのを探しているところなんですけども、やはりいわゆるこの低所得者層になかなか提供できる物件が最近少なくなってきているというところで、なかなかその予定している、用意できる金額に収まらないというようなところがございまして、やむを得ず、他市に紹介をするというようなこともありまして、なかなかこういったところで住み慣れた吹田で住むことができなくなってきているっていったところは、最近のいろんな会議、共有の場所で確認しているところでございます。

○玉井美樹子委員 その課題を確認されて、何か具体的にこういうことが必要という話はされることはあるんでしょうか。

○橋田直樹生活福祉室主幹 課題を共有しまして、今年度から始めている試みなんですけども、生活困窮者の支援会議っていうのを立ち上げましたので、その中で住宅部局であったり、いろんなサポートいただける支援機関、こちらのほうに会議体を持ち寄りまして、どういった形でこの家の住まいの問題を解決していくかっていったところの方向性というのは共有させていただいたりっていうのはこちらのほうでさせていただいております。

○玉井美樹子委員 やっぱりもう困窮している人たち

の課題が明らかにされているんでしたら、もちろんその相談に乗る人を増やすことも大事なと思うんですけど、具体的な支援をすることが検討の課題なんじゃないかなというふうに思います。

会派の代表質問でも取り上げている住宅審議会の中でもそういった話は一定されているというふうに思いますので、例えば公営住宅の空きを使わせてもらうとか、そういったことはそれこそ重層的支援なんかなというふうに思うので、その辺りの検討も必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○橋田直樹生活福祉室主幹 今委員おっしゃるとおり、今後どういった支援ができるかっていうところで、せっかく支援会議というところでいろんな部署にまたがって御参集いただいているところございますので、こういったところで使える制度がないかというようなところは共有、連携させていただきたいなというふうに考えております。

○五十川有香副委員長 資料ありがとうございました。予算の関係で資料を頂きました。

福祉部は特にいわゆる義務的な経費が多いですけども、予算の査定の方針が変更されているということを知っております。原課として令和8年度と7年度の予算要求の手続で変化したところをお答えください。

○田畑茂洋福祉部次長 福祉部の予算要求につきましては毎年度、行政評価調査にもありますように、地域福祉の推進、生活困窮者への支援、三つ目に高齢者の暮らしを支える、四つ目に障がい者の暮らしを支える、この四つの施策を進めるために、そちらの事業ももちろん優先に予算要求を行っているところでございます。

予算要求の大半は先ほど副委員長もおっしゃいましたように、サービス提供への給付とか医療費への助成、保護費の支給というのが大半になっていきますので、今回の予算編成方針で部の上限額が示されたところではございますが、その範囲でやりくりになりましたが、前年度と本年度、令和8年度に向けての予算要求の手続につきましては、大きく変えたところはございません。

要求の手続といたしましては、部内の各室課にお

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

いて、それぞれの事業が人件費を含めて、事業が効果的、効率的に取り組まれているかを確認してから、部室館長会議の中で精査を行って要求していったものでございます。

○五十川有香副委員長 やはり上限額等が先に決められたというところで、大きく、もともとこういった義務的経費というか、そういった生命に関わる保護義務的なものがたくさんあるというのは分かりますが、障がい福祉等については、また後ほど質問させてもらいますけれども、拡充なりがなかなか上げられなかったんだなというの事情として、一旦受け止めておきます。

次、行きます。重層的支援体制ですけれども、私のほうからは国の予算が、報道で私も見てちょっと驚いたんですが、自治体への補助が最大で7割削減するというような方針が示されたとありますが、今吹田市が計上されているこの当初予算に当たって、何か国の補助の削減が影響しているのか。影響したのであれば、どれぐらい影響しているのかお答えください。

○持永夏子福祉総務室主幹 重層事業の交付金につきましては、変更があった部分といたしましては、福祉総務室所管の多機関協働事業に係る部分でございまして、令和7年度より人口規模や実施年数に応じて基準額が設定されるということになりまして、当初の見込額といたしましては、4,200万円だったところが、見直し後は3,000万円となっております。

○五十川有香副委員長 分かりました。報道では、令和8年度にさらに今言ったような形で聞いてるんですけど、それが今のお答えだったら令和7年度が変更したということですが、それで理解しておいて大丈夫ですか。

○齋藤知宏福祉総務室参事 令和7年度も実は交付要綱が変更ありまして、市の予算で当初4,000万円見込んでおったんですけども、予算成立後、国の交付要綱が変わりまして、結果として3,200万円の歳入を福祉総務室分なんですけども、見込んでいる状況です。

令和8年度におきましても、国の交付要綱の見直しがありまして、例えば、事業開始5年経過した自

治体については補助率が変更になったりとかいうことはございますが、吹田市におきましては令和7年度と同じ規模の3,200万円の歳入を見込んでいる状況です。

○五十川有香副委員長 分かりました。

地域福祉計画を今回2年かけて見直しということでおっしゃっていたかと思いますが、その見直しの考え方をお答えください。

○持永夏子福祉総務室主幹 現在、本市で進めております第4次地域福祉計画におきましては、具体的な施策といたしまして、成年後見制度の利用促進や包括的な相談支援体制の構築を位置づけておりまして、令和6年7月のけんりサポートすいたの開設や、令和7年4月の重層的支援体制整備事業の実施など、計画に沿って各種の取組を進めてまいりました。

次期計画の第5次の計画におきましても、民法の改正など、国で議論されている動向も注視しつつ、住民参加の下、策定する計画という趣旨を踏まえまして、今年度は市民フォーラムや市民向けのアンケートなどによって市民の声を聞いてまいりました。

次年度以降につきましては、それらの意見も踏まえまして、計画の肉づけ作業を行って策定を進めてまいりたいと考えております。

○小北一美委員 議案参考資料の171ページ、生活保護基準改定に伴う追加給付のやつですけど、今度予算が結構、約6億6,884万円ということで非常に大きなあれになつとるんですけども、これは生活保護の保護費の追加給付ということですけども、今回の追加、原告だけでなく、当時の受給者全体に支給されるということでもありますけども、吹田市としての対象者の把握がどの程度正確にできているのかについて、ちょっと確認させていただきます。

この資料によると、死亡や世帯主が申出を行わない等の理由により、約3割に追加支給が発生しないとあるんですけども、この約3割という見込みの根拠は、過去の類似事務の実績なのか、国の示した推計なのか、ちょっと教えてもらえますかね。

○武田智広生活福祉室参事 議案参考資料でお示しをしています受給中の世帯の4,500世帯、こちらにつきましては、現在の保護世帯が4,400の件数ですの

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

で、それを若干上回っても対応可能な件数ということで4,500世帯としております。

廃止済み世帯について、3割に発生しないと見込んだ根拠でございますけれども、正直、この辺りの見込みというのが我々としても非常に難しいところでして、他市さんのほうに聞いてみましても、大体6割とか7割ぐらいからしか、廃止済みになった世帯からは申請来ないのかなという御意見が多かったです。

そういったところを踏まえて、吹田市としては3割程度、廃止済みの方からは、もう既に死亡されている方とかもいらっしゃいますので、申請が上がってこないだろうという見込みで計上しております。

○**小北一美委員** 廃止済み世帯への周知についてお聞きしますけれども、特に、住所変更とか転出された方についての対応はどのように確保していくんですかね。

○**武田智広生活福祉室参事** 廃止済み世帯の方については、個別にこちらのほうから把握して連絡ということは想定をしております。これは国からも示されているところでございますけれども、既にもう生活保護廃止になった世帯に対してプッシュ型で通知をすると、人によってはもう、以前生活保護を支給されていたというようなことを、今、一緒に住んでらっしゃる方には知られたくないというような方もいらっしゃるといところで、あくまで国が主体となって、いろいろな媒体でこういう追加制度がありますよというのは周知はしますけれども、吹田市もそこは個別には検討しておりませんので、議案参考資料でお示しのとおり、市報やホームページ等で周知のほうは基本的には図っていきたいと考えております。

○**小北一美委員** この追加給付事務業務委託料というのが172ページにあって、結構大きな額で9,194万5,000円、約9,200万円という大きな委託費になっているんですけども、この委託費の積算根拠はどのような作業量を前提にしているのか教えてもらえますかね。

○**小林一生生活福祉室参事** この委託算定については、私どもが仕様書の中で、最初、現在の受給者の方に

振り込むのと、廃止世帯の受付とか審査とか含めて、1年間、業者さんに委託をするという考えで、見積りを3者取ったところ、平均的なところで上げたところでございます。

○**小北一美委員** この作業に当たって国の計算ツールを使用するということだと思うんですけど、自治体が、いわゆる吹田市側で必要となる作業はどこまであるんですかね。

○**小林一生生活福祉室参事** 吹田市としましては、まず、業者さんに計算ツールを使って作業してもらおう。その中で、生活保護システムからその方の対象の保護費、金額の元になる分を出させてもらうのと、それを計算ツールでやっていただくということを考えており、その確認は私ども職員ということにさせてもらう必要があると思っております。

○**小北一美委員** 委託費の9,194万円ですけど、この委託費は他市の委託料と比較しても、うちの吹田市の水準というのは妥当と言えるのかどうか教えてもらえますかね。

○**小林一生生活福祉室参事** 今、ほかの市でプロポーザル等で、仕様含めて金額を見てるとこなんです。その中で、ちょっと何とも言えないとこなんです、幾らでということは分かりませんが、3者の見積りの中で平均取ってますんで、入札してみないと分かりませんが、そこで結果が出ると思います。

○**益田洋平委員長** 質疑の途中ですが、職員入替えのため暫時休憩します。

(午後4時32分 休憩)

(午後4時35分 再開)

○**益田洋平委員長** 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○**林 恭広委員** 資料を作成いただきましてありがとうございました。その資料について質問をさせていただきます。

資料というのは、高齢者関係団体用福祉バス貸付事業の件についてのお話なんですけれども、これ私、前回、決算常任委員会で資料要求させていただいて、そのときにも少し触れさせていただいたようなお話だったと思うんですけども、今回、令和7年度の予算から令和8年度の予算の内訳として、バスガイ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ドの方がつかないということになったのかなと思うんですけども、その要因をお答えいただければなと思います。

○高島真人高齢福祉室主幹 福祉バスのバスガイドがつかなくなった理由というところなんですけれども、まず、この間、福祉バスの予算額も決算額も近年の物価高騰とか人件費の高騰によって、年々膨れ上がってきていた状態でした。そういった中で、令和8年度については一定予算の見直しが必要だということで、一番利用者の方にも影響がない範囲かなということで、バスガイドさんの添乗を終了させていただいたという経過でございます。

○林 恭広委員 承知しました。これ、特に5年間の分を見比べていくと、今年度はほかの年数と比べて、非常に高かった予算だったなと思っておりまして、まだ実際、今年度の決算出ていないかと思うんですけども、この予算の内容について、もう言っても、3月の今、中旬に差しかかろうとしているところなので、利用の実績とかも大体は見えているのかなと思っておりまして、今の現状で結構ですので、教えていただける範囲で教えていただけたらなと思います。

○高島真人高齢福祉室主幹 3月末時点のあくまでも見込みの数字になるんですけども、バスの台数としては129台の予定で、決算額の見込みとして2,299万円ほどを想定しております。

○林 恭広委員 ということは、見込んでいた予算に比べたら、あんまりどちらかと言うと利用がなかったというふうな認識でいいのかなと思うんですけど、それで言うと、今回、3,100万円と、195台というふうに設定いただいて、予算をつけていただいているというような話は、今年度もう言って終わりかけで129台というような実績からすると、もうちょっと絞っていてもよかったのかなと思ったりもするんですが、その辺りはいかがでございますか。

○高島真人高齢福祉室主幹 台数につきましては、基本的に市内の高齢者の団体が1団体につき、1年間につき1台使えるような形でということで、これまで216台取らせていただいていたんですけども、委員もおっしゃるように実績もそこまでいってないというのもありまして、ほかのいろんな団体にも

今後も使っていただきたいという思いもございますので、一定令和7年度に比べて10%ほど一旦台数を削減させていただいたというところでございます。

○林 恭広委員 今、ほかの団体にも使ってほしいというようなお話があったかと思うんですけども、ただこれは前回決算委員会で私、資料要求させていただいた内容をここに今、手持ちで持っておりますので、もう一度拝見させていただくと、大体利用されているその方々っていうのがちょっと偏っているのかなと思っておりまして、利用団体を広げていきたいと、正直広げていただくっていうところは本当にそうだなと。

広報していただくっていうところに対しても、もう本当にそうすべきだと思う一方で、その部分が今、予算書等には出てこないもので、現在、ホームページも確認はさせていただいて、つい先月更新されてるっていうような状況を見させていただいてるんですけど、要は利用を広げていくに当たってどういふようなことを考えておられるのか教えていただけたらなと思います。

○高島真人高齢福祉室主幹 これまでも利用を広げるに当たって市報すいたであるとか、市のホームページで周知を図ってきたところでございます。

今年度につきましては新たに市の公式LINEのほうで周知をさせていただきました。実際、LINEで周知して、そのLINEの通知を見てお問い合わせいただいたということもございましたので、一定効果はあったかなと考えております。

○林 恭広委員 新たな取組をされているということは理解いたしましたが、要は、福祉バスというものを利用しようと思うと、制度上、組織ができてから1年以上とかっていうところの文言がたしかあったかと思うんですね。その辺りの規約っていうところ、これ、広げると広げるで、1年以上のっていうところは僕別に悪いと思ってないんですが、要はたくさんの方が使っていただけるような規約になっているか、なっていないかっていうところが正直私も分かりませんで、その辺りっていうのについては、所管としてどのようにお考えになっておられるのか、教えていただけたらなと思います。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○高島真人高齢福祉室主幹 委員おっしゃるように、内規がございまして、その中で一定使える団体というのを規定させていただいております。その中で、おおむね例えば、60歳以上で吹田市の在住の方で会員が構成されていることなどがございます。団体設立1年以上経過していることというところもございまして、一定そういった縛りはあるんですけども、そういった活動していただく団体の中で、福祉バスを御利用いただきたいというふうに考えています。

○林 恭広委員 本当にそこが内規というか、制度の枠組みがもし、利用したいという方に対して弊害になってしまっただけというところも思ったものですから、そこを整えないといけないうようなお話になってるんやったら、お考えいただいたらなと思っておりますし、また、広報、今LINE等、新たな取組としてやっていただいているということは理解しておりますし、現状、この高齢者関係団体用福祉バスという貸付事業について、決算で申し上げさせていただいて、今回も質問させていただいてるんですけど、資料も要求した上で。

大変、内容でいうといいものだなというところも一定理解をしておりますので、私が言うところちょっと、若い人間がっていうふうに思われる方の中にはいらっしゃるかもしれないんですけども、正直そうは思っていたきたくありませんが、これを予算としてしぼませていきたいというふうに多く思ってるわけではないんですけど、ただ、一定程度、本当に必要なのか、必要じゃないのかっていうことを、今もやっていただいていると思いますけど、考えていただきながら広報活動、お金をかけない形でやっていただければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これ、ほかも生き生きっていうところで考えると、そういうところあろうかと思っておりますので、それも含めて考えていただけたらなと思ひます。

置いておきます。

○清水亮佑委員 議案参考資料219ページのフレイルの生きがいの部分のどこを聞きたくて、まず、大阪府がやるやつところに吹田市が乗っかってくると思ひんですけど、既存事業との連携っていう部分つ

て、どういうふうにか考えてるか教えてもらっていいですか。

○三浦いずみ高齢福祉室主幹 こちらの身体的フレイルの講演会及び教室につきましては、教室を終わられた方については継続的に運動をしていただけるように、市で行っているはつらつ体操教室ですとか、住民主体で行っておりますいきいき百歳体操につなげるという形で考えております。

○清水亮佑委員 今回の事業で講演会が50人、教室が25人規模での実施となっておりますが、この規模でどのような事業効果を検証していくのか、また、モデル事業として、今後、どのような展開を想定されているのか教えてください。

○川田美穂高齢福祉室主査 事業評価については本事業への参加人数やアンケート結果、いきいき百歳体操のグループ等につながったかなどを確認します。

また、身体的フレイルの該当者の参加者については、次年度の後期高齢者医療健康診査の結果で、身体的フレイルの該当となっていないかを確認します。

今後については、この結果を、身体的フレイルの効果的なアプローチ方法の検討材料といたします。

○小北一美委員 資料ありがとうございます。資料に基づいて何点か質問させていただきます。

高齢者生きがい対策事業の分ですけれども、高齢クラブ活動補助っていうのがあるんですけども、これ前年と比べて約106万円ぐらいの減額となっておりますけれども、この減額の要因って何なんですかね。

○高島真人高齢福祉室主幹 高齢クラブの予算が106万円ほど減額になっている理由なんですけれども、この活動補助については、吹高連に対する補助金であるとか、あとは単位高齢クラブに対する補助金というものがございます。その中で単位高齢クラブのほうが数が減ってきておりまして、それで令和7年度の実際の数字に合わせて今回算定をさせていただいて、実際に令和7年度も高齢クラブの数が減りますので、補助金の予算が減ったという形になります。

○小北一美委員 私も地元の高齢クラブの一員なんですけども、こう見えて。もう見えてるかな。だから、結局、単体の高齢クラブが減っているというのは、やっ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ぱり対象人数めっちゃ多いんですけど、なかなかそれを維持していくのが大変なところを役員の方から聞いててね。だから、その辺のところ大きな課題やなと思うんですけども、高齢クラブ加入促進とか、いろんな地域に合わせた活動の多様化に向けた、吹田市としての支援策をどのように行ってるのかって教えてほしいんですけど。

○高畠真人高齢福祉室主幹 支援策につきましては、基本的に広報活動になります。その辺で市のほうでいろいろと広報することで加入を促してきたところでございます。

また、今後につきましては、今も吹高連の方といろいろと会って、お話とかはさせていただいておりますので、また、今後につきましてはお話する中で整理していきたいと考えております。

○小北一美委員 一番下の健康・生きがい就労トライアル支援、これ、議案参考資料でも177ページにあるんですけど、これは新規事業でしたかね。新規事業で、たかだか3,000円しか予算ないんですけどね。この予算規模でこの事業の目的というか、実施に支障はないんですかね。

○三浦いずみ高齢福祉室主幹 こちらのほうが令和8年度は大阪府が伴走的に支援をしてくださるということで、市のほうでは3,000円、こちらは主には周知のチラシの費用になります。

○小北一美委員 大阪府が新年度は実施されるからということですね。

この就労トライアルは週1回から2回、一、二時間の作業とされてるんですけど、高齢者の負担や安全性はどのように確保していくつもりなんですかね。

○村山靖子高齢福祉室参事 健康・生きがい就労トライアル事業の教室の参加とか説明会の参加につきましては、市民活動災害保障制度に加入しております、市民活動をより利用しやすくするための市の保険に加入しております。

トライアル期間の雇用期間につきましては雇用になりますので、有期雇用契約の中で雇用保険に加入されているものと認識しております。

○小北一美委員 事業者側の受入れ体制は十分確保さ

れているんですかね。

○村山靖子高齢福祉室参事 事業者への説明についてはこれからということもありまして、ある一定、特別養護老人ホームであったり、施設を中心に理解を深めていきたいというふうに考えております。

今年度、2法人さんの協力を得て、試してやってみているんですけども、事業者様からも好評であるという御意見も頂いておりますので、メリット等を周知をして拡充していきたいというふうに考えております。

○小北一美委員 次、もう一つの資料の重層的支援体制整備事業の高齢福祉室所管の分から2点ぐらい聞きますね。

ナンバー4の包括的支援の事業ですけども、これは結構476万5,000円、前年度に比べると減額になったんです。この要因は何なんですかね。

○竹田陽一高齢福祉室主幹 この包括的支援事業は主に地域包括支援センターの委託料とかいろいろそのようなものを、必要経費として含まれている中でございます。

令和7年度につきましては、我々高齢福祉室内にある基幹型センターを使用している市民の方や地域包括支援センターから相談を受けたときに入力する総合相談の入力システムがございまして、それが標準化に対応する必要がございましたので、一旦、予算を取った次第ですが、令和8年度はそれが不要になって、その部分が減額になったということでございます。

○小北一美委員 予算がちよっと減ってるので、あれっと思ったんですけども、高齢者相談の需要って結構増えてると思うんですけど、それに対応するのに当たって、この減額はあんまり影響ないと、体制縮小ではないということに捉えていいんですかね。

○竹田陽一高齢福祉室主幹 これ、システムのほうは極めて技術的な、いわゆる総合相談のシステムを入力するに当たって、住民情報と連携するということでございますので、特に相談分野において何らかの影響を及ぼすところはございません。

ちなみに実際標準化で予算を取ったんですが、精査の結果、その必要はないということで、今年減額

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

補正しております。

○**小北一美委員** あと1点、7番の千里ニュータウンプラザの管理事業、これは逆に823万9,000円の増額となっておりますので、この増額の要因教えてもらえますかね。

○**中西典代高齢福祉室主幹** こちらなんですけども、千里ニュータウンプラザ、PFI方式で造られておまして、千里ニュータウンプラザ内にある施設で各費用を分担しているんですけども、令和8年度につきまして、その中で修繕関係を令和8年度にあちこちされる御予定ということで計画が上がってまして、その分、金額が高くなっていて、それを各入っている施設で案分した結果、こндаけ高くなっているということになっております。

○**玉井美樹子委員** 資料もありがとうございました。

先に、先ほど出ていた生きがい就労トライアルのところで、令和7年度は2法人がやっていて、受けてくれているほうは比較的好評ということなんですけども、実際にここに就労で行かれる方からは求められているものなんですか。何か意見はあるんでしょうか。

○**村山靖子高齢福祉室参事** 高齢者の方からのニーズっていうのは高くなっていうふうに、今回市報で募集して、20人の定員のところ26人、お断りした方もいらっしゃったんですけども、申込みが多かったという状況と、あと、受けていただいた方、2法人しかなかったんで、お住まいから遠いところの方なんかは来ていただけないということにもつながったんですけども、お仕事をされた方が6人いらっしゃるんですけども、お小遣いができて生きがいにつながったり、その後、3か月の後に就労につながった方もいらっしゃいまして、少し今まで就労まで期間が空いてただけですけども、こういう機会があってチャレンジすることで新たに就労することができたというような感想も頂いております。

○**玉井美樹子委員** 取られていたアンケートでは働きたいっていう人は40%ぐらいしかいてなくて、本来やったら就労じゃなくて、生きがいを見つけて暮らすことへの支援が私は要るんじゃないかなと思いますし、これで働いてしまうと、例えばですけど、シ

ルバー人材センターに登録しているのと、ダブってきたりとかそういうことはないんですか。仕事が重なるとか、そんなはないんですか。

○**竹本和倫高齢福祉室長** あくまでも就労トライアルということで、働ける可能性のある高齢者の方、自信のない方を掘り起こすっていうような事業でございますので、このトライアルが終わった後、働きたいということでは一般就労のほうでもありますし、シルバー人材センターのほうで登録するっていう方法もありますし、このトライアルをした中でやっぱり働くのは無理かなということで駄目になる方には中にはいらっしゃるとは思うんですけども、この期間的なサービスでございますので、そういう意味ではシルバーのほうとかぶることはなく、また、このトライアルによってシルバー人材センターの登録が進むっていうところも一つの可能性としてあるのかなと考えております。

○**玉井美樹子委員** 3,000円だけの事業ですので、様子を見ておきたいと思えますけど。予算書見てびっくりして、ゼロが足らんのかちゃうかなというふうに思ったんで、様子は見たいと思えますが、本来はその受け手側の方も人が足りないところがあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺りはよく事情は聞いていただきたいなというふうに思います。

人の確保の対策の問題です。全体的に減額されているんですけども、理由を御説明ください。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 今回の予算額につきましては、一定厳しい財政状況下ということもございますので、決算額をベースに、既存事業の金額を精査したものでございます。

また、要求資料のほうが当初予算での比較ということでしたので、掲載はしていないんですけど、今年度の補正予算ということで議案参考資料にも上げさせていただいております訪問介護等サービス提供確保支援事業というようにところも、国庫補助活用して、来年、全部繰越しになりますので、来年度実施する予算規模としては、今年度よりは少し多くなっているところでございます。

○**玉井美樹子委員** 全体としては増額ということですか

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

けど、本来、枠を設けていたけれども、できなかった理由はどのように精査されたんですかね。決算のときには使った額は少なくなっていたのは事実かなと思うんですけど、市が想定しているよりも、事業者から、例えば資格取得の支援とか、そういったことの申出が少なかったという理由は何か聞き取りないし検証されたんでしょうか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 決算の際にも申し上げたところではございますが、やはり周知といったようなところが一番大きいかと思っております。

今回、先ほど答弁させていただきました補正予算の内容というのが、対象が訪問介護事業所等に限るんですが、今やっている枠組みと重複する部分ございまして、どちらかという訪問介護事業所等については今回の補正予算のほうに乗っていただいて、それ以外の事業所というのは既存の枠組みに乗っていただくというようなことを考えております。

○玉井美樹子委員 確かに補正予算の分があるというふうには思うんですけど、体制を確保するために新しい人に同行していくとか、そもそも同行する人手が足りないとか、そういったことも起こっているかなというふうに思うんです。特に訪問のサービスのところは、高齢者の部分だけでなく、例えば、児童部の家事支援の事業を担っていたりとか、新年度スタートをしますけど、AYA世代へのところもこの訪問の事業所が担うということになってきていると思うんですね。

ところが、残念ながら事業をやっている児童部や健康医療部は人手不足についてまで検討していないという予算委員会で言うてはったんですよ。結局、福祉部が全て担うのが本当に大変なことなんだというふうに改めて思っているんですけどね。この人手不足については福祉部だけじゃなくて、ほかの部と一緒にいろんなことを考えていくこと自身も求められているんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員おっしゃっていただいていますとおり、介護事業所に対して、我々以外の部署もいろんなお願いをしているというところもございまして、これまでも我々としてはハローワ

ークとの共催で高齢福祉室と、あと障がい福祉室のほうで、合同で就職面接会や応募前説明会っていったような形で採用につながる機会設けておりますが、次年度以降、他部との連携も含めて、やり方も含めて検討はしていきたいというふうに考えております。

○玉井美樹子委員 連携して求職活動へのそういうことはやるということですけど、人手を確保していくことに当たって、計画立てるに当たっていろんなアンケートされると思うんですけど、アンケートはいつ具体化されるんですかね。もっと具体的なことを求める声もあると思うんですけど、なかなか進まないというふうに私自身は思っているんですけどね。いつ具体化されるんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 アンケートということで事業所実態調査のことをおっしゃっていただいているかと思いますが、今まさに調査をしている最中でございまして、一定回答数も、途中にはなりますが、前回調査時よりも一定多くいただいているところもございまして、今度の第10期計画策定の際に合わせまして、今行っております既存事業を含めて効果的な施策というのは再構築する意味でも検討してまいりたいというふうに考えております。

○玉井美樹子委員 その言葉信じておきたいと思うんですけど、9期計画のときもアンケート取って具体化って言って、結局魅力アップですかね、そんなことしか、広報活動とかそういうことで、結局、また今実施しているけど、今度は10期計画って言って、結局、何か具体策は先延ばしにしていく中で、事業者はいろんな事業を受けなあかんようになってしんどくなっていくとか、人が離れていくとか。魅力を上げるって何やろうっていう、そういうことをもっと踏み込んで検討いただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○竹本和倫高齢福祉室長 委員御指摘のように、我々も事業所の方とふだんから相談しながら、いかに魅力を発信できるかっていうところで取り組んできているところではあるんですけども、なかなか人材の確保というところで実を結ぶってところが明確に見えてこないっていうところが悩ましいところでございます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

アンケートを取って実績みたいなものがなかなか実現しないというような御指摘、耳の痛いところなんですけれども、我々としてもいろんな部のほうでも介護人材に頼る状況っていうところが出てきていますので、そういったところも我々が人材確保、これから行っていく上でも、非常に心強い方針になるのではないかなとも思いますので、できる限り皆さんの意見を聞きながら、事業実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○玉井美樹子委員 その部分は置いておきたいと思います。

あと、吹一のいこいの間、公民館と一緒に思うんですけど、いこいの間の跡はどうしはるんですか。

○高島真人高齢福祉室主幹 吹一いこいの間の跡地につきましては、本年度、利活用調査を市内でさせていただきました。特に手が挙がらなかったことから、売却を前提に今進めているところでございます。

○山際順一高齢福祉室参事 補足させていただきますけれども、今委員おっしゃっていただいている吹一いこいの間ですけども、もともとこちらの市のほうに御寄附いただいたところになっております。今、主幹からありましたように、希望する部署はなかったんですけども、もともと御寄附いただいたということから、今回、希望する部署が市としてなかったという部分と、今後、売却に向けてっていう形で検討させていただくと。市の行政運営に役立てさせていただきたいということでお伺いしまして、了承をいただいております。

○玉井美樹子委員 市の行政運営に充ててくださいということで御寄附いただいていると思うので、簡単に売却なんていうことはせずに、ちゃんとその意味を説明をして、利活用調査をきちんとしていただきたいというふうに思います。

あと、高齢者の聞こえの調査等が行われていますけど、調査はするけど一緒ですよ、さっきの人材確保と。アンケートは取るけどなかなか具体化せえへんっていうのが課題かなと思っているんですけど、聞こえの調査を生かした施策というのは新年度何かあるんでしょうか。

○三浦いずみ高齢福祉室主幹 来年度につきましては新しいことは実施はないんですけども、令和6年度から耳の聞こえをチェックするアプリによる相談みたいなものを相談会で実施しておりますので、それについては継続して、聞こえの気になる方については耳鼻科への受診勧奨をしまいたいと思っております。

○玉井美樹子委員 調査をされているわけですから、補聴器購入補助とか、これ、認知症対策にもなっていくわけですよ。それ、医療的にも明らかになっていきますから、そのような検討をしていただきたいというふうに思います。

あと、吹田の介護老健施設について少しお聞きをします。

今、パブリックコメントが、間もなく終了ですけど、行われていると思いますが、パブリックコメントでいろんな意見を聞かれるのは大事なかなというふうに思うんですけど、例えば、利用者とか家族とか、利用者の中には障がいがあったり、実際、文字を書くことが不便な方とかもおられると思うんですけど、そういった利用者や家族の声はどうやって聞くんでしょうか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 実際にお声を頂く形というのがパブリックコメントになろうかと思っておりますが、今回のパブリックコメント実施に当たりまして、事業用のほう協力いただきまして利用者並びに御家族の方に対し、パブコメ実施に関する通知文のほうを送付させていただいております。

○玉井美樹子委員 いろいろ通知していただいて、きっと施設でもパブコメの用紙を置かれたりとか、いろんな工夫はされているのかなと思うんですけども、地域の中で、例えば健康講座をされたりとか、地域に開く形、認知症カフェをやられてたりとか、認知症サポーターの養成講座とか行ってきてたと思うんです。そういう意味では、地域に開かれた施設だったかなと私改めて思っているんですけど、そういった今こういうふうにパブリックコメント取りますよとかいう地域への説明なんかはどのように行われたんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 地域への説明というこ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

とでございまして、こちらに関しましてはどうしても我々もどういった団体であったり、どういった塊でっていうところで、ちょっと周知が難しかったものになりますので、特段、ここに限ってっていうところでははないところでございます。

先ほど玉井委員からおっしゃっていただいたとおり、事業団の施設のほうにパブコメの用紙を置かせていただいたりというような形で周知を図っているところでございます。

○玉井美樹子委員 それはあくまで施設の利用者で来所した人向けですよ。地域に向けて、例えば財団がこれまでやってきた健康講座のこととか、認知症サポーター養成講座の講師を、どこに講師に行かれてたんとかね。地域の施設の話ですから、方針を示すんであればね、そういったところへの説明も行われるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、今後もそういったことを実施される予定はありますか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 今御指摘ありましたように、パブリックコメントに際しまして地域の方への周知というのができていなかった部分、御指摘のとおりかと思えます。また、パブリックコメントの中でも、そういった地域活動に力を入れているというところも御意見を既に頂いておるところでありますので、関係する団体さん等につきましては、これからパブリックコメントを経て、素案が確定していく、これからまた手続を進めていく中で、周知の方法を考えていきたいと思えます。

○玉井美樹子委員 ぜひ説明はしていただきたいと思えます。

パブリックコメント取られている市の方針案の中に、見ていたら、指定管理の期間を短くするというふうに案の中で書かれてたかなと思うんですけども、それは指定管理の期間を結ぶに当たって、一体どこに該当するのが、期間を短くするということができるのかっていうことと、私は運営とかね、運営上とか経営上の大変さは物価高騰とか、そういったことの外的要因に当たるんじゃないかなというふうに思うんですけど、本来、協定、指定管理期間結んでいる以上ね、短くするとか、例えば解除するとか、そ

ういったことって相当の理由が要るのかなと思ってはるんですけど、物価高騰とかで運営そのものの大変さは、外的要因に当たると思うんですけど、それでも一定方針を出せば期間は短くするというので、条例のどこに当たるのかだけ教えてください。

○朴 裕輝福祉部総括参事 条例の明確にどこというところは、資料持ち合わせてないんですけども、協定の中で財務状況等も踏まえて、経営が難しくなる、事業が不能になるという場合については、指定期間の短縮といいますか、指定期間取消し事由に当たるという協定があったかと思えますので、その辺りに当たるのか、あるいは市の方針として、辞退をいただくのか、指定の取消しという、市からのアクションとして手続を進めていくのかは今ちょっと検討中でございます。事業担当とも調整しながら進めていきたいと思っております。

○玉井美樹子委員 さっきの運営がしんどくなるというのは外的要因に当たるんじゃないかなというふうに思うので、そこは少し調べていただきたいですし、またどこかの段階で教えていただきたいというふうに思えます。

運営が、一部、人件費がほかよりも高くなって言われてますけど、職員さんの中には新卒から一定60歳まで働かれています方もおるということで、そういう意味では安定的に人が働きやすいところになってきたから、利用者へのサービス提供ができていたんじゃないかなというふうに思えます。

例えばですけど、財団には、もちろん役員会なんかでは話しされてるかなと思うんですけど、働かされている職員さんにはどのような説明をされているのでしょうか。内容についても説明をお願いします。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 一般の職員の方に関しましては、資料のほうに書かせていただいたとおり、在り方方針の、我々がここに至った経過でございまして、どういった考え方でこういった結果にしたのかということと、まず一旦御説明のほうをさせていただきます。

その上でまた、質疑応答というような形で、職員の方から質問いただいて、それに対してお答えをするといったような説明会のほうは2回ほどさせてい

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ただいております。

また、今後も事業団のほうから、個別に座談会みたいなものが需要ということであれば、そういった要請には応えていきたいというふうに考えております。

○玉井美樹子委員 一定利用者もいますし、地域への説明もまだということですので、地域への貢献度とかいろいろなことを考えて、先ほどもあった市が方針を転換していくというふうな、方針をお持ちということなので、そこはもう少し丁寧にきちんと説明をしていくことを求めていると思います。

置きます。

○五十川有香副委員長 さっき吹一のいこいの間の話で、売却に向けて検討という答弁があったんですけど、先ほど児童部の答弁もありましたし、私も本会議で公共施設最適化の基本的な考えを確認しているんですけども、売却に向けて検討というのは、答弁としてというか認識が違うと思うんですね。そこは、答弁修正が必要だと思いますけど、いかがですか。

改めて基本的な考え方を本会議でも、私に対してというよりは、これは在り方の計画にも書かれていますので、基本的にその調査をして、希望がなかったっていうのはわかりましたけど、ほかの公益性の高い用途としての貸付け等も検討をまずしていただくんですね。それらの活用がない場合には売却も視野にっていう、最適な資産活用を進めることを基本としていますので、売却を検討するにはあまりにも、この意味を飛躍されてると思いますが、その点いかがですか。認識の点で確認です。

○山際順一高齢福祉室参事 先ほどの御答弁の中で、今副委員長からおっしゃっていただいたように、認識の部分が売却を検討という形で申し上げましたけども、おっしゃっているような貸付けと、そういった段階を踏まえて売却を視野にという形で答弁を修正させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○益田洋平委員長 ただいま理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可いたします。

引き続き、質問があれば受けます。

○五十川有香副委員長 分かりました。

次、今、老健のお話もしていただいている、私も、資料もこれまでの検討内容ということで頂いております。

今、2月に職員への説明をされた内容について御答弁いただきました。気になるのが負担金が9月に決まった後に財団に説明と書いているんですけども、その時点で、吹田市が直接的に今回のように介護施設の職員の皆様に説明をしていないのはなぜでしょうか。理由があればお答えください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 負担金の御議決いただいた後に、すぐに一般職員の方に説明をしなかったかということなんですけど、なかなか議決後、我々も在り方を検討していくというところで、9月定例会のほうでもるる答弁させていただいたところではございますが、やはりこの時点では、まだ今後の在り方っていうのが何も定まっていないとこでございましたので、一定一般職員に対して説明できる事項があまりなかったというところから、もう1点我々としては在り方が決まった段階で職員に対しては説明会をするべきだろうというようなことで今回は進めさせていただきました。

○五十川有香副委員長 やはり市の中で決まった段階ではなくて、まず、決める段階の中で、今の現状どうですかという聞き取りが十分に必要なんじゃないかなっていうふうに思います。

2月のときに2回実施されたときも様々な御意見があったかと思います。パブコメで手続の、今の案は5月定例会にっていうような案になっておりますけれども、ここの現場の影響ですね。現場の職員さん、利用者に対する影響というのは非常に大きいので、十分に声を聞くということを努力していただきたいですが、その点いかがですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 先ほど玉井委員への答弁の中でも触れさせていただきましたが、これからもこの説明会で終わるということではなくて、やはりいろんな求めがございましたら、その求めに応じた形でいろんな方法でお話というのは聞いていきたいというふうに考えております。

○五十川有香副委員長 それとあと、今、地域の方へ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

のお話のことも言っていたいていました、委員さんから。そこで、先ほどの答弁でしたら、今後、地域への説明も検討していくということですが、パブコメの期間って恐らく3月の中旬ぐらいに終わるんじゃないかなと、今の示しておられる。でも、聞いただけでというか、説明しただけで意見を取らないというか、パブコメに間に合っていないからといって説明するだけというのは当然駄目やと思うんですね。その認識は、お話をさせていただくということであれば、そういった声も十分に勘案すべきと考えますが、その点はいかがですか。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 今は既に頂いているパブリックコメントの中でも一定関係しているボランティアの方でございましたり、市民の方といった、恐らく地域の方になろうかと思いますが、そういった方々からも御意見頂いております。先ほど、今後、地域への説明というところにつきましても、在り方方針については、一定我々としては3月末に公表したいというふうに考えておりますが、その後の細かな部分でございましたりとか、一定地域のお声というのも説明会の中で聞いていきたいというふうに考えております。

○**五十川有香副委員長** 考えていますというところで、地域の声とか地域にとってどうなのか。そういったところもやっぱり方針には入っていないんじゃないかというところも御指摘があるんですね。だから、そういったことはしっかりと、パブコメにないから、取りあえず末に公表はするけど、その後聞いていくというのはそれは違うんじゃないでしょうか。3月末までにできることは十分に市として努力すべきじゃないですか。その点はいかがですか。

○**朴 裕輝福祉部総括参事** パブリックコメントの期間というのが11日までということになっておりますので、パブリックコメントで頂いた意見につきましては、そこで意見をきちんと回答させていただきたいと思っております。また、現在素案という形ですので、これをどういった形で最終的な、素案を取って、きちっとした方針にしていくかという部分については、きちっと御意見を頂いた部分を踏まえて、方針のほうに反映させるかどうか検討していきたい

と思っております。

その後、なかなか手続的に、どうしても意見を直接方針に反映させる期間というのは難しいんですけども、そういった意見を踏まえて、我々がどういった考え方でこれから進めていくのかということについて、きちんと関係者、地域の方も含めて、説明をしていきたいというふうに考えております。

○**五十川有香副委員長** 在り方の検討というのは、公表するのが目的じゃないですよ、早くに。そうではなくて、しっかりと意見聞いて、市としてどうしていくかというところに、先ほどの玉井委員さんからの御指摘も、指定管理の期間はどうかかって聞かれても、すぐに答えられない今の状況で、本当に今もう3月中旬になりかけるところで、指針は公表してというのは、あまりにも拙速過ぎると思います。しっかりと根拠示して、説明の中でも、声を聞く中でも、そういったことが行政の説明責任として必要かと思いますが、その点はいかがですか。

○**朴 裕輝福祉部総括参事** 恐らく地域の方、あるいはボランティアの方の、今、頂いている御意見の中でいいますと、そういったボランティアの活動場所として、特に吹田老健というのは非常に大きな役割を果たしていたというところが御意見多いので、そういったところについては、公募条件の中でどういう反映ができるのかということで、検討を進めたいと思います。

○**五十川有香副委員長** 十分に声を聞いて、丁寧に進めるというか、丁寧にまずは声を聞いていただきたいと改めて申し上げます。

資料を頂いていて、エッセンシャルワーカーの件はほかの委員さんも指摘をしていただいたので、私は資料を頂いてるんですけども結構です。

一応、介護保険料の収納業務でeL-QR導入ということで出されてますけれども、これについて具体的な事務作業の自動化と効率化の具体的な見込みを教えてください。

○**丸田佳代高齢福祉室主査** eL-QRの導入につきまして、事務作業の効率化というところにつきましては、今のところ令和8年度予算の中ではシステムのほうを改修させていただきまして、そちらを消し

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

込みできるようなシステムに改修いたします。

市民の方につきましては、使える収納方法が増えるという形になります。具体的に言いますと、まずクレジットカードのお支払いができるようになるというところと、それからスマートフォンの決済アプリの数が、今の時点ですけれども29種類まで増えるという形になっております。そのほか、銀行も全国の金融機関が使えるようになるというところの市民さんのメリットがございます。

○五十川有香副委員長 未収金ですか、そういったことを防ぐための効果というか、そういうのはどのようにお考えですか。

○丸田佳代高齢福祉室主査 スマートフォンの決済につきましては、今、市独自でも導入いたしておりますが、毎年大きな伸びで件数が増えているところになります。スマートフォン決済についての令和6年度の実績としましては、3,125件となっております。その前の年が1,500件ぐらいでしたので、結構大きく伸びている部分になっていくかと思えます。こちらのほうのeL-QRを導入することによりまして、収納方法が拡大しますので、収納率のアップにも寄与するかと思えます。

○五十川有香副委員長 最後、高齢者いこいの間の改修について、利用者の声というのは具体的にどのように聞かれたかお答えください。

○高島真人高齢福祉室主幹 いこいの間の改修につきましては、改修の実施前にいこいの間の管理をされているのが地区の高齢クラブになりますので、地区の高齢クラブの連合会長さんにお声がけさせていただいて、地区の方、連合会長さんのほうから集めていただいて、基本的には地区の単位高齢クラブの会長さんが大体いらっしゃいます。その中で、市のほうから、大体改修の内容などを説明させていただいて、その場でいろいろと御意見頂いて、反映できるものは工事に反映させていただくというような形でさせていただいております。

○五十川有香副委員長 反映できたもの、できなかったもので、様々な御意見頂いていると思いますけど、十分にその声というのは、1回だけ聞いて終わりとかじゃなくて、何回もやり取りをされて、丁寧に積

み上げてこられたという理解でよろしいでしょうか。

○高島真人高齢福祉室主幹 皆さんにお集まりいただいて御説明するというのは、基本1回させていただくんですけども、その後も例えば工事をする中で、いろいろと、ここどうしようというようなことがあったりしますので、その都度、地区の連合会長さんに御相談させていただいて、判断していったりしているところがございます。

○澤田直己委員 老健についてだけ聞かせてください。去年の9月に附帯決議が可決していると思うんですけど、その中では事業団に対して人件費等の経費削減、賞与、退職金の見直しを含む経営努力の徹底を求めているかと思うんですけども、これは令和7年度は、何を実行に移されたのでしょうか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 令和7年度、補正予算を御議決いただいてから、直ちに附帯決議の趣旨をお伝えして、15日にはPDFを送付という形を取らせていただいております。附帯決議の中でも事業団に求めることということを書いておられますので、恐らく配慮していただいているのかなというふうに思っておるんですけども、特に一般的な経費削減というのが既に実施されている状況で、なかなか難しいという返事を事業団のほうから頂いているのと、あと併せて具体的に明記されていまして人件費等に関しましては、なかなかこちらが直接の雇用主でないということもありまして、令和7年度はなかなか進捗が今ところ具体的に御説明できるようなものがないような状況ですが、これから5月議会に向けて、事業団とも調整を引き続き進めていきたいと思っております。

○澤田直己委員 例えば12月の賞与であったりとか、その効果というか経営努力の具体的な数字というのは、全く把握してないということですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 今、具体におっしゃっていただきましたボーナスとか、そういったところについては、今現状、何か削減ができているというような状況ではございません。

○澤田直己委員 この在り方に関する方針の中で、どこまで書いてあったか忘れましたが、事業譲渡に仮になったとしても、この附帯決議の文書というの

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

は生きてくると思うんですけど、この辺は引き続き求められるんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員おっしゃっていただいたように、この附帯決議の内容も含めまして、事業用途に係るもの等含めて、5月定例会のほうで、種々の予算のほうを計上していきたいというふうに考えております。

○澤田直己委員 その5月定例会の予算、運営費負担金のことは書いてあるのかな、見込みは幾らぐらいですか、これ。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 在り方方針のほうで試算しておりますので、恐らく数字の部分は変わってこようと思いますが、表の中でお示ししておりますのが、3.3億円が一定負担が必要になってくる部分と考えております。

○澤田直己委員 これ人件費の部分なんですけど、別に人件費が高いから駄目というわけじゃないんですけど、一応、9月のやり取りでは、民間のたしか3割増しぐらいの人件費だったと思うんですよ。これ、職員の引継ぎに関して、多分書いてはと思うんですけど、職員は引き継ぐけども処遇条件は引き継がない、今からの交渉ですけどね。この辺、もしか処遇条件は引き継がないとか、一部しか引き継がないとか、その辺の市として決めてることとか何かあるんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 あくまで公募条件等については、これからも引き続き検討していくところになります。一定、事業者の方ともいろんな、訪問してのヒアリング等もさせていただく中では、なかなか今の給与体系等を含めて、そのまま現給保障というのは難しいというふうに聞いておりますし、先般の職員への説明会等の中でも、なかなか引き継ぐとなった際には、そういった点が難しいのではないかとこのところも含めてお伝えしているところがございます。

○澤田直己委員 この在り方方針の中には、事前ヒアリングの中で、介護老人保健施設以外への転用というところへ回答した法人数が6者あると書かれておりますけども、転用といってもいろんなやり方あると思いますけども、例えば譲渡後の、マンションに

転用するとか、そういったものを防ぐ手だてというのは、どういうふうにお考えですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 この調査の中で、転用をどういったものかといいますと、基本的には介護老人保健施設で運営して、そのときの介護に対する施設の需要を見ながら、例えば医療法人さんでございましたら介護医療院というものがございまして、そういったものでございまして、特別養護老人ホームといったようなものには転用といったものを、意図しての転用というふうに考えております。

また、転用をどうやって防ぐかというところについては、貸付けにするのか、売却にするのかも含めて、一定これから検討していきたいというふうに考えております。

○澤田直己委員 事業譲渡に関して、仮に公募条件案を提示されたときに、意向あるという法人が5者いたということは、これは前向きな話かなと思います。ただ、なるべくそれは有利な条件にはしていただきたいなどは思っているんですけども、事業譲渡できるからといって、例えば、建物をただ、土地無償、大規模改修、市が負担。あれもこれも無料で市が負担でとなってくると、それやったらもう売ったほうがいいんじゃないかというね、解体費用かかるけども、1,500坪ぐらいの土地ですから、あそこを売ってしまったほうが、市民の負担を減らせるという考え方もあると思うんですけども、何か交渉に向けた方針みたいなのはあるんですか。ここだけは譲れないとか、そんなん言っていないかしらんけど。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今後の補助金について、また改めて別の会議体でも諮ることとしておりますので、なかなかどこまで申し上げていいのかというところはございますが、例えば事前ヒアリングの中でも、一定、昨年の9月定例会で結構厳しい意見を頂いているというところもあるので、今後、今おっしゃっていただいた改修費の負担金を市が出すことができるかというところについては、なかなか厳しい意見があると思いますといったようなこととございましてとか、仮に公募条件では設定しておりますように、仮に土地の部分等についても、基本的に我々としては価格提案というような形で、一定、何

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

がしかの基準で最低落札価格といったものは設定しないといけないとは考えておりますが、価格提案を含めて検討することで、一定、市場価格ののっとった形での貸付けであったり、売却というのが可能なかというふうに考えております。

○**朴 裕輝福祉部総括参事** 少し補足をさせていただきます。まず、民間に更地にして売却するほうがというお話もあったかと思うんですけども、その方針に関しましては、在り方方針の中でもお示しのとおり、介護保険施設としては、市としてまだ必要な施設だと思っておりますので、ここは一つの大きな方針として、介護保険施設、老健等一定期間続けていただく条件での公募としたいというふうに考えております。

先ほど、外山からもありましたように、我々としては、できるだけ公募条件を広く取りまして、応募者がなるべく手が挙がるような状態でいろんな提案も受けながら、価格も含めて提案を受けながら、一番いいところに決めていきたいというふうに考えております。

○**澤田直己委員** 僕も、そういうニーズもあるんですしたら、なるべく売るよりも、利用者もいらっしゃるわけですから、続けていただいたほうがいいのかなとは思いますがね。あれもこれも譲って、何か白旗上げるみたいな、それ、提案というんか、交渉にすらなっていないような案であれば、どうなのかなという思いがありますので、その辺は皆さんに頑張っていたきたいなと思っております。

僕、質問時間ないんで、あんまり全部やったらあれやけど。その方向で進めていただきたいですし、昨年、議会が9,000万円認めたのも、ただただ延命を図るのではなくって、経費削減、退職金見直し等を含めて経営努力を求めた上で賛成したという経緯もありますし、その履行が令和7年度はされてないのか、されても把握されてないだけなのか、ちょっと分かりませんが、何もないのであれば、じゃああの附帯決議は何やってんとか、可決するまではそういうことを言うけど、結局、何もされてないということにもなるのであれば、市民的には理解を得にくいです。ただただ条件を緩めて民間に譲る

ということも、普通の市民からしたら、なかなか理解は得られにくいのかなというところなんで、譲渡の方向で全然いいですけど、それありきではなくて、やっぱり市民負担を最小にする戦略というのをしっかりと練っていただいて、進めていただきたいと思っております。

○**中西勇太委員** 違う観点のところだけ。介護保険特別会計、今回のを見させてもらっても、361億1,000万円ですか、前年比等見ても5.2%増というようなところで見させてもらってるんですけど。先日の議会でもこの介護のところは、必要な方に必要な支援をしっかりとっていくという観点だけではなくて、この増額していく予算のところは、やっぱり見えていかないといけないなと思ってるんですけど、健やか年輪プランのところでも推計されてたところと比べて、この増額は見込んでいた範囲内にあるのか、それより増えているのかということとかを説明していただけたらと思います。

○**井上孝昭高齢福祉室主幹** 今回、計上させていただいている予算につきまして、計画値から大きく外れているのかという部分につきましては、そんなに大きくは外れておりません。

ただ、今回、国のほうで令和8年度の介護報酬改定、こちらは臨時の改定になるんですけども、こちらのほうが予定されておりますので、その分、約5億円を積算しております。その分を追加で計上させていただいておりますので、一部計画値よりも上昇している状況でございます。

○**中西勇太委員** 分かりました。少しちょっと上振れしてるのかなと思ったので聞いたところではあるんですが、その増加の要因というか、被保険者数が増えているのかとか、単価が増えているのかとか、その辺りで御説明いただけますか。

○**井上孝昭高齢福祉室主幹** 委員のおっしゃるように、一番大きな要因につきましては、やはり認定者数の増加が特に大きいと思っております。令和8年1月末現在で、既に認定者数は2万人を超えておりまして、毎年増えている状況でございますので、今現在のところ、給付費につきましては年々増加している状況でございます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○中西勇太委員 なかなか市でコントロールできる要因と、先ほどおっしゃったような国の改定の要因といろいろとあると思うんですが、今回、収納率を上げるためのというのは、先ほど答弁もありましたけど、介護予防のところとか、重症化防止というところでは、市でも努力できるところなのかなと思うんですが、今回、フレイルの取組とか追加でされてますけども、そういった介護予防、重症化防止改善というところ、今回、具体的にどれぐらい予算の計上されているかということと、フレイルの取組とかもそうなんですが、医療介護の取組、結果を見るのも難しいとは思いますが、ただやっぱり結果を見ずに、やりました、やりました。それで予算膨らんでいってても意味ないかなと思うので、成果指標というのはどうやってされているのかというところを、教えていただけたらと思います。

○三浦いずみ高齢福祉室主幹 指標としましては、一旦、毎年75歳以上の健康課題というのを七つこちらでは示しているんですけども、それについては毎年どのような、例えば検診の受診者がどれぐらいなのかですとか、筋骨格系の方の有病率ですとか、そういうのは把握はしてるんですけども、評価については一つ一つ、オーラルフレイル予防相談ですとか、フレイル等栄養相談なんかがあるんですけども、そちらに対する、例えば目標の達成の状況なんかを、一つの事業ずつでは評価指標はつくっている状況でございます。

○中西勇太委員 難しいこと聞きましたけど。1人当たりの介護給付費月額を、大阪の中で一番低くしますとか、例えばですよ。そういうので見たら、大阪市内とかはすごく高いと思うんですけど、そういうところと比べたら当然低いけど、箕面市さんとかと比べたらちょっと高いとか、そういったところの要因分解して、目標を設定するとかというのも一つかなかなと思うんですけど。その辺りの御見解をお聞きして終わろうかと思います。

○竹本和倫高齢福祉室長 今、計画策定している中では、給付費の分析ということもさせていただいております。なかなか介護のサービスというのは、ちょっと医療とは違っていて、ケアマネジャーという

マネジメントされる方がいらっしゃるの、基本的には適正なサービス、必要なサービスに準じているという認識でございます。

できる限り介護予防なり元気になっていただくところを念頭に置きながら、給付費をいかに、保険料を上がらないように抑えていけるかというのは、我々の課題かと思っておりますので、そういった他市との分析の状況というのも、今後、計画の中で検討していきたいと考えております。

○益田洋平委員長 質疑の途中ですが、職員入替えのため暫時休憩します。

(午後5時50分 休憩)

(午後5時53分 再開)

○益田洋平委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○玉井美樹子委員 資料も頂きました、ありがとうございます。

資料はもらってないですけど、片山・岸部障がい者相談支援センターの大規模改修の間は、どのような対応をされるのでしょうか。

○山田卓生障がい福祉室主幹 大規模改修の際は、一旦、退避をして、改修が終わりましたら元の場所に戻る予定でございます。

○玉井美樹子委員 その間は相談センターなんで、運営はどうされるんですか。

○山田卓生障がい福祉室主幹 現在、担当の地域のところの公共施設を探しているところでございますが、まだ関係部局とはまだ協議を進めているところではございませんが、その候補地を今探しているところでございます。

○玉井美樹子委員 支障のないようにしていただきたいというふうに思います。

リフト付介護タクシーのクーポンが交付されていると思うんですが、対象が在宅の障がいの方のみになっていると思います。障がいや高齢、児童の更生施設等に入所していないことが要件というふうになっているのはなぜでしょうか。

○中岡伸之障がい福祉室主査 今回、タクシーの利用券なんですけども、一応在宅の方で、自宅から外出される方というのを対象にしています。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○玉井美樹子委員 在宅は対象になってるけど、要件としているのはなぜですかって聞いたんですよ。条件は分かったんで。何か理由あるんですか、なかったらいいんですけど。

○中岡伸之障がい福祉室主査 今、私のほうでは分かりません。申し訳ないです。確認させていただいて、また後ほど回答させていただきたいです。

○玉井美樹子委員 さっきのが分かったら、もう1個聞きたいこともあるんでお願いします。

あと、資料を頂いた手話の施策推進方針のことについてです。遠隔手話に対応しているというふうに書かれていましたけど、市の窓口の手続のみの対応なんでしょうか。あと、各部ではどのように利用されているのか、把握されていたら説明をお願いします。

○清家裕子障がい福祉室主幹 遠隔手話の利用につきましては、事前に御登録をいただいた形で御利用いただくことになっているんですけども、市役所の窓口というよりは、コロナ禍等で大阪府のほうで始めた事業というところで、医療機関に行かれる際ですとか、市の設置通訳士を派遣するのではなくて、代わりに市の設置通訳士が吹田市役所から、医療機関などで通訳をさせていただくというふうになっております。

○玉井美樹子委員 それは事前の登録の方しか使えないんでしょうか。緊急対応とかはできないんですか。

○清家裕子障がい福祉室主幹 現在のところは、事前に御登録をいただいた方に御利用いただくというところで、LINEを利用した制度になっておりまして、そちらのほうに、簡単に言うと友達登録みたいなところをしていただいて、そこからビデオカメラの通話という形でしていただくようになっておりますので、いきなりというところはちょっと今、対応できていないんですけども、今後、予約不要という形でもできるようなところとかも、いろんな事業者のサービスを検討する中で、こちら、本市のほうでも実施できるように検討をしていきたいと考えております。

○玉井美樹子委員 ぜひ検討をしてほしいと思います。あと、手話講座についてお聞きをします。新年度

も同じコースで、人数も同じでしょうか。

○池田さとみ障がい福祉室主幹 人数等につきましては同じ予定でございます。ただ、ステップアップ講座につきましては、来年度時間帯のほうは変えようかなという話になっております。

○玉井美樹子委員 そのステップアップは、次、聞こうと思ってたんですけど、ステップアップ講座は時間帯は変えるけど、1回のみということでしょうか。

○池田さとみ障がい福祉室主幹 コースとしては1講座の予定になっております。

○玉井美樹子委員 ちょっとそれは残念やなと思うんですけど、会話コースの修了者の数と比べて、募集の1コースは20名なんですよ。もう1コースあったら、できる人を増やすということにはなるのかなというふうに思います。例えば、ステップアップ2コース、20名を2コースするとか、そういうふうにしていけば、育成にもつながっていくんじゃないかなというふうに思ってます。

私、今年度、会話コース、自分は修了して、申込みをしたら、ステップアップコースに当たりはしたんですけど、待ってはった人たちがいるので、20人の中でも随分、実力に開きがあって、7年間ぐらいやっている人と、まだ私みたいに入門コースあって、会話コースあって、2年、3年ぐらいの人と一緒に受けてるので、実力差もあるんですよ。検定試験をもう受けてる人とか、受けてない人とか、でもそういうことでは、やっぱり次に育成にはつながらないので、例えばステップアップ1、ステップアップ2とか、2コースつくとか、きっと講師の方がずっと同じではないので、講師料の関係とか、そんなんで難しくなっていくのかなというふうに思うんです。

講座さえやればいいじゃなくて、講座をすることで、やがて例えば市の登録制度につなげていくとか、今は大阪府全体で手話通訳の登録もされているので、通訳できるけど、どこに派遣されるか分からないから登録は控えているとか、そういう人たちもいると思うんです。例えば、吹田市がつくれれば、派遣先が吹田なら、登録制度に登録しようかなという人が出てきたりとか。でも、その前段階で人を育てていかないと、そういうことになっていくんじゃないかな

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

というふうに思うんです。

ただ、人数増えればいいってもんじゃないというのは、受けてみて思っているんですよ。20人ぐらいが、やっぱりちょうどいいやろなというのは思うので、コースを複数化するとか、それは次につなげるステップになるっていうふうに、ぜひ、障がい福祉室で捉えてほしいなと思っているんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○吉村 恵障がい福祉室長 ステップアップ講座につきましては、今年度後半から始めさせていただいた事業ということで、今、委員からも、参加していただいている御所感等も聞かせていただきましたし、また御参加いただいているほかの方からもお声をお聞きしながら、また来年度以降、どういった形が一番、この手話をさせていただく方の養成につながるのかというところを、現在は会話コースを終わった次のところの、レベル差が非常に激しい講座の間を埋めていくというところから始めたものでございますけれども、今後の様々な制度につなげていけるような養成講座はどういったものかというのは、引き続き検討していきたいと考えております。

○玉井美樹子委員 あと人材確保についてお聞きをします。

魅力発信の取組で、どれぐらいの人が確保できたのでしょうか。

○川島奈津美障がい福祉室主査 今年度、魅力発信事業に力を入れて実施させていただいたところなんですけども、それで直接何人がというところは効果検証の段階でして、今年度終わってからの報告を受けて、検証していくものと考えております。

○玉井美樹子委員 確かに効果検証はこれからというのは分かるんですが、障がいの事業所の、特に訪問するサービスのとことか、この間、予算分科会で児童部とか、健康医療部とかお聞きする中で、特に児童部の家事支援のとは、障がいの訪問サービス事業所も受けてはるということで。だけど、残念ながら事業はやってもらってるけど、福祉に関わる人材確保について、児童部は検討してないという、残念な御答弁だったんですけど。

やっぱり、福祉部だけで魅力発信していても、な

かなか伝わらないところはどうしたら、魅力がどこにあるんかみたいな、魅力がないと言われるのはどこなんかとか、もう少し、なぜ集まらないのかとかね。そうなると市全体の事業が福祉の人材が確保できないことで、ままたまなくなっていくし、今回、新年度の予算の中で、AYA世代への対応とかも、同じ事業所が受けていくことになるん違うかなと思うんですよ。新年度の予算の中では6人分というふうに言ってましたけど、やっぱりもうちょっと踏み込んだ人の確保策みたいなんを取り組まないと、事業そのものが成り立たないんじゃないかなと思ってるんですけど、検証がこれからとはいえ、同じだけで、本当に人が集まってくるのか、その辺りは検討されなかったんでしょうか。

○金崎智子障がい福祉室参事 障がいの今回させていただいた魅力発信というのは、福祉分野の中でもとりわけ、その中でも障がいのことはさらに分かっていたいていない状況があるということで、障がい福祉に特化して魅力発信をさせていただきました。ただ、福祉人材全体というところで、いずれも共通のことがあると思いますので、連携をしながら、引き続き魅力発信、情報発信に努めていきたいと思っています。

人材確保策としては、一つで何か全て解決できるというものではないというふうに認識しておりますので、これまでやってきた資格取得支援ですとか、ハローワーク等の就職面接会ということで、様々な取組を引き続き継続していきたいと思っています。

○玉井美樹子委員 いろいろ魅力発信だけではないというのは分かっているんですけども、それが残念ながら、なかなか効果としてはつながってないというのはどこから来てるのかというのは、恐らく事業者とかの声聞かれていると思うので、何が必要かは、もう少し踏み込んだ検討が必要だというふうに思いますが、そこは何も検討なかったんですか、今回。予算編成に当たって検討はなかったんですか。

○宮川公平障がい福祉室主幹 予算段階につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、魅力発信の効果検証というところを見てから、来年度以降についての取組について、検討しようと思ってい

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

るところではございますが、次年度、障がい者支援プランとか計画の策定の年度になっておりますので、ただいま事業所のほうにもヒアリングの調査をさせていただいたりといったところで、お声をそこでしっかりとお聞きした上で、今後3年間の計画期間の間に何ができるか、具体的に実効性のある取組ができるように検討してまいりたいと考えております。

○玉井美樹子委員 高齢のところも、障がいのところもそうなんですけど、プラン策定に当たって意見は聞いていきたいっていうつも言い方はなんですけど、プランの中に何か実効性があるものが生かされてきたかというたら、答えるほうも、もう答えても、結局何もないやんっていうふうな感じが感と、あの事業をやってください、受けてくださいとか、そういうことだけが積まれていくような、そういったことにはつながらないように、もう少しスピード感も持ってやっていただきたいなというふうに思います。

○益田洋平委員長 玉井委員の先ほどの質疑で保留となっていました答弁を受けることにします。

○平井圭介障がい福祉室参事 大変お待たせして失礼いたしました。

先ほどの重度障がい者のタクシー助成事業につきましてですが、こちらのほうは開始年度が1991年というときでございまして、当時、まずは在宅の方の支援をするというところで開始したものでございまして、当時の資料が細かいものが残ってなくて大変申し訳ないんですけども、それ以降、アンケート等を実施いたしまして、よりよいものということで改善を試みているところですけども、今のところまだそこに、先ほどおっしゃったような入所対象者の方等、そういったところまで及んでいないというところでございます。

○玉井美樹子委員 今、改善を試みているけれども、まだだということが分かったんですけど、入所施設が所有している福祉車両を利用して、職員が付き添っていくというようなケースもあるようですし、国の介護報酬が、職員配置は外出時の対応はしてないということもあるのかなというふうに思います。入所中にも通院することもあるだろうし、おうちへ帰省されたりとか、外泊とか、利用の必要が生じた場

合は、今現在では全額自己負担されているということですので、改善を試みているということであれば、交付対象者についても広げるべきじゃないかなというふうに思いますので、そのようなことを含めた検討が要るんじゃないでしょうか。

○平井圭介障がい福祉室参事 タクシーのほうにつきましては、ぜひ多くの方に利用していただきたいということで、今、アンケートのほうも対象者の方には実施しているところではございまして、そういったお声と、先ほど委員がおっしゃったような意見も参考にして、よりよいものにしていきたいというふうに思っております。

○五十川有香副委員長 資料をありがとうございます。エッセンシャルワーカーの支援策ということで、先ほど来の質問を聞いてますと、今回上げてこられた内容で、こちらであれば二つで、そのうち一つは国の全額補助ということですよ。

先ほどのやり取り聞いてますと、今後、これについて具体的にまた検討するというようなことでしたが、今現状でさらなるそういった支援の必要性の要望というのは、どのような要望が届いているかということと、あと、他市の状況はどの程度研究を今している段階かお答えください。

○川島奈津美障がい福祉室主査 まず、事業所からの要望ですね、今、計画策定のためのアンケートを取っておりまして、まだ集計段階ではあるんですけども、事業運営の上で難しいことというのをお聞きしておりまして、人材育成が困難であったり、事務作業が多い、専門職確保が難しいという点が6割を超えた数値で出ております。

具体的に行政に期待することとしては、賃金の引上げであったり、確保に係る費用補助、福祉のイメージ向上、労働環境改善等のお声を頂いております。こちら、市としても障がい福祉は小規模事業所がすごく多いという点がございまして、事業所の個別支援が必要ということで、現在サポート事業を令和6年度から人材確保と処遇改善の事業を併せて実施させていただいてるんですけども、こちらの分と、あとは確保と定着支援になり得る資格取得、テクノロジー等は現在あるメニューもありますので、しっか

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

り活用いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

他市状況におきましては、近隣他市、お聞きしているんですけども、北摂のほうでは多くは資格取得の関係で、補助金実施されているところが多くあるんですけども、メニューが結構限られているかなという状況です。国庫補助があるロボットやICTの事業に関しては、やっておられる市は豊中市さん、高槻市さんと、吹田市と同程度の市の規模ではやっておられるかなというところで、その他については特に大きな取組としては、豊中市さんが資格取得と応援事業という点をされているかなというところは把握しております。

**○五十川有香副委員長** 今、お声を聞いておられるという段階ですので、改めて十分に対応をお願いしたいことと、予算額で今、提案は3年平均でされている、実績とのことですけれども、もし希望者が多い場合は、しっかりと対応していただきたいなと思っておりますので、その辺りもお願いしておきます。よろしくお祈りします。

もう1個、資料を頂いている吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針の進捗状況ということで、障がい福祉室が所管されている内容という形で、私は資料を頂いています。その中で、先ほど遠隔のお話はいただいたので、同じく社会的用務の部分、その上のナンバー8については、これまでも要望しているところですけども、改めてしっかりと、聴覚障がい者の方々の要請に基づいて、他市では範囲を広く対応もされている実績もありますので、十分に他市の状況も踏まえて、吹田市としてのさらなる対応を広げていく必要があると考えますが、その点いかがでしょうか。

**○清家裕子障がい福祉室主幹** 副委員長おっしゃったように、当事者の方々からの要望というのは、これまでも強く言われているところでもございます。先ほど、玉井委員への御答弁に申し上げましたけれども、まずは登録制度というところを、本市において実施するに当たっては、人材というものがいらっやらないと、やはり派遣先を広げるというところでは

とか、そもそもの登録者制度というところを実施できるかというところ、課題がたくさんあると思っております。

現在、他市のほう、大阪府下なんですけれども、登録者制度を実施されている市がほとんどでございますので、こういった形で具体的に実施をしているのかというところで、各市の御意見、実施体制を参考にさせていただきながら、本市における実施体制をどのように組んでいけるのかというところを、しっかり検証していきたいというふうに現在考えております。

**○五十川有香副委員長** お願いします。

続いて、令和8年度の今、当初予算で見させてもらってますけれども、ナンバー16の、事業者等によるコミュニケーション手段の確保への支援というところで、期限が令和8年度の8月となっておりますけれども、予算が出ていないという状況です。これについてもしっかりと対応が必要かと思いますが、その点、いかがでしょうか。

**○十川勇志障がい福祉室主幹** 事業者に対しましては、条例の中で、市の取組に協力するよう努めることを定められているというところがあります。今後、事業者に対しまして、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を整備するよう、啓発に努めてまいりたいと思っております。具体的には、関係部局と連携しまして、事業者向けのメールマガジンの中で、条例の趣旨ですとか、合理的配慮の適切な対応についてのことというところを周知してまいりたいと思っております。

**○五十川有香副委員長** 期限は8月と、そちらで方針決められてますので、十分に対応いただきますようお願いいたします。

次、18番ですけども、これはすごく大事なと思うのが、指定管理とか、市の委託事業において、今していただいているのは合理的配慮のチェックリストの配付はされているんですけども、そのとおり実行されているかというのが、具体的に例えば市のモニタリング調査であつたりとか、そういう部分には、項目には入っていないかなと思うんですが、今、チェックの体制の現状というのは、今どうい

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

状況かお答えいただけますか。今、私の認識で合っているかも含めて。

○**金崎智子障がい福祉室参事** 現在、この指定管理者に対しましては、障がい福祉室のほうから全室課に、こういったことを周知してくださいという依頼をしているという状況で、実際されたかどうかというところでは、進捗確認をする全室課へのアンケートでは、実施状況の数ということで把握をしております。

○**五十川有香副委員長** そちらで書いていただいている取組内容が、しっかりと対応するようガイドライン化や必要な予算の計上を検討しますまで書いていただいていますので、今、周知はしているというのは分かりましたけれども、年に1回のその対応の数だけでなく、具体的にモニタリング調査に入れたりとか、しっかりとその合理的配慮の項目を、どちらにしても入れるといったような、例えばそういった事業も含めて、より充実して対応すべきじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○**山田卓生障がい福祉室主幹** 評価項目の追加につきましては、関係部局と連携して検討を進めてまいります。

○**五十川有香副委員長** ナンバー22の手話通訳者の配置については、市民病院等でほかの委員さんからも含めて様々にあったかと思いますが、市の公式ウェブサイトで、引き続き周知するだけではなくて、医療機関の方々にも、やはり吹田市の条例の、先ほど事業者に対してメルマガで周知されるとおっしゃってましたが、具体的にこういった医療機関を代表されている医師会とか3師会の方々にも、やはり条例の趣旨であったりとか、そういったことを十分に、もちろん社会的責任として知っておられることでしょうけれども、市の条例として、改めてお知らせなど、共有する必要があると考えますが、その点いかがですか。

○**平井圭介障がい福祉室参事** 副委員長おっしゃるとおり、条例の趣旨等を、医療機関の方々にも十分周知していく必要があるというふうに認識しておりますので、折を見て医師会等、そういった団体のほうにも働きかけをしていきたいというふうに思っております。

○**五十川有香副委員長** 最後に、遠隔手話などのICT技術の活用ですが、これについても今回予算がつきませんでした。質問もさせていただいてたんですけども、その点は非常に残念です。今まだ検討中で、よりよいものを提案されるということを期待したいんですが、今どのような検討状況かお答えください。

○**清家裕子障がい福祉室主幹** 現在、民間の遠隔手話通訳を実施しているサービス利用者にヒアリングを行うなどしておりますけれども、また当事者の方々の御意見も伺いながら、導入に当たっては検討を進めないといけないというふうに思っておりますので、近いうちに事業者のほうからも、新たな提案というところで、説明機会も取る予定でございますので、そちらの意見を聞いた後で、本市としてどういうふうに進めていったらいいか、どういったサービスを導入するのが、当事者の方々にとって最善になるかということ、御意見伺いながら検討を進めていって、次年度の予算要求の頃までには、結論を一定出したいというふうに考えております。

○**五十川有香副委員長** ぜひ、早期にさせていただきたいことでもありますので、次年度と言わずに早く、御理解もいただければ、十分な対応を求めさせていただきます。

置いておきます。

○**益田洋平委員長** ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第31号中、福祉部所管分、議案第34号、議案第19号中、福祉部所管分及び議案第23号に対する質疑は終了します。

○

○**益田洋平委員長** 以上で、予算常任委員会健康福祉分科会を閉会いたします。

(午後6時22分 閉会)